

尾三衛生組合ごみ処理施設整備事業
に係る環境影響評価方法書

令和8年6月

尾三衛生組合

はじめに

本環境影響評価方法書は、尾三衛生組合が計画している新たなごみ処理施設の整備事業について、「愛知県環境影響評価条例」（平成10年愛知県条例第47号）に基づき、令和8年1月に公表した「尾三衛生組合ごみ処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書」及び令和8年3月に受領した愛知県知事意見等を踏まえ、環境影響評価の対象とする項目や調査手法等を検討し、まとめたものである。

目 次

第1章 事業者の名称	1-1	(1)
第2章 対象事業の目的及び内容	2-1	(3)
2.1 対象事業の目的	2-1	(3)
2.1.1 事業の目的	2-1	(3)
2.1.2 ごみ処理施設の現状	2-2	(4)
2.1.3 ごみ処理広域化計画の概要	2-3	(5)
2.1.4 建設予定地の選定経緯	2-3	(5)
2.2 対象事業の内容	2-4	(6)
2.2.1 対象事業の種類	2-4	(6)
2.2.2 対象事業の規模	2-4	(6)
2.2.3 対象事業実施区域の位置	2-4	(6)
2.2.4 対象事業の諸元	2-7	(9)
2.2.5 対象事業が実施されるべき区域その他の事項の決定における 検討の経緯及び内容	2-16	(18)
2.2.6 対象事業に係る工事計画の概要	2-21	(23)
2.2.7 事業計画の策定時における環境配慮事項	2-22	(24)
第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況	3-1	(27)
3.1 自然的状況	3-3	(29)
3.1.1 気象・大気質その他の大気に係る環境の状況	3-3	(29)
3.1.2 騒音等に係る環境の状況	3-20	(46)
3.1.3 振動に係る環境の状況	3-23	(49)
3.1.4 悪臭に係る環境の状況	3-25	(51)
3.1.5 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況	3-25	(51)
3.1.6 地形及び地質の状況	3-34	(60)
3.1.7 地盤、地下水及び土壌の状況	3-38	(64)
3.1.8 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	3-44	(70)
3.1.9 景観、人と自然との触れ合いの活動の状況及び 地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況	3-86	(112)
3.2 社会的状況	3-99	(125)
3.2.1 人口及び産業の状況	3-99	(125)
3.2.2 土地利用の状況	3-101	(127)
3.2.3 都市計画の状況	3-105	(131)
3.2.4 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	3-108	(134)

3.2.5	交通の状況	3-110	(136)
3.2.6	学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に 必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況	3-114	(140)
3.2.7	下水道の整備の状況	3-119	(145)
3.2.8	環境の保全を目的とする法令等により指定された地域 その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の 環境の保全に関する施策の内容	3-120	(146)
3.2.9	その他都市計画対象事業に関し必要な事項	3-167	(193)
第4章	計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果	4-1	(199)
4.1	大気質	4-1	(199)
4.1.1	調査	4-1	(199)
4.1.2	予測	4-3	(201)
4.1.3	評価	4-10	(208)
4.2	景観	4-11	(209)
4.2.1	調査	4-11	(209)
4.2.2	予測	4-15	(213)
4.2.3	評価	4-27	(225)
4.3	総合評価	4-28	(226)
4.3.1	大気質	4-28	(226)
4.3.2	景観	4-28	(226)
第5章	配慮書の案についての意見書の意見の概要及び 配慮書事業者の見解	5-1	(229)
5.1	配慮書の案についての縦覧状況及び意見書の提出状況	5-1	(229)
第6章	配慮書についての縦覧状況並びに愛知県知事の意見及び 配慮書事業者の見解	6-1	(231)
6.1	配慮書についての縦覧状況	6-1	(231)
6.2	配慮書についての愛知県知事の意見及び事業者の見解	6-1	(231)
第7章	対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測 及び評価の手法	7-1	(233)
7.1	対象事業に係る環境影響評価の項目の選定及び選定理由	7-1	(233)
7.2	調査、予測及び評価の手法の選定並びに選定理由	7-8	(240)
第8章	方法書に関する業務を委託した事業者の名称、代表者の氏名 及び主たる事務所の所在地	8-1	(293)

第1章 事業者の名称

事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 : 尾三衛生組合

代表者 : 管理者 石橋 直季

所在地 : 愛知郡東郷町大字諸輪字百々51 番地 23

第2章 対象事業の目的及び内容

2.1 対象事業の目的

2.1.1 事業の目的

国は、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減等を図るため、平成9年5月に各都道府県に対して、ダイオキシン類削減対策、焼却残渣の高度処理対策、マテリアルリサイクルの推進、サーマルリサイクルの推進、最終処分場の確保対策、公共事業のコスト縮減を踏まえた、ごみ処理の広域化を推進するよう通知を行った。

これを受けて、愛知県は、平成10年10月に平成19年度までの10年間を計画期間とする「愛知県ごみ焼却処理広域化計画」を策定した。その後、市町村合併の進展やごみ処理技術の進歩を受けて、広域化ブロックの区割りの見直しを実施し、平成21年3月に「第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画」（以下、「広域化計画」という。）を策定した。

「広域化計画」では、県内を13のブロックに分け、焼却能力300t/日以上全連続炉への集約化を目指しており、尾三衛生組合（構成市町：日進市、みよし市、愛知郡東郷町）と尾張東部衛生組合（構成市：瀬戸市、尾張旭市、長久手市）の焼却施設の集約化が目標とされている。令和3年3月策定の「尾張東部・尾三地域広域化ブロックごみ処理における広域化計画」では、令和44年度に集約1施設とすることを目標としており、よって、令和43年度までは、各組合が単独でごみ処理を行う必要がある。

なお、令和3年11月には、廃棄物処理経費の縮減、気候変動対策の推進、災害への対応等の観点から、より安定的かつ効率的なごみ処理体制の構築を推進するため、愛知県は「愛知県ごみ処理広域化・集約化計画（2021年度～2030年度）」を策定しており、本計画においても、尾張東部・尾三ブロックの2焼却施設を令和15（2033）年度以降を目安に統合し、1施設による処理体制を目指すとしている。

尾三衛生組合（以下、「本組合」という。）は、日進市、みよし市及び愛知郡東郷町（以下、「構成市町」という。）を行政圏として、昭和49年にごみの共同処理を行うための一部事務組合として設立された。本組合の現有施設である東郷美化センターは、ごみ焼却施設が平成9年11月、粗大・不燃ごみ処理施設が平成11年3月に竣工し、ごみ焼却施設は老朽化が進行していたため、平成27年度から令和元年度にかけて基幹的設備改良工事（延命化工事）を実施している。令和3年度に「施設整備検討業務」を策定し、令和4年度に集約化までの整備方針を検討した結果、令和16年度稼働を目指し、新しいごみ焼却施設と粗大・不燃ごみ処理施設を整備していくこととした。

本事業は、本組合の新たなごみ処理施設の建設を目的とするものである。

2.1.2 ごみ処理施設の現状

本組合では、東郷美化センターにおいて構成市町の一般廃棄物の処理を行っている。ごみ焼却施設とリサイクルプラザ（粗大・不燃ごみ処理施設）があり、ごみ焼却施設は、平成27年度より5か年をかけて基幹的設備改良工事（延命化工事）を実施している。既存施設の概要は、表2.1.1に、位置は図2.1.1に示すとおりである。

表 2.1.1 既存施設の概要

施設名称	尾三衛生組合東郷美化センター	
所在地	愛知郡東郷町大字諸輪字百々51番地23	
施設種類	ごみ焼却施設	リサイクルプラザ (粗大・不燃ごみ処理施設)
処理対象廃棄物	可燃ごみ	粗大ごみ、金属 ^{注)}
処理能力	200 t/日 (100 t/日×2 炉)	55 t/日 (5h)
処理方式	ストーカ炉	二軸せん断、 高速回転せん断併用方式
竣工	平成9年11月	平成11年3月

注) リサイクルプラザには、ガラスびん(12t/5h)・金属缶(8t/5h)の選別設備があったが、施設維持管理費の削減のため、ガラスびんの処理設備は平成28年度から、金属缶の処理設備は平成29年度から停止している。



図 2.1.1 既存施設の位置

2.1.3 ごみ処理広域化計画の概要

県の「広域化計画」では、尾張東部・尾三ブロックの構想として尾張東部衛生組合と本組合でごみ焼却施設を集約化する方針が定められており、尾張東部衛生組合を構成する瀬戸市、尾張旭市及び長久手市と本組合の構成市町の間で協議、検討を進め、「尾張東部・尾三地域広域化ブロックごみ処理における広域化計画」（令和3年3月）（以下、「尾張東部・尾三地域広域化計画」という。）を策定している。

両組合既存施設の敷地では、集約して1施設を建設できる面積が不足している点、両組合とも既存施設の延命化目標年度終了までの期間が約10年である点から、次期施設整備時には、両組合それぞれが単独で新施設を建設する方針となった。なお、両施設は相互支援を取り入れたものとし、令和43年度までは相互支援により2施設体制で運営し、令和44年度に集約1施設として新施設の竣工・供用を開始することを目指す。

これを踏まえ、本組合では、「施設整備検討業務報告書」（令和4年3月）を作成し、延命化目標年度終了後の施設整備方針を検討した結果、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、脱炭素社会に貢献するため、令和16年度の稼働を目指し、新しいごみ焼却施設と粗大・不燃ごみ処理施設を整備していくこととした。

2.1.4 建設予定地の選定経緯

施設整備方針として、「施設整備検討業務報告書」において、既存施設の延命化目標年度終了後について、「再延命化工事あり」、「再延命化工事なし」、「施設の更新」の3案のライフサイクルコストを算出し、検討を行った。比較検討の結果、費用面では「再延命化工事あり」が最も優れた整備方針案となったが、みよし市は令和元年に、日進市は令和4年にゼロカーボン宣言を行っているのに対し、既存施設は発電設備が備わっておらず、エネルギー回収型廃棄物処理施設となっていないことなどから、国が目指す2050年カーボンニュートラルや脱炭素社会の実現を目指すため、「施設の更新」を整備方針として示すこととなった。

建設予定地については、組合敷地内で配置検討を行い、斜面安定対策工事が必要となること、計量棟や資源回収ストックヤードの移設が必要となることなどの課題はあるものの、既存施設を稼働させながら新施設の建設が可能であるとの調査結果になったため、新たな建設場所の検討は行わなかった。

なお、建設予定地は、以下の観点からも組合敷地内を選定した。

第一に、既存施設は、日進市、みよし市、東郷町の3市町の境界に位置しているため収集運搬の効率が良く、既存施設と同じ場所とすることで施設利用者への混乱も防ぐことができること。

第二に、本組合の所有地であるため新たな用地取得の必要がない、既存施設の一部を活用した一体的な整備や、既存の道路・電気等のインフラの活用が可能となるなど、コスト低減等の経済性の観点から最良であること。

第三に、既存敷地を活用することで大規模な造成の必要がないため、周辺の自然環境及び生活環境への影響を最小限とすることができる。

第2章 対象事業の目的及び内容

2.2 対象事業の内容

2.2 対象事業の内容

2.2.1 対象事業の種類

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定するごみ処理施設（ごみ焼却施設）の設置事業

2.2.2 対象事業の規模

ごみ焼却施設 処理能力：約187t/日

2.2.3 対象事業実施区域の位置

位置：愛知郡東郷町大字諸輪字百々51番地271ほか（図2.2.1及び図2.2.2参照）

面積：約7.8ha

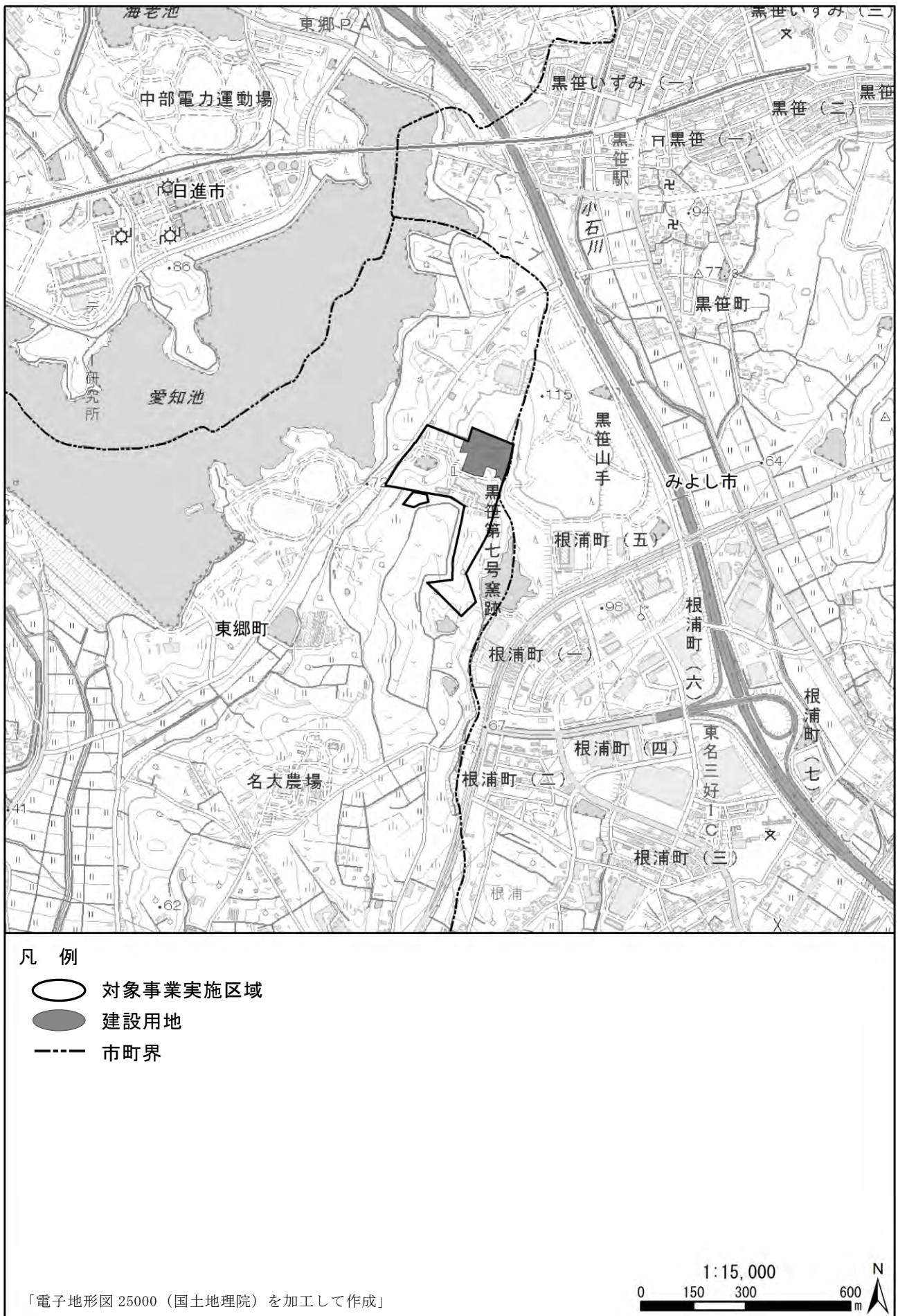


図 2.2.1 対象事業実施区域の位置

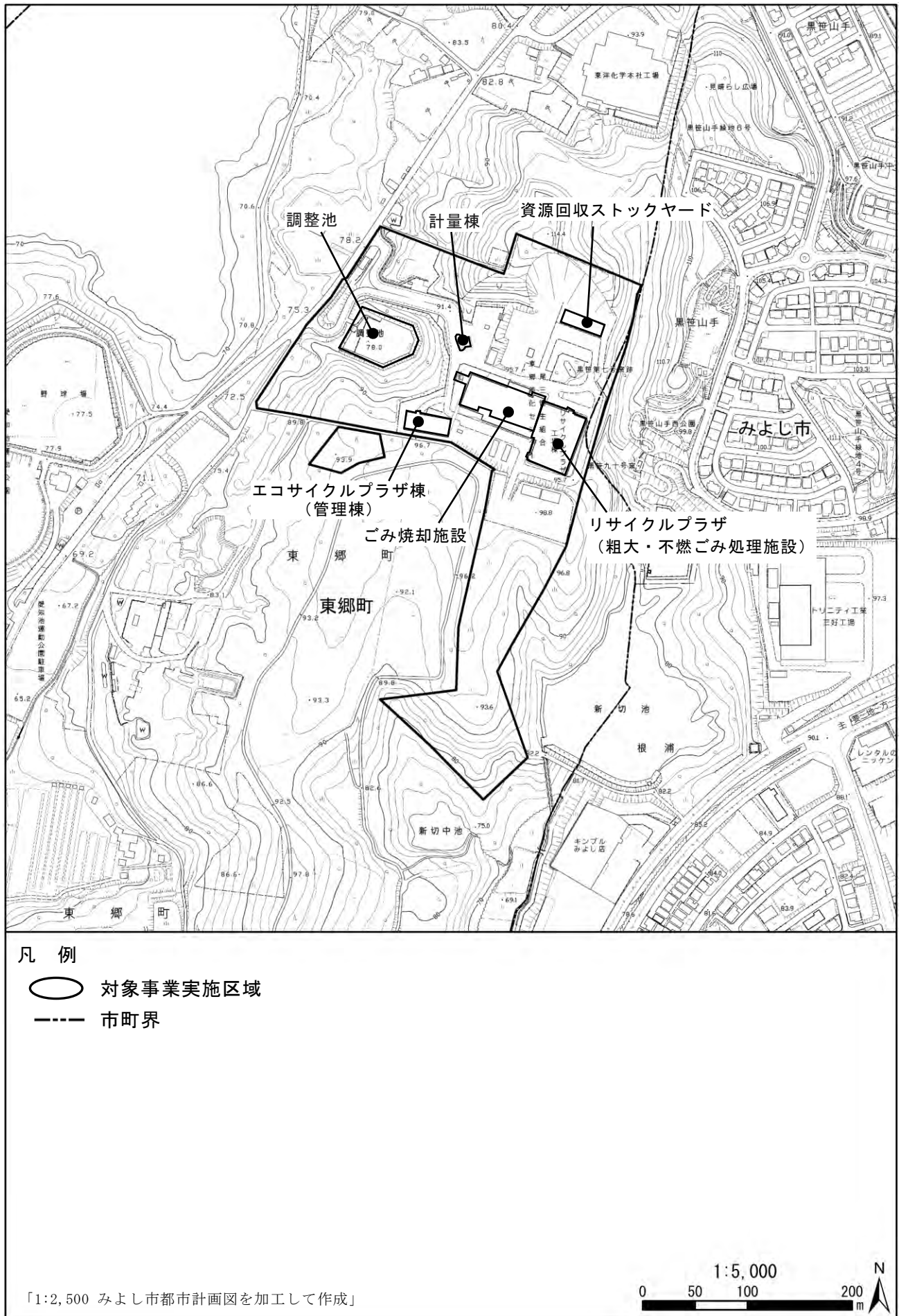


図 2.2.2 既存施設の設備配置

2.2.4 対象事業の諸元

2.2.4.1 ごみ処理施設の諸元

本事業において対象事業実施区域に設置するごみ処理施設（以下、「計画施設」という。）の諸元は、表 2.2.1 に示すとおりである。

表 2.2.1 計画施設の諸元

処理施設	項目	計画諸元
ごみ焼却施設	処理能力	187 t / 日 (93.5t/日×2 炉)
	処理方式	未定
	処理対象ごみ	可燃ごみ、粗大ごみ破砕選別可燃残渣、災害廃棄物
	公害防止設備	適切な公害防止設備を備えた施設を整備する
	煙突高さ	59m
	運転計画	24 時間連続運転
粗大・不燃ごみ 処理施設	処理能力	11t/日
	処理方式	破砕・選別処理
	処理対象ごみ	可燃性粗大ごみ、不燃性粗大ごみ、不燃物（金属）
	運転計画	5 時間運転
稼働目標年度		令和 16 年度

2.2.4.2 処理能力の算定

計画施設の処理能力については、「廃棄物処理施設整備基本構想」（令和 6 年 3 月 尾三衛生組合）（以下、「基本構想」という。）、「尾三地域循環型社会形成推進地域計画」（令和 6 年 11 月）（以下、「地域計画」という。）及び現在検討中の廃棄物処理施設整備基本計画（令和 9 年 3 月策定予定）において、以下のとおり算出している。

(1) ごみ排出量の推計

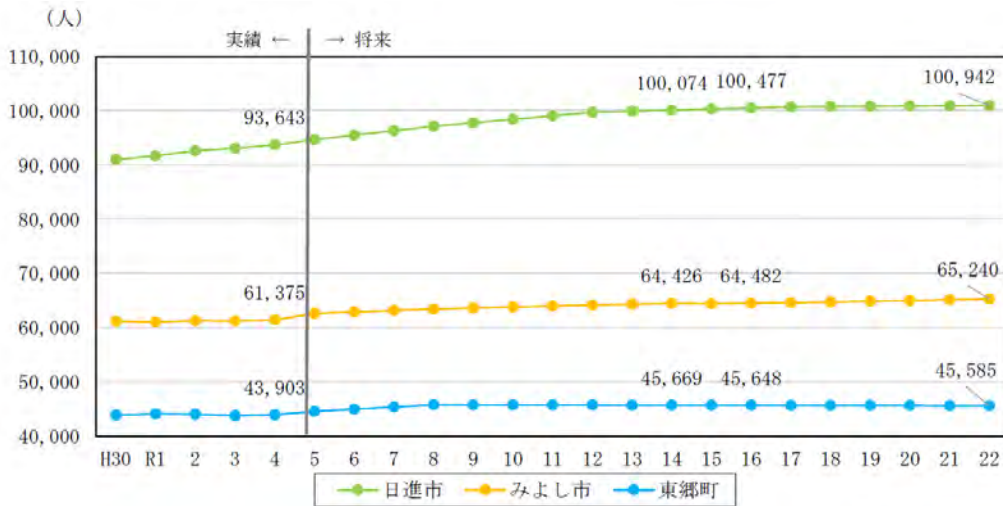
計画目標年次のごみ排出量は、「基本構想」において推計している。

計画目標年次は、「循環型社会形成推進交付金等に係る施設の整備規模について（通知）」（環循適発第 24032920 号）を参考とし、将来予測の確度や、施設の耐用年数、投資効率等を勘案して、稼働開始年度から 7 年以内で処理量が最大となる令和 22 年度としている。

構成市町の人口実績及び将来人口は図 2.2.3 に示すとおりである。令和 22 年度の構成市町の将来人口の合計は、211,767 人となっている。

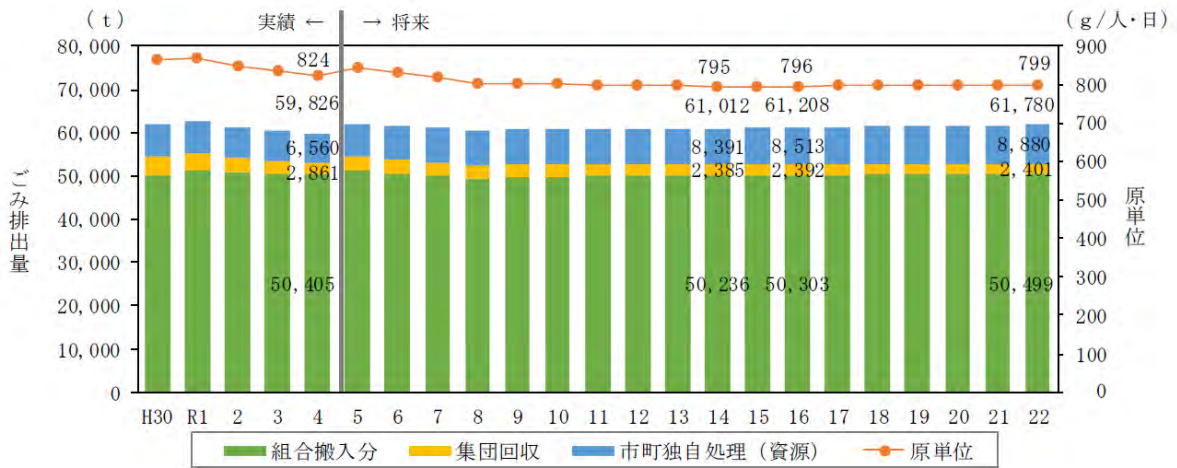
構成市町のごみ排出量の見込みは、図 2.2.4 及び表 2.2.2 に示すとおりである。令和 5 年度から令和 14 年度は「ごみ処理基本計画【令和 5（2023）年度～令和 14（2032）年度】」（令和 5 年 3 月、尾三衛生組合）で示されている将来数値を基に設定し、令和 15 年度以降の将来値は令和 14 年度の原単位の値を固定して設定している。令和 22 年度のごみ総排出量は 61,780t/年、集団回収及び市町独自処理（資源）を除いた組合搬入分は 50,499t/年となり、このうち、可燃ごみ（家庭系＋事業系）は 46,644t/年となっている。

第2章 対象事業の目的及び内容
2.2 対象事業の内容



出典：「廃棄物処理施設整備基本構想」（令和6年3月 尾三衛生組合）

図 2.2.3 人口実績及び将来人口



出典：「廃棄物処理施設整備基本構想」（令和6年3月 尾三衛生組合）

図 2.2.4 ごみ排出量の見込み

表 2.2.2 ごみ排出量の見込み

項目	年度	実績					将来			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和14年度	令和16年度	令和22年度	
人口	人	195,960	196,749	197,801	198,001	198,921	210,169	210,607	211,767	
組合搬入分	家庭系ごみ	t/年	36,206	37,157	37,726	36,716	35,812	35,196	35,263	35,459
	可燃ごみ	t/年	32,708	33,341	33,639	32,973	32,361	31,399	31,459	31,635
	不燃ごみ	t/年	1	1	0	0	0	1	1	1
	粗大ごみ	t/年	2,191	2,514	2,693	2,562	2,375	2,288	2,293	2,304
	金属	t/年	1,018	950	1,048	852	623	1,006	1,007	1,013
	陶磁器・ガラス	t/年	232	298	293	276	400	421	422	425
	乾電池	t/年	42	41	43	43	44	63	63	63
	蛍光管	t/年	14	12	10	10	9	18	18	18
	事業系ごみ	t/年	14,135	14,178	13,316	13,791	14,593	15,040	15,040	15,040
	可燃ごみ	t/年	14,070	14,142	13,284	13,762	14,560	15,009	15,009	15,009
不燃ごみ	t/年	10	8	5	2	0	3	3	3	
粗大ごみ	t/年	55	28	27	27	33	28	28	28	
家庭系ごみ+事業系ごみ	t/年	50,341	51,335	51,042	50,507	50,405	50,236	50,303	50,499	
集団回収	t/年	4,266	4,062	3,123	3,081	2,861	2,385	2,392	2,401	
市町独自処理 (資源)	t/年	7,271	7,171	7,097	6,858	6,560	8,391	8,513	8,880	
ごみ総排出量	t/年	61,878	62,568	61,262	60,446	59,826	61,012	61,208	61,780	
原単位	g/人・日	865	869	849	836	824	795	796	799	

出典：「廃棄物処理施設整備基本構想」（令和6年3月 尾三衛生組合）

(2) ごみ焼却施設

① 計画処理量

ごみ焼却施設の計画処理量は、基本構想における推計値及び既存施設の実績から以下のとおり算出した。

算定の結果は、表 2.2.3 に示すとおりである。

$$\text{計画ごみ処理量} = \text{搬入量（可燃ごみ＋破砕残さ）} + \text{手選可燃物}^*$$

※手選可燃物：直接搬入される可燃ごみ。既存施設では計量システム上、粗大ごみ搬入量として一括登録されるため、計画ごみ処理量の算出上の差し引きが生じている。

表 2.2.3 ごみ焼却施設の計画処理量（計画目標年度：令和22年度）

項目	処理量	備考
計画ごみ処理量	49,377 t/年	搬入量（可燃ごみ＋破砕可燃物＋破砕不燃物）＋手選可燃物
可燃ごみ	46,644 t/年	基本構想における推計値
破砕残さ	1,052 t/年	令和5、6年の実績値より設定
手選可燃物	1,681 t/年	令和5、6年の実績値より設定

② 施設規模

施設規模は、1日あたりに処理する能力を示し、「循環型社会形成推進交付金等に係る施設の整備規模について（通知）」（環循適発第24032920号）に基づき、次式により算定した。

算定の結果は、表 2.2.4 に示すとおりである。

$$\text{施設規模（t/日）} = \text{計画年間日平均処理量} \div \text{実稼働率}$$

- ・計画年間日平均処理量：年間処理量 ÷ 365 日
- ・実稼働率：290 日（年間実稼働日数） ÷ 365 日 ≒ 0.795
- ・年間実稼働日数：365 日 - 75 日（年間停止日数） = 290 日
- ・年間停止日数：補修整備期間 + 補修点検期間 + 全停止期間 + 故障の修理ややむを得ない一時休止 = 75 日

算出した施設規模に対し、10%を上限にした災害廃棄物処理量を見込むことができるものとする。

表 2.2.4 施設規模の算定（ごみ焼却施設）

区分	算定結果
計画年間日平均処理量	= 49,377 t/年 ÷ 365 日 ≒ 135.3 t/日
通常時の可燃ごみ処理に必要な施設規模	= 135.3 t/日 ÷ 0.795 ≒ 170.2 t/日
災害廃棄物処理量	= 通常時の可燃ごみ処理に必要な施設規模 × 10% ≒ 17.0 t/日
可燃ごみ処理に必要な施設規模	= 170.2 t/日 + 17.0 t/日 ≒ 187 t/日

(3) 粗大・不燃ごみ処理施設

① 計画処理量

粗大・不燃ごみ処理施設の計画処理量は、基本構想における推計値及び既存施設の実績から以下のとおり算出した。

算定の結果は、表 2.2.5 に示すとおりである。

$\text{計画ごみ処理量} = \text{搬入量 (粗大・不燃ごみ + 金属 + 陶磁器・ガラス)} - \text{手選可燃物}$

表 2.2.5 粗大・不燃ごみ処理施設の計画処理量（計画目標年度：令和22年度）

項目	処理量	備考
計画ごみ処理量	2,093 t/年	搬入量（粗大・不燃ごみ＋金属＋陶磁器・ガラス） －手選可燃物
粗大・不燃ごみ	2,336 t/年	基本構想における推計値
金属	1,013 t/年	基本構想における推計値
陶磁器・ガラス	425 t/年	基本構想における推計値
手選可燃物	▲1,681 t/年	令和5、6年の実績値より設定

② 施設規模

新粗大・不燃ごみ処理施設の施設規模は、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版」（平成29年4月 公益社団法人 全国都市清掃会議）より、間欠運転式ごみ焼却施設及び不燃・粗大・容器包装リサイクル施設の施設規模算出方法に準じて、次式により算出した。

算定の結果は、表 2.2.6 に示すとおりである。

$\text{施設規模 (t/日)} = \text{計画年間日平均処理量} \div \text{実稼働率} \times \text{月変動係数}$
--

- ・ 計画年間日平均処理量：年間処理量 ÷ 365 日
- ・ 実稼働率：250 日（年間実稼働日数） ÷ 365 日 ≒ 0.685
- ・ 年間実稼働日数：365 日 - 115 日（年間停止日数） = 250 日
- ・ 年間停止日数：土日 104 日 + 年末年始 5 日 + 補修整備期間 6 日 = 115 日
- ・ 月変動係数：1.15（標準的な月変動係数）

「ごみ処理施設構造指針解説」（昭和62年発行）より

表 2.2.6 施設規模の算定（粗大・不燃ごみ処理施設）

区分	算定結果
計画年間日平均処理量	= 2,093 t/年 ÷ 365 日 ≒ 5.7 t/日
通常時の施設規模	= 5.7 t/日 ÷ 0.685 × 1.15 ≒ 9.6 t/日
災害廃棄物の処理に必要な施設規模	= 9.6 t/日 × 10% [※] ≒ 1.0 t/日 ※ごみ焼却施設と同じ割合とした。
粗大ごみ及び金属の破砕・選別処理に必要な施設規模	= 9.6 t/日 + 1.0 t/日 = 10.6 t/日 ≒ 11 t/日

2.2.4.3 処理方式の選定

可燃ごみの処理方式については、「廃棄物処理施設整備基本構想」において、複数あるごみ処理方式の中から、構成市町から発生する可燃ごみを安全かつ安定的に処理でき、エネルギーの有効利用等が可能である処理方式を選定することとしている。信頼性、資源化性、適用性の3つの評価条件から評価を行った結果、抽出した5つの方式は表 2.2.7 に示すとおりである。

今後、専門家等により構成する委員会において検討を行い、処理方式を決定することとしている。

表 2.2.7 処理方式の抽出結果

処理方式	技術名称
焼却	ストーカ式
	流動床式
熔融	流動床式
	シャフト式
燃料化	バイオガス化（+焼却）

2.2.4.4 公害防止基準

既存施設及び計画施設に係る法令等による規制基準値等を表 2.2.8 に示す。本事業では排ガスについて、周辺環境への影響を可能な限り低減するため、規制基準を遵守し、かつ既存施設よりも低い自主規制値を設ける計画である。

表 2.2.8(1) 規制基準値等（大気質、悪臭、騒音、振動）

項目	単位	計画施設		既存施設		
		自主規制値	法規制値	自主規制値等	法規制値	
注1) 排ガス	ばいじん	g/m ³ N	0.01	0.08	0.02	0.08
	硫黄酸化物(SO _x)	—	20ppm	K 値=9.0 ^{注2)}	30ppm	K 値=9.0
	塩化水素(HCl)	ppm	30	430 ^{注3)}	50	430
	窒素酸化物(NO _x)	ppm	70	250 ^{注4)}	100	250
	ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	0.05	1	1	1
	水銀	μg/m ³ N	30	30	50	50
悪臭	臭気指数 (敷地境界)	—	15		15	
騒音	昼間 (8時～19時)	デシベル	60		60	
	朝・夕 (6時～8時、19時～22時)	デシベル	55		55	
	夜間 (22時～翌6時)	デシベル	50		50	
振動	昼間 (7時～20時)	デシベル	65		65	
	夜間 (20時～翌7時)	デシベル	60		60	

注1) 排ガス濃度は酸素濃度12%換算値。

注2) K 値=9.0 は、計画施設において約1,500ppm。

注3) 塩化水素の排出基準は700 mg/m³N (約430ppm)。

注4) 計画施設が「県民の生活環境の保全等に関する条例」(平成15年愛知県条例第7号)に基づく大気指定工場に該当する場合、「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導要領」(平成18年4月 愛知県)により、昭和58年6月15日以後に設置されるばい煙発生施設については、「大気汚染防止法施行規則」(昭和46年厚生省・通商産業省令第1号)第5条及び別表第3の2に定める窒素酸化物の排出基準の20%以上の低減等が求められる。

表 2.2.8(2) 規制基準値等（水質）

有害物質の種類		許容限度	
		水質汚濁防止法に基づく排水基準	上乘せ基準値
有害物質	カドミウム及びその化合物	0.03mg/L	—
	シアン化合物	1mg/L	
	有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る）	1mg/L	
	鉛及びその化合物	0.1mg/L	
	六価クロム化合物	0.2mg/L	
	砒素及びその化合物	0.1mg/L	
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L	
	アルキル水銀化合物	検出されないこと。	
	ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L	
	トリクロロエチレン	0.1mg/L	
	テトラクロロエチレン	0.1mg/L	
	ジクロロメタン	0.2mg/L	
	四塩化炭素	0.02mg/L	
	1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L	
	1,1-ジクロロエチレン	1mg/L	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L	
	1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L	
	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L	
	チウラム	0.06mg/L	
	シマジン	0.03mg/L	
	チオベンカルブ	0.2mg/L	
	ベンゼン	0.1mg/L	
	セレン及びその化合物	0.1mg/L	
	ほう素及びその化合物	海域以外10mg/L 海域230mg/L	
	ふっ素及びその化合物	海域以外8mg/L 海域15mg/L	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L（アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量）		
1,4-ジオキサン	0.5mg/L		
生活環境項目	水素イオン濃度	海域以外 5.8以上8.6以下 海域 5.0以上9.0以下	—
	生物化学的酸素要求量	160mg/L（日間平均120mg/L）	25mg/L（日間平均20mg/L）
	化学的酸素要求量	160mg/L（日間平均120mg/L）	25mg/L（日間平均20mg/L）
	浮遊物質	200mg/L（日間平均150mg/L）	30mg/L（日間平均20mg/L）
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉛油類 5mg/L	2mg/L
		動植物油脂類 30mg/L	10mg/L
	フェノール類含有量	5mg/L	1mg/L
	銅含有量	3mg/L	1mg/L
	亜鉛含有量	2mg/L	—
	溶解性鉄含有量	10mg/L	5mg/L
	溶解性マンガン含有量	10mg/L	5mg/L
	クロム含有量	2mg/L	—
	大腸菌数	日間平均800CFU/mL	—
	窒素含有量	120mg/L（日間平均60mg/L）	—
	リン含有量	16mg/L（日間平均8mg/L）	—

2.2.4.5 排ガス処理計画

自主規制値を遵守できる最新・最善の排ガス処理設備を備えた施設を整備する。

2.2.4.6 給排水計画

(1) 給水計画

給水には、プラント用水は井水又は上水、生活用水は上水を利用する計画である。

(2) 排水計画

場内で発生するプラント排水については、排水処理を行ったのち場内で使用する計画であり、公共用水域への排水は行わない。生活排水については合併処理浄化槽で処理を行ったのちに放流とする計画である。雨水は、調整池に一旦貯留したのちに、雨水管を経て公共用水域へ放流する計画である。

給排水のフローは図 2.2.5 に示すとおりである。

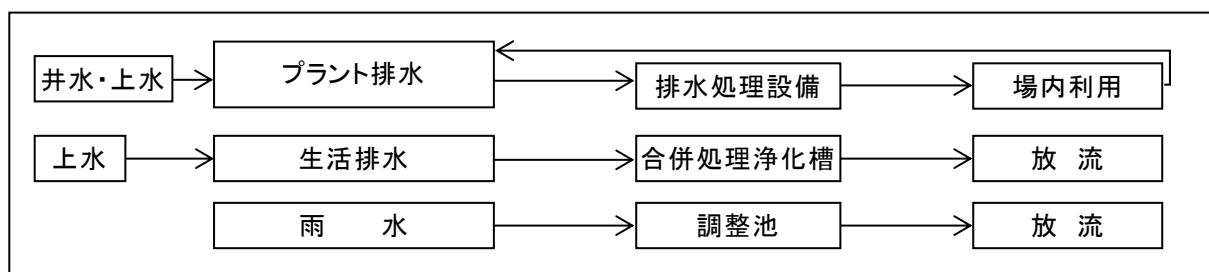


図 2.2.5 給排水フロー図

2.2.4.7 収集運搬関連

(1) 収集区域

廃棄物の収集区域は、日進市、みよし市、愛知郡東郷町の全域とする。

(2) ごみ収集車等の主な走行経路

ごみ収集車等の関係車両の想定される主な走行経路は図 2.2.6 に示すとおりである。

北側は市道打越黒笹1号線や市道黒笹諸輪線、南側は県道岩作諸輪線や町道東郷・三好線から、町道木戸畑・百々線を通して対象事業実施区域へ進入する。

また、令和6年度における既存施設へのごみ収集車等の関係車両は、日平均で約260台である。

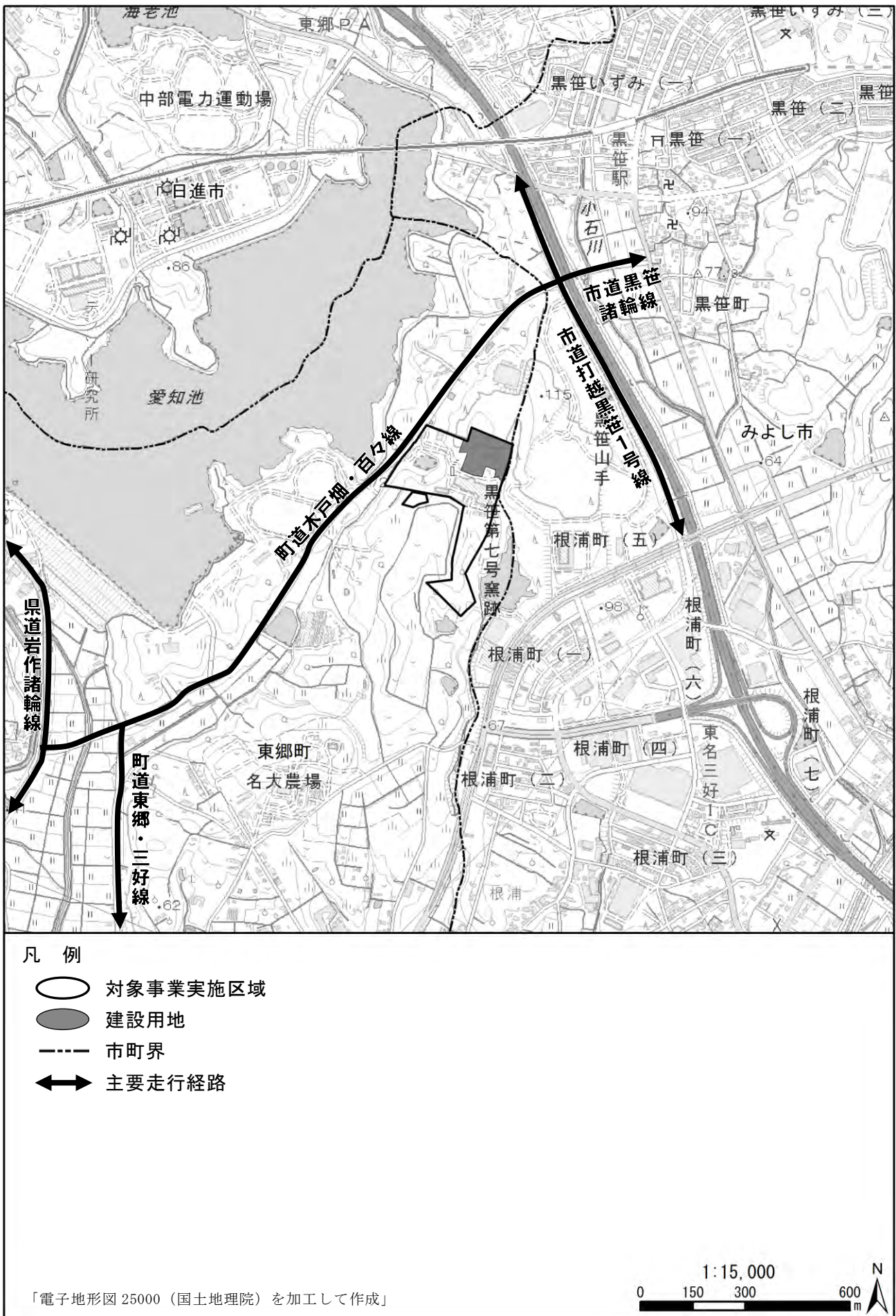


図 2.2.6 関係車両の主要走行経路

2.2.5 対象事業が実施されるべき区域その他の事項の決定における検討の経緯及び内容

2.2.5.1 対象事業が実施されるべき区域その他の事項の検討

本事業における計画案について、令和8年1月に公表した「尾三衛生組合ごみ処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書」（以下、「配慮書」という。）において、煙突配置に関する2案（煙突東側配置、煙突中央配置）を複数案として、環境面から「大気質」と「景観」について周辺環境への影響の比較検討を行った。

(1) 配慮書における複数案

配慮書では、図 2.2.7 に示す煙突配置に関する A 案（煙突東側配置）と B 案（煙突中央配置）を設定し、「大気質」及び「景観」について周辺環境への比較検討を行った。

(2) 配慮書の総合評価

計画段階配慮事項について、評価結果を整理した総合評価は、表 2.2.9 に示すとおりである。

① 大気質

大気質については、予測結果（寄与濃度）にバックグラウンド濃度を加えた将来濃度は、いずれの対象計画案においても同等の値となり、すべての項目において環境基準を下回っていることから、重大な影響が生じることはないと評価する。

② 景観

いずれの対象計画案においても景観資源及び主要な眺望点の直接改変はないことから、計画施設の存在が重大な環境影響を及ぼすことはないと評価する。

また、予測地点からの眺望景観について、景観 1 及び景観 3 については、眺望景観の変化は小さく、景観 2 及び景観 4 については、眺望景観の変化は大きいと予測する。

予測地点から計画施設を望む仰角は、景観 1 では B 案、景観 2 及び景観 3 では A 案のほうが大きく、景観 4 ではほぼ同等となっている。また、景観 1 の A 案及び B 案、景観 2 の A 案では、圧迫感を受ける目安である 10 度を上回っている。ただし、景観 1、2 ともに前述のとおり土砂の仮置き場や樹林、住宅等が手前にあり、建屋や煙突は一部が遮られ視認されないため、実際の圧迫感は小さいものと予測する。

施設の詳細な計画にあたっては、出来る限り影響を低減するように計画諸元を検討することから、いずれの対象計画案についても、眺望景観に重大な影響が生じることはないと評価する。

なお、調査、予測及び評価の結果の詳細については、「第4章 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果」に示すとおりである。

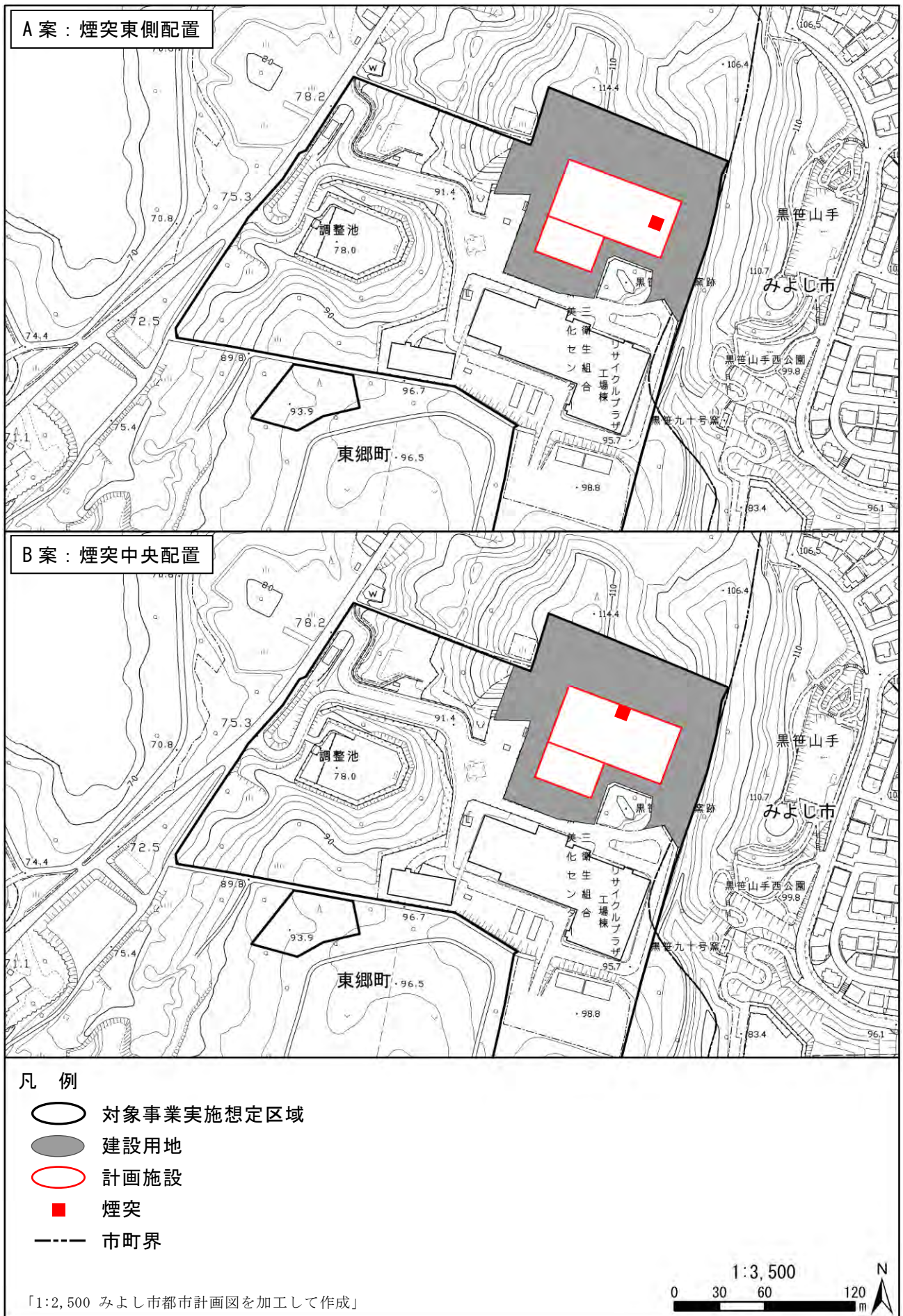


図 2.2.7 配慮書において設定した複数案

表 2.2.9 配慮書の総合評価

計画段階 配慮事項	項目		予測結果		総合評価
			A案 (煙突東側配置)	B案 (煙突中央配置)	
大気質	最大着地濃度 地点の 将来濃度 (年平均値) (寄与濃度+ バックグラウ ンド濃度)	二酸化窒素 (ppm)	0.0089		【対象計画案による比較】 いずれの対象計画案においても、予 測結果は概ね同等の値となる。 【重大な影響の有無】 環境基準を下回っていることから、 重大な影響が生じることはないの評 価する。
		浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.0132		
		ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	0.0377		
景観	景観資源及び 主要な眺望点の改変の状況		なし		【重大な影響の有無】 直接改変はないことから、計画施設 の存在が重大な環境影響を及ぼすこ とはないと評価する。
	眺望景観への 影響(仰角)	景観1 北側道路 (度)	13.9	16.0	【対象計画案による比較】 予測地点から計画施設を望む仰角 は、景観1ではB案、景観2及び景 観3ではA案のほうが大きく、景観 4ではほぼ同等となっている。 【重大な影響の有無】 景観1及び景観3については、眺望 景観の変化は小さく、景観2及び景 観4については、眺望景観の変化は 大きいと予測する。 予測地点から計画施設を望む仰角 は、景観1のA案及びB案、景観2 のA案では、圧迫感を受ける目安で ある10度を上回っている。ただ し、景観1、2ともに前述のとおり 土砂の仮置き場や樹林、住宅等が手 前にあり、建屋や煙突は一部が遮ら れ視認されないため、実際の圧迫感 は小さいものと予測する。 施設の詳細な計画にあたっては、出 来る限り影響を低減するように計画 諸元を検討することから、いずれの 対象計画案についても、眺望景観に 重大な影響が生じることはないの評 価する。
		景観2 ほのぼのテラス (度)	10.5	9.5	
		景観3 南側住宅地 (度)	6.2	5.9	
		景観4 愛知池運動公園 (度)	5.7	5.8	

2.2.5.2 対象事業が実施されるべき区域その他の事項の決定における検討結果



配慮書における複数案の比較では、大気質及び景観についてはいずれの対象計画案においても重大な影響は生じないと評価した。

また、配慮書に対し、全体的事項として「配慮書において設定された複数案を絞り込んだ経緯及びその内容について、方法書において丁寧に記載すること」、「事業計画の検討に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響をできる限り回避、低減すること」、大気質について「事業実施想定区域周辺には住宅地等が存在しており、事業の実施に伴う排出ガスにより生活環境への影響が懸念される。このため、生活環境に配慮した事業計画とするとともに、事業実施想定区域及びその周辺の大気質及び気象の状況を考慮し、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること」、景観について「計画施設及び煙突の存在に伴う景観への影響が懸念されるため、これらの形状及び色彩に配慮した事業計画とするとともに、十分な現地踏査を実施した上で、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること」などの愛知県知事意見が通知された。

これらのことを勘案し、施設配置の検討にあたっては、東側住宅地からの見え方を考慮した。なお、検討にあたっては、配慮書において設定したとおり、煙突は既存施設と同様の 59m、建屋（焼却設備）は類似事例などを参考に想定される最大の大きさとして高さ 39m としている。

施設配置に係る検討結果は、表 2.2.10 に示すとおりである。

表 2.2.10 施設配置の検討

項目	施設配置	
	A 案（煙突東側配置）	B 案（煙突中央配置）
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・煙突を含む焼却設備が北側 ・東側に煙突(59m)と建屋(39m)が近接 ・不燃物処理設備が南側 	<ul style="list-style-type: none"> ・煙突を含む焼却設備が北側 ・東側に建屋(39m)が近接 ・不燃物処理設備が南側 
東側住宅地からの見え方	<ul style="list-style-type: none"> ・煙突による仰角が 10.5 度となり、圧迫感を受ける目安である 10 度を上回る。ただし、樹林や住宅等が手前にあり、建屋や煙突は一部が遮られる。 ・東側の建屋高さは最大で 39m が想定され、既存施設より大きくなる可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・煙突による仰角が 9.5 度となり、圧迫感を受ける目安である 10 度に近い。ただし、樹林や住宅等が手前にあり、建屋や煙突は一部が遮られる。 ・東側の建屋高さは最大で 39m が想定され、既存施設より大きくなる可能性がある。
・ A 案・B 案ともに、東側住宅地への景観影響について配慮を要する。		

以上の配置検討結果から、A 案・B 案ともに、現状想定される最大の大きさを前提とした場合には、東側住宅地への景観影響について配慮を要するものであり、このため、東側住宅地から目立つ煙突位置や、建屋高さが高くなる焼却設備の配置を見直すこととした。

見直した内容は、図 2.2.8 に示すとおりであり、焼却設備よりも建屋高さが低くなると想定される不燃物処理設備の範囲を東側に配置し、焼却設備の範囲は西側、煙突は南側に配置することにより、東側住宅地からの圧迫感を軽減している。

第2章 対象事業の目的及び内容
2.2 対象事業の内容

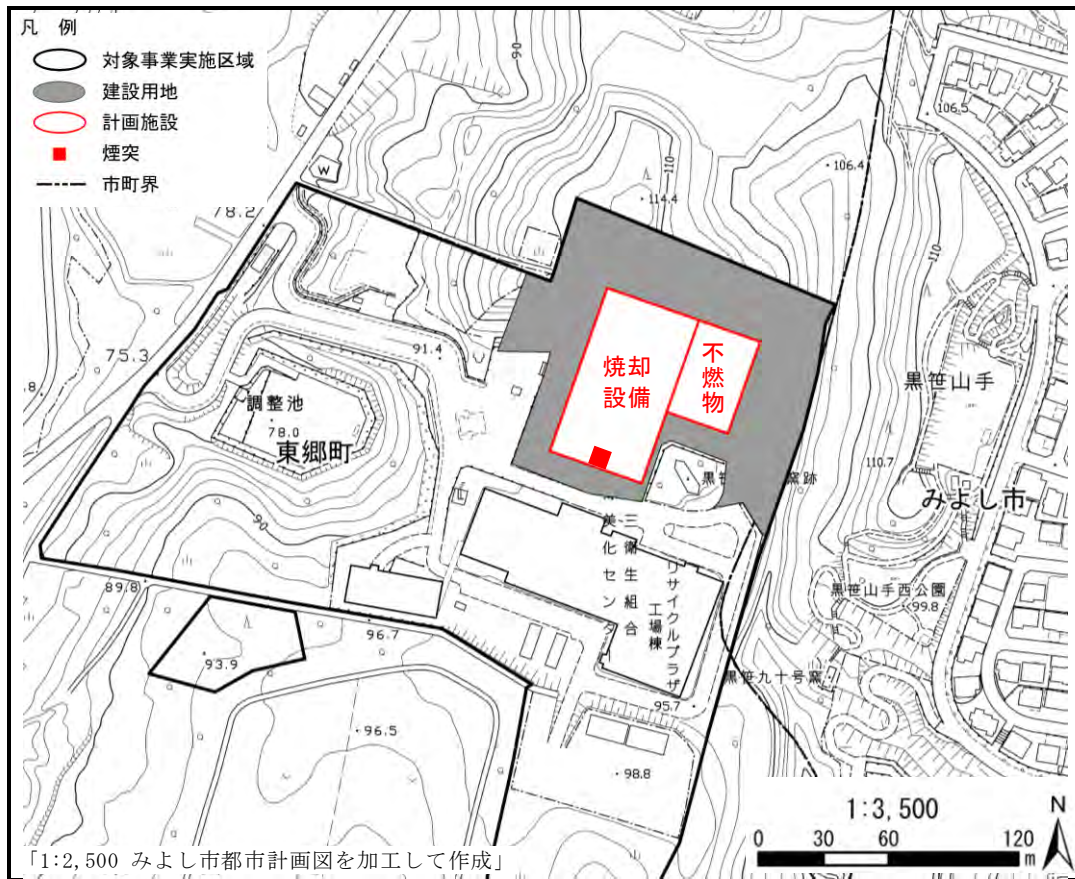


図 2.2.8 施設配置案 (参考)

2.2.7 事業計画の策定時における環境配慮事項

2.2.7.1 環境保全の配慮に係る検討の経緯

環境配慮事項は、ごみ処理計画等や他の類似事例、既存施設の実績等を踏まえ、建設・解体時の工事に係る事項として、工事中の資材等運搬車両の対策、建設機械の対策、排水対策、土壌汚染対策及び廃棄物等の対策について検討を行った。

また、供用時の施設の稼働に係る事項として、排ガス対策、廃棄物運搬車両等の対策、施設の騒音、振動及び悪臭対策、排水対策、エネルギー等の有効利用並びに環境啓発について、施設の存在に係る事項として、動植物の生息、生育環境、景観等への配慮について検討を行った。

2.2.7.2 環境保全の配慮の内容

対象事業の計画策定時における環境配慮事項は、以下に示すとおりである。

① 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持

環境の自然的構成要素である大気質、騒音、水質等を良好な状態で保持し、臭気の漏洩等を防止するための環境配慮事項を以下に示す。

〈工事中〉

- ・建設機械は、可能な限り排出ガス対策型及び低騒音型の建設機械を使用する。また、建設機械の集中稼働を避け、効率的運用に努める。
- ・工事用車両については、より低公害・低燃費車両の使用に努めるとともに、エコドライブ等を励行するよう指導・監督を行う。また、車両が集中しないよう工程の管理等を行う。
- ・建設機械の稼働等による砂の巻き上げや土砂等の飛散を防止するため、施工区域をフェンス等により仮囲いする。また、適宜散水を行って粉じんの飛散を防止する。
- ・雨水等の排水については、仮設沈砂池等を設け、適正に処理を行ったのち、既存の調整池から雨水管を経て公共用水域へ放流する。また、アルカリ性排水が発生する場合には、場内でpH調整を行ったのち、同様に放流する計画である。
- ・既存施設の解体工事にあたっては、必要に応じて散水を実施する。
- ・既存施設の解体工事にあたっては、ダイオキシン類等の飛散を防止するため、法令等に基づく飛散防止措置を講じる。

〈供用時〉

- ・高効率な排ガス処理設備の導入により、大気汚染物質の排出濃度の低減を図る。また、燃焼温度、ガス滞留時間等の管理による安定燃焼の確保に努め、ダイオキシン類の再合成防止及び除去、定期的な調査を実施して、適正に管理する。
- ・設備機器類については、低騒音型・低振動型機器の採用に努めるとともに、建屋内への配置を基本とし、騒音・振動の低減に努める。
- ・廃棄物運搬車両が出入するプラットホームの出入口は、通常時は出入口扉を閉め、車両の出入り時以外は外部と遮断することで、臭気の漏洩を最小限に抑える。
- ・ごみピット、プラットホームなどは常に負圧を保つことにより、外部への臭気の漏洩を防止する。
- ・ごみピットの空気を燃焼用空気として炉内に吹き込むことで、燃焼による臭気成分の分解を行う。

- ・焼却炉の点検等による全炉停止時等は、ごみピット内の空気を脱臭装置により処理することで臭気の漏えいを防止する。
- ・場内で発生するプラント排水については、排水処理を行ったのち場内で使用する計画であり、公共用水域への排水は行わない。生活排水については合併処理浄化槽で処理を行ったのちに公共用水域へ放流する計画である。雨水は、調整池に一旦貯留したのちに、雨水管を経て公共用水域へ放流する計画である。
- ・ごみピットは、ごみ汚水が土壌中へ浸透・流出しない構造とする。
- ・収集・運搬の委託を行う構成市町に対し、廃棄物運搬車両等は、低公害車（最新規制適合車、低燃費車両等）を可能な限り使用するように求める。

② 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全

動物及び植物に関して、重要な種を含めてその生息、生育環境を、また、地域を特徴づける生態系を保全するための環境配慮事項を以下に示す。

- ・工事中は排出ガス対策型及び低騒音型の建設機械の使用に努め、仮設沈砂池等の設置による濁水対策を実施する。
- ・改変面積を可能な限り小さくし、保全可能な部分については極力保全を図るよう配慮する。

③ 人と自然との豊かな触れ合いの確保及び地域の歴史的文化的特性を生かした快適な環境の創造

人と自然との豊かな触れ合いの場、歴史的文化的環境を保持するための環境配慮事項を以下に示す。

- ・工事にあたって、建設用地に近接する県指定史跡である黒笹7号窯に影響がないように配慮する。
- ・周辺地域との調和を図るよう、建築物の色調、デザイン等について検討する。

④ 環境への負荷を把握し、低減を図ることによる環境の保全

地球規模の環境問題に係る諸要素、廃棄物等について、環境への負荷の低減を図るための環境配慮事項を以下に示す。

〈工事中〉

- ・工事に伴って発生する廃棄物等については、種類に応じた分別を徹底し、適正に再資源化、処理及び処分を行う。
- ・工事に伴う発生土は可能な限り再使用を図り、残土の発生抑制に努める。

〈供用時〉

- ・余熱利用は場内で電力や温水等として利用するとともに、余熱等の供給や余剰電力の売電等を検討する。
- ・ごみ処理を通じて住民の学習・体験・交流を図り、ごみと環境について理解を深めるとともにごみの排出抑制、リサイクル等の意識啓発を図る。

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下、「地域特性」という。）を把握するにあたっては、図 3.1 に示す範囲（以下、「対象事業実施区域及びその周囲」という。）を基本とし、適宜、調査対象項目により適切な範囲を設定した。

なお、対象事業実施区域及びその周囲の範囲は対象事業実施区域から概ね半径 3km を基本としており、設定にあたっては本事業による環境への影響が最も広範囲に及ぶものとして考えられる煙突排出ガスの最大着地濃度出現予想距離をもとに、次の点を勘案して設定した。

- ・「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成 18 年 9 月環境省）において、煙突排出ガスによる影響の調査対象地域として、最大着地濃度出現予想距離の概ね 2 倍を見込んで設定した例が示されている。
- ・類似事例（処理能力：200t/日～660t/日、煙突実体高：59m～100m）のシミュレーションにおいて、年平均値の最大着地濃度出現予想距離が概ね 1km 程度の結果であった。

また、市町村単位で公表されている統計資料等については、愛知県愛知郡東郷町、日進市、みよし市及び豊田市の全域を範囲とした。

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況
 3.1 自然的状況

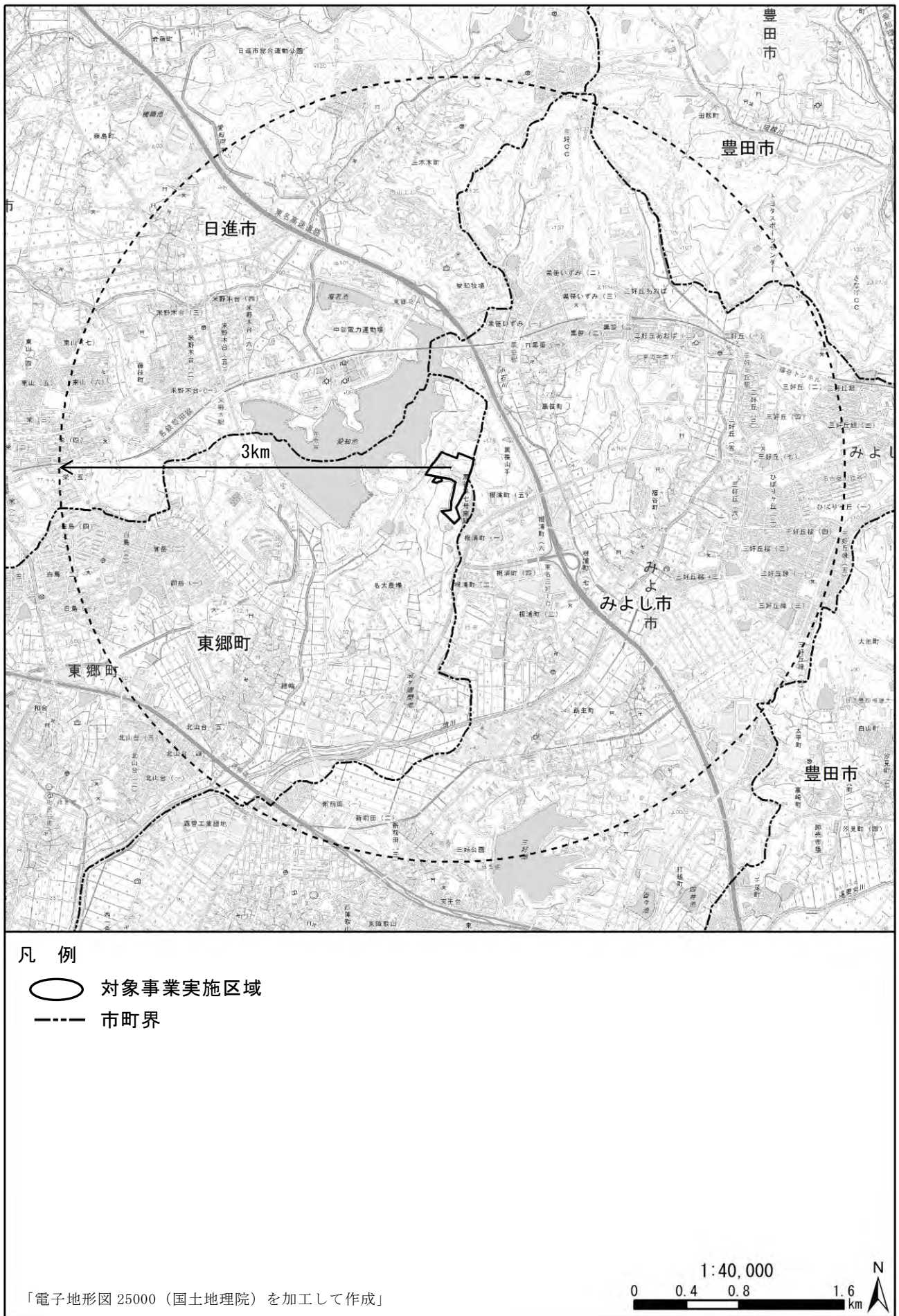


図 3.1 対象事業実施区域及びその周囲

3.1 自然的状況

3.1.1 気象・大気質その他の大気に係る環境の状況

3.1.1.1 気象

対象事業実施区域の位置する東郷町は、比較的温暖で「東郷の統計 令和7年版(2025)」(令和8年1月 東郷町)によると、令和6年の平均気温は17.1℃となっており、年間降水量は1,540.5mmと夏に多く冬に少ない太平洋岸式気候となっている。

対象事業実施区域及びその周囲には気象観測所が存在しないため、対象事業実施区域から北西に約12.2kmの位置にある名古屋地方気象台の観測結果により、気温、降水量、風向・風速及び日照時間を把握した。なお、対象事業実施区域の東北東約8.3kmに豊田地域気象観測所もあるが、周辺の地形や対象事業実施区域における過去の測定データ等と比較すると、豊田地域気象観測所は、周囲を北西～北～南東にかけて山地・丘陵に囲まれており、その中を北東から南西に向かって流れる矢作川に沿ったような主風向帯となっている。周辺が開けた名古屋地方気象台のほうが、より事業計画地に類似性が高いと考えられることから、名古屋地方気象台の観測結果により把握することとした。

名古屋地方気象台の位置は、図3.1.1に示すとおりである。

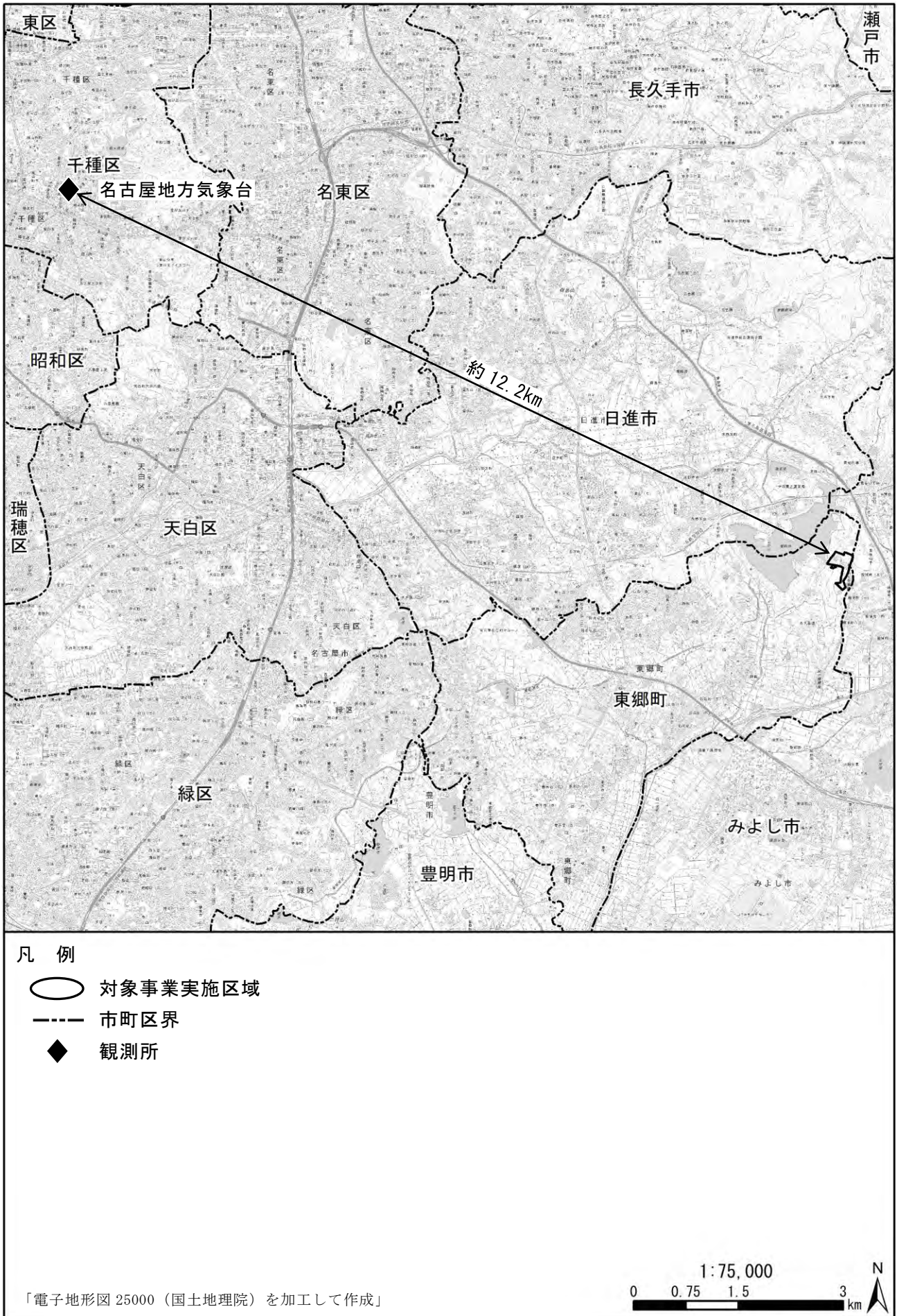


図 3.1.1 気象観測地点

(1) 気温・降水量

名古屋地方気象台における令和3～令和7年の月別平均気温は表3.1.1に、月別降水量は表3.1.2に示すとおりである。また、月別平均気温及び降水量の変化は、図3.1.2に示すとおりである。

令和3～令和7年の5年平均値は、年間平均気温が17.3℃であり、月別平均気温は8月が29.3℃で最も高く、1月が5.2℃で最も低くなっている。

また、降水量については、5年平均値は年間降水量が1,632.0mmであり、月別降水量は7月が234.5mmで最も多く、1月が30.2mmで最も少なくなっている。

表 3.1.1 名古屋地方気象台における月別平均気温（令和3～令和7年）

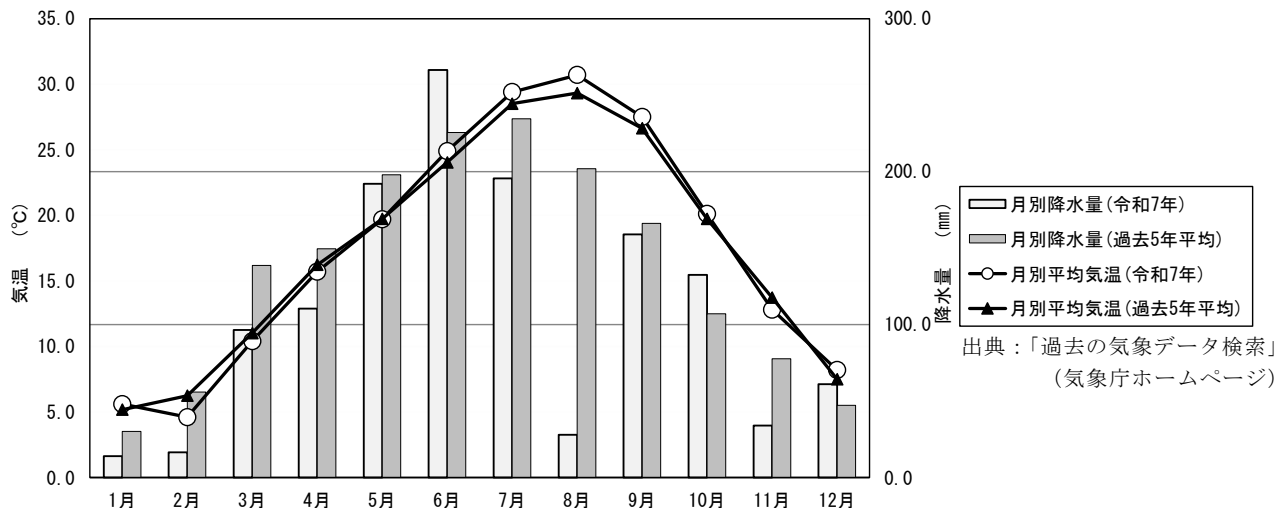
													単位：℃
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間 平均値
令和3年	5.0	7.5	12.0	15.2	19.5	23.4	27.4	27.8	24.1	19.9	13.0	7.3	16.8
令和4年	4.1	4.5	11.0	16.8	19.5	24.3	27.5	28.5	26.1	18.7	14.6	6.6	16.9
令和5年	5.2	6.5	12.7	15.9	20.2	23.8	28.9	29.4	27.3	18.3	13.6	8.4	17.5
令和6年	6.0	8.1	9.0	17.5	19.7	23.8	29.4	30.2	28.2	21.6	14.6	7.0	17.9
令和7年	5.6	4.6	10.4	15.7	19.7	24.9	29.4	30.7	27.5	20.1	12.8	8.2	17.5
平均値	5.2	6.2	11.0	16.2	19.7	24.0	28.5	29.3	26.6	19.7	13.7	7.5	17.3

出典：「過去の気象データ検索」（気象庁ホームページ）

表 3.1.2 名古屋地方気象台における月別降水量（令和3～令和7年）

													単位：mm
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間 降水量
令和3年	56.5	46.5	203.5	192.0	254.0	137.0	312.5	347.0	224.0	65.0	71.5	89.0	1,998.5
令和4年	26.0	34.0	84.5	134.5	164.0	117.5	366.5	196.0	260.0	56.0	114.0	25.0	1,578.0
令和5年	25.0	44.0	95.0	144.0	173.0	377.5	144.0	156.5	98.5	116.5	70.5	60.0	1,504.5
令和6年	29.5	138.5	213.5	166.5	206.5	229.0	154.0	282.0	89.0	165.5	98.0	1.0	1,773.0
令和7年	14.0	16.5	96.5	110.5	192.0	266.5	195.5	28.0	159.0	132.5	34.0	61.0	1,306.0
平均値	30.2	55.9	138.6	149.5	197.9	225.5	234.5	201.9	166.1	107.1	77.6	47.2	1,632.0

出典：「過去の気象データ検索」（気象庁ホームページ）



出典：「過去の気象データ検索」（気象庁ホームページ）

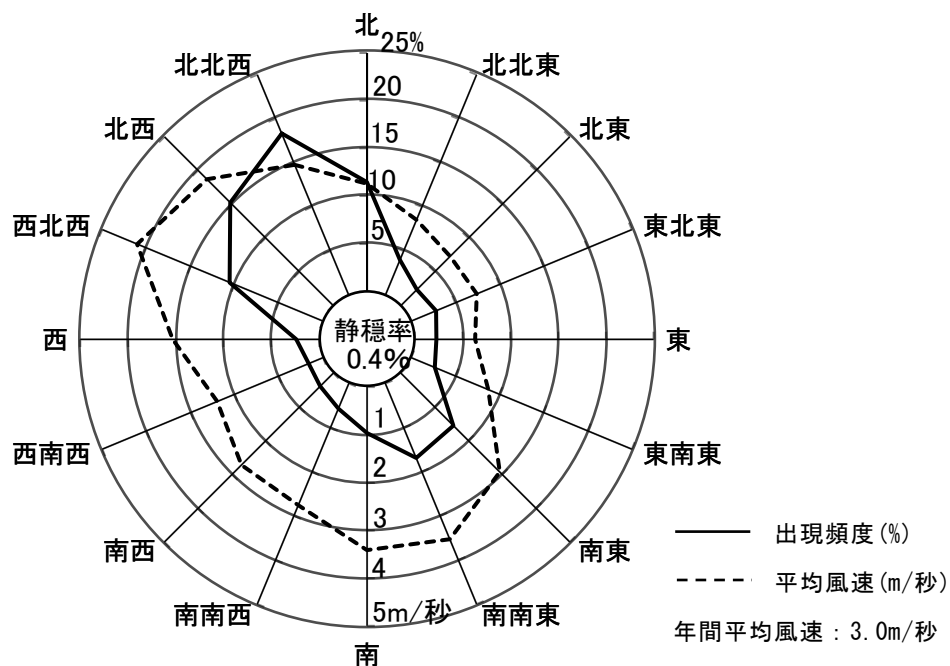
図 3.1.2 名古屋気象台における月別平均気温及び降水量（令和3～令和7年）

(2) 風向・風速

① 名古屋地方気象台

名古屋地方気象台における令和7年の風配図は、図 3.1.3 に示すとおりである。

令和7年の風配図をみると、風向出現頻度は北北西の風が18.3%と最も多く、年間平均風速は3.0m/秒となっている。



風向	北	北北東	北東	東北東	東	東南東	南東	南南東
出現頻度 (%)	11.5	4.0	2.4	2.8	2.2	2.7	7.8	8.4
平均風速 (m/秒)	2.3	1.7	1.5	1.5	1.3	1.7	2.9	3.5
風向	南	南南西	南西	西南西	西	西北西	北西	北北西
出現頻度 (%)	4.8	2.9	2.0	1.6	2.4	10.6	15.2	18.3
平均風速 (m/秒)	3.4	2.8	2.7	2.4	3.1	4.2	3.7	3.0

注) 静穏 : 0.2m/秒以下。

出典 : 「過去の気象データ検索」(気象庁ホームページ)

図 3.1.3 名古屋地方気象台における風向・風速及び出現頻度 (令和7年)

(3) 日照時間

名古屋地方気象台における令和3～令和7年の月別日照時間は、表 3.1.3 及び図 3.1.4 に示すとおりである。

令和3～令和7年の5年平均値は、年間日照時間が2,246.2時間であり、月別日照時間は7月が214.4時間で最も長く、9月が166.7時間で最も短くなっている。

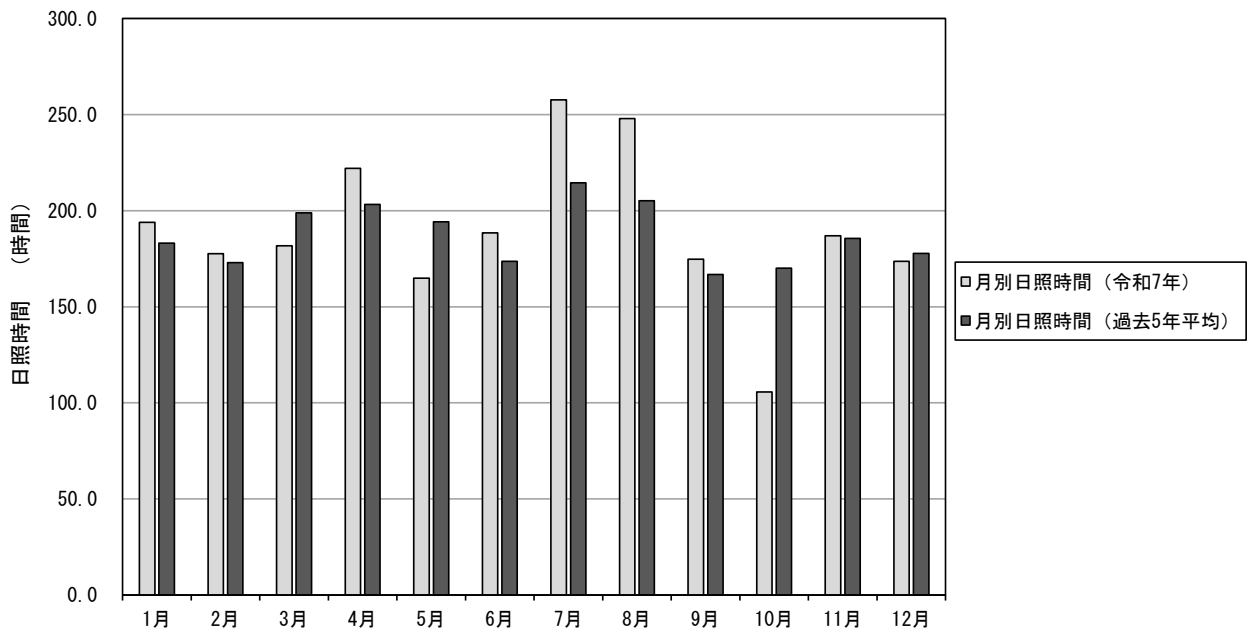
表 3.1.3 名古屋地方気象台における月別日照時間（令和3～令和7年）

単位：時間

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間日照時間
令和3年	161.7	164.8	192.8	219.5	151.9	153.7	175.2	167.1	126.1	197.1	200.2	168.0	2,078.1
令和4年	196.8	170.9	205.3	200.2	210.5	203.8	192.8	155.5	163.8	189.8	191.7	175.2	2,256.3
令和5年	186.9	191.4	213.6	202.0	225.8	128.8	241.5	216.2	181.3	217.4	182.2	191.3	2,378.4
令和6年	176.4	160.3	201.2	172.5	218.2	193.6	205.0	239.1	187.7	140.7	167.0	180.8	2,242.5
令和7年	194.0	177.6	181.8	222.1	164.9	188.5	257.7	247.9	174.8	105.7)注	187.0	173.6	2,275.6
平均値	183.2	173.0	198.9	203.3	194.3	173.7	214.4	205.2	166.7	170.1	185.6	177.8	2,246.2

注) “)”は統計を行う対象資料が許容範囲で欠けているが、上位の統計を用いる際は一部の例外を除いて正常値（資料が欠けていない）と同等に扱う（準正常値）ことを表す。

出典：「過去の気象データ検索」（気象庁ホームページ）



注) 令和7年10月のデータは準正常値（統計を行う対象資料が許容範囲で欠けているが、上位の統計を用いる際は一部の例外を除いて正常値（資料が欠けていない）と同等に扱う）。

出典：「過去の気象データ検索」（気象庁ホームページ）

図 3.1.4 名古屋地方気象台における月別日照時間（令和3～令和7年）

3.1.1.2 大気質

対象事業実施区域及びその周囲の大気質については、半径約3kmの範囲に大気汚染常時監視測定局が存在しないことから、対象範囲を広げ、図3.1.5に示す範囲に位置する大気汚染常時監視測定局4局（東郷町春木測定局、日進市五色園測定局、中部局（三軒町）、日進市上納池スポーツ公園測定局）における大気質の測定結果を用いて把握した。東郷町春木測定局、日進市五色園測定局及び中部局（三軒町）は一般局、日進市上納池スポーツ公園測定局は自動車排出ガス測定局である。常時監視測定項目は表3.1.4(1)に示すとおりである。

ダイオキシン類については表3.1.4(1)に示すとおり、東郷町春木測定局及び中部局（三軒町）で測定が実施されている。

有害大気汚染物質については、中部局（三軒町）で測定が行われている。

対象事業実施区域及びその周囲の降下ばいじん量については、表3.1.4(2)に示すとおり、みよし市で測定が実施されている。

また、みよし市では毎年異なる地点で大気汚染調査が実施されており、対象事業実施区域及びその周囲の最新の調査は、令和6年度に表3.1.4(3)に示すとおり自動車排気ガス調査が行われている。

ダイオキシン類、降下ばいじん量及びみよし市の大気汚染調査の調査地点位置は図3.1.5に示すとおりである。

表 3.1.4(1) 各大気汚染常時監視測定局における常時監視測定項目（令和6年度）

種別	測定局	測定項目						対象事業実施区域からの距離
		二酸化硫黄 (SO ₂)	二酸化窒素 (NO ₂)	浮遊粒子状物質 (SPM)	光化学オキシダント (Ox)	微小粒子状物質 (PM2.5)	ダイオキシン類	
一般局	東郷町春木測定局	—	○	○	○	○	○	約4.0km
	日進市五色園測定局	○	○	○	○	—	—	約4.2km
	中部局（三軒町）	○	○	○	○	○	○	約6.2km
自排局	日進市上納池スポーツ公園測定局	—	○	○	—	—	—	約6.2km

出典：「2024年度 大気汚染調査結果」（令和7年6月 愛知県）

「2024年度におけるダイオキシン類の環境調査及び事業者による測定の結果について」（愛知県ホームページ）

表 3.1.4(2) 降下ばいじん量測定地点（みよし市：令和6年度）

測定地点	降下ばいじん量
北部小学校	○
緑丘小学校	○

出典：「令和7(2025)年度みよしの環境【令和6(2024)年度実績】」（令和8年3月 みよし市）

表 3.1.4(3) 自動車排気ガス測定地点（みよし市：令和6年度）

測定地点	自動車排気ガス
三好公園第4駐車場 (みよし市三好町井ノ花地内)	○

調査期間：令和6年10月18日～11月7日

出典：「令和7(2025)年度みよしの環境【令和6(2024)年度実績】」（令和8年3月 みよし市）



図 3.1.5 大気汚染常時監視測定局等の位置

(1) 二酸化硫黄 (SO₂)

対象事業実施区域及びその周囲の一般環境大気測定局における二酸化硫黄の令和6年度の測定結果は表3.1.5に、過去5年間の経年変化は図3.1.6に示すとおりである。

令和6年度の測定結果をみると、すべての測定局で環境基準（短期的評価及び長期的評価）を達成している。

また、日平均値の2%除外値^{注)}の経年変化をみると、過去5年間において環境基準を達成しており、年平均値は概ね横ばいとなっている。

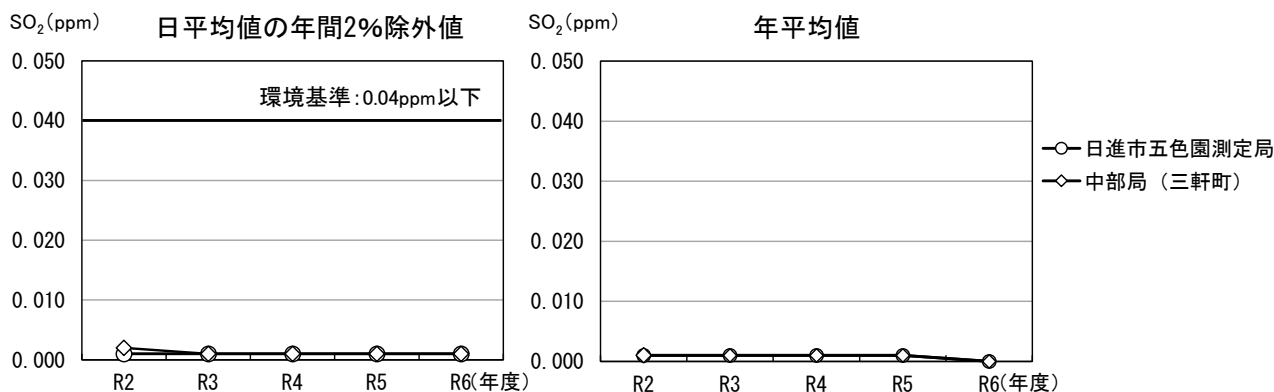
注) 1年間に測定されたすべての日平均値（欠測日を除く）を、1年間での最高値を第1番目として、値の高い方から低い方に順（降順）に並べたとき、高い方（最高値）から数えて2%分の日数に1を加えた番号に該当する日平均値。

表 3.1.5 二酸化硫黄の測定結果（令和6年度）

種別	測定局	年平均値	短期的評価				長期的評価		環境基準との比較 ^{注)}
			1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを連続して超えた日数とその割合		日平均値の2%除外値	1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	
			(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	
一般局	日進市五色園測定局	0.000	0	0.0	0	0.0	0.001	○	○
	中部局（三軒町）	0.000	0	0.0	0	0.0	0.001	○	○

注) ○は長期的評価による環境基準（日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であり、かつ、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続していないこと）達成局。

出典：「2024年度 大気汚染調査結果」（令和7年6月 愛知県）



出典：「2020年度～2024年度 大気汚染調査結果」（愛知県）

図 3.1.6 二酸化硫黄の経年変化

(2) 二酸化窒素 (NO₂)

対象事業実施区域及びその周囲の一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局における二酸化窒素の令和6年度の測定結果は表 3.1.6 に、過去5年間の経年変化は図 3.1.7 に示すとおりである。

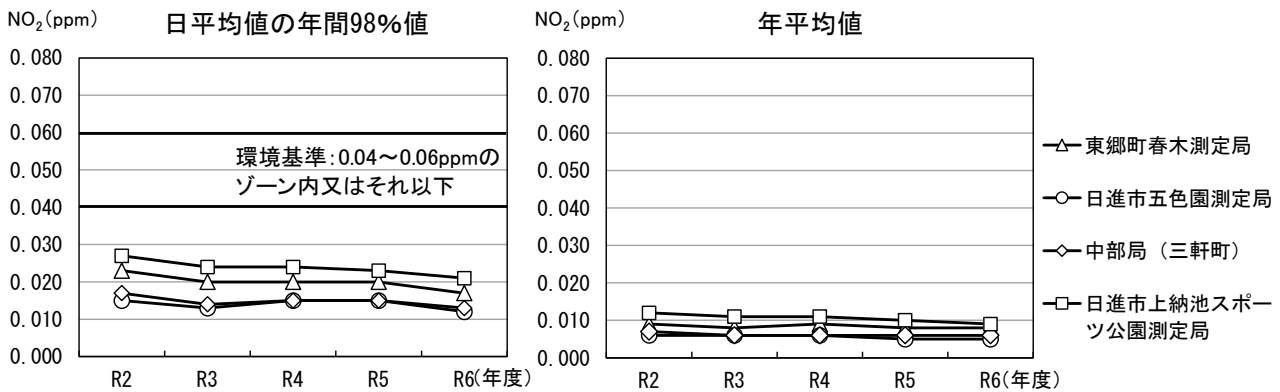
令和6年度の測定結果をみると、すべての測定局で環境基準（長期的評価）を達成している。また、日平均値の年間98%値^注の経年変化をみると、過去5年間においてすべての測定局で環境基準を達成しており、年平均値は概ね横ばいとなっている。

注) 1年間に測定されたすべての日平均値（欠測日を除く。）を、1年間での最低値を第1番目として、値の低い方から高い方に順（昇順）に並べたとき、低い方（最低値）から数えて98%目に該当する日平均値。

表 3.1.6 二酸化窒素の測定結果（令和6年度）

種別	測定局	年平均値 (ppm)	環境基準との比較				1時間値 の最高値 (ppm)	長期的評価	
			1日平均値が 0.06ppmを 超えた日数とそ の割合		1日平均値が 0.04ppm以上 0.06ppm以下の 日数とその割合			日平均値の 年間98%値 (ppm)	環境基準 との 比較 ^注 (達成○・ 非達成×)
			(日)	(%)	(日)	(%)			
一般局	東郷町春木 測定局	0.008	0	0.0	0	0.0	0.047	0.017	○
	日進市五色園 測定局	0.005	0	0.0	0	0.0	0.045	0.012	○
	中部局（三軒町）	0.006	0	0.0	0	0.0	0.040	0.013	○
自排局	日進市上納池スポ ーツ公園測定局	0.009	0	0.0	0	0.0	0.045	0.021	○

注) ○は長期的評価による環境基準（日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であること。）達成局。
出典：「2024年度 大気汚染調査結果」（令和7年6月 愛知県）



出典：「2020年度～2024年度 大気汚染調査結果」（愛知県）

図 3.1.7 二酸化窒素の経年変化

(3) 浮遊粒子状物質 (SPM)

対象事業実施区域及びその周囲の一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局における浮遊粒子状物質の令和6年度の測定結果は表 3.1.7 に、過去5年間の経年変化は図 3.1.8 に示すとおりである。

令和6年度の測定結果をみると、すべての測定局で環境基準（短期的評価及び長期的評価）を達成している。

また、日平均値の年間2%除外値の経年変化をみると、過去5年間に於いてすべての測定局で環境基準（長期的評価）を達成しており、年平均値は概ね横ばいとなっている。

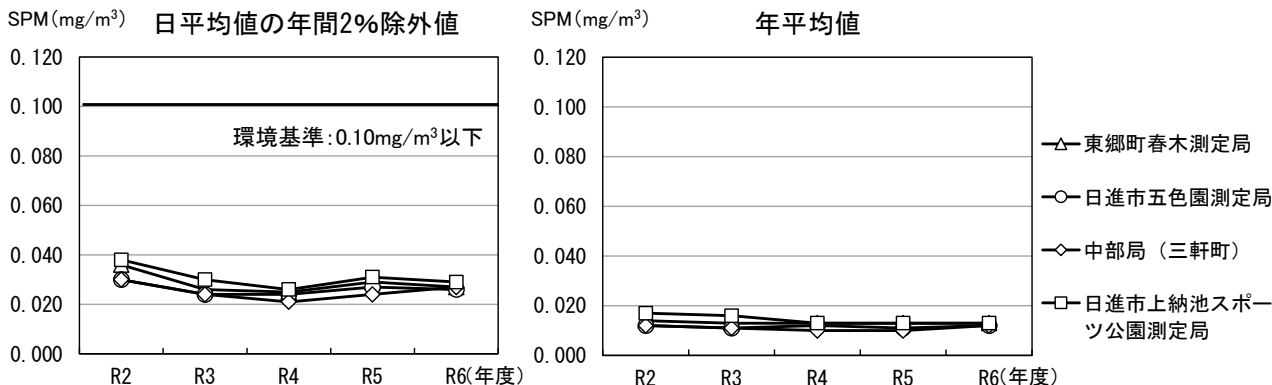
表 3.1.7 浮遊粒子状物質の測定結果（令和6年度）

種別	測定局	年平均値 (mg/m ³)	短期的評価				長期的評価			
			1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合		環境基準との比較 ^{注1)} (達成○・非達成×)	日平均値の年間2%除外値 (mg/m ³)	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無 (有×・無○)	環境基準との比較 ^{注2)} (達成○・非達成×)
			(時間)	(%)	(日)	(%)				
一般局	東郷町春木測定局	0.013	0	0.0	0	0.0	○	0.027	○	○
	日進市五色園測定局	0.012	0	0.0	0	0.0	○	0.026	○	○
	中部局(三軒町)	0.012	0	0.0	0	0.0	○	0.027	○	○
自排局	日進市上納池スポーツ公園測定局	0.013	0	0.0	0	0.0	○	0.029	○	○

注1) ○は短期的評価による環境基準（1時間値が0.20mg/m³以下で、かつ、1日平均値が0.10mg/m³以下であること。）達成局。

注2) ○は長期的評価による環境基準（日平均値の2%除外値が0.10mg/m³以下で、かつ、日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続していないこと。）達成局。

出典：「2024年度 大気汚染調査結果」（令和7年6月 愛知県）



出典：「2020年度～2024年度 大気汚染調査結果」（愛知県）

図 3.1.8 浮遊粒子状物質の経年変化

(4) 光化学オキシダント (O_x)

対象事業実施区域及びその周囲の一般環境大気測定局における、光化学オキシダントの令和6年度の測定結果は表 3.1.8 に、過去5年間の経年変化は図 3.1.9 に示すとおりである。

令和6年度の光化学オキシダントの昼間の年平均値は0.034~0.037ppmである。また、昼間の1時間値の最高値をみると、すべての測定局において環境基準を達成していない。

また、経年変化をみると、過去5年間に於いて、昼間年平均値は概ね横ばいとなっており、昼間の1時間値の最高値は、すべての測定局で環境基準非達成の状況である。

なお、光化学オキシダントについて環境基準の達成状況が低いのは、当該地域特有ではなく全国的な傾向である。

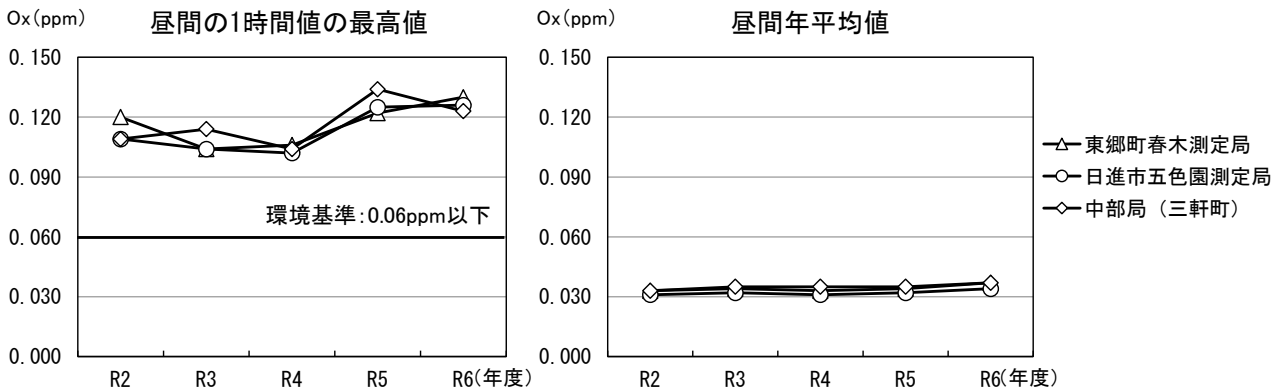
表 3.1.8 光化学オキシダントの測定結果（令和6年度）

種別	測定局	昼間 年平均値 (ppm)	短期的評価				昼間の 1時間値の 最高値 (ppm)	
			昼間 ^{注1)} の1時間値が0.06ppmを 超えた時間数及び日数とその割合			環境基準との 比較 ^{注2)} (達成○・非達成×)		
			(時間)	(%)	(日)			(%)
一般局	東郷町春木 測定局	0.037	485	8.9	101	27.7	×	0.130
	日進市五色園 測定局	0.034	410	7.6	90	24.8	×	0.126
	中部局(三軒町)	0.037	598	11.1	119	32.6	×	0.123

注1) 昼間とは5時~20時を示す。

注2) ×は短期的評価による環境基準(1時間値が0.06ppm以下であること。)非達成局。

出典:「2024年度 大気汚染調査結果」(令和7年6月 愛知県)



出典:「2020年度~2024年度 大気汚染調査結果」(愛知県)

図 3.1.9 光化学オキシダントの経年変化

(5) 微小粒子状物質 (PM2.5)

対象事業実施区域及びその周囲の一般環境大気測定局における微小粒子状物質の令和6年度の測定結果は表3.1.9に、過去5年間の年平均値の経年変化は図3.1.10に示すとおりである。

令和6年度の測定結果をみると、すべての測定局で環境基準（短期基準及び長期基準）を達成している。

また、年平均値の経年変化をみると、過去5年間において環境基準（長期基準）を達成しており、概ね横ばいとなっている。

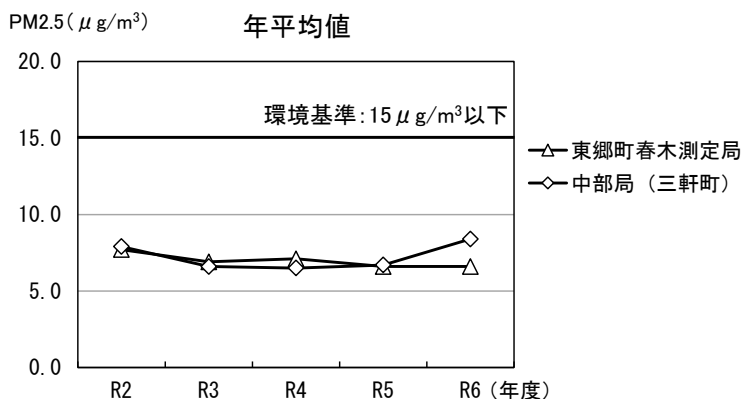
表 3.1.9 微小粒子状物質の測定結果（令和6年度）

種別	測定局	長期的評価					
		短期基準（1日平均値）			長期基準		
		1日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた 日数とその割合		1日平均値の 年間98%値	環境基準と の比較 ^{注1)}	年平均値	環境基準と の比較 ^{注2)}
		(日)	(%)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	(達成○・ 非達成×)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	(達成○・ 非達成×)
一般局	東郷町春木 測定局	1	0.3	17.8	○	6.6	○
	中部局（三 軒町）	1	0.3	19.1	○	8.4	○

注1) ○は短期基準による環境基準（1日平均値の年間98%値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。）達成局。

注2) ○は長期基準による環境基準（1年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。）達成局。

出典：「2024年度 大気汚染調査結果」（令和7年6月 愛知県）



出典：「2020年度～2024年度 大気汚染調査結果」（愛知県）

図 3.1.10 微小粒子状物質（年平均値）の経年変化

(6) ダイオキシン類

対象事業実施区域及びその周囲におけるダイオキシン類の令和6年度の測定結果は表 3.1.10 に、過去5年間の年平均値の経年変化は図 3.1.11 に示すとおりである。

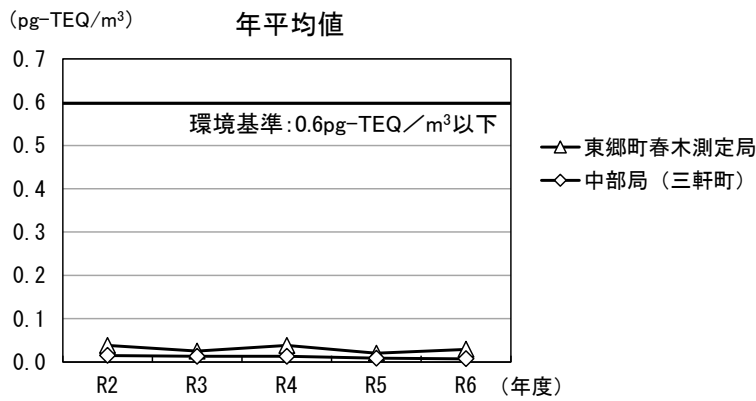
令和6年度の測定結果をみると、すべての測定局で環境基準を達成している。また、年平均値の経年変化をみると、過去5年間に於いて環境基準を達成しており、概ね横ばいとなっている。

表 3.1.10 ダイオキシン類の測定結果（令和6年度）

測定地点	測定結果 (pg-TEQ/m ³)					環境基準の達成状況 ^{注)} (達成○・非達成×)
	春季	夏季	秋季	冬季	平均値	
東郷町春木測定局	0.011	0.034	0.052	0.018	0.029	○
中部局（三軒町）	0.0062	0.0040	0.012	0.0075	0.0074	○

注) ○は環境基準（年間平均値が 0.6pg-TEQ/m³以下であること。）達成地点。

出典：「2024年度におけるダイオキシン類の環境調査及び事業者による測定の結果について」（愛知県ホームページ）



出典：「2020年度～2024年度におけるダイオキシン類の環境調査及び事業者による測定の結果について」（愛知県ホームページ）

図 3.1.11 ダイオキシン類（年平均値）の経年変化

(7) 有害大気汚染物質

① 環境基準の定められている物質

対象事業実施区域及びその周囲における有害大気汚染物質（環境基準設定物質）の令和6年度の測定結果は表 3.1.11 に、過去5年間の年平均値の経年変化は図 3.1.12 に示すとおりである。

令和6年度の測定結果をみると、いずれの項目も環境基準を達成している。また、年平均値の経年変化をみると、過去5年間に於いて環境基準を達成しており、概ね横ばいとなっている。

表 3.1.11 有害大気汚染物質（環境基準設定物質）の測定結果（令和6年度）

測定地点	測定項目	単位	年平均値	環境基準の達成状況 ^{注)}
				(達成○・非達成×)
中部局（三軒町）	ベンゼン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.54	○
	トリクロロエチレン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.04	○
	テトラクロロエチレン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.01	○
	ジクロロメタン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	1.2	○

注) ○は環境基準達成地点。

- ・ベンゼン : 年平均値が $0.003\text{mg}/\text{m}^3$ ($3\mu\text{g}/\text{m}^3$) 以下であること。
- ・トリクロロエチレン : 年平均値が $0.13\text{mg}/\text{m}^3$ ($130\mu\text{g}/\text{m}^3$) 以下であること。
- ・テトラクロロエチレン : 年平均値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ ($200\mu\text{g}/\text{m}^3$) 以下であること。
- ・ジクロロメタン : 年平均値が $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ ($150\mu\text{g}/\text{m}^3$) 以下であること。

出典：「有害大気汚染物質等調査結果ダウンロード」（愛知県ホームページ）

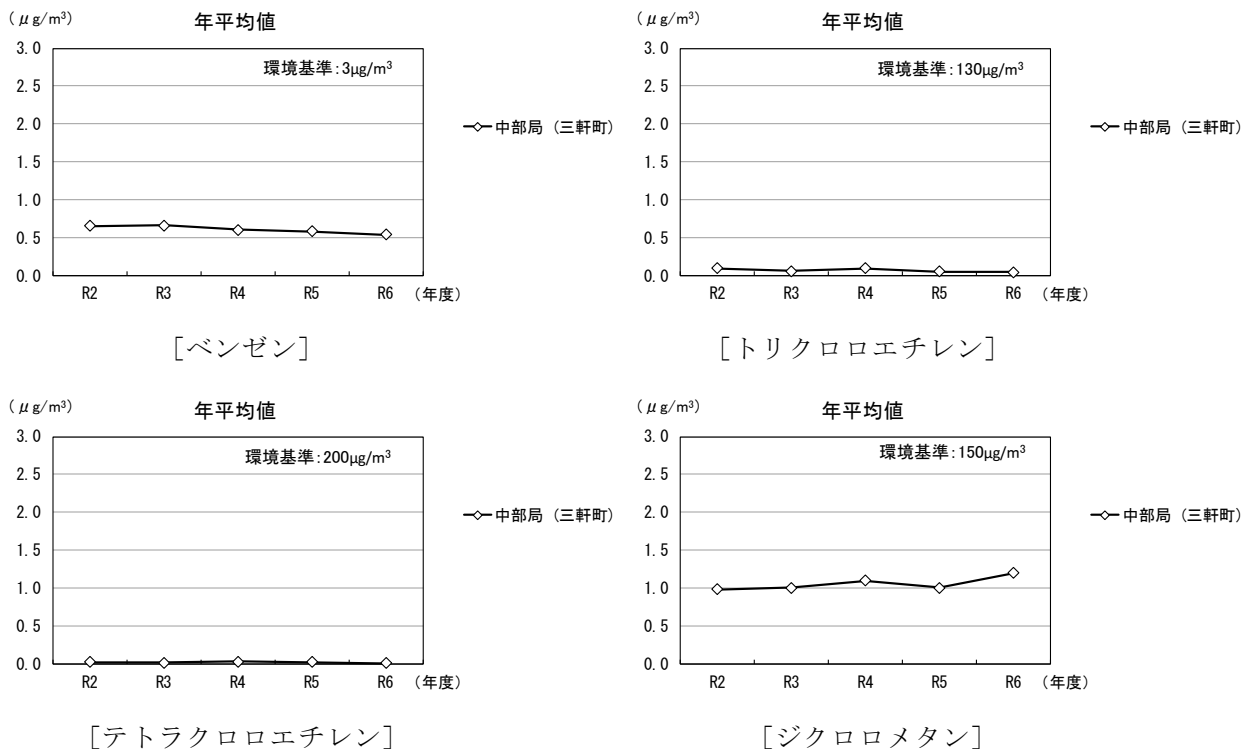


図 3.1.12 有害大気汚染物質（環境基準設定物質、年平均値）の経年変化

② 指針値の定められている物質

対象事業実施区域及びその周囲における有害大気汚染物質（指針値設定物質）の令和6年度の測定結果は表3.1.12に示すとおりである。

令和6年度の測定結果をみると、いずれの項目も指針値を下回っている。

表 3.1.12 有害大気汚染物質（指針値設定物質）の測定結果（令和6年度）

測定地点	測定項目	単位	年平均値	指針値の 達成状況 ^{注)}
				(達成○・非達成×)
中部局（三軒町）	アクリロニトリル	μg/m ³	0.012	○
	塩化ビニルモノマー	μg/m ³	0.017	○
	水銀及びその化合物	ngHg/m ³	1.5	○
	ニッケル化合物	ngNi/m ³	0.96	○
	クロロホルム	μg/m ³	0.11	○
	1,2-ジクロロエタン	μg/m ³	0.13	○
	1,3-ブタジエン	μg/m ³	0.032	○
	ヒ素及びその化合物	ngAs/m ³	0.58	○
	マンガン及びその化合物	ngMn/m ³	10.0	○
	塩化メチル	μg/m ³	1.7	○
	アセトアルデヒド	μg/m ³	2.3	○

注) ○は指針値以下の地点。

指針値：環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（平成15年環管総発第030930004号通知、平成18年環水大総発第061220001号通知、平成22年環水大総発第1010150002号、環水大発第1010150004号通知、平成26年環水大総発第1405011号通知、令和2年環水大総発第2008201号通知）

- ・アクリロニトリル：年平均値が2μg/m³以下
- ・塩化ビニルモノマー：年平均値が10μg/m³以下
- ・水銀及びその化合物：年平均値が0.04μgHg/m³（40ngHg/m³）以下
- ・ニッケル化合物：年平均値が0.025μgNi/m³（25ngNi/m³）以下
- ・クロロホルム：年平均値が18μg/m³以下
- ・1,2-ジクロロエタン：年平均値が1.6μg/m³以下
- ・1,3-ブタジエン：年平均値が2.5μg/m³以下
- ・ヒ素及びその化合物：年平均値が6ngAs/m³以下
- ・マンガン及びその化合物：年平均値が140ngMn/m³以下
- ・塩化メチル：年平均値が94μg/m³以下
- ・アセトアルデヒド：年平均値が120μg/m³以下

出典：「有害大気汚染物質等調査結果ダウンロード」（愛知県ホームページ）

③ 環境基準及び指針値の定められていない物質

対象事業実施区域及びその周囲における有害大気汚染物質（環境基準及び指針値の定められていない物質）の令和6年度の測定結果は表3.1.13に示すとおりである。

表 3.1.13 有害大気汚染物質（環境基準及び指針値の定められていない物質）の測定結果（令和6年度）

測定地点	測定項目	単位	年平均値
中部局（三軒町）	ホルムアルデヒド	μg/m ³	2.2
	酸化エチレン	μg/m ³	0.061
	ベンゾ(a)ピレン	ng/m ³	0.039
	クロム及びその化合物	ngCr/m ³	2.0
	ベリリウム及びその化合物	ngBe/m ³	0.008
	トルエン	μg/m ³	4.3

出典：「有害大気汚染物質等調査結果ダウンロード」（愛知県ホームページ）

(8) 降下ばいじん量

対象事業実施区域及びその周囲における降下ばいじん量の令和6年度の測定結果は表 3.1.14 に示すとおりである。

降下ばいじん量については環境基準が設定されていないが、5 t/km²/月以下が望ましいとされており、令和6年度の調査結果はいずれの月もこれを下回っている。

表 3.1.14 降下ばいじん量の測定結果（みよし市：令和6年度）

単位：t/km²/月

測定地点	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
北部小学校	2.11	1.00	2.15	0.71	1.10	1.80	0.49	0.97	0.81	1.69	0.87	2.17	1.32
緑丘小学校	1.25	0.85	1.00	1.03	0.96	0.92	0.35	0.55	0.82	1.21	0.87	1.76	0.96

注) 測定値は条件（測定場所、気象等）の影響を受けるため特に基準は設定されていないが、5 t/km²/月以下が望ましいとされている。

出典：「令和7(2025)年度みよしの環境【令和6(2024)年度実績】」（令和8年3月 みよし市）

(9) 自動車排気ガス

みよし市では毎年異なる地点で大気汚染調査が実施されており、対象範囲内の最新の調査は、令和6年度に自動車排気ガス調査が行われている。

測定結果は表 3.1.15 に示すとおりであり、いずれの項目も環境基準に適合する結果となっている。

表 3.1.15(1) 自動車排気ガス（浮遊粒子状物質）の測定結果（みよし市：令和6年度）

調査地点	測定日数 (日)	測定時間 (時間)	期間平均値 (mg/m ³)	環境基準との対比		1時間値の 最高値 (mg/m ³)	環境基準 の適否 適：○ 否：×
				日平均値が 0.1mg/m ³ を 超えた日数 (日)	1時間値 0.2mg/m ³ を 超えた回数 (回)		
三好公園 第4駐車場	21	504	0.011	0	0	0.052	○

注) 環境基準：1時間値の1日平均値が、0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。

(昭和48年環境庁告示第25号)

出典：「令和7(2025)年度みよしの環境【令和6(2024)年度実績】」（令和8年3月 みよし市）

表 3.1.15(2) 自動車排気ガス（二酸化窒素）の測定結果（みよし市：令和6年度）

調査地点	測定日数 (日)	測定時間 (時間)	期間平均値 (ppm)	環境基準との対比		1時間値の 最高値 (ppm)	環境基準 の適否 適：○ 否：×
				日平均値が 0.04ppm以上 0.06ppm以下 の日数 (日)	日平均値が 0.06ppmを 超えた日数 (回)		
三好公園 第4駐車場	21	504	0.010	0	0	0.038	○

注) 環境基準：1時間値の1日平均値が、0.04ppmから0.06ppmのゾーン内又はそれ以下であること。

(昭和53年環境庁告示第38号)

出典：「令和7(2025)年度みよしの環境【令和6(2024)年度実績】」（令和8年3月 みよし市）

表 3.1.15(3) 自動車排気ガス（二酸化硫黄）の測定結果（みよし市：令和6年度）

調査地点	測定日数	測定時間	期間平均値	環境基準との対比		1時間値の最高値	環境基準の適否
				日平均値が0.04ppmを超えた日数	1時間値が0.1ppmを超えた回数		
	(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(回)	(ppm)	適：○ 否：×
三好公園 第4駐車場	21	504	0.001	0	0	0.003	○

注) 環境基準：1時間値の1日平均値が、0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
(昭和48年環境庁告示第25号)

出典：「令和7(2025)年度みよしの環境【令和6(2024)年度実績】」（令和8年3月 みよし市）

表 3.1.15(4) 自動車排気ガス（光化学オキシダント）の測定結果（みよし市：令和6年度）

調査地点	測定日数	測定時間	期間平均値	環境基準との対比	1時間値の最高値	環境基準の適否
				1時間値が0.06ppmを超えた回数		
	(日)	(時間)	(ppm)	(回)	(ppm)	適：○ 否：×
三好公園 第4駐車場	21	504	0.022	0	0.050	○

注) 環境基準：1時間値が0.06ppm以下であること。(昭和48年環境庁告示第25号)

出典：「令和7(2025)年度みよしの環境【令和6(2024)年度実績】」（令和8年3月 みよし市）

3.1.2 騒音等に係る環境の状況

3.1.2.1 低周波音

対象事業実施区域及びその周囲において、低周波音に係る調査は実施されていない。

3.1.2.2 環境騒音

対象事業実施区域及びその周囲における環境騒音の調査が、みよし市において実施されている。令和6年度の調査結果は表 3.1.16 に、調査地点は図 3.1.13 に示すとおりである。いずれの地点も、環境基準値以下となっている。

表 3.1.16 環境騒音調査結果（令和6年度）

単位：デシベル

番号	測定地点	類型	測定日	環境基準		測定結果		適否
				時間帯	L _{Aeq}	時間帯	L _{Aeq}	
1	みどり保育園 三好丘桜四丁目11番地1 第1種低層住居専用地域	A	2月12日	昼間	55	昼間	53	○
			2月13日	夜間	45	夜間	44	○
2	三好丘小学校 三好丘七丁目1番地 第1種中高層住居専用地域	A	2月13日	昼間	55	昼間	50	○
			2月14日	夜間	45	夜間	42	○
3	黒笹公園※ 黒笹いずみ三丁目 第1種中高層住居専用地域	A	2月17日	昼間	60	昼間	56	○
			2月18日	夜間	55	夜間	45	○
4	みよし市役所 三好町小坂50番地 近隣商業地域	C	2月3日	昼間	60	昼間	51	○
			2月4日	夜間	50	夜間	45	○
5	森曾公園 三好町井ノ口 工業地域	C	2月19日	昼間	60	昼間	52	○
			2月20日	夜間	50	夜間	47	○
6	みよし消防署 福谷町才戸50番地 市街化調整区域	B	2月18日	昼間	55	昼間	47	○
			2月19日	夜間	45	夜間	39	○
7	教育センター「学びの森」 三好町仲ヶ山43番地11 市街化調整区域	B	2月25日	昼間	55	昼間	45	○
			2月26日	夜間	45	夜間	40	○

注1) 「※」は2車線以上の車線を有する道路に面する地域

注2) 時間帯 昼間：6時から22時まで 夜間：22時から翌日6時まで

注3) 表中の番号は、図 3.1.13 の番号に対応する。

出典：「令和7(2025)年度みよしの環境【令和6(2024)年度実績】」（令和8年3月 みよし市）

3.1.2.3 道路交通騒音

対象事業実施区域及びその周囲における令和6年度の道路交通騒音の調査結果は表 3.1.17 及び表 3.1.18 に示すとおりである。

環境基準の達成状況調査については、一般国道153号、一般国道155号、県道豊田知立線、県道名古屋岡崎線、県道瀬戸大府東海線、県道主要地方道名古屋豊田線、県道和合豊田線、県道米野木筋生線、県道みよし沓掛線、県道宮上知立線、県道豊田東郷線及び豊田市道保見浄水線では、環境基準を達成していない住戸のある区間がある。

要請限度調査については、2地点で調査が行われており、昼夜ともに要請限度以下となっている。

表 3.1.17(1) 道路交通騒音調査結果（環境基準の達成状況）（令和6年度）

番号	道路名	調査地点	評価区間			騒音レベル (L _{Aeq}) (デシベル)		環境基準達成戸数 (戸)			調査区間内全戸数 (戸)	環境基準達成率		
			起点	終点	区間延長 (km)	昼間	夜間	昼間	夜間	昼夜		昼間	夜間	昼夜
1	東名高速道路	豊田市聖心町	豊田市美山町	豊田市千足町	2.1	68	66	159	159	159	159	100.0%	100.0%	100.0%
2		みよし市打越町	みよし市打越町	みよし市福谷町	2.9	56	54	127	127	127	127	100.0%	100.0%	100.0%
3		みよし市打越町	みよし市福谷町	みよし市黒笹町	1.8	56	54	65	65	65	65	100.0%	100.0%	100.0%
4	一般国道153号	豊田市小川町	豊田市千足町	豊田市本新町	1	71	68	54	52	52	56	96.4%	92.9%	92.9%
5		豊田市小川町	豊田市本新町	豊田市本新町	0.5	71	68	53	53	53	53	100.0%	100.0%	100.0%
6		みよし市三好町	みよし市三好町	みよし市三好町	1	66	61	114	114	114	114	100.0%	100.0%	100.0%
7		みよし市三好町	みよし市三好町	みよし市打越町	2.1	66	61	485	484	484	486	99.8%	99.6%	99.6%
8		愛知郡東郷町北山台5丁目	愛知郡東郷町大字和合	愛知郡東郷町大字諸輪	1.9	66	61	217	217	217	219	99.1%	99.1%	99.1%
9	一般国道155号	豊田市日南町	豊田市保見町	豊田市栄町	6.5	66	62	597	595	595	597	100.0%	99.7%	99.7%
10		豊田市日南町	豊田市大畑町	豊田市大畑町	5.4	66	62	162	158	158	163	99.4%	96.9%	96.9%
11	県道豊田知立線	みよし市根浦町	みよし市福谷町	みよし市福谷町	1.1	66	62	25	25	25	25	100.0%	100.0%	100.0%
12		みよし市根浦町	みよし市福谷町	みよし市福谷町	1.6	66	62	128	128	128	128	100.0%	100.0%	100.0%
13		みよし市三好町	みよし市筋生町	みよし市三好町	2.4	67	62	444	444	444	444	100.0%	100.0%	100.0%
14		みよし市福田町	みよし市三好町	みよし市三好町	1.9	69	67	226	222	222	226	100.0%	98.2%	98.2%
15		みよし市福田町	みよし市三好町	みよし市福田町	1.3	69	67	68	52	52	68	100.0%	76.5%	76.5%
16		みよし市根浦町	みよし市筋生町	みよし市根浦町	0.9	68	63	175	175	175	175	100.0%	100.0%	100.0%
17		みよし市根浦町	みよし市根浦町	みよし市根浦町	0.2	64	60	115	115	115	115	100.0%	100.0%	100.0%
18		みよし市根浦町	みよし市三好町	みよし市福谷町	2	66	62	184	184	184	184	100.0%	100.0%	100.0%
19	県道名古屋岡崎線	愛知郡東郷町三ツ池2丁目	愛知郡東郷町大字春木	愛知郡東郷町大字春木	3.2	68	65	532	531	531	533	99.8%	99.6%	99.6%

注) 昼間：6時から22時まで 夜間：22時から翌日6時まで
出典：「2024年度 交通騒音・振動調査結果資料集」(令和7年9月 愛知県)

表 3.1.17(2) 道路交通騒音調査結果（環境基準の達成状況）（令和6年度）

番号	道路名	調査地点	評価区間			騒音レベル (L _{Aeq}) (デシベル)		環境基準達成戸数 (戸)			調査区間内全戸数 (戸)	環境基準達成率		
			起点	終点	区間延長 (km)	昼間	夜間	昼間	夜間	昼夜		昼間	夜間	昼夜
20	県道瀬戸大府東海線	日進市竹の山	日進市岩崎町	日進市蟹甲町	3.8	71	63	482	484	482	484	99.6%	100.0%	99.6%
21		愛知郡東郷町大字和合北蚊谷	愛知郡東郷町白鳥	愛知郡東郷町大字春木	3.6	71	66	556	556	556	562	98.9%	98.9%	98.9%
22	県道主要地方道名古屋豊田線	豊田市保見町	豊田市保見町	豊田市平戸橋町	6.6	70	64	1222	1222	1220	1225	99.8%	99.8%	99.6%
23	県道田名古屋線	豊田市田名町	豊田市田名町	豊田市八草町	1.3	68	62	3	3	3	3	100.0%	100.0%	100.0%
24	県道和田合豊田線	みよし市三好町	みよし市西一色町	みよし市打越町	4.6	63	58	715	714	714	719	99.4%	99.3%	99.3%
25	県道米野木筋生線	みよし市黒笹町	みよし市黒笹町	みよし市福谷町	1.6	69	62	75	75	75	76	98.7%	98.7%	98.7%
26		みよし市黒笹町	みよし市福谷町	みよし市福谷町	0.8	69	62	45	45	45	45	100.0%	100.0%	100.0%
27		みよし市筋生町	みよし市福谷町	みよし市筋生町	1	66	62	64	64	64	64	100.0%	100.0%	100.0%
28		みよし市根浦町	みよし市福谷町	みよし市福谷町	0.7	66	62	23	23	23	23	100.0%	100.0%	100.0%
29	県道駕鴨みよし線	みよし市打越町	みよし市打越町	みよし市打越町	2.8	65	61	107	107	107	107	100.0%	100.0%	100.0%
30	県道みよし沓掛線	みよし市明知町	みよし市東山台	みよし市明知町	3.2	68	64	217	215	215	217	100.0%	99.1%	99.1%
31	県道宮上知立線	豊田市田町	豊田市宮上町	豊田市上丘町	4.6	70	66	428	406	406	431	99.3%	94.2%	94.2%
32	県道豊田東郷線	豊田市高崎町	豊田市宮上町	豊田市北ノ脇	1.9	68	63	138	138	138	138	100.0%	100.0%	100.0%
33		みよし市三好町	みよし市打越町	みよし市三好町	2.8	67	63	141	141	141	141	100.0%	100.0%	100.0%
34	愛知郡東郷町大字諸輪字下市	愛知郡東郷町大字諸輪	愛知郡東郷町大字諸輪	1.6	72	69	46	41	41	53	86.8%	77.4%	77.4%	
35	市道原山線	豊田市浄水町	豊田市大清水町	豊田市浄水町	1.9	67	60	739	739	739	739	100.0%	100.0%	100.0%
36	市道保見浄水線	豊田市保見町	豊田市浄水町	豊田市浄水町	1.6	67	64	204	204	204	204	100.0%	100.0%	100.0%
37		豊田市保見町	豊田市保見町	豊田市東保見町	0.7	67	64	63	61	61	63	100.0%	96.8%	96.8%
38		豊田市保見町	豊田市東保見町	豊田市東保見町	2.3	67	64	1147	1132	1132	1191	96.3%	95.0%	95.0%

注) 昼間：6時から22時まで 夜間：22時から翌日6時まで

出典：「2024年度 交通騒音・振動調査結果資料集」(令和7年9月 愛知県)

表 3.1.18 道路交通騒音調査結果（要請限度）（令和6年度）

番号	道路名	調査地点	調査期間	等価騒音レベル (デシベル)	
				昼間	夜間
1	一般国道 153 号	愛知郡東郷町北山台 5 丁目	11/7～11/14	65	61
2	県道瀬戸大府東海線	愛知郡東郷町大字和合北蚊谷	11/7～11/14	71	66

注1) 昼間：6時から22時まで 夜間：22時から翌日6時まで

出典：「2024年度 交通騒音・振動調査結果資料集」(令和7年9月 愛知県)

3.1.3 振動に係る環境の状況

対象事業実施区域及びその周囲における道路交通振動の調査結果は表 3.1.19 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲では 2 地点で調査されており、昼夜ともに要請限度以下である。また、人が振動を感じ始める値である振動感覚閾値（55 デシベル）を下回っている。

表 3.1.19 道路交通振動調査結果（令和6年度）

番号	道路名	調査地点	調査期間	振動レベル（L ₁₀ ） （デシベル）	
				昼間	夜間
1	一般国道 153 号	愛知郡東郷町北山台 5 丁目	11/13～11/14	37	32
2	県道瀬戸大府東海線	愛知郡東郷町大字和合北蚊谷	11/13～11/14	49	43

注 1) 昼間：6 時から 22 時まで 夜間：22 時から翌日 6 時まで
出典：「2024 年度 交通騒音・振動調査結果資料集」（令和 7 年 9 月 愛知県）

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況
3.1 自然的状況



図 3.1.13 騒音に係る調査地点

3.1.4 悪臭に係る環境の状況

対象事業実施区域及びその周囲において、悪臭に係る調査は実施されていない。

3.1.5 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況

3.1.5.1 水象

対象事業実施区域及びその周囲における主要な河川・用水路等の分布状況は、図 3.1.14 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲の河川としては、対象事業実施区域の東側に境川水系の二級河川である小石川が流れているほか、東側から南側にかけて境川やその支流が流れている。また、西側には愛知池が存在している。

3.1.5.2 水質

対象事業実施区域及びその周囲における河川の水質の調査結果は表 3.1.20～表 3.1.22 に、ため池の水質調査結果は表 3.1.23 及び表 3.1.24 に、調査地点は図 3.1.14 に示すとおりである。

河川における環境基準の適合状況をみると、類型指定されている調査地点のうち、天白川（米野木橋）、境川（源流付近）、境川（打上橋下流）、砂後川（平池地内）、境川（西一色地内）、逢妻女川（野末橋）については、すべての項目で環境基準に適合している。小石川（落合橋下流）では BOD が適合していない。

なお、対象事業実施区域及びその周囲において、ダイオキシン類に係る調査は行われていない。

表 3.1.20 河川の水質調査結果（日進市：令和6年度）

項目	1		2		3		環境基準【C 類型】
	測定河川	天白川	測定河川	岩崎川	測定河川	三本木川	
	測定地点	米野木橋	測定地点	金剛橋	測定地点	月花橋	
	類型	C	類型	—	類型	—	
pH	7.4		7.3		7.2		6.5 以上 8.5 以下
BOD (mg/L)	2.6		1.3		3.3		5 以下
COD (mg/L)	3.6		2.2		3.0		—
SS (mg/L)	4		1		13		50 以下
DO (mg/L)	10		9.8		9.9		5 以上
大腸菌数 (CFU/100mL)	150		710		480		—
ノルマルヘキササン抽出物質 (mg/L)	<0.5		<0.5		<0.5		—
全窒素 (mg/L)	2.8		1.2		2.3		—
全りん (mg/L)	0.27		0.048		0.24		—
電気伝導率 (mS/m)	15		7.7		11		—
塩化物イオン (mg/L)	14		5.5		9		—
陰イオン界面活性剤 (mg/L)	0.04		0.02		0.04		—
水温 (°C)	18.3		19.1		18.8		—

注1) 環境基本法に基づく「生活環境の保全に関する基準（河川）」における水域類型の指定について、天白川のみC 類型に指定されている。

注2) BOD は測定結果の75%水質値※、その他の項目は年間平均値。

※BOD 水質値とは、全データを小さいほうから順に並べ0.75×n 番目のデータのことをいう。BOD の評価についてはBOD75%水質値を用いる。

注3) 表中の番号は、図 3.1.14 の番号に対応する。

出典：「令和7年度版日進市環境基本計画年次報告書」（令和7年10月 日進市）

表 3.1.21(1) 河川の水質調査結果（みよし市：令和6年度）

番号	4				5				環境基準【B 類型】
	境川				小石川				
測定河川	源流付近				落合橋下流				
測定地点	源流付近				落合橋下流				
類型	B				B				
項目	最大値	最小値	平均値	適合状況	最大値	最小値	平均値	適合状況	
pH	7.4	6.7	7.0	○	7.6	7.2	7.4	○	6.5 以上 8.5 以下
DO (mg/L)	13	6.2	8.7	○	12	7.5	9	○	5 以上
BOD (mg/L)	1.4	0.5 未満	1.2	○	4.3	0.5 未満	1.7	×	3 以下
SS (mg/L)	9	2	4	○	13	1	5	○	25 以下
大腸菌数 (CFU/100mL)	370	2	82	○	250	24	97	○	1,000 以下
全窒素 (mg/L)	0.84	0.38	0.59	/	0.99	0.51	0.67	/	—
全りん (mg/L)	0.150	0.029	0.082		0.14	0.019	0.075		—
塩化物イオン (mg/L)	22	4.7	11.9		34	4.2	12.6		—

注) 表中の番号は、図 3.1.14 の番号に対応する。

出典：「令和7(2025)年度みよしの環境【令和6(2024)年度実績】」（令和8年3月 みよし市）

表 3.1.21(2) 河川の水質調査結果（みよし市：令和6年度）

番号	6				7				環境基準 【B 類型】
	境川				砂後川				
測定地点	打上橋下流				平池地内				
類型	B				B				
項目	最大値	最小値	平均値	適合状況	最大値	最小値	平均値	適合状況	
pH	7.6	7.5	7.5	○	7.6	7.2	7.5	○	6.5 以上 8.5 以下
DO (mg/L)	11	8.4	10	○	12	6.6	8.4	○	5 以上
BOD (mg/L)	2.2	0.9	1.3	○	2.7	0.8	1.4	○	3 以下
SS (mg/L)	6	2	4	○	9	3	5	○	25 以下
大腸菌数 (CFU/100mL)	230	24	131	○	650	55	261	○	1,000 以下
全窒素 (mg/L)	1.6	0.58	1.2	/	2.3	1.2	1.6	/	—
全磷 (mg/L)	0.44	0.091	0.18		0.24	0.098	0.16		—
塩化物イオン (mg/L)	25	4.5	12		18	6.7	11		—

注) 表中の番号は、図 3.1.14 の番号に対応する。

出典：「令和 7(2025)年度みよしの環境【令和 6(2024)年度実績】」（令和 8 年 3 月 みよし市）

表 3.1.21(3) 河川の水質調査結果（みよし市：令和6年度）

番号	8				環境基準 【B 類型】
	境川				
測定地点	西一色地内				
類型	B				
項目	最大値	最小値	平均値	適合状況	
pH	7.7	6.8	7.5	○	6.5 以上 8.5 以下
DO (mg/L)	11	6.9	9	○	5 以上
BOD (mg/L)	2.5	0.7	1.6	○	3 以下
SS (mg/L)	11	4	8	○	25 以下
大腸菌数 (CFU/100mL)	220	60	124	○	1,000 以下
全窒素 (mg/L)	2.0	0.52	1.4	/	—
全磷 (mg/L)	0.20	0.10	0.14		—
塩化物イオン (mg/L)	43	6.4	19		—

注) 表中の番号は、図 3.1.14 の番号に対応する。

出典：「令和 7(2025)年度みよしの環境【令和 6(2024)年度実績】」（令和 8 年 3 月 みよし市）

表 3.1.22(1) 河川の水質調査結果（豊田市：令和6年度）

項目	測定地点名	9		環境基準 【C類型、生物B】
		逢妻女川		
		野末橋		
		類型	C、生物B	
生活環境項目	pH	7.6		6.5以上8.5以下
	DO (mg/L)	10		5以上
	BOD (mg/L)	2.3		5以下
	COD (mg/L)	6.0		—
	SS (mg/L)	4		50以下
	大腸菌数 (CFU/100mL)	—		—
	n-ヘキサン抽出物質 (mg/L)	<0.5		—
	全窒素 (mg/L)	2.5		—
	全燐 (mg/L)	0.18		—
	全亜鉛 (mg/L)	0.009		0.03以下
	ノニルフェノール (mg/L)	<0.00006		0.002以下
	LAS (mg/L)	0.0065		0.05以下
	健康項目	カドミウム (mg/L)	<0.0005	
全シアン (mg/L)		<0.1		検出されないこと
鉛 (mg/L)		<0.005		0.01以下
六価クロム (mg/L)		<0.01		0.02以下
砒素 (mg/L)		<0.005		0.01以下
総水銀 (mg/L)		<0.0005		0.0005以下
アルキル水銀 (mg/L)		—		検出されないこと
PCB (mg/L)		—		検出されないこと
ジクロロメタン (mg/L)		<0.002		0.02以下
四塩化炭素 (mg/L)		<0.0002		0.002以下
1,2-ジクロロエタン (mg/L)		<0.0004		0.004以下
1,1-ジクロロエチレン (mg/L)		<0.01		0.1以下
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)		<0.004		0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)		<0.1		1以下
1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)		<0.0006		0.006以下
トリクロロエチレン (mg/L)		<0.001		0.01以下
テトラクロロエチレン (mg/L)		<0.0005		0.01以下
1,3-ジクロロプロパン (mg/L)		<0.0002		0.002以下
チウラム (mg/L)		<0.0006		0.006以下
シマジン (mg/L)		<0.0003		0.003以下
チオベンカルブ (mg/L)		<0.002		0.02以下
ベンゼン (mg/L)		<0.001		0.01以下
セレン (mg/L)		<0.002		0.01以下
硝酸性・亜硝酸性窒素 (mg/L)		2.1		10以下
ふっ素 (mg/L)		0.08		0.8以下
ほう素 (mg/L)		<0.02		1以下
1,4-ジオキサン (mg/L)		<0.005		0.05以下

注1) 表中の値は年平均値を示す。

注2) 「—」は調査を行っていない、又は環境基準が設定されていないことを示す。

注3) 表中の番号は、図 3.1.14の番号に対応する。

出典：「令和7年版 環境調査報告書」（令和7年6月 豊田市）

表 3.1.22(2) 河川の水質調査結果（豊田市：令和6年度、続き）

項目	測定地点名	9		環境基準・指針値 【C類型、生物B】
		逢妻女川		
		野末橋		
		類型	C、生物B	
要監視項目（人）	クロロホルム (mg/L)	—	—	0.06 以下
	トランス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	—	—	0.04 以下
	1,2-ジクロロプロパン (mg/L)	—	—	0.06 以下
	イソキサチオン (mg/L)	—	—	0.008 以下
	ダイアジノン (mg/L)	—	—	0.005 以下
	フェニトロチオン (mg/L)	—	—	0.003 以下
	イソプロチオラン (mg/L)	—	—	0.04 以下
	オキシ銅 (mg/L)	—	—	0.04 以下
	クロタロニル (mg/L)	—	—	0.05 以下
	プロピザミド (mg/L)	—	—	0.008 以下
	EPN (mg/L)	—	—	0.006 以下
	ジクロロボス (mg/L)	—	—	0.008 以下
	フェノブカルブ (mg/L)	—	—	0.03 以下
	イプロベンホス (mg/L)	—	—	0.008 以下
	クロロニトロフェン (mg/L)	—	—	—
	トルエン (mg/L)	—	—	0.6 以下
	キシレン (mg/L)	—	—	0.4 以下
	フタル酸ジエチルヘキシル (mg/L)	—	—	0.06 以下
	ニッケル (mg/L)	0.001	—	—
	モリブデン (mg/L)	—	—	0.07 以下
	アンチモン (mg/L)	—	—	0.02 以下
	塩化ビニルモノマー (mg/L)	—	—	0.002 以下
	エピクロロヒドリン (mg/L)	—	—	0.0004 以下
	全マンガン (mg/L)	—	—	0.2 以下
	ウラン (mg/L)	—	—	0.002 以下
	PFOS及びPFOA (mg/L)	0.000012	—	0.00005 以下（暫定）
PFOS (mg/L)	0.000005	—	—	
PFOS（直鎖体）(mg/L)	0.000002	—	—	
PFOA (mg/L)	0.000007	—	—	
PFOA（直鎖体）(mg/L)	0.000007	—	—	
監視項目（生物）	ホルムアルデヒド (mg/L)	—	—	1 以下
	フェノール (mg/L)	—	—	0.08 以下
	4-tオクチルフェノール (mg/L)	<0.00004	—	0.004以下
	アニリン (mg/L)	<0.002	—	0.02以下
	2,4-ジクロロフェノール (mg/L)	<0.0003	—	0.03以下
特殊項目	フェノール類 (mg/L)	<0.01	—	—
	銅 (mg/L)	<0.01	—	—
	鉄（溶解性）(mg/L)	0.19	—	—
	マンガン（溶解性）(mg/L)	<0.01	—	—
	クロム (mg/L)	<0.01	—	—
その他項目	電気伝導率 (mS/m)	21	—	—
	塩化物イオン (mg/L)	15	—	—

注1) 表中の値は年平均値を示す。

注2) 「—」は調査を行っていない、又は環境基準が設定されていないことを示す。

注3) 表中の番号は、図 3.1.14 の番号に対応する。

出典：「令和7年版 環境調査報告書」（令和7年6月 豊田市）

表 3.1.23 ため池の水質調査結果（日進市：令和6年度）

項目	1		2		3		4	
	測定地点	三ヶ峯下池	測定地点	岩藤新池	測定地点	鶴思慕池	測定地点	機織池
pH	7.0		7.0		5.4		8.7	
COD (mg/L)	5.2		4.0		1.8		2.7	
SS (mg/L)	7		<1		<1		2	
DO (mg/L)	11		8.6		8.7		9.9	
全窒素 (mg/L)	0.88		0.29		0.27		0.36	
全りん (mg/L)	0.07		0.003		<0.003		0.029	
電気伝導率 (mS/m)	5.4		3.5		2.1		8.6	

注) 表中の番号は、図 3.1.14 の番号に対応する。

出典：「令和7年度版日進市環境基本計画年次報告書」（令和7年10月 日進市）

表 3.1.24 ため池の水質調査結果（みよし市：令和6年度）

項目	5		6		7		8		9	
	測定地点	大坂池	測定地点	四ツ池	測定地点	新池	測定地点	百々池	測定地点	三好池
pH	7.2		7.15		7.15		7.3		7.45	
DO (mg/L)	9.45		8.5		7.9		8.55		9.75	
BOD (mg/L)	2.2		1.6		5.05		2.2		1.1	
COD (mg/L)	6.45		2.75		12		4.95		3.1	
SS (mg/L)	3.5		2.5		14		7		2	
大腸菌数 (CFU/100mL)	5.5		8.5		38.5		75.5		18	
全窒素 (mg/L)	0.42		0.17		1.0		0.735		0.145	
全リン (mg/L)	0.0695		0.0195		0.0675		0.042		0.0095	
銅 (mg/L)	0.01 未満		0.015		0.01 未満		0.01 未満		0.01 未満	
亜鉛 (mg/L)	0.015		0.035		0.02		0.015		0.015	
カドミウム (mg/L)	0.0003 未満		0.0003 未満		0.0003 未満		0.0003 未満		0.0003 未満	
総水銀 (mg/L)	0.0005 未満		0.0005 未満		0.0005 未満		0.0005 未満		0.0005 未満	
塩化物イオン (mg/L)	5.1		5.75		13.25		5.6		5.35	

注1) 表中の値は年2回実施された測定値の平均値である。

注2) 表中の番号は、図 3.1.14 の番号に対応する。

出典：「令和7(2025)年度みよしの環境【令和6(2024)年度実績】」（令和8年3月 みよし市）

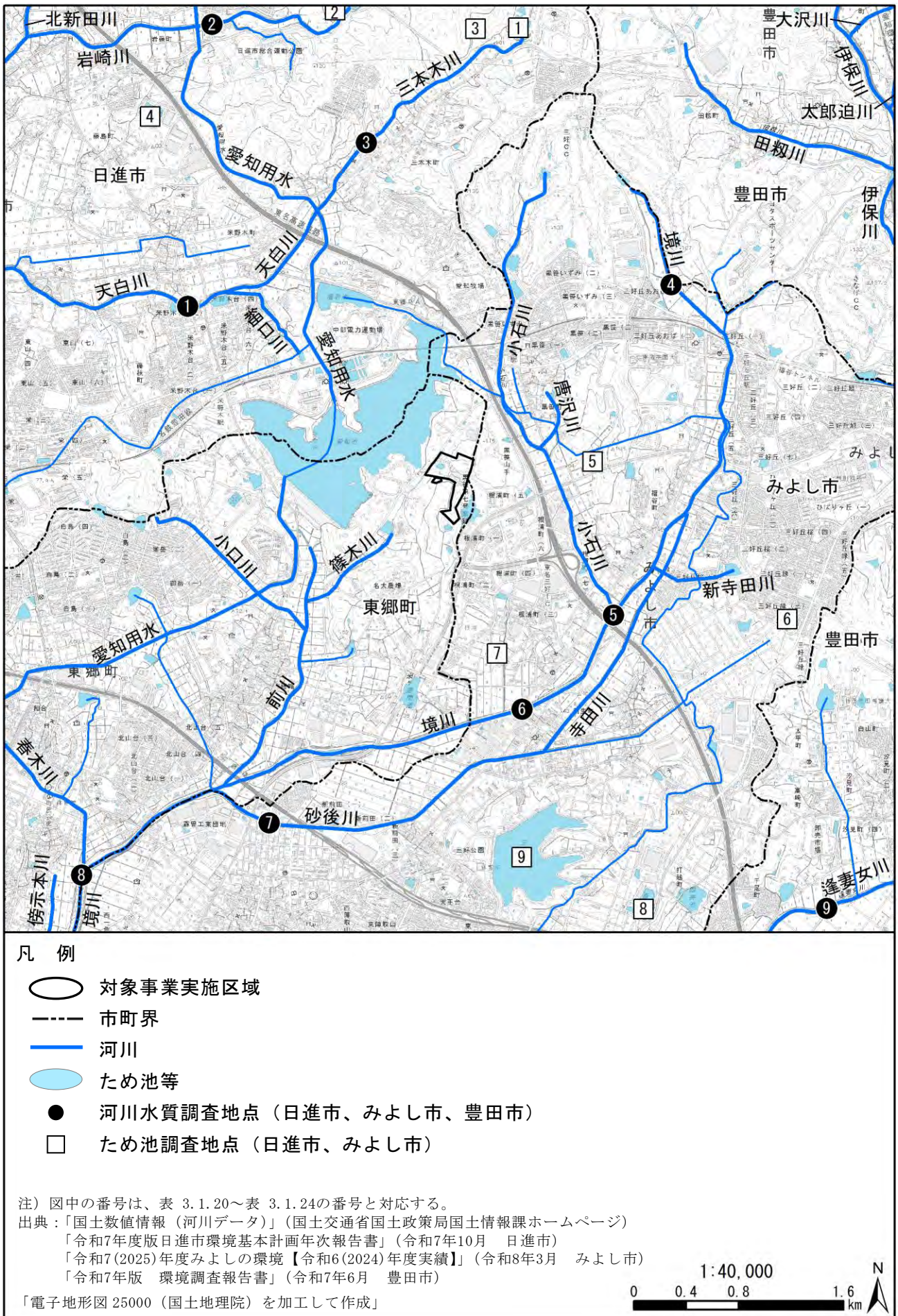


図 3.1.14 主要な河川・用水路等の分布状況

3.1.5.3 水底の底質

対象事業実施区域及びその周囲における河川の底質の調査結果は表 3.1.25 及び表 3.1.26 に、調査地点は図 3.1.15 に示すとおりである。

なお、対象事業実施区域及びその周囲において、水底の底質（ダイオキシン類）に係る調査は行われていない。

表 3.1.25 河川の底質調査結果（日進市：令和6年度）

項 目	測定地点名	1	2
		天白川	岩崎川
		米野木橋	金剛橋
ヒ素 (mg/kg)		1.5	1.3
鉛 (mg/kg)		2.4	2.1
カドミウム (mg/kg)		<0.05	<0.05
全水銀 (mg/kg)		<0.01	<0.01
六価クロム (mg/kg)		<2	<2
シアン化合物 (mg/kg)		<0.5	<0.5
有機リン (mg/kg)		<1	<1

注) 表中の番号は、図 3.1.15 の番号に対応する。

出典：「令和7年度版日進市環境基本計画年次報告書」（令和7年10月 日進市）

表 3.1.26 河川の底質調査結果（みよし市：令和6年度）

項 目	測定地点名	3	4	5	6
		小石川	境川上流	境川中流	砂後川
総水銀 (mg/kg-乾)		0.02	0.02	0.01	0.02
カドミウム (mg/kg-乾)		0.06	0.06	0.05 未満	0.09
鉛 (mg/kg-乾)		4.5	5.3	3.3	9.9
六価クロム (mg/kg-乾)		1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
砒素 (mg/kg-乾)		0.8	1.1	1.0	2.4
全シアン (mg/kg-乾)		0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満

注) 表中の番号は、図 3.1.15 の番号に対応する。

出典：「令和7(2025)年度みよしの環境【令和6(2024)年度実績】」（令和8年3月 みよし市）

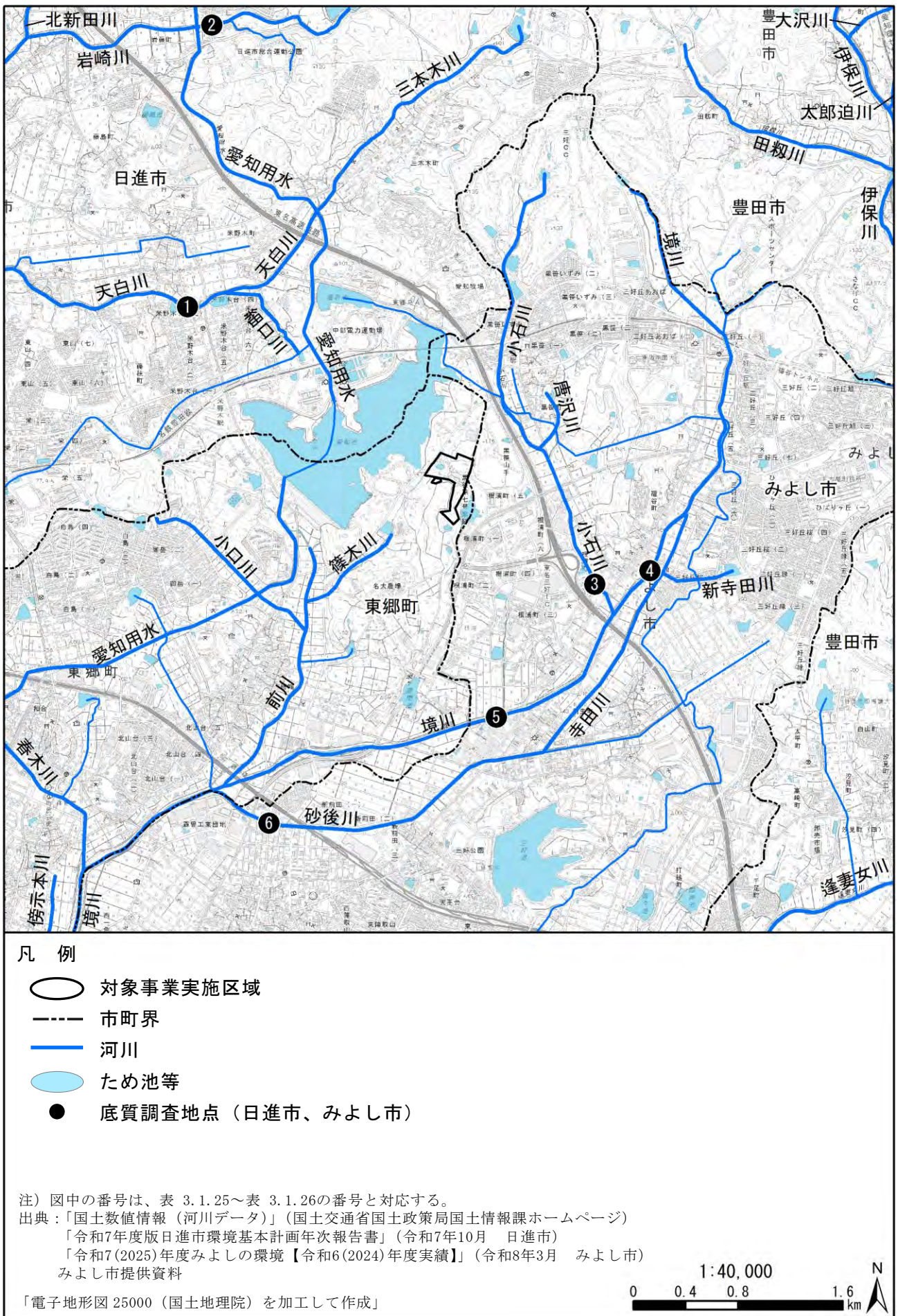


図 3.1.15 底質に係る調査地点

3.1.6 地形及び地質の状況

3.1.6.1 地形

対象事業実施区域及びその周囲の地形分類図は、図 3.1.16 に示すとおりである。

対象事業実施区域の地形は山頂緩斜面や急斜面、人工改変地となっている。対象事業実施区域周辺は、丘陵地や台地のあいだに、境川等の中小河川沿いに幅の狭い谷底平野・氾濫平野等の低地が入り込んでいる。また、人工改変地も点在している。対象事業実施区域西側は人造湖である愛知池となっている。

3.1.6.2 地質

対象事業実施区域及びその周囲の表層地質図は、図 3.1.17 に示すとおりである。

対象事業実施区域の表層地質は半固結～固結堆積物の礫となっており、同様の地質が周辺にも広がっている。境川等の中小河川沿いには礫がち堆積物や泥がち堆積物がみられ、丘陵地や台地は砂または砂を主とする地層、シルトまたはシルトを主とする地層、礫等となっている。

3.1.6.3 重要な地形・地質

「日本の地形レッドデータブック 第1集」（平成6年2月 小泉・青木編）や「日本の地形レッドデータブック 第2集」（平成14年3月 小泉・青木編）、「第3回自然環境保全基礎調査」（平成元年 環境庁）、「令和7年版環境白書」（令和7年12月 愛知県）等によると、対象事業実施区域及びその周囲には重要な地形・地質として猿投境川断層が存在している。

3.1.6.4 断層

対象事業実施区域及びその周囲の活断層の状況は、図 3.1.18 に示すとおりである。

対象事業実施区域の東側から南西側にかけて、活断層・推定活断層の猿投境川断層が存在している。

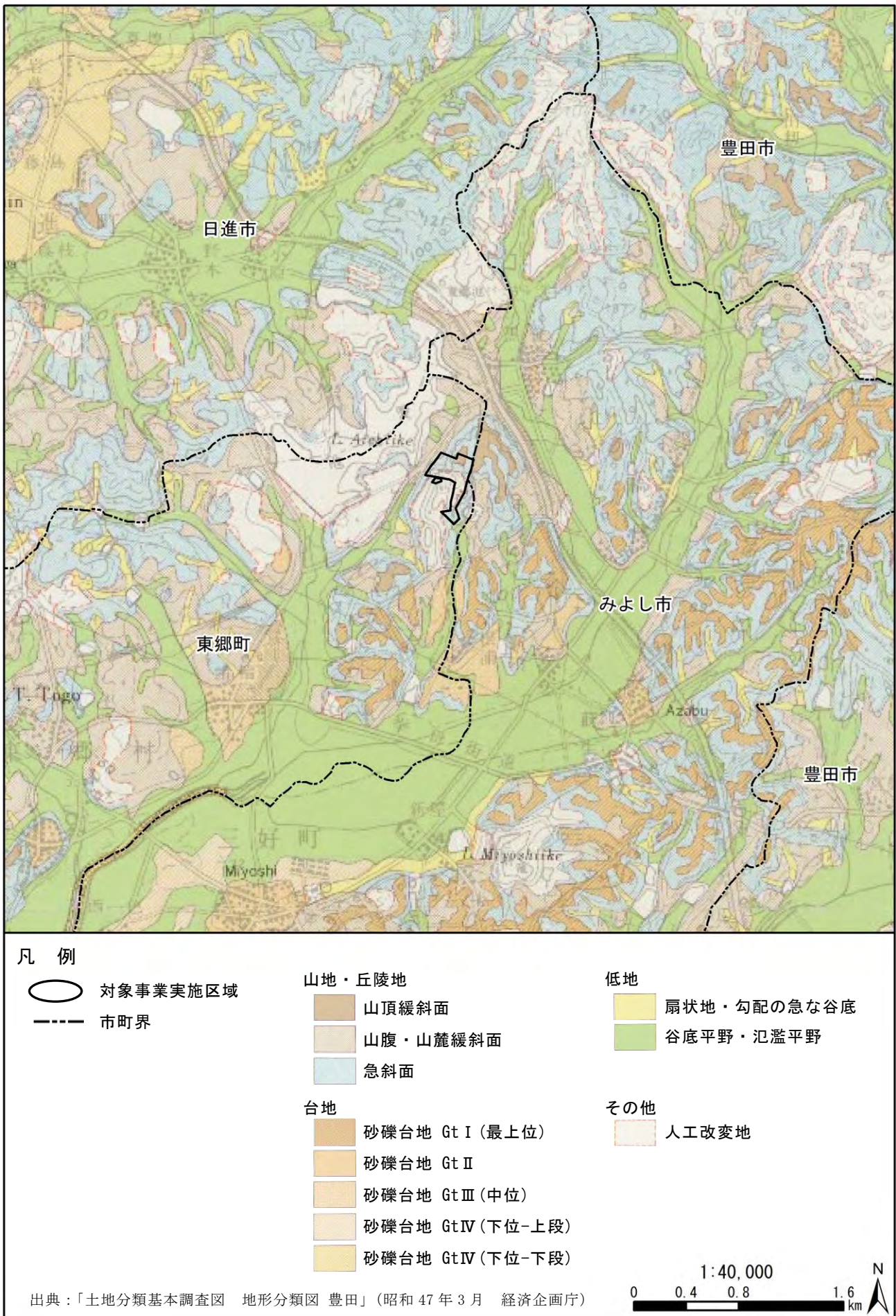


図 3.1.16 地形分類図

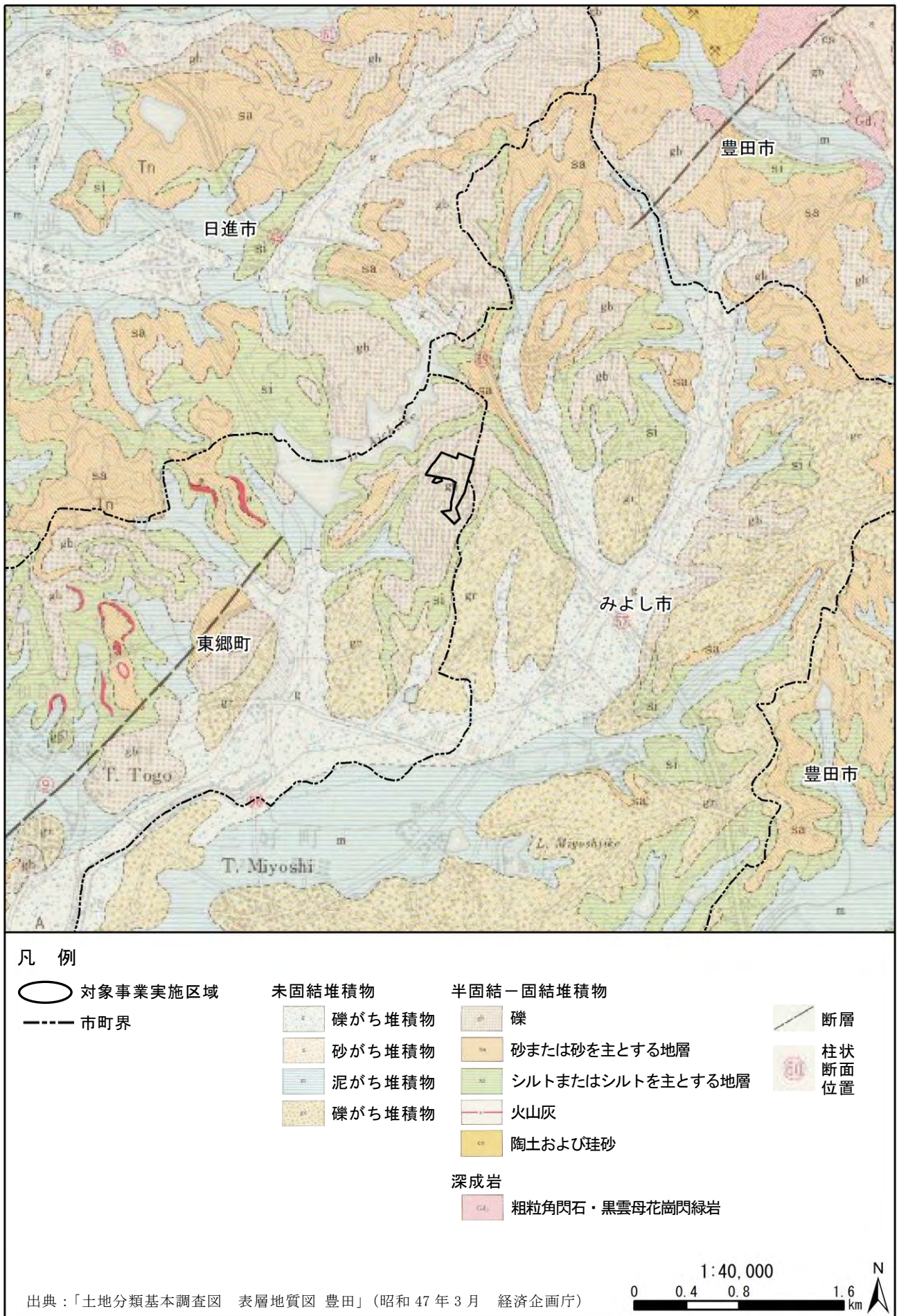


図 3.1.17 表層地質図

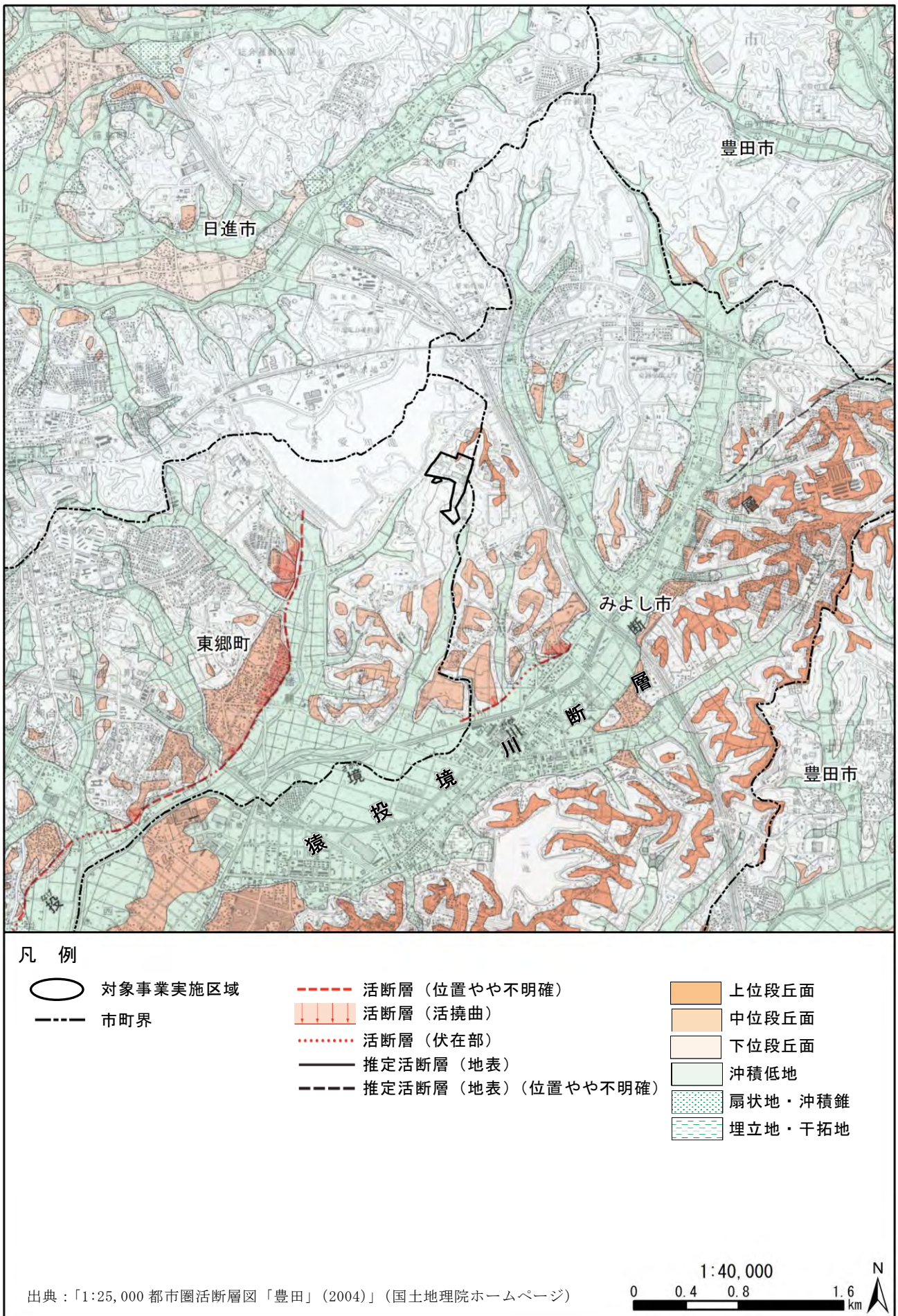


図 3.1.18 活断層の位置

3.1.7 地盤、地下水及び土壌の状況

3.1.7.1 地盤沈下

対象事業実施区域及びその周囲において、地盤沈下の調査は実施されていない。

3.1.7.2 地下水

対象事業実施区域及びその周囲における地下水質調査結果は、表 3.1.27 に示すとおりである。対象事業実施区域及びその周囲の地下水質の調査としては、地下水質の概況を把握するためのメッシュ調査が1地点、メッシュ調査により汚染が判明した地点の周辺井戸を対象とした汚染井戸周辺地区調査が2地点、過去に地下水汚染が判明した地域の継続的な監視を行うための定期モニタリング調査が4地点で実施されている。

メッシュ調査の結果を見ると、トリクロロエチレンが環境基準を超過している。なお、汚染範囲等を確認するため、周辺の概ね半径 1kmの範囲内に存在する井戸において実施された汚染井戸周辺地区調査結果をみると、すべての項目で環境基準以下の値となっている。

また、定期モニタリングの調査結果をみると、みよし市三好丘旭（発端井戸）及び東郷町大字諸輪（発端井戸）で総水銀が環境基準を超過している。

表 3.1.27(1) 地下水質調査結果（令和6年度 概況調査（メッシュ））

調査項目	調査地点 調査区分	東郷町大字春木	環境基準
		概況調査（メッシュ）	
カドミウム	mg/L	<0.0005	0.003 以下
全シアン	mg/L	<0.1	検出されないこと
鉛	mg/L	<0.005	0.01 以下
六価クロム	mg/L	<0.01	0.02 以下
砒素	mg/L	<0.005	0.01 以下
総水銀	mg/L	<0.0005	0.0005 以下
アルキル水銀	mg/L	—	検出されないこと
P C B	mg/L	<0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	0.02 以下
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	0.002 以下
クロロエチレン	mg/L	<0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.01	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	0.006 以下
トリクロロエチレン	mg/L	0.037	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	0.002 以下
チウラム	mg/L	<0.0006	0.006 以下
シマジン	mg/L	<0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	0.02 以下
ベンゼン	mg/L	<0.001	0.01 以下
セレン	mg/L	<0.002	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.98	10 以下
ふっ素	mg/L	<0.08	0.8 以下
ほう素	mg/L	<0.02	1 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	0.05 以下
pH		6.1	
電気伝導率	mS/m	8.0	

注1) 表中の「<」は、報告下限値未満であることを示す。

注2) 表中の「—」は、調査を行っていないことを示す。

出典：「令和6（2024）年度公共用水域及び地下水の水質調査結果」（愛知県ホームページ）

表 3.1.27(2) 地下水質調査結果（令和6年度 汚染井戸周辺地区調査）

調査項目	調査地点	東郷町大字春木		環境基準
	調査区分	汚染井戸周辺地区調査		
		概況調査等により判明した汚染		
	発端・周辺の区分	周辺井戸 1	周辺井戸 2	
井戸場所	東郷町大字春木	東郷町大字春木		
クロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.01	<0.01	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	0.04 以下
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	0.01 以下
pH		6.5	6.3	
電気伝導率	mS/m	12	12	

注) 表中の「<」は、報告下限値未満であることを示す。

出典：「令和6（2024）年度公共用水域及び地下水の水質調査結果」（愛知県ホームページ）

表 3.1.27(3) 地下水質調査結果（令和6年度 定期モニタリング）

調査項目	調査地点	みよし市三好丘旭		東郷町大字諸輪		環境基準
	調査区分	定期モニタリング（継続監視）調査				
		概況調査等により判明した汚染		事業者からの報告等により判明した汚染		
	発端・周辺の区分	発端井戸	周辺井戸	発端井戸	周辺井戸	
井戸場所	みよし市三好丘旭	みよし市三好丘旭	東郷町大字諸輪	みよし市根浦町		
カドミウム	mg/L	—	—	—	—	0.003 以下
全シアン	mg/L	—	—	—	—	検出されないこと
鉛	mg/L	—	—	—	—	0.01 以下
六価クロム	mg/L	—	—	—	—	0.02 以下
砒素	mg/L	—	—	—	—	0.01 以下
総水銀	mg/L	0.0007	<0.0005	0.0012	<0.0005	0.0005 以下
アルキル水銀	mg/L	—	—	—	—	検出されないこと
P C B	mg/L	—	—	—	—	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	—	—	—	—	0.02 以下
四塩化炭素	mg/L	—	—	—	—	0.002 以下
クロロエチレン	mg/L	—	—	—	—	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	—	—	—	—	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	—	—	—	—	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—	—	—	—	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	—	—	—	—	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	—	—	—	—	0.006 以下
トリクロロエチレン	mg/L	—	—	—	—	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	—	—	—	—	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	—	—	—	—	0.002 以下
チウラム	mg/L	—	—	—	—	0.006 以下
シマジン	mg/L	—	—	—	—	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L	—	—	—	—	0.02 以下
ベンゼン	mg/L	—	—	—	—	0.01 以下
セレン	mg/L	—	—	—	—	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	—	—	—	—	10 以下
ふっ素	mg/L	—	—	—	—	0.8 以下
ほう素	mg/L	—	—	—	—	1 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	—	—	—	—	0.05 以下
pH		6.5	6.1	6.2	5.6	
電気伝導率	mS/m	15	5.9	5.8	11	

注1) 表中の「<」は、報告下限値未満であることを示す。

注2) 表中の「—」は、調査を行っていないことを示す。

出典：「令和6（2024）年度公共用水域及び地下水の水質調査結果」（愛知県ホームページ）

3.1 自然的状況

対象事業実施区域では、令和3年12月3日の自主検査で、環境基準を超える水銀が検出されて以降、地下水について経過観察を行っている。令和4年度は毎月測定を行ったが、基準値を超える水銀の検出が不規則であり、発生原因が自然由来と解されることから、令和5年度より年1回の測定としている。測定結果は、表3.1.28に示すとおりである。

表 3.1.28 地下水質調査結果（尾三衛生組合敷地内3号井戸）

年度	測定日	測定結果
令和3年度	令和3年12月3日	0.0010 mg/L
	令和3年12月23日	0.0011 mg/L
	令和4年1月6日	0.0005 mg/L 未満
	令和4年2月28日	0.0006 mg/L
	令和4年3月16日	0.0013 mg/L
令和4年度	令和4年4月18日	0.0005 mg/L 未満
	令和4年5月23日	0.0013 mg/L
	令和4年6月16日	0.0018 mg/L
	令和4年7月15日	0.0016 mg/L
	令和4年8月12日	0.0023 mg/L
	令和4年9月6日	0.0005 mg/L 未満
	令和4年10月13日	0.0005 mg/L 未満
	令和4年11月29日	0.0011 mg/L
	令和4年12月5日	0.0027 mg/L
	令和4年12月6日	0.0023 mg/L
	令和5年1月24日	0.0029 mg/L
	令和5年2月3日	0.0022 mg/L
	令和5年3月9日	0.0005 mg/L 未満
令和5年度	令和5年12月12日	0.0049 mg/L
令和6年度	令和6年12月12日	0.0048 mg/L
令和7年度	令和7年12月15日	0.0052 mg/L

注1) 環境基準 総水銀：0.0005 mg/L 以下

注2) 一般的に毒性が強いとされているアルキル水銀は検出されていない。

出典：「尾三衛生組合 3号井戸地下水の測定結果について」（令和8年1月 尾三衛生組合）

3.1.7.3 土壌

(1) 土壌

対象事業実施区域及びその周囲の土壌図は、図 3.1.19 に示すとおりである。

対象事業実施区域の土壌は主に乾性褐色森林土壌（未熟土系）の三ヶ峰統、東山統となっている。対象事業実施区域の周囲は、地形等に応じて主に乾性褐色森林土壌（未熟土系）や赤色土壌、黄色土壌がみられる。また、境川等の中小河川沿いは、細粒グライ土壌、グライ土壌、粗粒グライ土壌等となっている。

(2) 土壌汚染

対象事業実施区域及びその周囲には、「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号）に基づく要措置区域に指定されている区域はない。形質変更時要届出区域に指定されている区域は、表 3.1.29 に示すとおりである。

表 3.1.29 形質変更時要届出区域

指定番号	指定年月日	区域が存在する場所	区域の面積	基準に適合しない特定有害物質
形-11	平成 25 年 3 月 22 日	みよし市三好町笠松 111 番、112 番 1 及び 112 番 2 の各一部	158.5m ²	鉛及びその化合物（溶出）
形-74	令和 7 年 3 月 14 日	愛知郡東郷町大字諸輪字上鉾 68 番の一部	600.00m ²	カドミウム及びその化合物（溶出） 砒素及びその化合物（溶出）

出典：「土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域の指定状況」（愛知県ホームページ、令和 8 年 5 月 29 日閲覧）

(3) 土地利用の履歴

「地図・空中写真閲覧サービス」（国土交通省国土地理院ホームページ）によると、対象事業実施区域及びその周囲の土地利用は、昭和 40 年代までは森林及び荒地となっていた。

対象事業実施区域には、本組合の焼却施設が昭和 51 年に建設された。その後、平成 9 年に現在の東郷美化センターに建替えが行われ、現在も稼働している。



図 3.1.19(1) 土壌図

凡 例					
山地及び丘陵地地域の土壌					
乾性褐色森林土壌		村積山1統	赤色土壌		勘八山統
		真福寺1統			岩崎統
乾性褐色森林土壌 (未熟土系)		三ヶ峰統、東山統			明知統、拳母統
		相野山統、東山統			上郷統、拳母統
		和合1統、和合2統			
褐色森林土壌		村積山2統			
		真福寺2統			
台地・低地地域の土壌					
赤色土壌		駒場統	灰色低地土壌		加茂統
黄色土壌		東境統	細粒灰色低地土壌		豊中統
		猿投統			久世田統
		三好統		細粒グライ土壌	
		蓼沼統			三隅下統
		北多久統			田川統
		真福寺1統			西山統
		新野統			東浦統
		堤統	グライ土壌		
		豊明統			芝井統
灰色台地土壌		吉原統		粗粒グライ土壌	
		筋生統			八幡統
		早稲原統			琴浜統
		長田統			竜北統
		明知下統	黒泥土壌		
台地グライ土壌		栃丘統			大平統
		本地統			今の浦統
		山古志統	その他		人工改変地
褐色低地土壌		荻野統			
細粒灰色低地土壌		東和統			
		藤代統			
		宝田統			

図 3.1.19(2) 土壌図

3.1.8 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

3.1.8.1 動物

(1) 動物相の概要

対象事業実施区域及びその周囲の動物の状況については、表 3.1.30 に示す既存資料により整理した。

表 3.1.30 確認文献一覧

番号	文献	分布想定種
1	「レッドデータブックあいち 2020」 (令和 2 年 3 月 愛知県)	調査対象とした野生動物（哺乳類、爬虫類、両生類、昆虫類、クモ類）のうち、対象事業実施区域及びその周囲を含むメッシュ内で確認されている種（鳥類、魚類、貝類はメッシュ情報なし） 貝類は対象事業実施区域及びその周囲での分布情報（生息環境）が記載されている種
2	「第 2 回～第 7 回自然環境保全基礎調査」 (昭和 53 年～平成 24 年、環境省) 哺乳類（中大型哺乳類分布調査、要注意鳥獣（クマ等）生息分布調査） (平成 27 年度～令和 3 年度、環境省)	調査対象とした野生動物（哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類、昆虫類、貝類）のうち、対象事業実施区域及びその周囲を含むメッシュ内で確認されている種
3	「全国鳥類繁殖分布調査報告 日本の鳥の今を描こう 2016－2021 年」 (令和 3 年 10 月 鳥類繁殖分布調査会)	調査対象とした野生動物（鳥類）のうち対象事業実施区域及びその周囲を含むメッシュ内で確認されている種
4	「全国鳥類越冬分布調査報告 2016－2022 年」 (令和 5 年 2 月 特定非営利活動法人 バードリサーチ 公益財団法人 日本野鳥の会)	調査対象とした野生動物（鳥類）のうち対象事業実施区域及びその周囲を含むメッシュ内で確認されている種
5	「愛知の野鳥 1995」 (愛知県農地林務部自然保護課)	対象事業実施区域及びその周囲を含むメッシュ内で確認されている種
6	東郷町誌 第二巻 (昭和 55 年 3 月 東郷町)	掲載の種全て
7	日進市史 自然編 (平成 27 年 3 月 日進市)	掲載の種全て
8	第 2 次日進市環境基本計画 (2024 年度～2030 年度) (令和 6 年 3 月 日進市)	対象事業実施区域及びその周囲で確認されている種
9	生物調査報告書 (平成 30 年 11 月 豊田市)	魚類：調査地点…逢妻女川上流域（高速道路下から上流約 1km 区間）で確認されている種 両生類：対象事業実施区域及びその周囲を含むメッシュ内で確認されている種 爬虫類、鳥類、哺乳類、昆虫類、クモ類：挙母地区、保見地区確認されている種
10	豊田市で確認された生物種 (令和 6 年 11 月 豊田市)	掲載の種全て（地区名記載がないため全種を対象とした）
11	最終処分場建設に係る生活環境影響調査 報告書 (平成 14 年 3 月 尾三衛生組合)	現地調査の結果全て

① 哺乳類

対象事業実施区域及びその周囲で見られる哺乳類は、表 3.1.31 に示すとおり、7目19科43種である。

対象事業実施区域及びその周囲では、農地等の草地や樹林を生息環境とするタヌキ、キツネ、ニホンイタチ、イノシシ、市街地やため池等ひらけた空間を利用するアブラコウモリなどが確認されている。

また、アライグマやヌートリアといった外来種も確認されている。

表 3.1.31 確認種一覧（哺乳類）

No.	目名	科名	種名	学名	文献番号								
					1	2	6	7	9	10	11		
1	モグラ目 (食虫目)	トガリネズミ科	ジネズミ	<i>Crocidura dsinezumi</i>	●			●		●			
2			カワネズミ	<i>Chimarrigale platycephalus</i>	●					●			
3		モグラ科	ヒミズ	<i>Urotrichus talpoides</i>		●		●		●			
4			ミズラモグラ	<i>Oreoscaptor mizura</i>						●			
5			アズマモグラ	<i>Mogera imaizumii</i>						●			
6			コウベモグラ	<i>Mogera wogura</i>	●		●	●	●	●			
-			モグラ科の一種	<i>Talpidae sp.</i>							●	●	
7	コウモリ目 (翼手目)	キクガシラコウモリ科	コキクガシラコウモリ (ニホンコキクガシラコウモリ)	<i>Rhinolophus cornutus (P. c. cornutus)</i>	●				●	●			
8			キクガシラコウモリ	<i>Rhinolophus ferrumequinum</i>	●						●		
9		ヒナコウモリ科	モモジロコウモリ	<i>Myotis macrodactylus</i>	●				●	●			
10			アブラコウモリ	<i>Pipistrellus abramus</i>		●		●		●	●		
11			ヤマコウモリ	<i>Nyctalus aviator</i>							●		
12			ヒナコウモリ	<i>Vespertilio sinensis</i>							●		
13			ユビナゴコウモリ	<i>Miniopterus fuliginosus</i>							●		
14			テングコウモリ	<i>Murina hilgendorfi</i>						●	●		
-			-	コウモリ目(翼手目)の一種	<i>Chiroptera sp.</i>							●	
15			サル目(霊長目)	オナガザル科	ニホンザル	<i>Macaca fuscata</i>		●		●	●	●	
16	ウサギ目	ウサギ科	ノウサギ	<i>Lepus brachyurus</i>	●	●	●	●		●			
17	ネズミ目 (齧歯目)	リス科	ニホンリス	<i>Sciurus lis</i>		●		●		●			
18			ニホンモモンガ	<i>Pteromys momonga</i>							●		
19			ムササビ	<i>Petaurista leucogenys</i>	●						●		
20		ヤマネ科	ネズミ科	ヤマネ	<i>Glirulus japonicus</i>						●		
21				スミスネズミ	<i>Craseomys smithii</i>							●	
22				ハタネズミ	<i>Alexandromys montebelli</i>							●	
23				アカネズミ	<i>Apodemus speciosus</i>		●		●	●	●		
24				ヒメネズミ	<i>Apodemus argenteus</i>		●					●	
25				カヤネズミ	<i>Micromys minutus</i>	●			●		●	●	
26				ハツカネズミ	<i>Mus musculus</i>			●	●				
27				クマネズミ	<i>Rattus rattus</i>				●			●	
28				ドブネズミ	<i>Rattus norvegicus</i>			●					
-				-	ネズミ科の一種	<i>Muridae sp.</i>			●				●
29	ヌートリア科	ヌートリア	<i>Myocastor coypus</i>		●		●	●	●				
30	ネコ目(食肉目)	クマ科	ツキノワグマ	<i>Ursus thibetanus</i>						●			
31			アライグマ科	アライグマ	<i>Procyon lotor</i>		●		●		●		
32		イヌ科	タヌキ	<i>Nyctereutes procyonoides</i>		●	●	●	●	●			
33			キツネ	<i>Vulpes vulpes</i>		●	●	●	●	●			
34			ノイヌ(オオカミ)	<i>Canis lupus</i>							●		
35			イタチ科	テン(ホンドテン)	<i>Martes melampus (M. m. melampus)</i>						●		
36		イタチ科	シベリアイタチ	<i>Mustela sibirica</i>						●	●		
37			ニホンイタチ	<i>Mustela itatsi</i>						●	●		
-			イタチ属の一種	<i>Mustela sp.</i>		●	●	●	●	●	●		
38			アナグマ	<i>Meles anakuma</i>		●					●		
39	ジャコウネコ科	ハクビシン	<i>Paguma larvata</i>		●		●	●	●				
40	ネコ科	ノネコ	<i>Felis catus</i>							●			
41	ウシ目(偶蹄目)	イノシシ科	イノシシ	<i>Sus scrofa</i>		●	●	●	●				
42			シカ科	ニホンジカ	<i>Cervus nippon</i>						●		
43		ウシ科	カモシカ	<i>Capricornis crispus</i>		●		●					
-		-	ウシ目(偶蹄目)の一種	<i>Artiodactyla sp.</i>							●		
	7目	19科	43種		9種	16種	8種	19種	14種	41種	4種		

注1) 表中の文献番号は表 3.1.30の番号と対応する。

注2) 種名及び配列については原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(令和7年11月 国土交通省)に準拠した。

3.1 自然的状況

② 鳥類

対象事業実施区域及びその周囲で見られる鳥類は、表 3.1.32 に示すとおり、22 目 67 科 298 種である。

住宅地周辺を利用するツバメやムクドリ、メジロ、ため池を利用するオシドリ、カルガモ等のカモ科や草地を利用するヒバリやケリ、樹林地を生息環境とするヤマガラやシジュウカラ等のシジュウカラ科、オオルリやルリビタキ等ヒタキ科が確認されているほか、タカ科、フクロウ科、ハヤブサ科などの生態系上位種も確認されている。

また、ソウシチョウやガビチョウといった外来種も確認されている。

表 3.1.32(1) 確認種一覧（鳥類）

No.	目名	科名	種名	学名	文献番号													
					2	3	4	5	6	7	8	9	10	11				
1	カモ目	カモ科	コクガン	<i>Branta bernicla nigricans</i>			●											
2			ヒシクイ	<i>Anser fabalis</i>			●											
3			マガン	<i>Anser albifrons albifrons</i>			●								●			
4			カリガネ	<i>Anser erythropus</i>			●											
5			コブハクチョウ	<i>Cygnus olor</i>			●	●										
6			コハクチョウ	<i>Cygnus columbianus</i>			●									●		
7			オオハクチョウ	<i>Cygnus cygnus</i>			●									●		
8			ツクシガモ	<i>Tadorna tadorna</i>			●											
9			オシドリ	<i>Aix galericulata</i>			●	●	●			●			●	●	●	
10			トモエガモ	<i>Sibirionetta formosa</i>			●	●							●	●	●	
11			シマアジ	<i>Spatula querquedula</i>														
12			ハシビロガモ	<i>Spatula clypeata</i>				●	●			●			●	●		
13			オカヨシガモ	<i>Mareca strepera strepera</i>				●	●			●			●	●		
14			ヨシガモ	<i>Mareca falcata</i>				●	●			●			●	●		
15			ヒドリガモ	<i>Mareca penelope</i>			●		●	●		●			●	●		
16			アメリカヒドリ	<i>Mareca americana</i>				●	●						●	●		
17			カルガモ	<i>Anas zonorhyncha</i>			●	●	●	●		●	●		●	●	●	
18			マガモ	<i>Anas platyrhynchos platyrhynchos</i>			●	●	●	●		●	●		●	●	●	
19			アイガモ (アヒル)	<i>Anas platyrhynchos var.domesticus</i>														
20			オナガガモ	<i>Anas acuta</i>			●		●	●		●			●	●		
21			コガモ	<i>Anas crecca crecca</i>			●		●	●		●			●	●	●	
-				マガモ属の一種	<i>Anas sp.</i>												●	
22			オオホシハジロ	<i>Aythya valisineria</i>					●									
23			ホシハジロ	<i>Aythya ferina</i>			●	●	●	●		●			●	●		
24			アカハジロ	<i>Aythya baeri</i>					●			●						
25			メジロガモ	<i>Aythya nyroca</i>					●									
26			キンクロハジロ	<i>Aythya fuligula</i>				●	●	●		●			●	●		
27			スズガモ	<i>Aythya marila nearctica</i>			●		●	●		●			●	●		
28			シノリガモ	<i>Histrionicus histrionicus</i>					●									
29			ピロードキンクロ	<i>Melanitta streperus</i>					●									
30			クロガモ	<i>Melanitta americana</i>					●									
31			コオリガモ	<i>Clangula hyemalis</i>					●									
32			ホオジロガモ	<i>Bucephala clangula clangula</i>					●			●			●	●	●	
33			ミヨアイサ	<i>Mergellus albellus</i>			●		●	●		●			●	●		
34			カワアイサ	<i>Mergus merganser merganser</i>					●	●					●	●		
35			ウミアイサ	<i>Mergus serrator</i>					●						●	●		
36	コウライアイサ	<i>Mergus squamatus</i>					●											
-		カモ科の一種	<i>Anatidae sp.</i>							●								
37	キジ目	キジ科	ヤマドリ	<i>Syrnium soemmerringii scintillans</i>			●	●	●	●			●	●	●			
38			キジ	<i>Phasianus versicolor robustipes</i>			●	●	●	●	●			●	●	●		
39			ウズラ	<i>Coturnix japonica</i>				●	●	●	●				●	●		
40	ヨダカ目	ヨダカ科	ヨダカ	<i>Caprimulgus jotaka jotaka</i>		●	●											
41	アマツバメ目	アマツバメ科	ハリオアマツバメ	<i>Hirundapus caudacutus caudacutus</i>				●										
42			アマツバメ	<i>Apus pacificus</i>				●			●			●	●			
43			ヒメアマツバメ	<i>Apus nipalensis kuntzi</i>				●	●					●	●			
44	カッコウ目	カッコウ科	ジュウイチ	<i>Hierococcyx hyperythrus</i>			●								●			
45			ホトトギス	<i>Cuculus poliocephalus</i>				●			●			●	●			
46			セグロカッコウ	<i>Cuculus micropterus micropterus</i>												●		
47			ツツドリ	<i>Cuculus optatus</i>					●			●			●	●		
48			カッコウ	<i>Cuculus canorus canorus</i>					●			●			●	●		
-				カッコウ属の一種	<i>Cuculus sp.</i>												●	
49	ハト目	ハト科	キジバト	<i>Streptopelia orientalis orientalis</i>		●	●	●	●	●			●	●	●	●		
50			アオバト	<i>Treron sieboldii sieboldii</i>				●	●	●	●			●	●	●	●	
-				ハト科の一種	<i>Columbidae sp.</i>												●	
51	ツル目	クイナ科	クイナ	<i>Rallus indicus</i>		●	●	●	●				●	●	●			
52			バン	<i>Gallinula chloropus chloropus</i>			●	●	●	●				●	●	●		
53			オオバン	<i>Fulica atra atra</i>				●	●	●	●			●	●	●		
54			シマクイナ	<i>Coturnicops exquisitus</i>					●									
55			ヒクイナ	<i>Zapornia fusca erythrothorax</i>				●	●	●					●	●		
56			ツルクイナ	<i>Gallinago cinerea</i>													●	
57			ツル科	ナベツル	<i>Grus monacha</i>				●									
58	カイツブリ目	カイツブリ科	カイツブリ	<i>Tachybaptus ruficollis poggei</i>		●	●	●	●	●			●	●	●	●		
59			アカエリカイツブリ	<i>Podiceps grisegena holbollii</i>			●		●					●	●			
60			カンムリカイツブリ	<i>Podiceps cristatus cristatus</i>			●	●	●	●				●	●	●	●	
61			ミミカイツブリ	<i>Podiceps auritus auritus</i>					●						●	●		
62				ハジロカイツブリ	<i>Podiceps nigricollis nigricollis</i>				●					●	●	●		

注1) 表中の文献番号は表 3.1.30 の番号と対応する。

注2) 種名及び配列については原則として「日本鳥類目録 改訂第8版」(令和6年10月 日本鳥学会)に準拠した。

表 3.1.32(2) 確認種一覧（鳥類）

No.	目名	科名	種名	学名	文献番号																			
					2	3	4	5	6	7	8	9	10	11										
63	チドリ目	ミヤコドリ科	ミヤコドリ	<i>Haematopus ostralegus osculans</i>																				
64		セイタカシギ科	セイタカシギ	<i>Himantopus himantopus</i>			●	●														●		
65				ソリハシセイタカシギ	<i>Recurvirostra avosetta</i>				●															
66			チドリ科	タゲリ	<i>Vanellus vanellus</i>							●									●	●		
67				ケリ	<i>Vanellus cinereus</i>		●	●	●	●			●								●	●		
68				ムナグロ	<i>Pluvialis fulva</i>					●			●										●	
69				ダイゼン	<i>Pluvialis squatarola</i>					●													●	
70				ハジロコチドリ	<i>Charadrius hiaticula tundrae</i>								●											
71				イカルチドリ	<i>Charadrius placidus</i>			●	●	●	●											●	●	
72				コチドリ	<i>Charadrius dubius cuonicus</i>			●	●	●	●					●						●	●	●
73				シロチドリ	<i>Charadrius alexandrinus</i>			●	●	●													●	
74				メダイチドリ	<i>Charadrius mongolus</i>					●													●	
-			チドリ属の一種	<i>Charadrius sp.</i>																		●		
75			タマシギ科	タマシギ	<i>Rostratula benghalensis</i>		●	●	●	●					●						●	●		
76			シギ科	チュウシャクシギ	<i>Numenius phaeopus variegatus</i>				●						●							●		
77				ホウロクシギ	<i>Numenius madagascariensis</i>											●								
78				ダイシャクシギ	<i>Numenius arquata orientalis</i>																			
79				オオソリハシシギ	<i>Limosa lapponica</i>																			●
80				オグロシギ	<i>Limosa limosa melanuroides</i>																			●
81				キョウジョシギ	<i>Arenaria interpres interpres</i>											●								●
82				エリマキシギ	<i>Calidris pugnax</i>											●								●
83				キリアイ	<i>Calidris falcinellus sibirica</i>																			●
84				ウスラシギ	<i>Calidris acuminata</i>																			●
85				オジロトウネン	<i>Calidris temminckii</i>																			●
86		ヒバリシギ		<i>Calidris subminuta</i>																			●	
87		トウネン		<i>Calidris ruficollis</i>																			●	
88		ミュビシギ		<i>Calidris alba</i>																			●	
89		ハマシギ		<i>Calidris alpina sakhalina</i>																			●	
90		ヨーロッパトウネン		<i>Calidris minuta</i>																			●	
91		アメリカウスラシギ		<i>Calidris melanotos</i>																			●	
92		オオハシシギ		<i>Limodromus scolopaceus</i>																			●	
93		ヤマシギ		<i>Scolopax rusticola</i>																			●	
94		アオシギ		<i>Gallinago solitaria japonica</i>																			●	
95		オオジシギ		<i>Gallinago hardwickii</i>																			●	
96		ハリオシギ		<i>Gallinago stenura</i>																			●	
97		チュウジシギ		<i>Gallinago megala</i>																			●	
98		ダシギ		<i>Gallinago gallinago gallinago</i>																			●	
99		ソリハシシギ		<i>Xenus cinereus</i>																			●	
100		アカエリヒレアシシギ		<i>Phalaropus lobatus</i>																			●	
101		イソシギ		<i>Actitis hypoleucos</i>																			●	
102		クサシギ		<i>Tringa ochropus</i>																			●	
103		キアシシギ		<i>Tringa brevipes</i>																			●	
104		アカアシシギ		<i>Tringa totanus ussuriensis</i>																			●	
105		コアオアシシギ		<i>Tringa stagnatilis</i>																			●	
106		タカアシシギ		<i>Tringa glareola</i>																			●	
107		ツルシギ		<i>Tringa erythropus</i>																			●	
108		アオアシシギ		<i>Tringa nebularia</i>																			●	
-		シギ科の一種	<i>Scolopacidae sp.</i>																			●		
109		ツバメチドリ科	ツバメチドリ	<i>Glareola maldivarum</i>																		●		
110		カモメ科	ミツユビカモメ	<i>Rissa tridactyla pollicaris</i>																		●		
111			ユリカモメ	<i>Chroicocephalus ridibundus</i>																			●	
112			ズグロカモメ	<i>Saundersilarus saundersi</i>																			●	
113			ウミネコ	<i>Larus crassirostris</i>																			●	
114			カモメ	<i>Larus canus kamtschatschensis</i>																			●	
115			ワシカモメ	<i>Larus glaucescens</i>																			●	
116			シロカモメ	<i>Larus hyperboreus pallidissimus</i>																			●	
117			セグロカモメ	<i>Larus vegae vegae</i>																			●	
118			オオセグロカモメ	<i>Larus schistisagus</i>																			●	
119			ニセセグロカモメ	<i>Larus fuscus</i>																			●	
120			コアシシギ	<i>Sternula albifrons sinensis</i>																			●	
121			アジサシ	<i>Sterna hirundo</i>																			●	
122			クロハラアジサシ	<i>Chlidonias hybrida hybrida</i>																			●	
123			ハジロクロハラアジサシ	<i>Chlidonias leucopterus</i>																			●	
124			トウゾクカモメ科	トウゾクカモメ	<i>Stercorarius parasiticus</i>																		●	
125			ウミスズメ科	ウミスズメ	<i>Synthliboramphus antiquus antiquus</i>																		●	
126	アビ目	アビ科	アビ	<i>Gavia stellata</i>																		●		
127				オオハム	<i>Gavia arctica viridigularis</i>																		●	
128			ミズナギドリ目	ミズナギドリ科	オオミズナギドリ	<i>Colonectris leucomelas</i>																	●	
129	コウノトリ目	コウノトリ科	コウノトリ	<i>Ciconia boyciana</i>																		●		
130	カツオドリ目	ウ科	ヒメウ	<i>Urile pelagicus pelagicus</i>																		●		
131				ウミウ	<i>Phalacrocorax capillatus</i>																		●	
132				カワウ	<i>Phalacrocorax carbo</i>																		●	
133			ペリカン目	トキ科	ヘラサギ	<i>Platalea leucorodia leucorodia</i>																		●
134		クロツラヘラサギ			<i>Platalea minor</i>																		●	
135		サギ科		サンカノゴイ	<i>Botaurus stellaris stellaris</i>																		●	
136				ヨシゴイ	<i>Ixobrychus sinensis sinensis</i>																		●	
137				ミソゴイ	<i>Gorsachius goisagi</i>																		●	
138				ゴイサギ	<i>Nycticorax nycticorax nycticorax</i>																		●	
139				ササゴイ	<i>Butorides striata amurensis</i>																		●	
140				アカガシラサギ	<i>Ardeola bacchus</i>																		●	
141				アマサギ	<i>Bubulcus ibis coromandus</i>																		●	
142				アオサギ	<i>Ardea cinerea jouyi</i>																		●	
143				ダイサギ	<i>Ardea alba alba</i>																		●	
144				チュウサギ	<i>Ardea intermedia intermedia</i>																		●	
145				コサギ	<i>Egretta garzetta garzetta</i>																		●	
146				クロサギ	<i>Egretta sacra sacra</i>																		●	
-		サギ科の一種	<i>Ardeidae sp.</i>																			●		

注1) 表中の文献番号は表 3.1.30 の番号と対応する。
注2) 種名及び配列については原則として「日本鳥類目録 改訂第8版」(令和6年10月 日本鳥学会)に準拠した。

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

3.1 自然的状況

表 3.1.32(3) 確認種一覧(鳥類)

No.	目名	科名	種名	学名	文献番号																	
					2	3	4	5	6	7	8	9	10	11								
147	タカ目	ミサゴ科	ミサゴ	<i>Pandion haliaetus haliaetus</i>																		
148		タカ科	ハチクマ	<i>Pernis ptilorhynchus orientalis</i>																		
149			クマタカ	<i>Nisaetus nipalensis orientalis</i>																		
150			イヌワシ	<i>Aquila chrysaetos japonica</i>																		
151			ツミ	<i>Accipiter gularis gularis</i>																		
152			ハイタカ	<i>Accipiter nisus nisosimilis</i>																		
153			オオタカ	<i>Accipiter gentilis fuyiyamae</i>																		
154			チュウヒ	<i>Circus spilonotus</i>																		
155			ハイイロチュウヒ	<i>Circus cyaneus</i>																		
156			トビ	<i>Milvus migrans lineatus</i>																		
157			オオワシ	<i>Haliaeetus pelagicus</i>																		
158			オジロワシ	<i>Haliaeetus albicilla albicilla</i>																		
159			サシバ	<i>Butastur indicus</i>																		
160			ノスリ	<i>Buteo japonicus</i>																		
-			タカ科の一種	Accipitridae sp.																		
161		フクロウ目	フクロウ科	アオバズク	<i>Ninox japonica japonica</i>																	
162	コノハズク			<i>Otus sumia japonicus</i>																		
163	オオコノハズク			<i>Otus semitorques</i>																		
164	トラフズク			<i>Asio otus otus</i>																		
165	コミミズク			<i>Asio flammeus flammeus</i>																		
166	フクロウ			<i>Strix uralensis</i>																		
-				フクロウ科の一種	Strigidae sp.																	
167	サイチョウ目	ヤツガシラ科	ヤツガシラ	<i>Upupa epops epops</i>																		
168	ブッポウソウ目	ブッポウソウ科	ブッポウソウ	<i>Eurystomus orientalis cyanocollis</i>																		
169		カワセミ科	アカショウビン	<i>Halcyon coromanda major</i>																		
170			カワセミ	<i>Alcedo atthis bengalensis</i>																		
171			ヤマセミ	<i>Megaceryle lugubris</i>																		
172			キツツキ目	キツツキ科	アリスイ	<i>Jynx torquilla</i>																
173	コゲラ	<i>Yungipicus kizuki</i>																				
174	アカゲラ	<i>Dendrocopos major</i>																				
175	オオアカゲラ	<i>Dendrocopos leucotos</i>																				
176	アオゲラ	<i>Picus awokera awokera</i>																				
-		キツツキ科の一種			Picidae sp.																	
177	ハヤブサ目	ハヤブサ科	チョウゲンボウ	<i>Falco tinnunculus interstinctus</i>																		
178			コチョウゲンボウ	<i>Falco columbarius insignis</i>																		
179			チゴハヤブサ	<i>Falco subbuteo subbuteo</i>																		
180			ハヤブサ	<i>Falco peregrinus japonensis</i>																		
181	スズメ目	ヤイロチョウ科	ヤイロチョウ	<i>Pitta nympha</i>																		
182		サンショウクイ科	サンショウクイ	<i>Pericrocotus divaricatus</i>																		
183		カササギヒタキ科	サンコウチョウ	<i>Terpsiphone atrocaudata atrocaudata</i>																		
184		モズ科	チゴモズ	<i>Lanius tigrinus</i>																		
185			アカモズ	<i>Lanius cristatus</i>																		
186			モズ	<i>Lanius bucephalus bucephalus</i>																		
187		カラス科	カケス	<i>Garrulus glandarius</i>																		
188			オナガ	<i>Cyanopica cyanus japonica</i>																		
189			カササギ	<i>Pica serica</i>																		
190			ホシガラス	<i>Nucifraga caryocatactes</i>																		
191			ミヤマガラス	<i>Corvus frugilegus pastinator</i>																		
192			ハシボソガラス	<i>Corvus corone orientalis</i>																		
193			ハシトガラス	<i>Corvus macrorhynchus</i>																		
-				カラス属の一種	Corvus sp.																	
194			レンジャク科	キレンジャク	<i>Bombycilla garrulus garrulus</i>																	
195				ヒレンジャク	<i>Bombycilla japonica</i>																	
196		シジュウカラ科	ヒガラ	<i>Periparus ater insularis</i>																		
197			ヤマガラ	<i>Sittiparus varius varius</i>																		
198			コガラ	<i>Poecile montanus</i>																		
199			シジュウカラ	<i>Parus cinereus minor</i>																		
200	ツリスガラ科	ツリスガラ	<i>Remiz consobrinus</i>																			
201	ヒバリ科	ヒバリ	<i>Alauda arvensis</i>																			
202	ヒヨドリ科	ヒヨドリ	<i>Hypsipetes amaurotis amaurotis</i>																			
203	ツバメ科	ショウドウツバメ	<i>Riparia riparia ijimae</i>																			
204		ツバメ	<i>Hirundo rustica</i>																			
-			ツバメ属の一種	Hirundo sp.																		
205		イワツバメ	<i>Delichon dasypus dasypus</i>																			
206		コシアカツバメ	<i>Cecropis daurica japonica</i>																			
207	ウグイス科	ウグイス	<i>Horornis diphone</i>																			
208		ヤブサメ	<i>Urosphena squameiceps</i>																			
209	エナガ科	エナガ	<i>Aegithalos caudatus</i>																			
210	ムシクイ科	カラフトムシクイ	<i>Phylloscopus proregulus</i>																			
211		センダイムシクイ	<i>Phylloscopus coronatus</i>																			
212		イイジマムシクイ	<i>Phylloscopus ijimae</i>																			
213		エゾムシクイ	<i>Phylloscopus borealoides</i>																			
214		メボソムシクイ	<i>Phylloscopus xanthodryas</i>																			
215		オオムシクイ	<i>Phylloscopus examinandus</i>																			
-			ムシクイ属の一種	Phylloscopus sp.																		
216	ヨシキリ科	オオヨシキリ	<i>Acrocephalus orientalis</i>																			
217		コヨシキリ	<i>Acrocephalus bistrigiceps</i>																			
218	センニュウ科	エゾセンニュウ	<i>Locustella amnicola</i>																			
219		シマセンニュウ	<i>Locustella ochotensis</i>																			
220	セッカ科	セッカ	<i>Cisticola juncidis bruniceps</i>																			
221	メジロ科	メジロ	<i>Zosterops japonicus japonicus</i>																			
222	キクイタダキ科	キクイタダキ	<i>Regulus regulus japonensis</i>																			
223	ミソサザイ科	ミソサザイ	<i>Troglodytes troglodytes fumigatus</i>																			
224	ゴジュウカラ科	ゴジュウカラ	<i>Sitta europaea</i>																			
225	キバシリ科	キバシリ	<i>Certhia familiaris</i>																			

注1) 表中の文献番号は表 3.1.30 の番号と対応する。

注2) 種名及び配列については原則として「日本鳥類目録 改訂第8版」(令和6年10月 日本鳥学会)に準拠した。

表 3.1.32(4) 確認種一覧（鳥類）

No.	目名	科名	種名	学名	文献番号																	
					2	3	4	5	6	7	8	9	10	11								
226	スズメ目	ムクドリ科	ギンムクドリ	<i>Spodiopsar sericeus</i>																		
227			ムクドリ	<i>Spodiopsar cineraceus</i>	●	●	●	●	●	●				●	●	●						
228			コムクドリ	<i>Agropsar philippensis</i>		●	●	●			●				●	●						
229			カラムクドリ	<i>Sturnia sinensis</i>			●															
230			ホシムクドリ	<i>Sturnus vulgaris poltaratskyi</i>			●															
231		ツグミ科	トラツグミ	<i>Zoothera aurea</i>	●	●	●	●			●				●	●	●					
232			マミジロ	<i>Geokichla sibirica davisoni</i>			●															
233			クロツグミ	<i>Turdus cardis</i>		●		●				●				●	●					
234			マミチャジナイ	<i>Turdus obscurus</i>			●	●				●				●	●					
235			シロハラ	<i>Turdus pallidus</i>	●		●	●								●	●	●				
236			アカハラ	<i>Turdus chrysolus</i>	●	●	●	●				●				●	●	●				
237			ツグミ	<i>Turdus eunomus</i>	●		●	●			●	●				●	●	●				
-				ツグミ属の一種	<i>Turdus sp.</i>																	●
238			ヒタキ科	エソビタキ	<i>Muscicapa griseisticta</i>				●			●				●	●					
239				サメビタキ	<i>Muscicapa sibirica sibirica</i>				●			●				●	●					
240		コサメビタキ		<i>Muscicapa dauurica dauurica</i>			●	●								●	●					
241		オオルリ		<i>Cyanoptila cyanomelana</i>	●	●		●				●				●	●					
242		ノゴマ		<i>Calliope calliope</i>																		●
243		コルリ		<i>Larivora cyane nechaevi</i>			●									●	●					
244		コマドリ		<i>Larivora akahige akahige</i>			●									●	●					
245		キビタキ		<i>Ficedula narcissina</i>	●	●		●									●	●				
246		ムギマキ		<i>Ficedula mugimaki</i>													●	●				
247	ニシオジロビタキ	<i>Ficedula parva</i>					●														●	
248	オジロビタキ	<i>Ficedula albicilla</i>																			●	
249	ルリビタキ	<i>Tarsiger cyanurus</i>		●	●	●	●				●				●	●	●					
250	ジョウビタキ	<i>Phoenicurus auroreus auroreus</i>		●		●	●				●				●	●	●					
251	イソヒヨドリ	<i>Monticola solitarius</i>				●	●									●	●					
252	ノビタキ	<i>Saxicola stejnegeri</i>					●	●							●	●						
-		ヒタキ科の一種	Muscicapidae sp.																	●		
253	カワガラス科	カワガラス	<i>Cinclus pallasi pallasi</i>			●	●													●		
254	スズメ科	ニュウナイスズメ	<i>Passer cinnamomeus rutilans</i>			●	●							●	●							
255		スズメ	<i>Passer montanus saturatus</i>	●	●	●	●			●					●	●				●		
256		イワヒバリ科	イワヒバリ	<i>Prunella collaris erythropygia</i>																●		
257		カヤクグリ	<i>Prunella rubida</i>			●	●	●												●		
258	セキレイ科	キセキレイ	<i>Motacilla cinerea cinerea</i>	●	●	●	●			●				●	●	●						
259		ハクセキレイ	<i>Motacilla alba</i>	●	●	●	●			●				●	●	●						
260		セグロセキレイ	<i>Motacilla grandis</i>	●	●	●	●								●	●	●					
-			セキレイ属の一種	<i>Motacilla sp.</i>							●											
261			ピンズイ	<i>Anthus hodgsoni</i>	●	●	●	●			●				●	●	●					
262			ムネアカタヒバリ	<i>Anthus cervinus</i>											●	●						
263			タヒバリ	<i>Anthus rubescens japonicus</i>				●	●							●	●					
264		アトリ科	アトリ	<i>Fringilla montifringilla</i>				●	●						●	●	●					
265	シメ		<i>Coccothraustes coccothraustes japonicus</i>	●			●	●			●				●	●	●					
266	コイカル		<i>Eophona migratoria migratoria</i>				●									●	●					
267	イカル		<i>Eophona personata personata</i>	●	●	●	●				●				●	●	●					
268	ウソ		<i>Pyrrhula pyrrhula</i>				●	●								●	●					
269	アカウソ		<i>Pyrrhula pyrrhula rosacea</i>												●	●						
270	ハギマシコ		<i>Leucosticte arctoa brunneonucha</i>				●														●	
271	アカマシコ		<i>Carpodacus erythrinus grebnitskii</i>					●													●	
272	ベニマシコ		<i>Carpodacus sibiricus sanguinolentus</i>					●	●						●	●	●					
273	オオマシコ		<i>Carpodacus roseus portenkoi</i>					●													●	
274	カワラヒワ		<i>Chloris sinica</i>	●	●	●	●				●				●	●	●					
275	ベニヒワ		<i>Acanthis flammea flammea</i>				●															
276	イスカ		<i>Loxia curvirostra japonica</i>				●														●	
277	マヒワ		<i>Spinus spinus</i>			●	●	●			●					●	●					
278	ツメナガホオジロ科		ユキホオジロ	<i>Plectrophenax nivalis vlasovae</i>				●													●	
279	ホオジロ科	ホオジロ	<i>Emberiza cioides ciopsis</i>	●	●	●	●			●				●	●	●						
280		ホオアカ	<i>Emberiza fucata fucata</i>			●	●			●					●	●						
281		カシラダカ	<i>Emberiza rustica latifascia</i>	●		●	●							●	●	●						
282		ミヤマホオジロ	<i>Emberiza elegans elegans</i>	●		●	●								●	●						
283		シマアオジ	<i>Emberiza aureola ornata</i>																		●	
284		ノジコ	<i>Emberiza sulphurata</i>			●															●	
285		アオジ	<i>Emberiza personata</i>	●	●	●	●				●				●	●	●					
286		クロジ	<i>Emberiza variabilis</i>	●		●	●				●				●	●						
287		シベリアジュリン	<i>Emberiza pallasi polaris</i>				●															
288		ロジュリン	<i>Emberiza yessoensis yessoensis</i>												●	●						
289		オオジュリン	<i>Emberiza schoeniclus pyrrhulina</i>				●	●							●	●						
290		コジュケイ	<i>Bambusicola thoracicus</i>	●	●	●	●				●				●	●	●					
291	カワラバト（ドバト）	<i>Columba livia</i>	●	●	●	●								●	●	●						
292	インコ目	インコ科	ホンセイインコ	<i>Psittacula krameri</i>			●	●														
293			(和名検討中)	セキセイインコ	<i>Melospittacus undulatus</i>				●													
294		ガビチョウ科	ソウシチョウ	<i>Leiothrix lutea</i>			●	●						●	●							
295		(和名検討中)	ガビチョウ	<i>Garrulax canorus</i>			●	●												●		
296		カエデチョウ科	ギンバラ	<i>Lonchura malacca</i>				●														
297			ヘキチョウ	<i>Lonchura maja</i>				●														
298			ベニスズメ	<i>Amandava amandava</i>			●	●														
	22目	67科	298種		75種	139種	220種	146種	24種	169種	3種	138種	234種	55種								

注1) 表中の文献番号は表 3.1.30 の番号と対応する。

注2) 種名及び配列については原則として「日本鳥類目録 改訂第8版」(令和6年10月 日本鳥学会)に準拠した。

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

3.1 自然的状況

③ 爬虫類

対象事業実施区域及びその周囲で見られる爬虫類は、表 3.1.33 に示すとおり、2目10科19種である。

水田や耕作地を生息環境とするニホンカナヘビやシマヘビ、ヤマカガシ、ため池等を生息環境とするニホンイシガメやニホンスッポン等が確認されている。

また、ミシシippアカミミガメやカミツキガメ等の外来種も確認されている。

表 3.1.33 確認種一覧（爬虫類）

No.	目名	科名	種名	学名	文献番号										
					1	2	6	7	8	9	10	11			
1	カメ目	イシガメ科	クサガメ	<i>Mauremys reevesii</i>				●			●	●			
2			ニホンイシガメ	<i>Mauremys japonica</i>	●	●		●			●	●	●		
3			交雑（ニホンイシガメ*クサガメ）	-									●		
4		ヌマガメ科	リバークーター	<i>Pseudemys concinna</i>								●	●		
5			ミシシippアカミミガメ	<i>Trachemys scripta elegans</i>					●			●			
6		カミツキガメ科	カミツキガメ	<i>Chelydra serpentina</i>									●		
7			ワニガメ	<i>Macrochelys temminckii</i>								●	●		
8		-	スッポン科	ニホンスッポン	<i>Pelodiscus japonicus</i>		●	●	●			●	●		
-	カメ目の一種			<i>Testudines sp.</i>			●								
9	有鱗目	ヤモリ科	ニホンヤモリ	<i>Gekko japonicus</i>					●		●	●			
10			ヒガシニホントカゲ	<i>Plestiodon finitimus</i>		● ^{注3)}	● ^{注3)}	●			●	●	● ^{注3)}		
11		カナヘビ科	ニホンカナヘビ	<i>Takydromus tachydromoides</i>		●		●			●	●			
12		タカチホヘビ科	タカチホヘビ	<i>Achalinus spinalis</i>								●			
13		ナミヘビ科	シロマダラ	<i>Lycodon orientalis</i>									●		
14			ジムグリ	<i>Euprepiophis conspicillatus</i>		●		●			●	●			
15			アオダイショウ	<i>Elaphe climacophora</i>				●				●	●		
16			シマヘビ	<i>Elaphe quadrivirgata</i>				●	●			●	●		
17			ヒバカリ	<i>Hebius vibakari vibakari</i>					●			●	●		
18		クサリヘビ科	ヤマカガシ	<i>Rhabdophis tigrinus</i>	●				●	●	●	●	●		
19			ニホンマムシ	<i>Gloydus blomhoffii</i>		●	●	●	●			●	●		
	2目	10科	19種		3種	6種	5種	13種	1種	15種	19種	5種			

注1) 表中の文献番号は表 3.1.30 の番号と対応する。
 注2) 種名及び配列については原則として「日本産爬虫両生類標準和名リスト」（令和7年11月 日本爬虫両棲類学会）に準拠した。
 注3) 元文献ではニホントカゲであるが、元文献での調査以後に愛知県のニホントカゲはヒガシニホントカゲとして整理されたため、種名をヒガシニホントカゲに変更した。

④ 両生類

対象事業実施区域及びその周囲で見られる両生類は、表 3.1.34 に示すとおり、2目8科20種である。

人家の庭先にも生息することのあるアズマヒキガエル、水田、耕作地で一般的にみられるニホンアマガエルやツチガエル、トノサマガエル、シュレーゲルアオガエル、水田やため池を生息環境とするアカハライモリ、樹林地を生息環境とするトウキョウサンショウウオ等のサンショウウオ科やニホンアカガエル等が確認されている。

また、ウシガエルといった外来種も確認されている。

表 3.1.34 確認種一覧（両生類）

No.	目名	科名	種名	学名	文献番号												
					1	2	6	7	8	9	10	11					
1	有尾目	サンショウウオ科	ヒガシヒダサンショウウオ	<i>Hynobius fossigenus</i>										●			
2			ヒダサンショウウオ	<i>Hynobius kimurae</i>										●			
3			ミカワサンショウウオ	<i>Hynobius mikawaensis</i>											●		
4			ヤマトサンショウウオ	<i>Hynobius vandenburghi</i>	●	●注3									●		
5			ハコネサンショウウオ	<i>Onychodactylus japonicus</i>											●		
6			オオサンショウウオ科	オオサンショウウオ	<i>Andrias japonicus</i>											●	
7			イモリ科	アカハライモリ	<i>Cynops pyrrhogaster</i>				●							●	
8	無尾目	ヒキガエル科	アズマヒキガエル	<i>Bufo formosus</i>		●		●						●			
9			アマガエル科	ニホンアマガエル	<i>Dryophytes japonicus</i>				●			●		●			
10		アカガエル科	タゴガエル	<i>Rana tagoi</i>											●		
11			ニホンアカガエル	<i>Rana japonica</i>			●		●						●		
12			ヤマアカガエル	<i>Rana ornativentris</i>												●	
13			ウシガエル	<i>Lithobates catesbeianus</i>			●		●						●	●	
14			ツチガエル	<i>Glandirana rugosa</i>											●	●	
15			ナゴヤダルマガエル	<i>Pelophylax porosus brevipodus</i>	●	●注4			●					●	●	●	
16			トノサマガエル	<i>Pelophylax nigromaculatus</i>		●			●	●	●				●	●	●
17		ヌマガエル科	ヌマガエル	<i>Fejervarya kawamurai</i>			●		●				●	●	●		
18		アオガエル科	シュレーゲルアオガエル	<i>Zhangixalus schlegelii</i>					●				●	●	●		
19			モリアオガエル	<i>Zhangixalus arboreus</i>											●		
20			カジカガエル	<i>Buergeria buergeri</i>												●	
	2目	8科	20種		2種	7種	1種	8種	1種	6種	20種	4種					

注1) 表中の文献番号は表 3.1.30 の番号と対応する。
 注2) 種名及び配列については原則として「日本産爬虫両生類標準名リスト」（令和7年11月 日本爬虫両棲類学会）に準拠した。
 注3) 元文献ではトウキョウサンショウウオであるが、元文献での調査以後に愛知県のトウキョウサンショウウオはヤマトサンショウウオとして整理されたため、種名をヤマトサンショウウオに変更した。
 注4) 元文献ではダルマガエルであるが、元文献の調査年以後に愛知県のダルマガエルはナゴヤダルマガエルに整理されたため、種名をナゴヤダルマガエルに変更した。

⑤ 魚類

対象事業実施区域及びその周囲で見られる魚類は、表 3.1.35 に示すとおり、9目21科69種である。

水田等を生息環境とするドジョウやナマズ、ため池等を生息環境とするフナ類やミナミメダカ等が確認されている。

また、ブルーギルやオオクチバスといった外来種も確認されている。

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

3.1 自然的状況

表 3.1.35 確認種一覧（魚類）

No.	目名	科名	種名	学名	文献番号							
					2	6	7	8	9	10	11	
1	ヤツメウナギ目	ヤツメウナギ科	スナヤツメ南方種	<i>Lethenteron</i> sp.S.								
-			スナヤツメ類	<i>Lethenteron</i> sp.N and/or sp.S	●						●	
2	ウナギ目	ウナギ科	ニホンウナギ	<i>Anguilla japonica</i>	●	●	●				●	
3	コイ目	コイ科	コイ（飼育型）	<i>Cyprinus carpio</i>								
-			コイ（型不明）	<i>Cyprinus carpio</i>	●	●	●			●	●	●
4			ゲンゴロウブナ	<i>Carassius cuvieri</i>	●		●					
5			キンギョ	<i>Carassius auratus</i>							●	
6			オオキンブナ	<i>Carassius buergeri buergeri</i>	●							
-			フナ類	<i>Carassius buergeri</i>		●	●			●	●	●
7			ギンブナ	<i>Carassius</i> sp.	●						●	
8			ヤリタナゴ	<i>Tanakia lanceolata</i>							●	
9			イチモンジタナゴ	<i>Acheilognathus cyanostigma</i>							●	
10			タナゴ	<i>Acheilognathus melanogaster</i>		●						
11			イタセンバラ	<i>Acheilognathus longipinnis</i>		●						
12			タイリクバラタナゴ	<i>Rhodeus ocellatus ocellatus</i>	●		●				●	
13			カワバタモロコ	<i>Hemigrammocypripis neglecta</i>	●		●	●			●	
14			ハス	<i>Opsariichthys uncirostris uncirostris</i>	●							
15			オイカワ	<i>Opsariichthys platypus</i>	●		●	●	●	●	●	
-			オイカワまたはカワムツ属の一種	-							●	
16			カワムツ	<i>Candidia temminckii</i>							●	
17			スمامツ	<i>Candidia sieboldii</i>	●		●				●	
-			カワムツ属の一種	<i>Candidia</i> sp.	●							
18			ソウギョ	<i>Ctenopharyngodon idellus</i>								●
19			アブラハヤ	<i>Rhynchocypris lagowskii steindachneri</i>	●						●	
20			タカハヤ	<i>Rhynchocypris oxrephala</i>							●	
21			ウグイ	<i>Pseudaspius hakonensis</i>	●						●	
-			ウグイ属の一種	<i>Pseudaspius</i> sp.	●							
22			モツゴ	<i>Pseudorasbora parva</i>	●	●	●			●	●	
23			ウシモツゴ	<i>Pseudorasbora pugnax</i>			●				●	
24			カワヒガイ	<i>Sarcocheilichthys variegatus variegatus</i>	●						●	
25			ビワヒガイ	<i>Sarcocheilichthys variegatus microoculus</i>							●	
26			タモロコ	<i>Gnathopogon elongatus elongatus</i>	●		●				●	
27			ホンモロコ	<i>Gnathopogon caeruleus</i>							●	
28			ゼゼラ	<i>Biwia zezera</i>	●						●	
29			カマツカ	<i>Pseudogobio esocinus</i>	●		●			●	●	
30			ニゴイ	<i>Hemibarbus barbatus</i>	●						●	
-			ニゴイ類	<i>Hemibarbus barbatus complex</i>	●							
31			イトモロコ	<i>Squalidus gracilis gracilis</i>							●	
32			デメモロコ	<i>Squalidus japonicus japonicus</i>							●	
33			スゴモロコ	<i>Squalidus chankaensis biwae</i>	●							
34			コウライモロコ	<i>Squalidus chankaensis tsuchigae</i>			●				●	●
-			スゴモロコ類	<i>Squalidus chankaensis</i>	●							
-			コイ科の一種	Cyprinidae sp.		●						
35		ドジョウ科	ドジョウ	<i>Misgurnus anguillicaudatus</i>	●	●	●	●	●	●	●	●
36			ニシマドジョウ	<i>Cobitis</i> sp. BIWAE type B							●	
-			シマドジョウ種群	<i>Cobitis biwae complex</i>	●							
37			トウカイヨガタスジシマドジョウ	<i>Cobitis minamorii tokaiensis</i>							●	
38		フクドジョウ科	ホトケドジョウ	<i>Lefua echigonia</i>	●		●	●			●	●
39	ナマズ目	ギギ科	ギギ	<i>Tachysurus nudiceps</i>	●						●	
40			ネコギギ	<i>Tachysurus ichikawai</i>	●						●	
41		ナマズ科	ナマズ	<i>Silurus asotus</i>	●	●	●			●	●	
42		アカザ科	アカザ	<i>Liobagrus reinii</i>	●						●	
43		アメリカナマズ科	チャネルキャットフィッシュ	<i>Ictalurus punctatus</i>							●	
44	サケ目	キュウリウオ科	ワカサギ	<i>Hypomesus nipponensis</i>	●							
45		アユ科	アユ	<i>Plecoglossus altivelis altivelis</i>	●	●					●	
46		サケ科	ブラウントラウト	<i>Salmo trutta</i>							●	
47			ニッコウイワナ	<i>Salvelinus leucomaenis pluvius</i>							●	
-			イワナ属の一種	<i>Salvelinus</i> sp.							●	
48			サツキマス（アマゴ）	<i>Oncorhynchus masou ishikawae</i>	●						●	
49	ボラ目	ボラ科	ボラ	<i>Mugil cephalus cephalus</i>							●	
50	カダヤシ目	カダヤシ科	カダヤシ	<i>Gambusia affinis</i>	●		●			●	●	
51	ダツ目	メダカ科	ミナミメダカ	<i>Oryzias latipes</i>	●	●	●	●			●	
-			メダカ（飼育品種）	<i>Oryzias latipes</i>							●	
52	スズキ目	サンフィッシュ科	ブルーギル	<i>Lepomis macrochirus macrochirus</i>	●		●			●	●	●
53			オオクチバス	<i>Micropterus salmoides</i>	●	●	●				●	●
54		カジカ科	カマキリ	<i>Rheopresbe kazika</i>							●	
55			カジカ	<i>Cottus pollux</i>							●	
56			ウツセミカジカ（淡水性両側回遊型）	<i>Cottus reinii</i>							●	
57		ドンコ科	ドンコ	<i>Odontobutis obscura</i>	●						●	
58		ハゼ科	スマチチブ	<i>Tridentiger brevispinis</i>							●	
59			カワヨシノボリ	<i>Rhinogobius flumineus</i>	●		●			●	●	
60			シマヨシノボリ	<i>Rhinogobius nagoyae</i>	●						●	
61			ルリヨシノボリ	<i>Rhinogobius mizunoi</i>							●	
62			トウカイヨシノボリ	<i>Rhinogobius telma</i>			●				●	
63			ビワヨシノボリ	<i>Rhinogobius biwaensis</i>							●	
64			オウミヨシノボリ	<i>Rhinogobius</i> sp.OM			●				●	
65			トウヨシノボリ	<i>Rhinogobius</i> sp.	●							●
-			トウヨシノボリ類	<i>Rhinogobius</i> sp.OR unidentified							●	
-			ヨシノボリ属の一種	<i>Rhinogobius</i> sp.	●							
66			ウロハゼ	<i>Glossogobius olivaceus</i>							●	
67			ウキゴリ	<i>Gymnogobius urotaenia</i>							●	
68		ゴクラクギョ科	チョウセンブナ	<i>Macropodus ocellatus</i>		●						
69		タイワンドジョウ科	カムルチー	<i>Channa argus</i>	●	●	●			●	●	
	9目	21科	69種		39種	13種	23種	5種	13種	59種	8種	

注1) 表中の文献番号は表 3.1.30の番号と対応する。

注2) 種名及び配列については原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（令和7年11月 国土交通省）に準拠した。

⑥ 昆虫類

対象事業実施区域及びその周囲で見られる昆虫類(クモ類含む)は、表 3.1.36 に示すとおり、30目543科9,665種である。

対象事業実施区域及びその周囲は西側に大きなため池(愛知池)があり、東側は住宅地となっている。隣接する北側は工場や資材置き場等の用地となっている。南から南西にかけてはグラウンドや大学の農場、耕作地等が広がり、その周囲に住宅地が点在している。北側は河川を挟んで水田や畑などの耕作地も広がっている。愛知池の周囲及び大学農場や工場周辺には樹林地が存在している。

このような環境を反映し、クモ類では平地から山地まで広く分布し網を作るニホンヒメグモ、ジョロウグモ、コガネグモや人家周辺に多いオニグモ、葉の上などでの待ち伏せ型のササグモ、地面に巣を作るワスレナグモなど、多様な捕食形態を持つ種が確認された。

昆虫類ではイチモンジセセリやモンキチョウやオオスカシバ等のチョウ目やトノサマバッタ等のバッタ目、アブラゼミ等のカメムシ目、ナナホシテントウ等のコウチュウ目、ため池や水田等の水辺環境を生息環境とするハグロトンボやシオカラトンボ等のトンボ目、ハイイロゲンゴロウやミズスマシ等の水生昆虫類が多く確認されている。

このほか、耕作地や草地等を生息環境とするツユムシやトノサマバッタ等のバッタ目、樹林地を生息環境とするコクワガタやシロスジカミキリ等のコウチュウ目を確認されている。

表 3.1.36 確認種一覧（昆虫類）

目名	主な確認種	科数	種数
クモ目	ワスレナグモ、ニホンヒメグモ、ハナサラグモ、ジョロウグモ、オニグモ、コガネグモ、ミナミコモリグモ、ササグモ、オオハエトリ	43	479
カマアシムシ目	カマアシムシ、ヤマトカマアシムシ	2	14
トビムシ目	ムラサキトビムシ、トゲトビムシ、シロツチトビムシ、タマトビムシ	14	93
コムシ目	イシイハサミコムシ	1	1
イシノミ目	ヤマトイシノミ	1	1
シミ目	ヤマトシミ	1	1
カゲロウ目（蜻蛉目）	モンカゲロウ、クロマダラカゲロウ、サホコカゲロウ、ナミヒラタカゲロウ	11	73
トンボ目（蜻蛉目）	アオイトトンボ、ベニイトトンボ、ハグロトンボ、ギンヤンマ、キイロサナエ、オニヤンマ、シオカラトンボ、アキアカネ	11	91
ゴキブリ目（網翅目）	クロゴキブリ、ヤマトゴキブリ	3	8
シロアリ目	ヤマトシロアリ	1	1
カマキリ目（蟷螂目）	ハラビロカマキリ、ウスバカマキリ、オオカマキリ	2	9
チャタテムシ目	クリイロチャタテ、カバイロチャタテ	7	13
ハジラミ目	イヌハジラミ	1	1
シラミ目	ヒメネズミシラミ	2	4
ハサミムシ目（革翅目）	コバネハサミムシ、ミジンハサミムシ、オオハサミムシ	4	10
カワゲラ目（セキ翅目）	カミムラカワゲラ、トウゴウカワゲラ、ヒメアミメカワゲラ	5	30
バッタ目（直翅目）	コロギス、クツワムシ、ツユムシ、ウスイロササキリ、ケラ、スズムシ、カネタタキ、トノサマバッタ、コバネイナゴ、ヒメヒシバッタ	16	122
ナナフシ目（竹節虫目）	ニホントビナナフシ、ナナフシモドキ	1	7
カメムシ目（半翅目）	ヒシウンカ、セスジウンカ、アカハネナガウンカ、アオバハゴロモ、クマゼミ、アブラゼミ、ニイニイゼミ、ツマジロヨコバイ、ヨコヅナサシガメ、ヒメゲンバイ、ホソヘリカメムシ、クサギカメムシ、アメンボ、コオイムシ、ヒメタイコウチ、マツモムシ	59	727
アザミウマ目	クワアザミウマ、クチキクダアザミウマ	2	12
ヘビトンボ目	ヘビトンボ、ヤマトセンブリ	2	6
ラクダムシ目	ラクダムシ	1	1
アミメカゲロウ目（脈翅目）	キマダラヒロバカゲロウ、ミズカゲロウ、ツノトンボ、ホシウスバカゲロウ	9	57
シリアゲムシ目（長翅目）	ヤマトシリアゲ、ミスジシリアゲ	2	15
トビケラ目（毛翅目）	コガタシマトビケラ、ウルマーシマトビケラ、ヒゲナガカワトビケラ、ニンギョウトビケラ、エグリトビケラ	29	180
チョウ目（鱗翅目）	チャノミガ、コスカシバ、イラガ、イチモンジセセリ、ツバメシジミ、アサギマダラ、モンキチョウ、ツトガ、ウスアカマダラメイガ、マユミトガリバ、キエダシヤク、ホシカレハ、ヒメヤママユ、オオスカシバ、セグロシャチホコ、アカヒトリ、チャドクガ、シロスジアツバ	73	2,960
ハエ目（双翅目）	コマダラヒメガガンボ、キアシガガンボ、アオメアブ、オオケチョウバエ、ヤマトユスリカ、アシマダラブユ、ネグロクサアブ、ウシアブ、オオハナアブ、キイロショウジョウバエ、ナミニクバエ	79	934
コウチュウ目（鞘翅目）	アオヘリホソゴミムシ、コハンミョウ、ハイイロゲンゴロウ、ミズスマシ、ナガヒラタムシ、キベリヒラタガムシ、クロシデムシ、ヤマトデオキノコムシ、キムネマルハナノミ、コクワガタ、アオドウガネ、ヒメツヤドROMシ、ウバタマムシ、サビキコリ、ジョウカイボン、ヘイケボタル、ナナホシテントウ、ヨツボシオオキスイ、シロスジカミキリ、ヨツボシハムシ、シロヒゲナガゾウムシ、ハイイロチョッキリ、ナカスジカレキゾウムシ、キイロコキクイムシ	105	2,914
ネジレバネ目	スズメバチネジレバネ	1	2
ハチ目（膜翅目）	ハグロハバチ、キバナナガアリガタバチ、オオセイボウ、クロヤマアリ、ミカドトックリバチ、フタモンクモバチ、サトジガバチ、ニホンミツバチ、アオスジハナバチ、オオハキリバチ	55	899
30目		543科	9,665種

注）確認文献は表 3.1.30 の番号 1、2、6、7、8、9、10、11 である。

⑦ 貝類

対象事業実施区域及びその周囲で見られる貝類は、表 3.1.37 に示すとおり、8 目 34 科 116 種である。

キセルガイ科やベッコウマイマイ科などの陸産貝類のほか、水質の良いところを生息環境とするカワニナやモノアラガイ、マシジミ、水質の悪いところを生息環境とするヒメタニシやサカマキガイ等の淡水産貝類が確認されている。また、スクミリンゴガイといった外来種も確認されている。

表 3.1.37(1) 確認種一覧（貝類）

No.	目名	科名	種名	学名	文献番号										
					1	2	6	7	8	9	10	11			
1	アマオブネ	ゴマオカタニシ科	ゴマオカタニシ	<i>Georissa japonica</i>									●		
2	ガイ目	ヤマキサゴ科	ヤマキサゴ	<i>Waldemaria japonica</i>									●		
3	ニナ目	ヤマタニシ科	ヤマタニシ	<i>Cyclophorus herklotsi</i>									●		
4			ミジンヤマタニシ	<i>Nakadaella micron</i>									●		
5		アズキガイ科	アズキガイ	<i>Pupinella rufa</i>									●		
6		ムシオイガイ科	ビルスプリムシオイガイ	<i>Chamalycaeus pilsbryi</i>									●		
7		ゴマガイ科	ゴマガイ	<i>Diplommatina cassa</i>									●		
8			イブキゴマガイ	<i>Diplommatina labiosa</i>									●		
9			ヤマトゴマガイ	<i>Diplommatina nipponensis</i>									●		
10			ヒダリマキゴマガイ	<i>Palaina pusilla</i>									●		
11		タニシ科	マルタニシ	<i>Cipangopaludina chinensis laeta</i>	●			●			●	●			
12			オオタニシ	<i>Heterogen japonica</i>		●		●			●	●			
13			ヒメタニシ	<i>Sinotaia histrica</i>				●			●	●			
-			タニシ科の一種	<i>Viviparidae</i> sp.			●								
14		リンゴガイ科	スクミリンゴガイ	<i>Pomacea canaliculata</i>				●			●	●			
15		イツマデガイ科	カタヤマガイ	<i>Oncomelania nosophora</i>				●							
16		カワニナ科	クロダカワニナ	<i>Semisulcospira kurodai</i>			●						●		
17			カワニナ	<i>Semisulcospira libertina</i>			●	●					●		
18			チリメンカワニナ	<i>Semisulcospira reiniana</i>			●						●		
19	オカミガイ目	ケシガイ科	ニホンケシガイ	<i>Carychium nipponense</i>									●		
20	モノアラガイ目	サカマキガイ科	サカマキガイ	<i>Physella acuta</i>		●		●			●	●			
21		モノアラガイ科	ヒメモノアラガイ	<i>Orientogalba ollula</i>				●					●		
22			ハブタエモノアラガイ	<i>Pseudosuccinea columella</i>				●			●	●			
23			モノアラガイ	<i>Radix auricularia japonica</i>									●		
24		ヒラマキガイ科	ヒラマキミズマイマイ	<i>Gyraulus spirillus</i>	●								●		
25			ヒメヒラマキミズマイマイ	<i>Gyraulus pulcher</i>									●		
26			ミズコハクガイ	<i>Gyraulus soritai</i>									●		
27			トウキョウヒラマキガイ	<i>Gyraulus tokvoensis</i>									●		
28			ヒラマキガイモドキ	<i>Polypylis hemisphaerula</i>									●		
29			カワゾラガイ	<i>Ferrissia nipponica</i>									●		
30	マイマイ目	オカモノアラガイ科	ナガオカモノアラガイ	<i>Oxyloma hirasei</i>									●		
31			ヒメオカモノアラガイ	<i>Neosuccinea lyrata horticola</i>				●					●		
32		キバサナギガイ科	ナタネキバサナギガイ	<i>Vertigo eogea</i>	●								●		
33		マクソメガイ科	マルナタネガイ	<i>Parazoogenetes orcula</i>									●		
34			ヒラドマルナタネ	<i>Pupisoma harpula</i>				●					●		
35		ミジンマイマイ科	ミジンマイマイ	<i>Vallonia costata</i>									●		
36		キセルガイモドキ科	キセルガイモドキ	<i>Mirus reinianus</i>									●		
37		キセルガイ科	ナミコギセル	<i>Euphaedusa tau</i>				●					●		
38			オオギセル	<i>Megalophaedusa martensi</i>									●		
39			ミカワギセル	<i>Mesophaedusa hickonis mikawa</i>									●		
40			オクガタギセル	<i>Mundiphaedusa dorcas</i>									●		
41			ホツヤカギセル	<i>Mundiphaedusa hosayaka</i>	●							●	●		
42			ハチノコギセル	<i>Mundiphaedusa kawasakii</i>									●		
43			チビギセル	<i>Pinguiphaedusa expansilabris</i>									●		
44			ツムガタモドキギセル	<i>Pinguiphaedusa pinguis platyauchen</i>									●		
45			ツムガタギセル	<i>Pinguiphaedusa pinguis platydera</i>									●		
46			ナミギセル	<i>Stereophaedusa japonica</i>									●		
47			ウスベニギセル	<i>Tyrannophaedusa aurantiaca</i>									●		
48			エルベリギセル	<i>Tyrannophaedusa aurantiaca erberi</i>									●		
-			キセルガイ類	<i>Clausilidae</i> sp.									●		
49		イシノシタ科	ノハラノイシノシタ	<i>Helicodiscus inermis</i>									●		
50		オカチョウジガイ科	マルオカチョウジガイ	<i>Allopeas brevispirum</i>				●					●		
51			オカチョウジガイ	<i>Allopeas clavulinum kyotoense</i>				●					●		
52			トクサオカチョウジガイ	<i>Allopeas javanicum</i>				●			●	●	●		
53			ホソオカチョウジガイ	<i>Allopeas pyrgula</i>									●		
54		ナタネガイ科	ミジンナタネ	<i>Punctum atomus</i>									●		
55			ハリマナタネ	<i>Punctum japonicum</i>									●		
56			Punctum sp. (ナタネガイ類似種)	<i>Punctum</i> sp.									●		
57			Punctum sp. (ナタネガイ類似種)(在来種)	<i>Punctum</i> sp.									●		
-			ナタネガイ属の一種	<i>Punctum</i> sp.									●		

注1) 表中の文献番号は表 3.1.30の番号と対応する。

注2) 種名及び配列については原則として「日本産野生生物目録（無脊椎動物編Ⅲ）」（1998年 環境庁）に準拠した。

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

3.1 自然的状況

表 3.1.37(2) 確認種一覧 (貝類)

No.	目名	科名	種名	学名	文献番号								
					1	2	6	7	8	9	10	11	
58	マイマイ目	コハクガイ科	ヒメコハクガイ	<i>Hawaiiia minuscula</i>				●			●		
59			コハクガイ	<i>Zonitoides arboreus</i>				●			●		
60		ナメクジ科	ナメクジ	<i>Meghimatium bilineatum</i>				●					
61			ヤマナメクジ	<i>Meghimatium fruhstorferi</i>				●			●		
62		ベッコウマイマイ科	ヒラベッコウガイ	<i>Bekkochlamys micrograpta</i>							●		
63			ツノイロヒメベッコウ	<i>Ceratochlamys ceratodes</i>							●		
64			ウラウスダカキビ	<i>Coneuplecta</i> sp.								●	
65			ヒメベッコウガイ	<i>Discoconulus sinapidium</i>				●				●	
66			シロヒメベッコウ近似種	<i>Discoconulus</i> sp. cf. <i>calcicola</i>								●	
67			ヤクシマヒメベッコウ	<i>Discoconulus yakuensis</i>								●	
68			カスミヒメベッコウ	<i>Discoconulus</i> sp.								●	
69			キビガイ	<i>Gastrodontella multivolvis</i>				●				●	
70			ハクサンベッコウ	<i>Nipponochlamys hakusanus</i>				●					
71			ハクサンベッコウ属の一種	<i>Nipponochlamys</i> sp. cf. <i>semisericata</i>								●	
72			ハリマキビ	<i>Parakaliella harimensis</i>								●	
73			ヒゼンキビ	<i>Parakaliella hizenensis</i>								●	
74			ヒメハリマキビ	<i>Parakaliella pagoduloides</i>								●	
-			ハリマキビ属の一種	<i>Parakaliella</i> sp.								●	
75			ウスイロシタラガイ	<i>Parasitala pallida</i>				●				●	
76			マルシタラガイ	<i>Parasitala reinhardtii</i>								●	
77			コシタカシタラガイ	<i>Sitalina circumcincta</i>								●	
78			ウメムラシタラガイ	<i>Sitalina japonica</i>	●							●	
79			カサキビ	<i>Trochochlamys crenulata</i>								●	
80			オオウエキビ	<i>Trochochlamys fraterna</i>				●				●	
81		タカキビ	<i>Trochochlamys praealta</i>	●				●			●		
82		ヒメカサキビ	<i>Trochochlamys subcrenulata</i>	●							●		
83		ウラジロベッコウ	<i>Urazirochlamys doenitzii</i>					●			●		
84		オオクラヒメベッコウ	<i>Yamatochlamys lampra</i>					●			●		
85		ナミヒメベッコウ	<i>Yamatochlamys vaga</i>								●		
-		ナミヒメベッコウ属の一種	<i>Yamatochlamys</i> sp.								●		
-		ベッコウマイマイ類	<i>Helicarionidae</i> sp.								●		
-		ベッコウマイマイ科の一種	<i>Helicarionidae</i> sp.								●		
86		ニッポンマイマイ科	トウカイビロウドマイマイ	<i>Nipponochloritis oscitans</i>							●		
87			シメクチマイマイ	<i>Satsuma ferruginea</i>								●	
88			ニッポンマイマイ	<i>Satsuma japonica</i>								●	
89			カドバリニッポンマイマイ	<i>Satsuma japonica carinata</i>								●	
90			コベソマイマイ	<i>Satsuma myomphala</i>								●	
91			ナンバンマイマイ科	ビロウドマイマイ属の一種	<i>Nipponochloritis</i> sp.							●	
92			オナジマイマイ科	ウスカワマイマイ	<i>Acusta despecta sieboldiana</i>				●			●	
93				カドコオオベソマイマイ	<i>Aegista proba goniosoma</i>								●
94	コオオベソマイマイ			<i>Aegista proba minula</i>								●	
95	オオケマイマイ			<i>Aegista vulgivaga</i>								●	
96	オナジマイマイ	<i>Bradybaena similaris</i>								●	●		
97	クチベニマイマイ	<i>Euhadra amaliae</i>									●		
98	ハコネマイマイ	<i>Euhadra callizona</i>									●		
99	イセノナミマイマイ	<i>Euhadra eoa communisiformis</i>						●			●		
100	ヒラヒダリマキマイマイ	<i>Euhadra scaevola interioris</i>									●		
101	カタマメマイマイ	<i>Lepidopisum verrucosum</i>									●		
102	マメマイマイ	<i>Trishoplita commoda</i>						●			●		
103	エンドウマイマイ	<i>Trishoplita commoda endo</i>									●		
104	ヒルゲンドルフマイマイ	<i>Trishoplita hilgendorffi</i>						●			●		
105	タワラガイ科	タワラガイ		<i>Sinoennea iwakawa</i>							●		
106	イガイ目	イガイ科	カワヒバリガイ	<i>Limnoperna fortunei</i>						●			
107	イシガイ目	イシガイ科	ドブガイ	<i>Anodonta woodiana</i>		●		●					
108			ミナミタガイ	<i>Beringiana fukuharai</i>								●	
109			カラスガイ	<i>Cristaria plicata</i>			●						
110			トンガリササノハガイ	<i>Lanceolaria grayana cuspidata</i>								●	
111			イシガイ	<i>Nodularia douglasiae</i>								●	
112			ヌマガイ	<i>Sinanodonta lauta</i>								●	●
113			マルスダレガイ目	シジミ科	タイワシジミ	<i>Corbicula fluminea</i>				●		●	●
114	マシジミ	<i>Corbicula leana</i>				●		●			●	●	
-	シジミ属の一種	<i>Corbicula</i> sp.				●					●		
115	ドブシジミ科	ドブシジミ		<i>Musculium japonicum</i>							●		
116			ウエジマメシジミ	<i>Pisidium uejii</i>							●		
	8 目	34 科	116 種		7 種	6 種	5 種	33 種	0 種	13 種	108 種	0 種	

注1) 表中の文献番号は表 3.1.30の番号と対応する。

注2) 種名及び配列については原則として「日本産野生生物目録(無脊椎動物編Ⅲ)」(1998年 環境庁)に準拠した。

(2) 重要な動物種

確認された種のうち、重要な動物種を抽出した。重要な動物種の選定根拠は表 3.1.38 に、その選定基準は表 3.1.39 に示すとおりである。

なお、表 3.1.30 の確認文献の中には、詳細な位置情報の記載がないものも含まれるため、事業実施区域及びその周囲から離れた地域で見られる種を掲載している可能性がある。

表 3.1.38 重要な動物種の選定根拠

番号	法令・文献等	選定基準
I	「文化財保護法」(昭和25年法律第214号) 「愛知県文化財保護条例」(昭和30年愛知県条例第6号) 「東郷町文化財保護条例」(昭和52年東郷町条例第21号) 「日進市文化財保護条例」(昭和51年日進市条例第1号) 「みよし市文化財保護条例」(昭和46年みよし市条例第8号) 「豊田市文化財保護条例」(昭和51年豊田市条例第24号)	<ul style="list-style-type: none"> ・特別天然記念物(特天) ・国指定天然記念物(国天) ・愛知県指定天然記念物(県天) ・東郷町指定天然記念物(町天) ・日進市指定天然記念物(市天) ・みよし市指定天然記念物(市天) ・豊田市指定天然記念物(市天)
II	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 (平成4年法律第75号)	<ul style="list-style-type: none"> ・国際希少野生動植物種(国際) ・国内希少野生動植物種(国内) ・特定第一種国内希少野生動植物種(特1) ・特定第二種国内希少野生動植物種(特2) ・緊急指定種(緊急)
III	「環境省レッドリスト2020」 (令和2年3月27日 環境省報道発表資料) 「第5次レッドリスト(鳥類及び爬虫類・両生類)」 (令和8年3月17日 環境省報道発表資料)	<ul style="list-style-type: none"> ・絶滅危惧I類(CR+EN) ・絶滅危惧IA類(CR) ・絶滅危惧IB類(EN) ・絶滅危惧II類(VU) ・準絶滅危惧(NT) ・情報不足(DD) ・地域個体群(LP)
IV	「レッドリストあいち2025」レッドリスト (令和7年3月 愛知県)	<ul style="list-style-type: none"> ・絶滅危惧IA類(CR) ・絶滅危惧IB類(EN) ・絶滅危惧II類(VU) ・準絶滅危惧(NT) ・情報不足(DD) ・地域個体群(LP)
V	「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」 (昭和48年愛知県条例第3号)	<ul style="list-style-type: none"> ・指定希少野生動植物種(希少)

表 3.1.39 重要な動物種の選定基準

番号	選定基準	評価基準
I	特別天然記念物 (特天)	天然記念物のうち世界的にまた国家的に価値が特に高いもの
	国指定天然記念物 (国天)	動物植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、我が国の自然を記念するもの
	愛知県指定天然記念物 (県天)	動物植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、愛知県の自然を記念するもの
	東郷町指定天然記念物 (町天)	動物 (生息地・繁殖地及び渡来地を含む。)・植物 (自生地を含む。)及び地質鉱物 (特異な自然現象の生じている土地を含む。)で学術上価値の高いもの
	日進市指定天然記念物 (市天)	動物 (生息地・繁殖地及び渡来地を含む。)、植物 (自生地を含む。)、及び地質、鉱物 (特異な自然の現象の生じている土地を含む。)で学術上価値の高いもの
	みよし市指定天然記念物 (市天)	動物 (生息地・繁殖地及び渡来地を含む。)、植物 (自生地を含む。)及び地質、鉱物 (特異な自然の現象を生じている土地を含む。)で学術上価値の高いもの
	豊田市指定天然記念物 (市天)	動物 (生息地・繁殖地及び渡来地を含む。)、植物 (自生地を含む。)及び地質、鉱物 (特異な自然現象の生じている土地を含む。)で学術上価値の高いもの
II	国際希少野生動植物種 (国際)	国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種 (国内希少野生動植物種を除く。)であって、政令で定めるものをいう
	国内希少野生動植物種 (国内)	その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であって、政令で定めるものをいう
	特定第一種国内希少野生動植物種 (特1)	次に掲げる要件のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、政令で定めるものをいう 一 商業的に個体の繁殖をさせることができるものであること 二 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと
	特定第二種国内希少野生動植物種 (特2)	次に掲げる要件のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、政令で定めるものをいう 一 種の個体の主要な生息地若しくは生育地が消滅しつつあるものであること又はその種の個体の生息若しくは生育の環境が著しく悪化しつつあるものであること 二 種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないものでないこと 三 繁殖による個体の数の増加の割合が低いものでないこと 四 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと
	緊急指定種 (緊急)	環境大臣が、希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種以外の野生動植物の種の保存を特に緊急に図る必要があると認めるときに指定するものをいう
III	絶滅危惧Ⅰ類 (CR+EN)	絶滅の危機に瀕している種
	絶滅危惧ⅠA類 (CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高い種
	絶滅危惧ⅠB類 (EN)	ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高い種
	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	絶滅の危機が増大している種
	準絶滅危惧 (NT)	存続基盤が脆弱な種
	情報不足 (DD)	評価するだけの情報が不足している種
	絶滅のおそれのある地域個体群 (LP)	地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの
IV	絶滅危惧ⅠA類 (CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
	絶滅危惧ⅠB類 (EN)	ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	絶滅の危険が増大している種
	準絶滅危惧 (NT)	存続基盤が脆弱な種
	情報不足 (DD)	「絶滅」「絶滅危惧」「準絶滅危惧」のいずれかに該当する可能性が高いが、評価するだけの情報が不足している種
	地域個体群 (LP)	その種の国内における生息状況に鑑み、愛知県において特に保全のための配慮が必要と考えられる特徴的な個体群
V	指定希少野生動植物種 (希少)	県内に生息生育する絶滅のおそれのある野生動植物種のうち、特に保護を図る必要があるもの

注) 表中のⅠ～Ⅴは表 3.1.38の番号と対応する。

① 哺乳類

対象事業実施区域及びその周囲で見られる哺乳類の重要種は、表 3.1.40 に示すとおり、6 目 11 科 22 種である。

樹林地を生息環境とするヒナコウモリやムササビ、ヤマネ、アナグマ、カモシカ等が重要種として該当している。

表 3.1.40 重要種一覧（哺乳類）

No.	目名	科名	種名	学名	選定基準						
					I	II	III	IV	V		
1	モグラ目	トガリネズミ科	カワネズミ	<i>Chimarrigale platycephalus</i>	-	-	-	VU	-		
2		モグラ科	ミズラモグラ	<i>Oreoscaptor mizura</i>	-	-	NT	CR	-		
3			アズマモグラ	<i>Mogera imaizumii</i>	-	-	-	VU	-		
4	コウモリ目 (翼手目)	キクガシラコウモリ科	コキクガシラコウモリ (ニホンコキクガシラコウモリ)	<i>Rhinolophus cornutus (P. c. cornutus)</i>	-	-	-	NT	-		
5			キクガシラコウモリ	<i>Rhinolophus ferrumequinum</i>	-	-	-	NT	-		
6		ヒナコウモリ科	モモジロコウモリ	<i>Myotis macrodactylus</i>	-	-	-	VU	-		
7			ヤマコウモリ	<i>Nyctalus aviator</i>	-	-	VU	CR	-		
8			ヒナコウモリ	<i>Vespertilio sinensis</i>	-	-	-	EN	-		
9			ユビナガコウモリ	<i>Miniopterus fuliginosus</i>	-	-	-	EN	-		
10			テングコウモリ	<i>Murina hilgendorfi</i>	-	-	-	EN	-		
11			ウサギ目	ウサギ科	ノウサギ	<i>Lepus brachyurus</i>	-	-	-	NT	-
12			ネズミ目 (齧歯目)	リス科	ニホンリス	<i>Sciurus lis</i>	-	-	-	NT	-
13					ニホンモモンガ	<i>Pteromys momonga</i>	-	-	-	EN	-
14	ムササビ	<i>Petaurista leucogenys</i>			-	-	-	NT	-		
15	ヤマネ科	ヤマネ			<i>Glirulus japonicus</i>	国天	-	-	NT	-	
16	ネズミ科	スミスネズミ		<i>Craseomys smithii</i>	-	-	-	NT	-		
17		ハタネズミ		<i>Alexandromys montebelli</i>	-	-	-	NT	-		
18			カヤネズミ	<i>Micromys minutus</i>	-	-	-	VU	-		
19	ネコ目 (食肉目)	クマ科	ツキノワグマ	<i>Ursus thibetanus</i>	-	-	-	CR	-		
20		イタチ科	テン (ホンドテン)	<i>Martes melampus (M. m. melampus)</i>	-	-	-	NT	-		
21			アナグマ	<i>Meles anakuma</i>	-	-	-	NT	-		
22	ウシ目 (偶蹄目)	ウシ科	カモシカ	<i>Capricornis crispus</i>	特天	-	-	-	-		
	6目	11科		22種	2種	0種	2種	21種	0種		

注1) 表中の I ~ V は表 3.1.38 の番号と対応する。

注2) 種名及び配列については原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(令和7年11月 国土交通省) に準拠した。

注3) シベリアイタチは移入した亜種のチョウセンイタチであるため、重要種から除外した。

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

3.1 自然的状況

② 鳥類

対象事業実施区域及びその周囲で見られる鳥類の重要種は、表 3.1.41 に示すとおり、17 目 39 科 123 種である。

樹林地、ため池、草地等多岐にわたる環境に生息する鳥類が該当している。

表 3.1.41(1) 重要種一覧（鳥類）

No.	目名	科名	種名	学名	選定基準					
					I	II	III	IV	V	
1	カモ目	カモ科	コクガン	<i>Branta bernicla nigricans</i>	国天	-	VU	越:EN	-	
2			ヒシクイ	<i>Anser fabalis</i>	国天	-	NT	-	-	
3			マガン	<i>Anser albifrons albifrons</i>	国天	-	-	-	-	
4			カリガネ	<i>Anser erythropus</i>	-	-	EN	-	-	
5			ツクシガモ	<i>Tadorna tadorna</i>	-	-	DD	越:VU	-	
6			オシドリ	<i>Aix galericulata</i>	-	-	-	繁:VU/越:NT	-	
7			トモエガモ	<i>Sibirionetta formosa</i>	-	-	DD	越:VU	-	
8			ホシハジロ	<i>Aythya ferina</i>	-	-	NT	-	-	
9			アカハジロ	<i>Aythya baeri</i>	-	-	CR	-	-	
10			キンクロハジロ	<i>Aythya fuligula</i>	-	-	VU	-	-	
11			スズガモ	<i>Aythya marila nearectica</i>	-	-	NT	-	-	
12			シノリガモ	<i>Histrionicus histrionicus</i>	-	-	-	越:VU	-	
13			ピロードキンクロ	<i>Melanitta stejnegeri</i>	-	-	-	越:EN	-	
14			クロガモ	<i>Melanitta americana</i>	-	-	-	越:NT	-	
15			カワアイサ	<i>Mergus merganser merganser</i>	-	-	-	越:NT	-	
16			コウライアイサ	<i>Mergus squamatus</i>	-	国際	-	-	-	
17	キジ目	キジ科	ヤマドリ	<i>Syrnaticus soemmerringii scintillans</i>	-	-	-	繁:NT/越:NT	-	
18			ウズラ	<i>Coturnix japonica</i>	-	-	VU	越:EN	-	
19	ヨタカ目	ヨタカ科	ヨタカ	<i>Caprimulgus jotaka jotaka</i>	-	-	NT	繁:EN/通:VU	-	
20	アマツバメ目	アマツバメ科	ハリオアマツバメ	<i>Hirundapus caudacutus caudacutus</i>	-	-	VU	-	-	
21			ヒメアマツバメ	<i>Apus nipalensis kuntzi</i>	-	-	-	繁:NT/越:NT	-	
22	カッコウ目	カッコウ科	ジュウイチ	<i>Hierococcyx hyperythrus</i>	-	-	-	繁:VU/通:NT	-	
23			ツツドリ	<i>Cuculus optatus</i>	-	-	-	繁:VU/通:NT	-	
24			カッコウ	<i>Cuculus canorus canorus</i>	-	-	-	繁:VU/通:NT	-	
25	ツル目	クイナ科	クイナ	<i>Rallus indicus</i>	-	-	-	越:NT	-	
26			バン	<i>Gallinula chloropus chloropus</i>	-	-	VU	繁:VU/越:NT	-	
27			シマクイナ	<i>Coturnicops exquisitus</i>	-	国内	EN	-	-	
28			ヒクイナ	<i>Zapornia fusca erythrothorax</i>	-	-	NT	繁:VU/通:NT	-	
29		ツル科	ナベヅル	<i>Grus monacha</i>	-	国際	VU	-	-	
30	カイツブリ目	カイツブリ科	アカエリカイツブリ	<i>Podiceps grisegena holbollii</i>	-	-	-	越:EN	-	
31			ミミカイツブリ	<i>Podiceps auritus auritus</i>	-	-	-	越:VU	-	
32	チドリ目	ミヤコドリ科	ミヤコドリ	<i>Haematopus ostralegus osculans</i>	-	-	-	越:NT	-	
33		セイタカシギ科	セイタカシギ	<i>Himantopus himantopus</i>	-	-	DD	繁:VU/越:NT	-	
34		チドリ科	ケリ	<i>Vanellus cinereus</i>	-	-	DD	繁:NT/越:VU	-	
35			ムナグロ	<i>Pluvialis fulva</i>	-	-	VU	越:NT	-	
36			イカルチドリ	<i>Charadrius placidus</i>	-	-	-	繁:VU/越:NT	-	
37			シロチドリ	<i>Charadrius alexandrinus</i>	-	-	VU	繁:EN/越:VU	-	
38		メダイチドリ	<i>Charadrius mongolus</i>	-	国際	-	-	-	-	
39			タマシギ科	タマシギ	<i>Rostratula benghalensis</i>	-	-	DD	繁:EN/越:EN	-
40			シギ科	ホウロクシギ	<i>Numenius madagascariensis</i>	-	国際	VU	通:EN	-
41				ダイシャクシギ	<i>Numenius arquata orientalis</i>	-	-	-	越:VU	-
42				オオソリハシシギ	<i>Limosa lapponica</i>	-	-	VU	通:EN	-
43				オグロシギ	<i>Limosa limosa melanuroides</i>	-	-	-	通:EN	-
44				キョウジョシギ	<i>Arenaria interpres interpres</i>	-	-	NT	-	-
45				エリマキシギ	<i>Calidris pugnax</i>	-	-	-	通:CR	-
46				キリアイ	<i>Calidris falcinellus sibirica</i>	-	-	-	通:EN	-
47				ウズラシギ	<i>Calidris acuminata</i>	-	-	-	通:EN	-
48			オジロトウネン	<i>Calidris temminckii</i>	-	-	-	通:VU	-	
49			ヒバリシギ	<i>Calidris subminuta</i>	-	-	-	通:CR	-	
50			トウネン	<i>Calidris ruficollis</i>	-	-	NT	通:VU	-	
51			ミュビシギ	<i>Calidris alba</i>	-	-	-	越:VU	-	
52			ハマシギ	<i>Calidris alpina sakhalina</i>	-	-	VU	越:VU	-	
53			オオハシシギ	<i>Limnodromus scolopaceus</i>	-	-	-	越:EN	-	
54			ヤマシギ	<i>Scolopax rusticola</i>	-	-	-	越:NT	-	
55			アオシギ	<i>Gallinago solitaria japonica</i>	-	-	-	越:VU	-	
56			オオジシギ	<i>Gallinago hardwickii</i>	-	-	NT	繁:EX/通:VU	-	
57			アカアシシギ	<i>Tringa totanus ussuriensis</i>	-	-	CR	通:VU	-	
58			タカブシギ	<i>Tringa glareola</i>	-	-	VU	通:EN	-	
59			ツルシギ	<i>Tringa erythropus</i>	-	-	EN	通:EN	-	

注1) 表中の I～V は表 3.1.38 の番号と対応する。

注2) IV の指定状況の意味は次のとおりである。越：越冬 繁：繁殖 通：通過

注3) 種名及び配列については原則として「日本鳥類目録 改訂第8版」(令和6年10月 日本鳥学会)に準拠した。

表 3.1.41(2) 重要種一覧(鳥類)

No.	目名	科名	種名	学名	選定基準						
					I	II	III	IV	V		
60	チドリ目	ツバメチドリ科	ツバメチドリ	<i>Glareola maldivarum</i>	-	-	VU	繁:CR/通:EN	-		
61		カモメ科	ズグロカモメ	<i>Saundersilarus saundersi</i>	-	-	VU	越:VU	-		
62			ウミネコ	<i>Larus crassirostris</i>	-	-	VU	-	-		
63			オオセグロカモメ	<i>Larus schistisagus</i>	-	-	EN	越:NT	-		
64			コアジサシ	<i>Sternula albifrons sinensis</i>	-	-	EN	繁:EN/通:VU	-		
65	ウミスズメ科	ウミスズメ	<i>Synhliboramphus antiquus antiquus</i>	-	-	CR	-	-			
66	コウノトリ目	コウノトリ科	コウノトリ	<i>Ciconia boyciana</i>	特天	国内	EN	越:NT	-		
67	カツオドリ目	ウ科	ヒメウ	<i>Urile pelagicus pelagicus</i>	-	-	EN	越:NT	-		
68	ペリカン目	トキ科	ヘラサギ	<i>Platalea leucorodia leucorodia</i>	-	-	EN	-	-		
69			クロツラヘラサギ	<i>Platalea minor</i>	-	国内	VU	越:VU	-		
70		サギ科	サンカノゴイ	<i>Botaurus stellaris stellaris</i>	-	-	CR	通:EN	-		
71			ヨシゴイ	<i>Ixobrychus sinensis sinensis</i>	-	-	DD	繁:CR/通:CR	-		
72			ミゾゴイ	<i>Gorsachius goisagi</i>	-	-	NT	繁:VU/通:NT	-		
73			ゴイサギ	<i>Nycticorax nycticorax nycticorax</i>	-	-	VU	繁:NT/越:NT	-		
74			ササゴイ	<i>Butorides striata amurensis</i>	-	-	VU	-	-		
75			アマサギ	<i>Bubulcus ibis coromandus</i>	-	-	EN	-	-		
76			チュウサギ	<i>Ardea intermedia intermedia</i>	-	-	NT	繁:NT/通:NT	-		
77			コサギ	<i>Egretta garzetta garzetta</i>	-	-	VU	-	-		
78			クロサギ	<i>Egretta sacra sacra</i>	-	-	-	越:EN	-		
79			タカ目	ミサゴ科	ミサゴ	<i>Pandion haliaetus haliaetus</i>	-	-	-	繁:VU	-
80	タカ科	ハチクマ		<i>Pernis ptilorhynchus orientalis</i>	-	-	DD	繁:VU	-		
81		クマタカ		<i>Nisaetus nipalensis orientalis</i>	-	国内	EN	繁:EN/越:EN	-		
82		イヌワシ		<i>Aquila chrysaetos japonica</i>	国天	国内	EN	-	-		
83		ツミ		<i>Accipiter gularis gularis</i>	-	-	-	繁:NT	-		
84		ハイタカ		<i>Accipiter nisus nisosimilis</i>	-	-	NT	越:NT	-		
85		オオタカ		<i>Accipiter gentilis fujiyamae</i>	-	-	NT	繁:VU/越:VU	-		
86		チュウヒ		<i>Circus spilonotus</i>	-	国内	EN	繁:CR/越:VU	-		
87		ハイイロチュウヒ		<i>Circus cyaneus</i>	-	-	-	越:VU	-		
88		オオワシ		<i>Haliaeetus pelagicus</i>	国天	国内	VU	-	-		
89		オジロワシ		<i>Haliaeetus albicilla albicilla</i>	国天	国内	VU	-	-		
90		サシバ		<i>Butastur indicus</i>	-	-	VU	繁:EN/通:NT	-		
91		フクロウ目		フクロウ科	アオバズク	<i>Ninox japonica japonica</i>	-	-	-	繁:EN/通:VU	-
92					コノハズク	<i>Otus sunia japonicus</i>	-	-	-	繁:CR/通:VU	希少
93					オオコノハズク	<i>Otus semitorques</i>	-	-	-	繁:VU/越:NT	-
94	トラフズク		<i>Asio otus otus</i>		-	-	-	越:EN	-		
95	コミミズク		<i>Asio flammeus flammeus</i>		-	-	-	越:VU	-		
96	フクロウ		<i>Strix uralensis</i>		-	-	-	繁:NT/越:NT	-		
97	ブッポウソウ目	ブッポウソウ科	ブッポウソウ	<i>Eurystomus orientalis cyanocollis</i>	-	-	EN	繁:CR/通:VU	-		
98	カワセミ科	アカショウビン	<i>Halcyon coromanda major</i>	-	-	-	繁:VU/通:NT	-			
99		ヤマセミ	<i>Megaceryle lugubris</i>	-	-	VU	繁:CR/越:CR	-			
100	キツツキ目	キツツキ科	オオアカゲラ	<i>Dendrocopos leucotos</i>	-	-	-	繁:VU/越:NT	-		
101	ハヤブサ目	ハヤブサ科	ハヤブサ	<i>Falco peregrinus japonensis</i>	-	国内	NT	繁:VU/越:NT	-		
102	スズメ目	ヤイロチョウ科	ヤイロチョウ	<i>Pitta nympha</i>	-	国内	DD	繁:EN/通:VU	-		
103		モズ科	チゴモズ	<i>Lanius tigrinus</i>	-	-	EN	通:CR	-		
104			アカモズ	<i>Lanius cristatus</i>	-	国内	CR	通:CR	-		
105		カラス科	オナガ	<i>Cyanopica cyanus japonica</i>	-	-	NT	-	-		
106		ムシクイ科	イイジマムシクイ	<i>Phylloscopus ijimae</i>	国天	-	EN	-	-		
107			オオムシクイ	<i>Phylloscopus examinandus</i>	-	-	EN	-	-		
108		ヨシキリ科	コヨシキリ	<i>Acrocephalus bistrigiceps</i>	-	-	NT	繁:EX/通:CR	-		
109		ミソサザイ科	ミソサザイ	<i>Troglodytes troglodytes fumigatus</i>	-	-	-	繁:VU/越:NT	-		
110		キバシリ科	キバシリ	<i>Certhia familiaris</i>	-	-	-	繁:EN/越:VU	-		
111		ツグミ科	マミジロ	<i>Geokichla sibirica davisoni</i>	-	-	-	繁:EX/通:EN	-		
112			クロツグミ	<i>Turdus cardis</i>	-	-	-	繁:CR/通:NT	-		
113			アカハラ	<i>Turdus chrysolaus</i>	-	-	-	繁:EX	-		
114		ヒタキ科	コサメビタキ	<i>Muscicapa dauurica dauurica</i>	-	-	-	繁:NT/通:NT	-		
115			コルリ	<i>Larvivora cyane nechaevi</i>	-	-	-	繁:VU/通:NT	-		
116			コマドリ	<i>Larvivora akahige akahige</i>	-	-	-	繁:EX/通:EN	-		
117	カワガラス科	カワガラス	<i>Cinclus pallasii pallasii</i>	-	-	-	繁:VU/越:VU	-			
118	セキレイ科	ビンズイ	<i>Anthus hodgsoni</i>	-	-	NT	繁:EX/越:VU	-			
119	ホオジロ科	ホオアカ	<i>Emberiza fucata fucata</i>	-	-	-	繁:EX/越:NT	-			
120		カシラダカ	<i>Emberiza rustica latifascia</i>	-	-	EN	-	-			
121		シマアオジ	<i>Emberiza aureola ornata</i>	-	国内	CR	-	-			
122		ノジコ	<i>Emberiza sulphurata</i>	-	-	NT	繁:EX/通:EN	-			
123		コジュリン	<i>Emberiza yessoensis yessoensis</i>	-	-	EN	越:EN	-			
	17目	39科	123種		8種	16種	72種	96種	1種		

注1) 表中のI~Vは表 3.1.38の番号と対応する。

注2) IVの指定状況の意味は次のとおりである。越:越冬 繁:繁殖 通:通過

注3) 種名及び配列については原則として「日本鳥類目録 改訂第8版」(令和6年10月 日本鳥学会)に準拠した。

③ 爬虫類

対象事業実施区域及びその周囲で見られる爬虫類の重要種は、表 3.1.42 に示すとおり、2 目 4 科 5 種である。

ため池等を生息環境とするニホンイシガメや水田や湿地などを生息環境とするヤマカガシ等が重要種として該当している。

表 3.1.42 重要種一覧（爬虫類）

No.	目名	科名	種名	学名	選定基準				
					I	II	III	IV	V
1	カメ目	イシガメ科	ニホンイシガメ	<i>Mauremys japonica</i>	-	-	VU	NT	-
2		スッポン科	ニホンスッポン	<i>Pelodiscus japonicus</i>	-	-	DD	DD	-
3	有鱗目	タカチホヘビ科	タカチホヘビ	<i>Achalinus spinalis</i>	-	-	-	DD	-
4		ナミヘビ科	シロマダラ	<i>Lycodon orientalis</i>	-	-	-	DD	-
5			ヤマカガシ	<i>Rhabdophis tigrinus</i>	-	-	-	DD	-
	2目	4科	5種		0 種	0 種	2 種	5 種	0 種

注1) 表中の I～V は表 3.1.38 の番号と対応する。

注2) 種名及び配列については原則として「日本産爬虫両生類標準和名リスト」（令和7年11月 日本爬虫両棲類学会）に準拠した。

④ 両生類

対象事業実施区域及びその周囲で見られる両生類の重要種は、表 3.1.43 に示すとおり、2 目 5 科 11 種である。

水田や耕作地を生息環境とするアカハライモリやナゴヤダルマガエルのほか、山地の池沼や流れの緩やかな水路に生息するヤマトサンショウウオ等のサンショウウオ科、樹林地に生息するモリアオガエルやカジカガエル等が重要種として該当している。

表 3.1.43 重要種一覧（両生類）

No.	目名	科名	種名	学名	選定基準				
					I	II	III	IV	V
1	有尾目	サンショウウオ科	ヒガシヒダサンショウウオ	<i>Hynobius fossigenus</i>	-	国内(特2)	VU	NT	-
2			ヒダサンショウウオ	<i>Hynobius kimurae</i>	-	-	NT	EN	-
3			ミカワサンショウウオ	<i>Hynobius mikawaensis</i>	-	-	CR	CR	希少
4			ヤマトサンショウウオ	<i>Hynobius vandenburghi</i>	-	国内(特2)	VU	EN	-
5			ハコネサンショウウオ	<i>Onychodactylus japonicus</i>	-	-	-	NT	-
6		オオサンショウウオ科	オオサンショウウオ	<i>Andrias japonicus</i>	特天	国際	VU	EN	-
7	無尾目	イモリ科	アカハライモリ	<i>Cynops pyrrhogaster</i>	-	-	NT	NT	-
8		アカガエル科	ナゴヤダルマガエル	<i>Pelophylax porosus brevipodus</i>	-	-	EN	VU	-
9			トノサマガエル	<i>Pelophylax nigromaculatus</i>	-	-	NT	-	-
10		アオガエル科	モリアオガエル	<i>Zhangixalus arboreus</i>	-	-	-	NT	-
11			カジカガエル	<i>Buergeria buergeri</i>	-	-	-	NT	-
	2目	5科	11種		1種	3種	8種	10種	1種

注1) 表中の I～V は表 3.1.38 の番号と対応する。

注2) 種名及び配列については原則として「日本産爬虫両生類標準和名リスト」(令和7年11月 日本爬虫両棲類学会)に準拠した。

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

3.1 自然的状況

⑤ 魚類

対象事業実施区域及びその周囲で見られる魚類の重要種は、表 3.1.44 に示すとおり、7目12科31種である。

ため池等を生息環境とするミナミメダカやドンコ、水田等を生息環境とするドジョウが重要種として該当している。

表 3.1.44 重要種一覧（魚類）

No.	目名	科名	種名	学名	選定基準				
					I	II	III	IV	V
1	ヤツメウナギ目	ヤツメウナギ科	スナヤツメ南方種	<i>Lethenteron</i> sp.S.	-	-	VU	-	-
-			スナヤツメ類	<i>Lethenteron</i> sp.N and/or sp.S	-	-	-	EN	-
2	ウナギ目	ウナギ科	ニホンウナギ	<i>Anguilla japonica</i>	-	-	EN	EN	-
3	コイ目	コイ科	ゲンゴロウブナ	<i>Carassius cuvieri</i>	-	-	EN	-	-
4			ヤリタナゴ	<i>Tanakia lanceolata</i>	-	-	NT	CR	-
5			イチモンジタナゴ	<i>Acheilognathus cyanostigma</i>	-	-	CR	DD	-
6			タナゴ	<i>Acheilognathus melanogaster</i>	-	-	EN	-	-
7			イタセンバラ	<i>Acheilognathus longipinnis</i>	国天	国内	CR	CR	-
8			カワバタモロコ	<i>Hemigrammocypripis neglecta</i>	-	国内(特2)	EN	EN	-
9			ハス	<i>Opsariichthys uncirostris uncirostris</i>	-	-	VU	-	-
10			ウシモツゴ	<i>Pseudorasbora pugnax</i>	-	-	CR	CR	希少
11			カワヒガイ	<i>Sarcocheilichthys variegatus variegatus</i>	-	-	NT	CR	-
12			ホンモロコ	<i>Gnathopogon caeruleus</i>	-	-	CR	-	-
13			ゼゼラ	<i>Biwia zezera</i>	-	-	VU	NT	-
14			イトモロコ	<i>Squalidus gracilis gracilis</i>	-	-	-	NT	-
15			デメモロコ	<i>Squalidus japonicus japonicus</i>	-	-	VU	CR	-
16			スゴモロコ	<i>Squalidus chankaensis biwae</i>	-	-	VU	-	-
17		ドジョウ科	ドジョウ	<i>Misgurnus anguillicaudatus</i>	-	-	NT	VU	-
18			ニシシマドジョウ	<i>Cobitis</i> sp. BIWAE type B	-	-	-	VU	-
19			トウカイコガタスジシマドジョウ	<i>Cobitis minamorii tokaiensis</i>	-	-	EN	EN	-
20		フクドジョウ科	ホトケドジョウ	<i>Lefua echigonia</i>	-	-	EN	EN	-
21	ナマズ目	ギギ科	ネコギギ	<i>Tachysurus ichikawai</i>	国天	-	EN	CR	-
22		アカザ科	アカザ	<i>Liobagrus reinii</i>	-	-	VU	NT	-
23	サケ目	サケ科	ニッコウイワナ	<i>Salvelinus leucomaenis pluvius</i>	-	-	DD	-	-
24			サツキマス (アマゴ)	<i>Oncorhynchus masou ishikawae</i>	-	-	-	DD	-
25	ダツ目	メダカ科	ミナミメダカ	<i>Oryzias latipes</i>	-	-	VU	VU	-
26	スズキ目	カジカ科	カマキリ	<i>Rheopresbe kazika</i>	-	-	VU	EN	-
27			カジカ	<i>Cottus pollux</i>	-	-	NT	EN	-
28			ウツセミカジカ (淡水性両側回遊型)	<i>Cottus reinii</i>	-	-	EN	VU	-
29		ドンコ科	ドンコ	<i>Odontobutis obscura</i>	-	-	-	EN	-
30		ハゼ科	トウカイヨシノボリ	<i>Rhinogobius telma</i>	-	-	NT	CR	-
31			ビワヨシノボリ	<i>Rhinogobius biwaensis</i>	-	-	DD	-	-
	7目	12科		31種	2種	2種	27種	24種	1種

注1) 表中のI～Vは表 3.1.38の番号と対応する。

注2) 種名及び配列については原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(令和7年11月 国土交通省)に準拠した。

⑥ 昆虫類

対象事業実施区域及びその周囲で見られる昆虫類（クモ類含む）の重要種は、表 3.1.45 に示すとおり、14 目 109 科 276 種である。

樹林地、ため池等の水域、草地等多岐にわたる環境に生息する種が該当している。

表 3.1.45(1) 重要種一覧（昆虫類）

No.	目名	科名	種名	学名	選定基準						
					I	II	III	IV	V		
1	クモ目	ジグモ科	ワスレナグモ	<i>Calommata signata</i>	-	-	NT	VU	-		
2		カネコトタテグモ科	カネコトタテグモ	<i>Antrodiaetus roretzi</i>	-	-	NT	VU	-		
3		トタテグモ科	キノボリトタテグモ	<i>Conothele fragaria</i>	-	-	NT	VU	-		
4			キシノウエトタテグモ	<i>Latouchia typica</i>	-	-	NT	VU	-		
5			ヒメグモ科	シロタマヒメグモ	<i>Enoplognatha margarita</i>	-	-	-	EN	-	
6			サラグモ科	キヌキリグモ	<i>Herbiphantes cericeus</i>	-	-	-	EN	-	
7				キノボリキヌキリグモ	<i>Herbiphantes longiventris</i>	-	-	-	EN	-	
8			アシナガグモ科	チクニドヨウグモ	<i>Metleucauge chikunii</i>	-	-	-	EN	-	
9			コガネグモ科	キジロオヒキグモ	<i>Arachnura logio</i>	-	-	-	EN	-	
10				コケオニグモ	<i>Araneus seminiger</i>	-	-	-	EN	-	
11				ニシキオニグモ	<i>Araneus variegatus</i>	-	-	-	VU	-	
12				コガネグモ	<i>Argiope amoena</i>	-	-	-	NT	-	
13				トリノフンダマシ	<i>Cyrtarachne bufo</i>	-	-	-	NT	-	
14				オオトリノフンダマシ	<i>Cyrtarachne inaequalis</i>	-	-	-	NT	-	
15				シロオビトリノフンダマシ	<i>Cyrtarachne nagasakiensis</i>	-	-	-	NT	-	
16				アカイロトリノフンダマシ	<i>Cyrtarachne yunoharuensis</i>	-	-	-	NT	-	
17				トゲグモ	<i>Gasteracantha kuhlii</i>	-	-	-	VU	-	
18				マメタイセキグモ	<i>Ordgarius hobsoni</i>	-	-	-	EN	-	
19				ムツトゲイセキグモ	<i>Ordgarius sexspinosus</i>	-	-	-	EN	-	
20				ツシマトリノフンダマシ	<i>Paraplectana tsushimensis</i>	-	-	-	VU	-	
21				ワクドツキジグモ	<i>Pasilobus hupingensis</i>	-	-	-	EN	-	
22				ゲボウグモ	<i>Poltys illepidus</i>	-	-	-	NT	-	
23			コモリグモ科	エビチャコモリグモ	<i>Arctosa ebicha</i>	-	-	-	EN	-	
24				イサゴコモリグモ	<i>Pardosa isago</i>	-	-	-	EN	-	
25				テジロハリゲコモリグモ	<i>Pardosa yamanoi</i>	-	-	-	EN	-	
26				ミナミコモリグモ	<i>Pirata meridionalis</i>	-	-	-	NT	-	
27			サンアシグモ科	シノビグモ	<i>Shinobius orientalis</i>	-	-	-	EN	-	
28			キンダグモ科	ババハシリグモ	<i>Dolomedes fontus</i>	-	-	-	CR	-	
29			ネコグモ科	オビジガバチグモ	<i>Castianeira shaxianensis</i>	-	-	-	NT	-	
30			ミヤマシボグモ科	ミヤマシボグモモドキ	<i>Zora nemoralis</i>	-	-	-	CR	-	
31			アワセグモ科	アワセグモ	<i>Selenops bursarius</i>	-	-	-	EN	-	
32			カニグモ科	アシナガカニグモ	<i>Heriæus mellottei</i>	-	-	-	VU	-	
33				カトウツケオグモ	<i>Phrynarachne katoi</i>	-	-	-	EN	-	
34				オビボソカニグモ	<i>Xysticus trizonatus</i>	-	-	-	VU	-	
35	トンボ目 (蜻蛉目)	アオイトトンボ科		コバネアオイトトンボ	<i>Lestes japonicus</i>	-	-	EN	CR	-	
36		イトトンボ科	ベニイトトンボ	<i>Ceriatrigon nipponicum</i>	-	-	NT	VU	-		
37			モートンイトトンボ	<i>Mortonagrion selenion</i>	-	-	-	NT	VU	-	
38			オオイトトンボ	<i>Paracerceris sieboldii</i>	-	-	-	EN	-	-	
39			モノサントンボ科	グンバイイトンボ	<i>Platycnemis foliacea sasakii</i>	-	-	NT	EN	-	
40			カワトンボ科	アオハダトンボ	<i>Calopteryx japonica</i>	-	-	NT	-	-	
41			ヤンマ科	ネアカヨシヤンマ	<i>Aeschnophlebia anisoptera</i>	-	-	NT	NT	-	
42				アオヤンマ	<i>Aeschnophlebia longistigma</i>	-	-	NT	CR	-	
43			サナエトンボ科	キイロサナエ	<i>Asiagomphus pryeri</i>	-	-	NT	VU	-	
44				ナゴヤサナエ	<i>Stylurus nagoyanus</i>	-	-	-	VU	NT	-
45				メダサナエ	<i>Stylurus oculatus</i>	-	-	-	VU	EN	-
46				タバサナエ	<i>Trigomphus citimus tabei</i>	-	-	-	NT	-	-
47				フタスジサナエ	<i>Trigomphus interruptus</i>	-	-	-	NT	VU	-
48				コサナエ	<i>Trigomphus melampus</i>	-	-	-	-	VU	-
49				オグマサナエ	<i>Trigomphus ogumai</i>	-	-	-	NT	EN	-
50			エゾトンボ科	トラフトンボ	<i>Epithea marginata</i>	-	-	-	VU	-	
51				キイロヤマトンボ	<i>Macromia daimoji</i>	-	-	-	NT	NT	-
52				ハネビロエゾトンボ	<i>Somatochlora clavata</i>	-	-	-	VU	EN	-
53				エゾトンボ	<i>Somatochlora viridiaenea</i>	-	-	-	CR	-	
54			トンボ科	ベッコウトンボ	<i>Libellula angelina</i>	-	-	国内	CR	CR	-
55				キトンボ	<i>Sympetrum croceolum</i>	-	-	-	-	EN	-
56				ノシメトンボ	<i>Sympetrum infuscatum</i>	-	-	-	-	NT	-
57				マイコアカネ	<i>Sympetrum kunkeli</i>	-	-	-	-	NT	-
58				マダラナニワトンボ	<i>Sympetrum maculatum</i>	-	-	-	EN	CR	-
59				ミヤマアカネ	<i>Sympetrum pedemontanum elatum</i>	-	-	-	-	NT	-
60				オオキトンボ	<i>Sympetrum uniforme</i>	-	-	-	EN	CR	-
61		ゴキブリ目(網翅目)		オオゴキブリ科	オオゴキブリ	<i>Panesthia angustipennis spadica</i>	-	-	-	NT	-
62		カマキリ目(蟷螂目)	カマキリ科	ヒナカマキリ	<i>Amantis nawai</i>	-	-	-	NT	-	
63				ウスバカマキリ	<i>Mantis religiosa sinica</i>	-	-	DD	-	-	
64		カワゲラ目(セキ翅目)	アミメカワゲラ科	フライソウアミメカワゲラ	<i>Perlodes frisonanus</i>	-	-	NT	-	-	

注1) 表中の I ~ V は表 3.1.38 の番号と対応する。

注2) 種名及び配列については原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(令和7年11月 国土交通省)に準拠した。

表 3.1.45(2) 重要種一覧（昆虫類）

No.	目名	科名	種名	学名	選定基準					
					I	II	III	IV	V	
65	バッタ目(直翅目)	カマドウマ科	チビクチキウマ	<i>Anoplophilus minor</i>	-	-	-	DD	-	
66			ミカワクチキウマ	<i>Anoplophilus okadai</i>	-	-	-	DD	-	
67		クツワムシ科	タイワクツワムシ	<i>Mecopoda elongata</i>	-	-	-	NT	-	
68		ヒシバッタ科	ギフヒシバッタ	<i>Tetrix giftuensis</i>	-	-	-	DD	-	
69		ナナフシ目(竹節虫目)	ナナフシ科	エダナナフシ	<i>Phraortes elongatus</i>	-	-	-	DD	-
70		カメムシ目(半翅目)	アカジマウンカ科	ニホンアカジマウンカ	<i>Ommatidiotus japonicus</i>	-	-	-	NT	-
71			ゲンバイウンカ科	ハウチワウンカ	<i>Trypetimorpha japonica</i>	-	-	VU	-	-
72			ヨコバイ科	スナヨコバイ	<i>Psammotettix kurilensis</i>	-	-	NT	-	-
73			サンガメ科	ハリサンガメ	<i>Acanthaspis cincticrus</i>	-	-	NT	-	-
74	フタオビマダラカモドキサンガメ			<i>Empicoris brachystigma</i>	-	-	DD	-	-	
75	ハナカメムシ科		ヒラタハナカメムシ	<i>Elatophilus nipponensis</i>	-	-	NT	-	-	
76			ズイムシハナカメムシ	<i>Lyctocoris beneficus</i>	-	-	NT	-	-	
77	カスミカメムシ科		クヌギヒイロカスミカメ	<i>Pseudoloxops miyamotoi</i>	-	-	NT	-	-	
78	ツチカメムシ科		シロヘリツチカメムシ	<i>Canthophorus niveimarginatus</i>	-	-	NT	-	-	
79	アメンボ科		オオアメンボ	<i>Aquarius elongatus</i>	-	-	-	NT	-	
80			エサキアメンボ	<i>Limnoporus esakii</i>	-	-	NT	NT	-	
81	イトアメンボ科		イトアメンボ	<i>Hydrometra albolineata</i>	-	-	VU	VU	-	
82	カタビロアメンボ科		オヨギカタビロアメンボ	<i>Xiphovelia japonica</i>	-	-	NT	NT	-	
83	ミズムシ科		ホッケミズムシ	<i>Hesperocorixa distantii hokkensis</i>	-	-	NT	NT	-	
84			ミヤケミズムシ	<i>Xenocorixa vittipennis</i>	-	-	NT	-	-	
85	コオイムシ科		コオイムシ	<i>Appasus japonicus</i>	-	-	NT	-	-	
86		タガメ	<i>Kirkaldyia deyrolli</i>	-	国内(特2)	VU	EN	-		
87	タイコウチ科	タイコウチ	<i>Laccotrephes japonensis</i>	-	-	-	NT	-		
88		ヒメタイコウチ	<i>Nepa hoffmanni</i>	-	-	-	NT	-		
89		ミズカマキリ	<i>Ranatra chinensis</i>	-	-	-	NT	-		
90	ナベブタムシ科	ナベブタムシ	<i>Aphelocheirus vittatus</i>	-	-	-	NT	-		
91	コバンムシ科	コバンムシ	<i>Ilyocoris cimicoides exclamatonis</i>	-	国内(特2)	EN	CR	-		
92	ヘビトンボ目	センブリ科	ヤマトセンブリ	<i>Sialis yamatoensis</i>	-	-	DD	-		
93	トビケラ目(毛翅目)	ナガレトビケラ科	オオナガレトビケラ	<i>Himalopsyche japonica</i>	-	-	NT	NT	-	
94		ヒゲナガトビケラ科	モセリーヒゲナガトビケラ	<i>Leptocerus moselyi</i>	-	-	-	NT	-	
95		ギンボシツツトビケラ	<i>Setodes argentatus</i>	-	-	NT	-	-		
96		ホソバトビケラ科	イトウホソバトビケラ	<i>Molannodes itoae</i>	-	-	-	NT	-	
97		フトヒゲトビケラ科	ヒトスジギソトビケラ	<i>Psilotreta japonica</i>	-	-	-	VU	-	
98	チョウ目(鱗翅目)	スカシバガ科	アシナガモモプトスカシバ	<i>Macroscelesia longipes yamatoensis</i>	-	-	VU	-	-	
99		ボクトウガ科	ハイイロボクトウ	<i>Phragmataecia geisha</i>	-	-	NT	-	-	
100		マダラガ科	ヤホシホソマダラ	<i>Balataea octomaculata</i>	-	-	NT	-	-	
101		セセリチョウ科	ホシチャバネセセリ	<i>Aeromachus inachus inachus</i>	-	-	EN	CR	-	
102			ホソバセセリ	<i>Isoteinon lamprospilus lamprospilus</i>	-	-	-	VU	-	
103			ギンイチモンジセセリ	<i>Leptalina unicolor</i>	-	-	NT	NT	-	
104			コキマダラセセリ	<i>Ochlodes venatus venatus</i>	-	-	-	EN	-	
105			ミヤマチャバネセセリ	<i>Pelopidas jansonis</i>	-	-	-	EN	-	
106			チャマダラセセリ	<i>Pyrgus maculatus maculatus</i>	-	-	EN	CR	-	
107			スジグロチャバネセセリ北海道・本州・九州亜種	<i>Thymelicus leoninus leoninus</i>	-	-	NT	EN	-	
108		シジミチョウ科	オナガシジミ	<i>Araragi enthea enthea</i>	-	-	-	NT	-	
109			エゾミドリシジミ	<i>Favonius jezoensis</i>	-	-	-	VU	-	
110			オオミドリシジミ	<i>Favonius orientalis</i>	-	-	-	NT	-	
111			ハヤシミドリシジミ	<i>Favonius ultramarinus</i>	-	-	-	CR	-	
112			ミヤマカラスシジミ	<i>Fixsenia mera</i>	-	-	-	CR	-	
113			ウラクロシジミ	<i>Iratsume orsedice orsedice</i>	-	-	-	VU	-	
114			ゴマシジミ本州中部亜種	<i>Phengaris teleius kazamoto</i>	-	国内	-	CR	-	
115			ヒメシジミ本州・九州亜種	<i>Plebejus argus micrargus</i>	-	-	-	NT	CR	-
116			ムモンアカシジミ	<i>Shirozua jonasi</i>	-	-	-	EN	-	
117			フジミドリシジミ	<i>Sibatanozephyrus fujiisanus</i>	-	-	-	VU	-	
118		タテハチョウ科	ウラギンシジモウモン	<i>Argyronome laodice japonica</i>	-	-	-	VU	VU	-
119			オオウラギンシジモウモン	<i>Argyronome ruslana</i>	-	-	-	NT	-	-
120			ヒメヒカゲ本州中部亜種	<i>Coenonympha oedippus annulifer</i>	-	-	-	EN	希少	-
121			キマダラモドキ	<i>Kirinia fentoni</i>	-	-	-	NT	DD	-
122			クロヒカゲモドキ	<i>Lethe marginalis</i>	-	-	-	EN	EN	-
123			ヒョウモンモドキ	<i>Melitaea scotosia</i>	-	国内	CR	EX	-	-
124			オオヒカゲ	<i>Ninguta schrenckii schrenckii</i>	-	-	-	NT	-	-
125			オオムラサキ	<i>Sasakia charonda charonda</i>	-	-	-	NT	NT	-
126			ウラナミジャノメ本土亜種	<i>Ypthima multistriata nipponica</i>	-	-	-	VU	VU	-
127		アゲハチョウ科	ギフチョウ	<i>Luehdorfia japonica</i>	-	-	VU	VU	-	
128		シロチョウ科	ツマグロキチョウ	<i>Eurema laeta betheseba</i>	-	-	EN	NT	-	
129			スジボソヤマキチョウ	<i>Gonepteryx aspasia nipponica</i>	-	-	-	CR	-	
130			ヤマキチョウ	<i>Gonepteryx rhanni maxima</i>	-	-	EN	-	-	
131	ツトガ科	ゴマフツトガ	<i>Chilo pulveratus</i>	-	-	NT	-	-		
132	アゲハモドキガ科	フジキオビ	<i>Schistomitra funeralis</i>	-	-	-	NT	-		
133	シャクガ科	クワトゲエダシャク	<i>Apochima excavata</i>	-	-	NT	-	-		
134	ヤマユガ科	オナガミズアオ本土亜種	<i>Actias gnoma gnoma</i>	-	-	NT	-	-		
135	スズメガ科	スキバホウジャク	<i>Hemaris radians</i>	-	-	VU	-	-		
136	シャチホコガ科	クワヤマエグリシャチホコ	<i>Ptilodon kuwayamae</i>	-	-	NT	DD	-		

注1) 表中のI～Vは表 3.1.38の番号と対応する。

注2) 種名及び配列については原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(令和7年11月 国土交通省)に準拠した。

表 3.1.45(3) 重要種一覧（昆虫類）

No.	目名	科名	種名	学名	選定基準					
					I	II	III	IV	V	
137	チョウ目(鱗翅目)	ヒトリガ科	マエアカヒトリ	<i>Aloa lactinea</i>	-	-	NT	-	-	
138			ヤネホソバ	<i>Eilema fuscodorsalis</i>	-	-	NT	-	-	
139			シロホソバ	<i>Minolea degenerella</i>	-	-	NT	-	-	
140		ドクガ科	スゲドクガ	<i>Laelia coenosa sangaica</i>	-	-	NT	-	-	
141			ミヤノスゲドクガ	<i>Laelia miyanoi</i>	-	-	VU	-	-	
142		ヤガ科	ヤガ科	ウスズミケンモン	<i>Acronicta carbonaria</i>	-	-	NT	-	-
143				クビグロケンモン	<i>Acronicta digna</i>	-	-	NT	-	-
144				マダラウスズミケンモン	<i>Acronicta subornata</i>	-	-	-	DD	-
145				アカヘリヤガ	<i>Adisura atkinsoni</i>	-	-	NT	-	-
146				ガマヨトウ	<i>Capsula aerata</i>	-	-	VU	-	-
147				コシロシタバ	<i>Catocala actaea</i>	-	-	NT	-	-
148				カバフキシタバ	<i>Catocala mirifica</i>	-	-	-	NT	-
149				カギモンハナオヘアツバ	<i>Cidaripura signata</i>	-	-	NT	-	-
150				エゾスジヨトウ	<i>Doerriesa striata</i>	-	-	VU	NT	-
151				サヌキキリガ	<i>Elwesia sugii</i>	-	-	-	NT	-
152				シラユキコヤガ	<i>Eulocasta sasakii</i>	-	-	VU	NT	-
153				ウスミモンキリガ	<i>Eupsilia contracta</i>	-	-	NT	-	-
154				キスジウスキヨトウ	<i>Globia sparganii</i>	-	-	VU	NT	-
155				キシタアツバ	<i>Hypena claripennis</i>	-	-	NT	-	-
156				ミスジキリガ	<i>Jodia sericea</i>	-	-	NT	-	-
157				ウスベニキヨトウ	<i>Mythimna pudorina</i>	-	-	-	DD	-
158		オオチャバネヨトウ	<i>Nonagria puengeleri</i>	-	-	VU	NT	-		
159		ギンモンアカヨトウ	<i>Plusilla rosalia</i>	-	-	VU	-	-		
160		ハエ目(双翅目)	ハネカ科	カスミハネカ	<i>Nymphomyia alba</i>	-	-	DD	-	-
161			クチキカ科	ヤマトクチキカ	<i>Axymyia japonica</i>	-	-	DD	-	-
162			ハルカ科	ハマダラハルカ	<i>Haruka elegans</i>	-	-	DD	-	-
163		コウチュウ目(鞘翅目)	クサアブ科	ネグロクサアブ	<i>Coenomyia basalis</i>	-	-	DD	-	-
164			オサムシ科	チョウセンゴモクムシ	<i>Harpalus crates</i>	-	-	VU	-	-
165				キベリマルクビゴミムシ	<i>Nebria livida angulata</i>	-	-	EN	EX	-
166	イグチケブカゴミムシ			<i>Peronomerus auripilis</i>	-	-	NT	-	-	
167	ダンドナガゴミムシ			<i>Pterostichus dandonis dandonis</i>	-	-	-	EN	-	
168	ハンミョウ科		アイヌハンミョウ	<i>Cicindela gemmata aino</i>	-	-	NT	VU	-	
169			ゲンゴロウ科	キボシケシゲンゴロウ	<i>Allopachria flavomaculata</i>	-	-	DD	-	-
170				クロゲンゴロウ	<i>Cybister brevis</i>	-	-	NT	VU	-
171				ゲンゴロウ	<i>Cybister chinensis</i>	-	国内(特2)	VU	CR	-
172				コガタノゲンゴロウ	<i>Cybister tripunctatus lateralis</i>	-	-	VU	EX	-
173				シマゲンゴロウ	<i>Hydaticus bowringii</i>	-	-	NT	CR	-
174				サメハダマルケシゲンゴロウ	<i>Hydrovatus stridulus</i>	-	-	-	NT	-
175				ケンゲンゴロウ	<i>Hyphydrus japonicus</i>	-	-	NT	-	-
176				キベリクロヒメゲンゴロウ	<i>Ilybius apicalis</i>	-	-	NT	-	-
177				キボシツブゲンゴロウ	<i>Japanolaccophilus niponensis</i>	-	-	NT	-	-
178				ルイスツブゲンゴロウ	<i>Laccophilus lewisius</i>	-	-	VU	-	-
179				シャープツブゲンゴロウ	<i>Laccophilus sharpi</i>	-	-	NT	-	-
180				マルチビゲンゴロウ	<i>Leiodytes frontalis</i>	-	-	NT	NT	-
181				キベリマメゲンゴロウ	<i>Platambus fimbriatus</i>	-	-	NT	-	-
182				ミズスマシ科	オオミズスマシ	<i>Dineutus orientalis</i>	-	-	NT	EN
183	ミズスマシ				<i>Gyrinus japonicus</i>	-	-	VU	CR	-
184	コオナガミズスマシ		<i>Orectochilus punctipennis</i>		-	-	VU	NT	-	
185	コガシラミズムシ科		クロホシコガシラミズムシ	<i>Haliplus basinotatus</i>	-	-	VU	CR	-	
186			ヒメコガシラミズムシ	<i>Haliplus ovalis</i>	-	-	-	EN	-	
187	コツブゲンゴロウ科		キボシチビコツブゲンゴロウ	<i>Neohydrocoptus bivittis</i>	-	-	EN	NT	-	
188	カラゴミムシ科		カラゴミムシ	<i>Omophron aequalis</i>	-	-	-	VU	-	
189	マルドROMシ科		セスジマルドROMシ	<i>Georissus granulosus</i>	-	-	VU	-	-	
190	ホソガムシ科		ヤマトホソガムシ	<i>Hydrochus japonicus</i>	-	-	NT	EN	-	
191	ガムシ科		マルヒラタガムシ	<i>Enochrus subsignatus</i>	-	-	NT	-	-	
192		スジヒラタガムシ	<i>Helochaetes nipponicus</i>	-	-	NT	-	-		
193		コガムシ	<i>Hydrochara affinis</i>	-	-	DD	-	-		
194		エゾコガムシ	<i>Hydrochara libera</i>	-	-	NT	-	-		
195		ガムシ	<i>Hydrophilus acuminatus</i>	-	-	NT	CR	-		
196	エンマムシ科	クロエンマムシ	<i>Hister concolor</i>	-	-	-	DD	-		
197		エンマムシ	<i>Merohister jekeli</i>	-	-	-	DD	-		
198	クワガタムシ科	ツヤハダクワガタ	<i>Ceruchus lignarius lignarius</i>	-	-	-	CR	-		
199		オオクワガタ	<i>Dorcus hopei binodulosus</i>	-	-	VU	CR	-		
200		ヒメオオクワガタ	<i>Dorcus montivagus montivagus</i>	-	-	-	CR	-		
201	コガネムシ科	アカマダラハナムグリ	<i>Anthrachophora rusticola</i>	-	-	DD	NT	-		
202		オオフトホシマゴソコガネ	<i>Aphodius elegans elegans</i>	-	-	-	EN	-		
203		ヨツボシマゴソコガネ	<i>Aphodius sordidus</i>	-	-	-	NT	-		
204		クロモンマゴソコガネ	<i>Aphodius variabilis</i>	-	-	NT	EX	-		
205		クロカナブン	<i>Rhomborhina polita</i>	-	-	-	NT	-		
206		トラハナムグリ	<i>Trichius japonicus</i>	-	-	-	DD	-		
207		ヒメドROMシ科	アヤスジミドROMシ	<i>Graphelmis shirahatai</i>	-	-	EN	-	-	
208	ヨコモソドROMシ		<i>Leptelmis gracilis</i>	-	-	VU	NT	-		
209	クロサワドROMシ		<i>Neorhohelmis kurosawai</i>	-	-	-	VU	-		
210	ケスジドROMシ		<i>Pseudamophilus japonicus</i>	-	-	VU	-	-		
211	タマムシ科	トゲフタオタマムシ	<i>Dicerca tibialis</i>	-	-	-	NT	-		
212		クロマダラタマムシ	<i>Nipponobuprestis querceti</i>	-	-	-	VU	-		

注1) 表中のI～Vは表 3.1.38の番号と対応する。

注2) 種名及び配列については原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(令和7年11月 国土交通省)に準拠した。

表 3.1.45(4) 重要種一覧（昆虫類）

No.	目名	科名	種名	学名	選定基準					
					I	II	III	IV	V	
213	コウチュウ目(鞘翅目)	コメツキムシ科	サトヤマシモフリコメツキ	<i>Actenicerus kidonoi</i> Ôhira	-	-	-	NT	-	
214			ツヤヒラタコメツキ	<i>Aganohypoganus mirabilis</i>	-	-	-	VU	-	
215			ジュウジミズギワコメツキ	<i>Fleutiauxellus cruciatus</i>	-	-	-	NT	-	
216			ホタル科	ヘイケボタル	<i>Luciola lateralis</i>	-	-	-	DD	-
217		オオキノコムシ科	オオキノコムシ	<i>Encaustes praenobilis</i>	-	-	-	NT	-	
218		ナガクチキムシ科	ミスジナガクチキ	<i>Stenoxylita trialbofasciata</i>	-	-	-	CR	-	
219		アカハネムシ科	オカモトツヤアナハネムシ	<i>Tosadendroides okamotoi</i>	-	-	-	CR	-	
220		ゴミムシダマシ科	ヒメカクスナゴミムシダマシ	<i>Gonocephalum terminale</i>	-	-	-	EN	-	
221		カミキリムシ科	ヨコヤマヒゲナガカミキリ	<i>Dolichoprosopus yokoyamai</i>	-	-	-	NT	-	
222			ヒラヤマコブハナカミキリ	<i>Enoploderes bicolor</i>	-	-	-	NT	-	
223			クビアカハナカミキリ	<i>Gaurotes atripennis</i>	-	-	-	VU	-	
224			ヒメヨツスジハナカミキリ	<i>Leptura kusamai kusamai</i>	-	-	-	EN	-	
225			クロホソコバネカミキリ	<i>Necydalis harmandi</i>	-	-	-	NT	-	
226			オオホソコバネカミキリ	<i>Necydalis solida</i>	-	-	-	NT	-	
227			ベニバハナカミキリ	<i>Paranaspia anaspidoidea</i>	-	-	-	DD	-	
228			セダココブヤハズカミキリ	<i>Parechthistatus gibber gibber</i>	-	-	-	NT	-	
229			トサヒメハナカミキリ	<i>Pidonia approximata</i>	-	-	-	NT	-	
230			ヤマトヒメハナカミキリ	<i>Pidonia yamato</i>	-	-	-	NT	-	
231			コトラカミキリ	<i>Plagionotus pulcher</i>	-	-	NT	-	-	
232			チャイロヒメコブハナカミキリ	<i>Pseudosieversia japonica</i>	-	-	-	CR	-	
233			フタコブルリハナカミキリ	<i>Stenocorus caeruleipennis</i>	-	-	-	NT	-	
234			ヨツボシカミキリ	<i>Stenygrinus quadrinotatus</i>	-	-	EN	EN	-	
235			ヒメアカハナカミキリ	<i>Stictoleptura pyrrha</i>	-	-	-	DD	-	
236		ハムシ科	オオルリハムシ	<i>Chrysolina virgata</i>	-	-	NT	-	-	
237			カツラネクイハムシ	<i>Donacia katsurai</i>	-	-	-	VU	-	
238			キオビクビボソハムシ	<i>Lema delicatula</i>	-	-	-	DD	-	
239			キヌツヤミズクサハムシ	<i>Plateumaris sericea</i>	-	-	-	NT	-	
240		ヒメカバノキハムシ	<i>Syneta brevitibialis</i>	-	-	-	DD	-		
241		ミツギリゾウムシ科	チャバネホソミツギリゾウムシ	<i>Cyphagous iwatensis</i>	-	-	DD	-	-	
242		ゾウムシ科	カギアシゾウムシ	<i>Bagous bipunctatus</i>	-	-	-	DD	-	
243			バックinghamカギアシゾウムシ	<i>Bagous buckingami</i>	-	-	-	NT	-	
244			チビコバソゾウムシ	<i>Miarus vestitus</i>	-	-	-	DD	-	
245		チビゾウムシ科	ヒシチビゾウムシ	<i>Nanophyes japonicus</i>	-	-	-	NT	-	
246		ハチ目(膜翅目)	コンボウハバチ科	ホシアシブトハバチ	<i>Agenocimbex maculatus</i>	-	-	DD	-	-
247			ハバチ科	ルリコシアカハバチ	<i>Siobla metallica</i>	-	-	DD	-	-
248			ヤドリキバチ科	トサヤドリキバチ	<i>Ophrynotopus tosenis</i>	-	-	DD	-	-
249			コマユバチ科	ウマノオバチ	<i>Euurobracon yokahamae</i>	-	-	NT	NT	-
250			セイボウ科	オオセイボウ	<i>Stilbum cyanurum</i>	-	-	DD	-	-
251			アリ科	ケブカツヤオアリ	<i>Camponotus nipponensis</i>	-	-	DD	-	-
252				トゲアリ	<i>Polyrhachis lamellidens</i>	-	-	VU	-	-
253			スズメバチ科	キオビホオナガスズメバチ	<i>Dolichovespula media</i>	-	-	DD	-	-
254	ヤマトアシナガバチ			<i>Polistes japonicus</i>	-	-	DD	-	-	
255	モンズズメバチ			<i>Vespa crabro</i>	-	-	DD	-	-	
256	クモバチ科		アケボノクモバチ	<i>Anoplius eous</i>	-	-	DD	-	-	
257			スギハラクモバチ	<i>Leptodialepis sugiharai</i>	-	-	DD	-	-	
258			フタモンクモバチ	<i>Parabatozonus jankowskii</i>	-	-	NT	-	-	
259			アオスジクモバチ	<i>Paracyphononyx alienus</i>	-	-	DD	-	-	
260	ギングチバチ科		キュビギングチ	<i>Crossocerus flavitarsus</i>	-	-	DD	-	-	
261			ガロアギングチ	<i>Crossocerus heydeni nipponis</i>	-	-	DD	-	-	
262			ササキリギングチ	<i>Ectemnius furuichii</i>	-	-	NT	NT	-	
263			アカオビケラトリバチ	<i>Larra ampliipennis</i>	-	-	NT	-	-	
264			コウライクモカリバチ	<i>Pison koreense</i>	-	-	DD	-	-	
265			ニトベギングチ	<i>Spadicocrabro nitobei</i>	-	-	DD	-	-	
266	ドロバチモドキ科		ニッポントゲアワフキバチ	<i>Argogorytes nipponis</i>	-	-	DD	-	-	
267			ニッポンハナダカバチ	<i>Bembix nipponica</i>	-	-	VU	NT	-	
268			キアシハナダカバチモドキ	<i>Stizus perrisi</i>	-	-	VU	-	-	
269	アリマキバチ科		カラトイスカバチ	<i>Passaloeus koreanus</i>	-	-	DD	-	-	
270	アナバチ科		フジジガバチ	<i>Ammophila atripes japonica</i>	-	-	NT	-	-	
271			キゴシジガバチ	<i>Sceliphron madraspatanum</i>	-	-	-	NT	-	
272	ミツバチ科	クロマルハナバチ	<i>Bombus ignitus</i>	-	-	NT	-	-		
273		ナミルリモンハナバチ	<i>Thyreus decorus</i>	-	-	DD	-	-		
274	ハキリバチ科	キヌゲハキリバチ	<i>Megachile kobensis</i>	-	-	-	NT	-		
275		クズハキリバチ	<i>Megachile pseudomonticola</i>	-	-	DD	-	-		
276		マイマイツツハナバチ	<i>Osmia orientalis</i>	-	-	DD	-	-		
	14 目	109 科	276 種		0 種	6 種	155 種	187 種	1 種	

注1) 表中の I ~ V は表 3.1.38 の番号と対応する。

注2) 種名及び配列については原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(令和7年11月 国土交通省)に準拠した。

⑦ 貝類

対象事業実施区域及びその周囲で見られる貝類の重要種は、表 3.1.46 に示すとおり、6 目 18 科 42 種である。

陸産貝類が複数種該当するほか、ため池や水田等の湛水域や河川域を生息環境とする種が該当している。

表 3.1.46 重要種一覧（貝類）

No.	目名	科名	種名	学名	選定基準				
					I	II	III	IV	V
1	アマオブネガイ目	ゴマオカタニシ科	ゴマオカタニシ	<i>Georissa japonica</i>	-	-	NT	NT	-
2		ヤマキサゴ科	ヤマキサゴ	<i>Waldemaria japonica</i>	-	-	-	VU	-
3	ニナ目	ムシオイガイ科	ピルスブリムシオイガイ	<i>Chamalycaeus pilsbryi</i>	-	-	-	DD	-
4		タニシ科	マルタニシ	<i>Cipangopaludina chinensis laeta</i>	-	-	VU	NT	-
5			オオタニシ	<i>Heterogen japonica</i>	-	-	NT	-	-
6		イツマデガイ科	カタヤマガイ	<i>Oncomelania nosophora</i>	-	-	CR+EN	-	-
7		カワニナ科	クロダカワニナ	<i>Semisulcospira kurodai</i>	-	-	NT	NT	-
8	モノアラガイ目	モノアラガイ科	モノアラガイ	<i>Radix auricularia japonica</i>	-	-	NT	DD	-
9		ヒラマキガイ科	ヒラマキミズマイマイ	<i>Gyraulus spirillus</i>	-	-	DD	NT	-
10			ヒメヒラマキミズマイマイ	<i>Gyraulus pulcher</i>	-	-	EN	DD	-
11			ミズコハクガイ	<i>Gyraulus soritai</i>	-	-	VU	VU	-
12			トウキョウヒラマキガイ	<i>Gyraulus tokyoensis</i>	-	-	DD	-	-
13			ヒラマキガイモドキ	<i>Polypylis hemisphaerula</i>	-	-	NT	NT	-
14			カワコザラガイ	<i>Ferrissia nipponica</i>	-	-	CR	DD	-
15	マイマイ目	オカモノアラガイ科	ナガオカモノアラガイ	<i>Oxyloma hirasei</i>	-	-	NT	NT	-
16		キバサナギガイ科	ナタネキバサナギガイ	<i>Vertigo eogea</i>	-	-	VU	VU	-
17		マキゾメガイ科	ヒラドマルナタネ	<i>Pupisoma harpula</i>	-	-	-	NT	-
18		キセルガイモドキ科	キセルガイモドキ	<i>Mirus reinianus</i>	-	-	-	NT	-
19		キセルガイ科	オオギセル	<i>Megalophaedusa martensi</i>	-	-	NT	-	-
20			ミカワギセル	<i>Mesophaedusa hickonis mikawa</i>	-	-	NT	NT	-
21			オクガタギセル	<i>Mundiphaedusa dorcas</i>	-	-	NT	NT	-
22			ホソヤカギセル	<i>Mundiphaedusa hosayaka</i>	-	-	NT	NT	-
23			ハチノコギセル	<i>Mundiphaedusa kawasakii</i>	-	-	NT	NT	-
24			エルバリギセル	<i>Tyrannophaedusa aurantiaca erberi</i>	-	-	DD	-	-
25			ナタネガイ科	ミジンナタネ	<i>Punctum atomus</i>	-	-	-	DD
26		ベッコウマイマイ科	ヒラベッコウガイ	<i>Bekkochlamys micrograpta</i>	-	-	DD	VU	-
27			ウラウズタカキビ	<i>Coneuplecta sp.</i>	-	-	-	NT	-
28			ハクサンベッコウ	<i>Nipponochlamys hakusanus</i>	-	-	DD	DD	-
29			ヒゼンキビ	<i>Parakaliella hizenensis</i>	-	-	NT	NT	-
30			ヒメハリマキビ	<i>Parakaliella pagodulooides</i>	-	-	NT	NT	-
31			ウメムラシタラガイ	<i>Sitalina japonica</i>	-	-	NT	NT	-
32			オオウエキビ	<i>Trochochlamys fraterna</i>	-	-	DD	-	-
33			タカキビ	<i>Trochochlamys praealta</i>	-	-	NT	NT	-
34			ヒメカサキビ	<i>Trochochlamys subcrenulata</i>	-	-	NT	NT	-
35			オナジマイマイ科	カドコオオベソマイマイ	<i>Aegista proba goniosoma</i>	-	-	NT	NT
36		ヒラヒダリマキマイマイ		<i>Euhadra scaevola interioris</i>	-	-	-	VU	-
37		カタマメマイマイ		<i>Lepidopisum verrucosum</i>	-	-	VU	VU	-
38	ヒルゲンドルフマイマイ	<i>Trishoplita hilgendorfi</i>		-	-	NT	NT	-	
39	イシガイ目	イシガイ科	ドブガイ	<i>Anodonta woodiana</i>	-	-	-	DD	-
40			カラスガイ	<i>Cristaria plicata</i>	-	-	EN	DD	-
41			イシガイ	<i>Nodularia douglasiae</i>	-	-	-	CR	-
42	マルスダレガイ目	シジミ科	マシジミ	<i>Corbicula leana</i>	-	-	VU	DD	-
	6 目	18 科		42 種	0 種	0 種	33 種	36 種	0 種

注1) 表中の I～V は表 3.1.38 の番号と対応する。

注2) 種名及び配列については原則として「日本産野生生物目録（無脊椎動物編Ⅲ）」（1998年 環境庁）に準拠した。

3.1.8.2 植物

(1) 植物相の概要

「令和7年版 環境白書」(令和7年12月 愛知県)によると、愛知県の気候は一般に温暖で、夏季多雨、冬季小雨型となっている。このような気候の影響を受け、植物区分は奥三河山地の一部が温帯に属するほかは、暖帯に属している。

植生は、潜在的にはほとんどが照葉樹林帯に属するが、平野部では古くから宅地、農地等としての土地利用が進んだため、シイ・タブを中心とした自然植生は社寺林などとしてわずかに残っているにすぎない。一方、丘陵から山地部の多くの部分は、スギ及びヒノキを中心とした人工林となっており、都市近郊の丘陵部を中心にコナラ、アベマキ等を主体とする二次的植生の森林(二次林)地域が見られ、いわゆる里山を形成している。

対象事業実施区域及びその周囲の植生図は、図 3.1.20 に示すとおりである。

対象事業実施区域の西側は大きなため池(愛知池)があり、東側は住宅地となっている。隣接する北側は工場や資材置き場等の用地となっている。南から南西にかけてはグラウンドや大学の農場、耕作地等が広がりその周囲に住宅地が点在している。北側は河川を挟んで水田や畑などの耕作地も広がっている。また、愛知池の周囲及び大学農場や工場周辺には樹林地が存在している。農場や耕作地には牧草や水田・畑地雑草群落等の草本群落が成立しており、樹林地は主にケネザサーコナラ群集が多いが部分的にモチツツジ・アカマツ群集が点在している。

対象事業実施区域及びその周囲の植物の状況については、表 3.1.47 に示す既存文献により整理した。

対象事業実施区域及びその周囲で見られる植物は、表 3.1.48 に示すとおり、187科2,149種である。

市街地、農耕地、草地、湿生地、樹林地、山地等の多様な環境に生育する多様な種が確認されており、シデコブシやマメナシ、ミカワバイケイソウ、ミカワシオガマ等の「東海丘陵要素」と呼ばれる東海地方に固有、あるいは国内における分布の中心がある種(変種を含む。)が複数種確認されている。

表 3.1.47 確認文献一覧

番号	文献	分布想定種
1	「レッドデータブックあいち 2020」 (令和2年3月 愛知県)	対象事業実施区域及びその周囲を含むメッシュ内で確認されている種
2	東郷町誌 第二巻 (昭和55年3月 東郷町)	掲載の種全て
3	日進市史 自然編 (平成27年3月 日進市)	掲載の種全て
4	第2次日進市環境基本計画(2024年度~2030年度) (令和6年3月 日進市)	対象事業実施区域及びその周囲で確認されている種
5	生物調査報告書 (平成30年11月 豊田市)	挙母地区、保見地区で確認されている種
6	豊田市で確認された生物種 (令和6年11月 豊田市)	掲載の種全て
7	三好町植物誌 (昭和52年3月 三好町教育委員会)	掲載の種全て
8	最終処分場建設に係る生活環境影響調査 報告書 (平成14年3月 尾三衛生組合)	現地調査の結果全て

表 3.1.48 植物確認種数

分類群名			科数	種数	文献番号							
門名	亜門名	綱名			1	2	3	4	5	6	7	8
シダ植物門		ヒカゲノカズラ綱	3	16	2	1	5	0	0	12	3	2
		大葉シダ綱	23	159	11	2	59	0	0	143	48	23
種子植物門	裸子植物亜門	-	6	28	1	4	11	0	0	24	8	6
		-	9	46	5	3	21	0	0	39	16	3
	被子植物亜門	単子葉類	31	544	65	20	301	3	4	376	229	93
		真正双子葉類	115	1,356	82	63	650	4	2	1,071	493	233
合計			187科	2,149種	166種	93種	1,047種	7種	6種	1,665種	797種	360種

注1) 表中の文献番号は表 3.1.47の番号と対応する。

注2) 分類群名については原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(令和7年11月 国土交通省)に準拠した。

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況
3.1 自然的状況

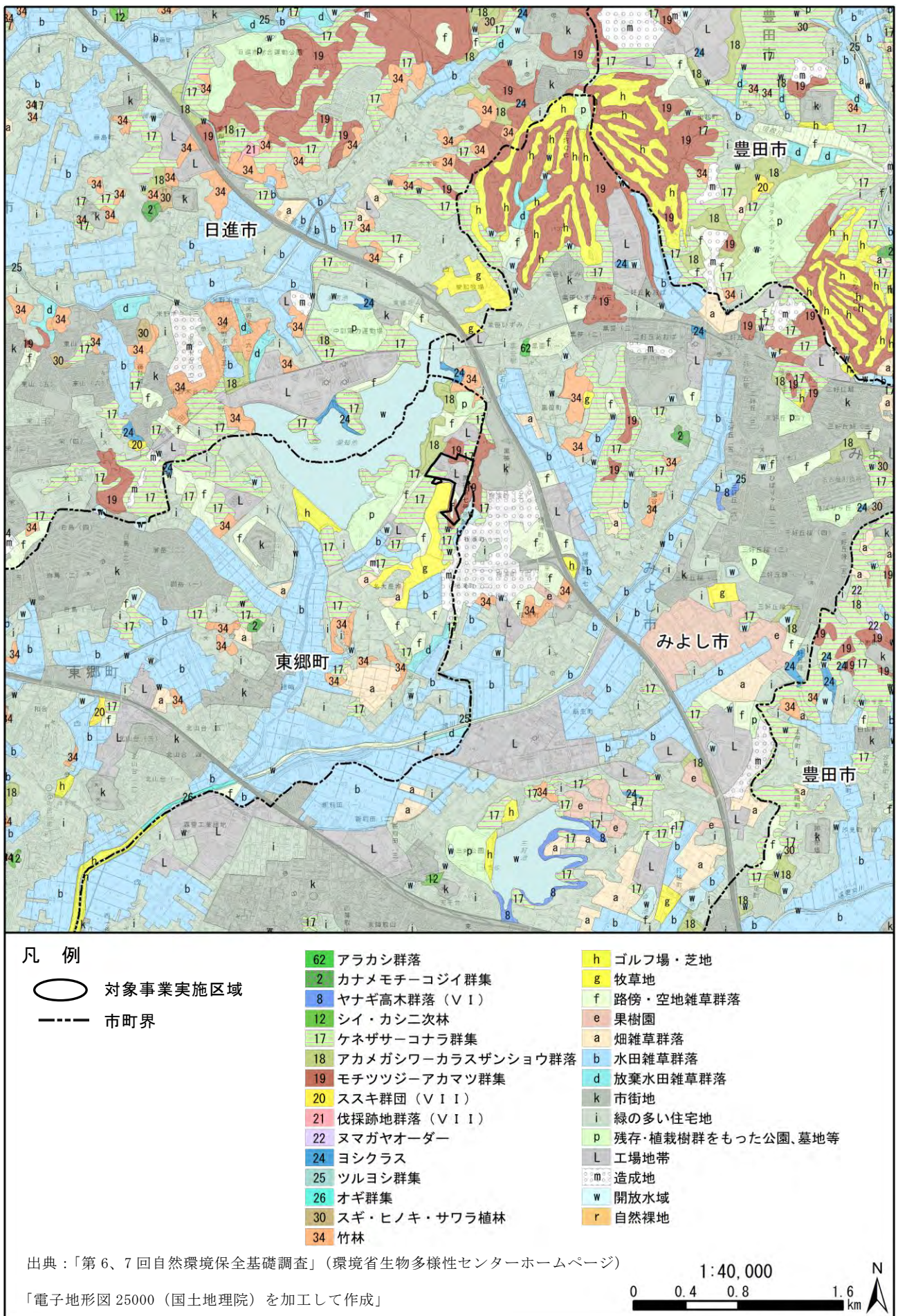


図 3.1.20 現存植生図

(2) 重要な植物種

確認された種のうち、重要な植物種を抽出した。重要な植物種及び植物群落の選定根拠は表 3.1.49 に、その選定基準は表 3.1.50 に示すとおりである。

なお、表 3.1.47 の確認文献の中には、詳細な位置情報の記載がないものも含まれるため、事業実施区域及びその周囲から離れた地域で見られる種を掲載している可能性がある。

表 3.1.49 重要な植物種及び植物群落の選定根拠

番号	法令・文献等	選定基準
I	「文化財保護法」(昭和25年法律第214号) 「愛知県文化財保護条例」(昭和30年愛知県条例第6号) 「東郷町文化財保護条例」(昭和52年東郷町条例第21号) 「日進市文化財保護条例」(昭和51年日進市条例第1号) 「みよし市文化財保護条例」(昭和46年みよし市条例第8号) 「豊田市文化財保護条例」(昭和51年豊田市条例第24号)	<ul style="list-style-type: none"> ・特別天然記念物(特天) ・国指定天然記念物(国天) ・愛知県指定天然記念物(県天) ・東郷町指定天然記念物(町天) ・日進市指定天然記念物(市天) ・みよし市指定天然記念物(市天) ・豊田市指定天然記念物(市天)
II	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 (平成4年法律第75号)	<ul style="list-style-type: none"> ・国際希少野生動植物種(国際) ・国内希少野生動植物種(国内) ・特定第一種国内希少野生動植物種(特1) ・特定第二種国内希少野生動植物種(特2) ・緊急指定種(緊急)
III	「環境省レッドリスト 第5次レッドリスト(植物・菌類)」 (令和7年3月18日 環境省報道発表資料)	<ul style="list-style-type: none"> ・絶滅危惧I類(CR+EN) ・絶滅危惧IA類(CR) ・絶滅危惧IB類(EN) ・絶滅危惧II類(VU) ・準絶滅危惧(NT) ・情報不足(DD) ・地域個体群(LP)
IV	「レッドリストあいち2025」レッドリスト (令和7年3月 愛知県)	<ul style="list-style-type: none"> ・絶滅危惧IA類(CR) ・絶滅危惧IB類(EN) ・絶滅危惧II類(VU) ・準絶滅危惧(NT) ・情報不足(DD)
V	「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」	<ul style="list-style-type: none"> ・指定希少野生動植物種(希少)

表 3.1.50 重要な植物種及び植物群落の選定基準

番号	選定基準	評価基準
I	特別天然記念物 (特天)	天然記念物のうち世界的にまた国家的に価値が特に高いもの
	国指定天然記念物 (国天)	動物植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、我が国の自然を記念するもの
	愛知県指定天然記念物 (県天)	動物植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、愛知県の自然を記念するもの
	東郷町指定天然記念物 (町天)	動物 (生息地・繁殖地及び渡来地を含む。)・植物 (自生地を含む。)及び地質鉱物 (特異な自然現象の生じている土地を含む。)で学術上価値の高いもの
	日進市指定天然記念物 (市天)	動物 (生息地・繁殖地及び渡来地を含む。)、植物 (自生地を含む。)、及び地質、鉱物 (特異な自然の現象の生じている土地を含む。)で学術上価値の高いもの
	みよし市指定天然記念物 (市天)	動物 (生息地・繁殖地及び渡来地を含む。)、植物 (自生地を含む。)及び地質、鉱物 (特異な自然の現象を生じている土地を含む。)で学術上価値の高いもの
	豊田市指定天然記念物 (市天)	動物 (生息地・繁殖地及び渡来地を含む。)、植物 (自生地を含む。)及び地質、鉱物 (特異な自然現象の生じている土地を含む。)で学術上価値の高いもの
II	国際希少野生動植物種 (国際)	国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種 (国内希少野生動植物種を除く。)であって、政令で定めるものをいう
	国内希少野生動植物種 (国内)	その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であって、政令で定めるものをいう
	特定第一種国内希少野生動植物種 (特1)	次に掲げる要件のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、政令で定めるものをいう 一 商業的に個体の繁殖をさせることができるものであること 二 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと
	特定第二種国内希少野生動植物種 (特2)	次に掲げる要件のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、政令で定めるものをいう 一 種の個体の主要な生息地若しくは生育地が消滅しつつあるものであること又はその種の個体の生息若しくは生育の環境が著しく悪化しつつあるものであること 二 種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないものでないこと 三 繁殖による個体の数の増加の割合が低いものでないこと 四 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと
	緊急指定種 (緊急)	環境大臣が、希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種以外の野生動植物の種の保存を特に緊急に図る必要があると認めるときに指定するものをいう
III	絶滅危惧Ⅰ類 (CR+EN)	絶滅の危機に瀕している種
	絶滅危惧ⅠA類 (CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高い種
	絶滅危惧ⅠB類 (EN)	ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高い種
	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	絶滅の危機が増大している種
	準絶滅危惧 (NT)	存続基盤が脆弱な種
	情報不足 (DD)	評価するだけの情報が不足している種
	絶滅のおそれのある地域個体群 (LP)	地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの
IV	絶滅危惧ⅠA類 (CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
	絶滅危惧ⅠB類 (EN)	ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	絶滅の危険が増大している種
	準絶滅危惧 (NT)	存続基盤が脆弱な種
	情報不足 (DD)	評価するだけの情報が不足している種
V	指定希少野生動植物種 (希少)	県内に生息生育する絶滅のおそれのある野生動植物種のうち、特に保護を図る必要があるもの

注) 表中のⅠ～Ⅴは表 3.1.49の番号と対応する。

対象事業実施区域及びその周囲で見られる植物の重要種は、表 3.1.51 に示すとおり、102 科 335 種である。

動物種と同様、樹林地やため池等水域、草地等多岐にわたる環境に生育する植物種が該当している。

表 3.1.51(1) 重要種一覧(植物)

No.	科名	種名	学名	選定基準				
				I	II	III	IV	V
1	ヒカゲノカズラ科	ヤチスギラン	<i>Lycopodiella inundata</i>	-	-	-	CR	-
2		アスヒカズラ	<i>Lycopodium complanatum</i>	-	-	-	VU	-
3		スギラン	<i>Phlegmariurus cryptomerinus</i>	-	-	VU	VU	-
4	イワヒバ科	ヒメクラマゴケ	<i>Selaginella heterostachys</i>	-	-	-	VU	-
5		イヌカタヒバ	<i>Selaginella moellendorffii</i>	-	-	VU	-	-
6	ミズニラ科	ミズニラ	<i>Isoetes japonica</i>	-	-	NT	NT	-
7	ハナヤスリ科	ナガホノナツノハナワラビ	<i>Botrychium strictum</i>	-	-	-	NT	-
8	マツバラ科	マツバラ	<i>Psilotum nudum</i>	-	-	NT	VU	-
9	デンジソウ科	デンジソウ	<i>Marsilea quadrifolia</i>	-	-	NT	CR	-
10	サンショウモ科	サンショウモ	<i>Salvinia natans</i>	-	-	NT	EN	-
11	キジノオシダ科	ヤマソテツ	<i>Plagiogyria matsumureana</i>	-	-	-	VU	-
12	コバノイシカグマ科	イシカグマ	<i>Microlepia strigosa</i>	-	-	-	NT	-
13	イノモトソウ科	タキシダ	<i>Antrophyum obovatum</i>	-	-	VU	EN	-
14		ミカワイワガネ	<i>Coniogramme</i> sp.	-	-	-	EN	-
15		マツザカシダ	<i>Pteris nipponica</i>	-	-	-	EN	-
16	チャセンシダ科	ヒノキンダ	<i>Asplenium prolongatum</i>	-	-	-	EN	-
17		コタニワタリ	<i>Asplenium scolopendrium</i>	-	-	-	EN	-
18	ヒメシダ科	ツクシヤワラシダ	<i>Thelypteris hattorii</i> var. <i>nemoralis</i>	-	-	-	VU	-
19		ニッコウシダ	<i>Thelypteris nipponica</i> var. <i>nipponica</i>	-	-	-	CR	-
20	シシガシラ科	オオカグマ	<i>Woodwardia japonica</i>	-	-	-	EN	-
21	メンダ科	ホソバシケチシダ	<i>Athyrium fluviale</i>	-	国内	EN	-	-
22		ウスバシケシダ	<i>Deparia longipes</i>	-	-	VU	VU	-
23		コヒロハシケシダ	<i>Deparia pseudoconilii</i> var. <i>subdeltoidofrons</i>	-	-	-	VU	-
24		ミヤマシケシダ	<i>Deparia pycnosora</i> var. <i>pycnosora</i>	-	-	-	VU	-
25	オシダ科	ツクシイワヘゴ	<i>Dryopteris commixta</i>	-	-	-	NT	-
26		シラネワラビ	<i>Dryopteris expansa</i>	-	-	-	NT	-
27		サクライカグマ	<i>Dryopteris gymnohylla</i>	-	-	-	CR	-
28		ナガサキシダ	<i>Dryopteris sieboldii</i>	-	-	-	CR	-
29		ホソイノデ	<i>Polystichum braunii</i>	-	-	-	EN	-
30	ウラボシ科	ホテイシダ	<i>Lepisorus annuifrons</i>	-	-	-	NT	-
31		クラガリシダ	<i>Lepisorus miyoshianus</i>	-	-	EN	EN	-
32		イワオモダカ	<i>Pyrrosia hastata</i>	-	-	-	EN	-
33	コウヤマキ科	コウヤマキ	<i>Sciadopitys verticillata</i>	-	-	-	NT	-
34	ヒノキ科	ネズミサシ	<i>Juniperus rigida</i>	-	-	-	NT	-
35	イチイ科	イチイ	<i>Taxus cuspidata</i>	-	-	-	EN	-
36	スイレン科	オニバス	<i>Euryale ferox</i>	-	-	VU	CR	-
37		コウホネ	<i>Nuphar japonica</i>	-	-	-	EN	-
38		ヒメコウホネ	<i>Nuphar subintegerrima</i>	-	-	CR	CR	-
39	ウマノスズクサ科	オオバウマノスズクサ	<i>Aristolochia kaempferi</i>	-	-	-	VU	-
40	モクレン科	シデコブシ	<i>Magnolia stellata</i>	-	-	NT	VU	-
41	クスノキ科	ニッケイ	<i>Cinnamomum sieboldii</i>	-	-	NT	-	-
42	サトイモ科	ムロウマムシグサ	<i>Arisaema kishidae</i>	-	-	-	VU	-
43		ヤマトテンナンショウ	<i>Arisaema longilaminum</i>	-	-	-	EN	-
44		ユモトマムシグサ	<i>Arisaema nikoense</i>	-	-	-	EN	-
45		ミクニテンナンショウ	<i>Arisaema planilaminum</i>	-	-	-	EN	-
46	チシマゼキショウ科	イワショウブ	<i>Triantha japonica</i>	-	-	-	VU	-
47	オモダカ科	マルバオモダカ	<i>Caldesia parnassiifolia</i>	-	-	VU	EN	-
48		アギナシ	<i>Sagittaria aginashi</i>	-	-	NT	-	-
49	トチカガミ科	セトヤナギスプタ	<i>Blyxa alternifolia</i>	-	-	CR	CR	-
50		マルミスプタ	<i>Blyxa aubertii</i>	-	-	VU	VU	-
51		スプタ	<i>Blyxa echinosperma</i>	-	-	VU	CR	-
52		ヤナギスプタ	<i>Blyxa japonica</i>	-	-	-	NT	-
53		トチカガミ	<i>Hydrocharis dubia</i>	-	-	NT	EN	-
54		サガミトリゲモ	<i>Najas chinensis</i>	-	-	NT	VU	-
55		イトトリゲモ	<i>Najas gracillima</i>	-	-	NT	NT	-
56		トリゲモ	<i>Najas minor</i>	-	-	VU	-	-
57		オオトリゲモ	<i>Najas oguraensis</i>	-	-	-	NT	-
58		ミズオオバコ	<i>Ottelia alismoides</i>	-	-	NT	-	-
59	ヒルムシロ科	イトモ	<i>Potamogeton berchtoldii</i>	-	-	NT	NT	-
60		コバノヒルムシロ	<i>Potamogeton cristatus</i>	-	-	VU	-	-
61		ヒルムシロ	<i>Potamogeton distinctus</i>	-	-	-	NT	-
62		オヒルムシロ	<i>Potamogeton natans</i>	-	-	-	VU	-

注1) 表中のI～Vは表 3.1.49の番号と対応する。

注2) 種名及び配列については原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(令和7年11月 国土交通省)に準拠した。

表 3.1.51(2) 重要種一覧(植物)

No.	科名	種名	学名	選定基準				
				I	II	III	IV	V
63	サクライソウ科	サクライソウ	<i>Petrosavia sakuraii</i>	-	-	EN	CR	-
64	ヒナノシヤクジョウ科	ヒナノシヤクジョウ	<i>Burmannia championii</i>	-	-	-	NT	-
65	ヤマノイモ科	ウチワドコロ	<i>Dioscorea nipponica</i>	-	-	-	VU	-
66		キクバドコロ	<i>Dioscorea septemloba</i>	-	-	-	VU	-
67	ホンゴウソウ科	ホンゴウソウ	<i>Sciaphila nana</i>	-	-	NT	-	-
68	シュロソウ科	エンレイソウ	<i>Trillium apetalon</i>	-	-	-	EN	-
69		ミカワバイケイソウ	<i>Veratrum stamineum</i> var. <i>micranthum</i>	-	-	VU	EN	-
70	ラン科	ヒナラン	<i>Amitostigma gracile</i>	-	-	VU	CR	-
71		イワチドリ	<i>Amitostigma keiskei</i>	-	-	EN	EN	-
72		シラン	<i>Bletilla striata</i>	-	-	NT	NT	-
73		ムギラン	<i>Bulbophyllum inconspicuum</i>	-	-	NT	-	-
74		エビネ	<i>Calanthe discolor</i>	-	-	NT	NT	-
75		ナツエビネ	<i>Calanthe puberula</i>	-	-	VU	VU	-
76		サルメンエビネ	<i>Calanthe tricarinata</i>	-	-	VU	CR	-
77		キンラン	<i>Cephalanthera falcata</i>	-	-	NT	NT	-
78		ユウシュンラン	<i>Cephalanthera subaphylla</i>	-	-	NT	VU	-
79		クマガイソウ	<i>Cypripedium japonicum</i>	-	-	VU	VU	-
80		イチヨウラン	<i>Dactylostalix ringens</i>	-	-	-	NT	-
81		セッコク	<i>Dendrobium moniliforme</i>	-	-	-	NT	-
82		タシロラン	<i>Epipogium roseum</i>	-	-	NT	NT	-
83		マツラン	<i>Gastrochilus matsuran</i>	-	-	VU	EN	-
84		アキザキヤツシロラン	<i>Gastrodia confusa</i>	-	-	-	VU	-
85		オオミヤマウズラ	<i>Goodyera tsukamotoi</i>	-	-	-	EN	-
86		シュスラン	<i>Goodyera velutina</i>	-	-	-	VU	-
87		ミズトンボ	<i>Habenaria sagittifera</i>	-	-	NT	VU	-
88		ヒナチドリ	<i>Hemipilia chidori</i>	-	-	VU	CR	-
89		クロムヨウラン	<i>Lecanorchis nigricans</i> var. <i>nigricans</i>	-	-	VU	-	-
90		スズムシソウ	<i>Liparis makinoana</i>	-	-	-	CR	-
91		コフタバラン	<i>Neottia cordata</i>	-	-	-	VU	-
92		サギソウ	<i>Pecteilis radiata</i>	-	-	NT	VU	-
93		ムカゴトンボ	<i>Peristylus densus</i>	-	-	EN	EX	-
94		ミズチドリ	<i>Platanthera hologlottis</i>	-	-	-	VU	-
95		ヤマサギソウ	<i>Platanthera mandarinorum</i> ssp. <i>mandarinorum</i> var. <i>oreades</i>	-	-	VU	VU	-
96		オオヤマサギソウ	<i>Platanthera sachalinensis</i>	-	-	-	VU	-
97		トキシソウ	<i>Pogonia japonica</i>	-	-	NT	EN	-
98		ヤマトキシソウ	<i>Pogonia minor</i>	-	-	-	VU	-
99	キンバイザサ科	コキンバイザサ	<i>Hypoxis aurea</i>	-	-	-	EN	-
100	アヤメ科	ヒオウギ	<i>Iris domestica</i>	-	-	-	EN	-
101		ヒメシャガ	<i>Iris gracilipes</i>	-	-	NT	-	-
102		カキツバタ	<i>Iris laevigata</i>	-	-	NT	VU	-
103		アヤメ	<i>Iris sanguinea</i>	-	-	-	EN	-
104	クサスギカズラ科	マイヅルソウ	<i>Maianthemum dilatatum</i>	-	-	-	NT	-
105	ミズアオイ科	ミズアオイ	<i>Monochoria korsakowii</i>	-	-	NT	CR	-
106	ガマ科	ミクリ	<i>Sparganium erectum</i>	-	-	NT	EN	-
107		ヤマトミクリ	<i>Sparganium fallax</i>	-	-	NT	VU	-
108		ナガエミクリ	<i>Sparganium japonicum</i>	-	-	NT	-	-
109		ヒメミクリ	<i>Sparganium subglobosum</i>	-	-	VU	CR	-
110	ホシクサ科	クロイヌノヒゲ	<i>Eriocaulon atrum</i>	-	-	NT	-	-
111		ツクシクロイヌノヒゲ	<i>Eriocaulon kiusianum</i>	-	-	-	NT	-
112		ミカワイヌノヒゲ	<i>Eriocaulon mikawanum</i>	-	-	EN	EN	-
113		シラタマホシクサ	<i>Eriocaulon nudicuspe</i>	-	-	VU	VU	-
114		クロホシクサ	<i>Eriocaulon parvum</i>	-	-	NT	EN	-
115	カヤツリグサ科	イトテンツキ	<i>Bulbostylis densa</i> var. <i>capitata</i>	-	-	NT	NT	-
116		ミノボロスゲ	<i>Carex albata</i>	-	-	-	VU	-
117		オオタマツリスゲ	<i>Carex filipes</i> var. <i>rouyana</i>	-	-	-	EN	-
118		ヌマクロボスゲ	<i>Carex meyeriana</i>	-	-	VU	CR	-
119		アワボスゲ	<i>Carex nipposinica</i>	-	-	-	CR	-
120		タカネマスキサ	<i>Carex planata</i>	-	-	-	EN	-
121		ヒメモエギスゲ	<i>Carex pocilliformis</i>	-	-	-	VU	-
122		ヤブスゲ	<i>Carex rochebrunii</i>	-	-	-	EN	-
123		ジングウスゲ	<i>Carex sacrosancta</i>	-	-	NT	NT	-

注1) 表中のI～Vは表 3.1.49の番号と対応する。

注2) 種名及び配列については原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(令和7年11月 国土交通省)に準拠した。

表 3.1.51(3) 重要種一覧(植物)

No.	科名	種名	学名	選定基準					
				I	II	III	IV	V	
124	カヤツリグサ科	センダイスゲ	<i>Carex sendaica</i>	-	-	-	VU	-	
125		ニシノホンモンジスゲ	<i>Carex stenostachys</i>	-	-	-	VU	-	
126		アオヒエスゲ	<i>Carex subdita</i>	-	-	-	VU	-	
127		ホソバカンスゲ	<i>Carex temnolepis</i>	-	-	-	NT	-	
128		ヒメアオガヤツリ	<i>Cyperus extremiorientalis</i>	-	-	-	CR	-	
129		ヒメガヤツリ	<i>Cyperus tenuispica</i>	-	-	-	VU	-	
130		カガシラ	<i>Diplacrum caricinum</i>	-	-	VU	CR	-	
131		セイタカハリイ	<i>Eleocharis attenuata</i>	-	-	-	VU	-	
132		マシカクイ	<i>Eleocharis tetraquetra</i>	-	-	-	VU	-	
133		トネテンツキ	<i>Fimbristylis stauntonii</i> var. <i>tonensis</i>	-	-	VU	VU	-	
134		トラノハナヒゲ	<i>Rhynchospora brownii</i>	-	-	-	CR	-	
135		オオイヌノハナヒゲ	<i>Rhynchospora fauriei</i>	-	-	-	VU	-	
136		シズイ	<i>Schoenoplectus nipponicus</i>	-	-	-	EN	-	
137		ノグサ	<i>Schoenus apogon</i>	-	-	-	EN	-	
138		ミカワシンジュガヤ	<i>Scleria mikawana</i>	-	-	VU	VU	-	
139		コシンジュガヤ	<i>Scleria parvula</i>	-	-	-	VU	-	
140		イネ科	ヒメコヌカグサ	<i>Agrostis valvata</i>	-	-	NT	-	-
141			ヒナザサ	<i>Coelachne japonica</i>	-	-	NT	VU	-
142			ヒメタイスビエ	<i>Echinochloa crus-galli</i> var. <i>formosensis</i>	-	-	-	EN	-
143	ウンスケモドキ		<i>Eulalia quadrinervis</i>	-	-	NT	VU	-	
144	ウンスケ		<i>Eulalia speciosa</i>	-	-	VU	NT	-	
145	カモノハシ		<i>Ischaemum aristatum</i> var. <i>crassipes</i>	-	-	-	VU	-	
146	イブキヌカボ		<i>Milium effusum</i>	-	-	-	VU	-	
147	ウキシバ		<i>Pseudoraphis sordida</i>	-	-	-	NT	-	
148	シダミコザサ		<i>Sasa samaniensis</i> var. <i>yoshinoi</i> f. <i>hidejuroana</i>	-	-	-	VU	-	
149	ナリヒラダケ		<i>Semiarundinaria fastuosa</i>	-	-	-	VU	-	
150	オニシバ	<i>Zoysia macrostachya</i>	-	-	-	NT	-		
151	ケシ科	ナガミノツルケマン	<i>Corydalis raddeana</i>	-	-	NT	EN	-	
152		ヤマブキノソウ	<i>Hylomecon japonica</i>	-	-	-	EN	-	
153	メギ科	ヘビノボラズ	<i>Berberis sieboldii</i>	-	-	-	NT	-	
154		イカリソウ	<i>Epimedium grandiflorum</i> var. <i>thunbergianum</i>	-	-	-	VU	-	
155	キンポウゲ科	アズマイチゲ	<i>Anemone raddeana</i>	-	-	-	NT	-	
156		レンゲショウマ	<i>Anemonopsis macrophylla</i>	-	-	-	EN	-	
157		エンコウソウ	<i>Caltha palustris</i> var. <i>enkoso</i>	-	-	-	CR	-	
158		キケンショウマ	<i>Cimicifuga japonica</i> var. <i>peltata</i>	-	-	-	EN	-	
159		カザグルマ	<i>Clematis patens</i>	-	-	NT	EN	-	
160		ハコネシロカネソウ	<i>Dichocarpum hakonense</i>	-	-	NT	-	-	
161		ミスミソウ	<i>Hepatica nobilis</i> var. <i>japonica</i>	-	-	NT	NT	-	
162		スハマソウ	<i>Hepatica nobilis</i> var. <i>japonica</i> f. <i>variegata</i>	-	-	-	NT	-	
163		オキナグサ	<i>Pulsatilla cernua</i>	-	-	NT	CR	-	
164		シギンカラマツ	<i>Thalictrum actaeifolium</i>	-	-	-	NT	-	
165	ツゲ科	ツゲ	<i>Buxus microphylla</i> var. <i>japonica</i>	-	-	-	VU	-	
166	ボタン科	ヤマシャクヤク	<i>Paeonia japonica</i>	-	-	NT	VU	-	
167		ベニバナヤマシャクヤク	<i>Paeonia obovata</i>	-	-	VU	EN	-	
168	スグリ科	ヤシャビシヤク	<i>Ribes ambiguum</i>	-	-	NT	EN	-	
169		ヤブサンザシ	<i>Ribes fasciculatum</i>	-	-	-	EN	-	
170	ユキノシタ科	ミカワショウマ	<i>Astilbe odontophylla</i>	-	-	NT	VU	-	
171		キバナハナネコノメ	<i>Chrysosplenium album</i> var. <i>flavum</i>	-	-	NT	NT	-	
172		ツルネコノメソウ	<i>Chrysosplenium flagelliferum</i>	-	-	-	VU	-	
173		チシマネコノメソウ	<i>Chrysosplenium kamtschaticum</i> var. <i>kamtschaticum</i>	-	-	-	VU	-	
174		ナメラダイモンジソウ	<i>Saxifraga fortunei</i> var. <i>suwoensis</i>	-	-	-	NT	-	
175	ベンケイソウ科	ベンケイソウ	<i>Hylotelephium erythrostickum</i>	-	-	-	EX	-	
176		アオベンケイ	<i>Hylotelephium viride</i>	-	-	-	EN	-	
177		ツメレンゲ	<i>Orostachys japonica</i>	-	-	NT	NT	-	
178	タコノアシ科	タコノアシ	<i>Penthorum chinense</i>	-	-	NT	NT	-	
179	アリノトウグサ科	タチモ	<i>Myriophyllum ussuriense</i>	-	-	NT	NT	-	
180	マメ科	サイカチ	<i>Gleditsia japonica</i>	-	-	-	VU	-	
181		オオバヌスビトハギ	<i>Hylodesmum laxum</i>	-	-	-	VU	-	
182		イヌハギ	<i>Lespedeza tomentosa</i>	-	-	NT	VU	-	
183		ミソナオシ	<i>Ohwia caudata</i>	-	-	-	VU	-	
184		ヨツバハギ	<i>Vicia nipponica</i>	-	-	-	VU	-	

注1) 表中のI～Vは表3.1.49の番号と対応する。

注2) 種名及び配列については原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(令和7年11月 国土交通省)に準拠した。

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

3.1 自然的状況

表 3.1.51(4) 重要種一覧（植物）

No.	科名	種名	学名	選定基準				
				I	II	III	IV	V
185	グミ科	クマヤマグミ	<i>Elaeagnus epitricha</i>	-	-	VU	-	-
186		ハコネグミ	<i>Elaeagnus matsunoana</i>	-	-	NT	-	-
187		アリマグミ	<i>Elaeagnus murakamiana</i>	-	-	-	VU	-
188	クロウメドキ科	ケンボナシ	<i>Hovenia dulcis</i>	-	-	-	EN	-
189	アサ科	コバノチョウセンエノキ	<i>Celtis biondii</i> var. <i>biondii</i>	-	-	-	EN	-
190	クワ科	カジノキ	<i>Broussonetia papyrifera</i>	-	-	-	EN	-
191	イラクサ科	トキホコリ	<i>Elatostema densiflorum</i>	-	-	NT	-	-
192		ミヤマミズ	<i>Pilea angulata</i> ssp. <i>petiolaris</i>	-	-	-	VU	-
193		ミヤコミズ	<i>Pilea kiotensis</i>	-	-	-	-	CR
194	バラ科	カワラサイコ	<i>Potentilla chinensis</i>	-	-	-	VU	-
195		テリハキンバイ	<i>Potentilla riparia</i> var. <i>riparia</i>	-	-	-	VU	-
196		マメナシ	<i>Pyrus calleryan</i> var. <i>dimorphophylla</i>	-	-	EN	CR	-
197		ミヤマモミジイチゴ	<i>Rubus pseudo-acer</i>	-	-	NT	-	-
198		ミヤマワレモコウ	<i>Sanguisorba longifolia</i>	-	-	-	EN	-
199	ブナ科	ナラガシワ	<i>Quercus aliena</i>	-	-	-	EN	-
200		フモトミズナラ	<i>Quercus crispula</i> var. <i>mongolicoides</i>	-	-	-	NT	-
201	カバノキ科	サクラバハハンノキ	<i>Alnus trabeculosa</i>	-	-	NT	-	-
202		ウダイカンバ	<i>Betula maximowicziana</i>	-	-	-	VU	-
203		オノオレカンバ	<i>Betula schmidtii</i>	-	-	-	VU	-
204	ニシキギ科	シラヒゲソウ	<i>Parnassia foliosa</i> var. <i>foliosa</i>	-	-	-	EN	-
205	カタバミ科	コミヤマカタバミ	<i>Oxalis acetosella</i> var. <i>acetosella</i>	-	-	-	NT	-
206	ヤナギ科	キヌヤナギ	<i>Salix schwerinii</i> ‘Kinuyanagi’	-	-	-	NT	-
207	スミレ科	スミレサイシン	<i>Viola vaginata</i>	-	-	-	EN	-
208	オトギリソウ科	アゼオトギリ	<i>Hypericum oliganthum</i>	-	-	EN	EN	-
209	フウロソウ科	ミツバフウロ	<i>Geranium wilfordii</i> var. <i>wilfordii</i>	-	-	-	EN	-
210	ミソハギ科	ヒメミソハギ	<i>Ammannia multiflora</i>	-	-	-	NT	-
211		ミズスギナ	<i>Rotala hippuris</i>	-	-	CR	EX	-
212		ミズマツバ	<i>Rotala mexicana</i>	-	-	NT	-	-
213		ミズキカシグサ	<i>Rotala rosea</i>	-	-	NT	VU	-
214		ヒメビシ	<i>Trapa incisa</i>	-	-	-	VU	EN
215		オニビシ	<i>Trapa natans</i> var. <i>quadrispinosa</i>	-	-	-	NT	-
216	アカバナ科	ウスゲチョウジタデ	<i>Ludwigia epilobioides</i> ssp. <i>greatrexii</i>	-	-	NT	-	-
217	ムクロジ科	ホソエカエデ	<i>Acer capillipes</i>	-	-	-	VU	-
218		カジカエデ	<i>Acer diabolicum</i>	-	-	-	NT	-
219		ハウチワカエデ	<i>Acer japonicum</i>	-	-	-	VU	-
220		メグスリノキ	<i>Acer maximowiczianum</i>	-	-	-	VU	-
221		クロビイタヤ	<i>Acer miyabei</i>	-	-	VU	-	-
222		ハナノキ	<i>Acer pycnanthum</i>	-	-	VU	EN	-
223	アオイ科	ハマボウ	<i>Hibiscus hamabo</i>	-	-	-	VU	-
224	ジンチョウゲ科	サクラガンピ	<i>Diplomorpha pauciflora</i> var. <i>pauciflora</i>	-	-	VU	-	-
225	アブラナ科	コンロンソウ	<i>Cardamine leucantha</i>	-	-	-	EN	-
226		ミズタガラシ	<i>Cardamine lyrata</i>	-	-	-	NT	-
227		コイヌガラシ	<i>Rorippa cantoniensis</i>	-	-	NT	-	-
228	タデ科	サトヤマタデ	<i>Persicaria clivorum</i>	-	-	-	NT	-
229		ヒメタデ	<i>Persicaria erectominor</i>	-	-	DD	EN	-
230		トヨボタニソバ	<i>Persicaria geocarpica</i>	-	-	-	NT	-
231		ナガバノウナギツカミ	<i>Persicaria hastatosagittata</i>	-	-	NT	NT	-
232		コミゾソバ	<i>Persicaria mikawana</i>	-	-	-	NT	-
233		ヌカボタデ	<i>Persicaria taquetii</i>	-	-	VU	VU	-
234		オオミノソバ	<i>Persicaria thunbergii</i> var. <i>stoloniferum</i>	-	-	-	NT	-
235		コギシギシ	<i>Rumex dentatus</i> ssp. <i>klotzschianus</i>	-	-	NT	-	-
236		ノダイオウ	<i>Rumex longifolius</i>	-	-	VU	CR	-
237	モウセンゴケ科	ナガバノイシモチソウ	<i>Drosera indica</i>	-	-	VU	CR	希少
238		イシモチソウ	<i>Drosera peltata</i> var. <i>nipponica</i>	-	-	NT	EN	-
239	ナデシコ科	オオヤマフスマ	<i>Arenaria lateriflora</i>	-	-	-	VU	-
240		ワダソウ	<i>Pseudostellaria heterophylla</i>	-	-	-	EN	-
241		ヒゲネワチガイソウ	<i>Pseudostellaria palibiniana</i>	-	-	-	EN	-
242		ツカモトハコベ	<i>Stellaria hibinoi</i>	-	-	VU	CR	-
243	ヒユ科	ハマアカザ	<i>Atriplex subcordata</i>	-	-	-	VU	-
244		マルバアカザ	<i>Chenopodium acuminatum</i> var. <i>acuminatum</i>	-	-	-	NT	-

注1) 表中の I～V は表 3.1.49 の番号と対応する。

注2) 種名及び配列については原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（令和7年11月 国土交通省）に準拠した。

表 3.1.51(5) 重要種一覧(植物)

No.	科名	種名	学名	選定基準				
				I	II	III	IV	V
245	アジサイ科	コガクウツギ	<i>Hortensia luteovenosa</i> var. <i>luteovenosa</i>	-	-	-	EN	-
246	ツリフネソウ科	エンシュウツリフネソウ	<i>Impatiens hypophylla</i> var. <i>microhypophylla</i>	-	-	CR	CR	希少
247	サクラソウ科	クリンソウ	<i>Primula japonica</i>	-	-	-	NT	-
248		サクラソウ	<i>Primula sieboldii</i>	-	-	NT	-	-
249	イワウメ科	イワカガミ	<i>Schizocodon soldanelloides</i> var. <i>soldanelloides</i>	-	-	-	EN	-
250	ツツジ科	サラサドウダン	<i>Enkianthus campanulatus</i> var. <i>campanulatus</i>	-	-	-	NT	-
251		シャクジョウソウ	<i>Hypopitys monotropa</i>	-	-	-	NT	-
252		ホンシャクナゲ	<i>Rhododendron japonoheptamerum</i> var. <i>hondoense</i>	-	-	-	VU	-
253	アカネ科	キクムグラ	<i>Galium kikumugura</i>	-	-	-	NT	-
254		ハクチョウゲ	<i>Serissa japonica</i>	-	-	VU	-	-
255	リンドウ科	コケリンドウ	<i>Gentiana squarrosa</i>	-	-	-	VU	-
256		ホソバナツルリンドウ	<i>Pterygocalyx volubilis</i>	-	-	VU	-	-
257		ムラサキセンブリ	<i>Swertia pseudochinensis</i>	-	-	NT	VU	-
258		イヌセンブリ	<i>Swertia tosaensis</i>	-	-	NT	NT	-
259	マチン科	ヒメナエ	<i>Mitrasacme indica</i>	-	-	VU	CR	-
260	キョウチクトウ科	フナバラソウ	<i>Vincetoxicum atratum</i>	-	-	NT	EN	-
261		クサナギオゴケ	<i>Vincetoxicum katoi</i>	-	-	VU	NT	-
262		タチガシワ	<i>Vincetoxicum magnificum</i>	-	-	-	CR	-
263		スズサイコ	<i>Vincetoxicum pycnostelma</i>	-	-	NT	-	-
264	ヒルガオ科	マメダオシ	<i>Cuscuta australis</i>	-	-	EN	EX	-
265	ナス科	ヤマホオズキ	<i>Archiphysalis chamaesarachoides</i>	-	-	VU	VU	-
266		アオホオズキ	<i>Physalistrum japonicum</i>	-	-	VU	VU	-
267	ムラサキ科	ホタルカズラ	<i>Aegonychon zollingeri</i>	-	-	-	EN	-
268	モクセイ科	トネリコ	<i>Fraxinus japonica</i>	-	-	-	EN	-
269		ハシドイ	<i>Syringa reticulata</i> var. <i>reticulata</i>	-	-	-	NT	-
270	オオバコ科	マルバナサワトウガラシ	<i>Deinostema adenocaulum</i>	-	-	NT	NT	-
271		オオアブノメ	<i>Gratiola japonica</i>	-	-	VU	VU	-
272		トウオオバコ	<i>Plantago japonica</i>	-	-	-	EN	-
273		ヒシモドキ	<i>Trapella sinensis</i>	-	-	-	EN	EX
274		イヌノフグリ	<i>Veronica polita</i>	-	-	NT	-	-
275		カワヂシャ	<i>Veronica undulata</i>	-	-	NT	-	-
276	ゴマノハグサ科	ヒナノウスツボ	<i>Scrophularia duplicatoserrata</i>	-	-	-	NT	-
277	アゼナ科	ツルウリクサ	<i>Torenia concolor</i>	-	-	CR	-	-
278	シソ科	タチキランソウ	<i>Ajuga makinoi</i>	-	-	NT	-	-
279		ジュウニヒトエ	<i>Ajuga nipponensis</i>	-	-	-	VU	-
280		ケブカツルカコソウ	<i>Ajuga shikotanensis</i> f. <i>hirsuta</i>	-	-	-	EN	-
281		ジャコウソウ	<i>Chelonopsis moschata</i>	-	-	-	VU	-
282		マネキグサ	<i>Loxocalyx ambiguus</i>	-	-	NT	-	-
283		シロネ	<i>Lycopus lucidus</i>	-	-	-	NT	-
284		ヤマジソ	<i>Mosla japonica</i>	-	-	NT	VU	-
285		ミズネコノオ	<i>Pogostemon stellatus</i>	-	-	NT	VU	-
286		ミズトラノオ	<i>Pogostemon yatabeanus</i>	-	-	VU	VU	-
287		シマジタムラソウ	<i>Salvia isensis</i>	-	-	VU	NT	-
288		シナノアキギリ	<i>Salvia koyamae</i>	-	-	VU	-	-
289		ミゾコウジュ	<i>Salvia plebeia</i>	-	-	NT	-	-
290		ヒメナミキ	<i>Scutellaria dependens</i>	-	-	-	NT	-
291		イブキジャコウソウ	<i>Thymus quinquecostatus</i> var. <i>ibukiensis</i>	-	-	-	CR	-
292	ハエドクソウ科	スズメノハコベ	<i>Microcarpaea minima</i>	-	-	NT	NT	-
293	ハマウツボ科	ゴマクサ	<i>Centranthera cochinchinensis</i> var. <i>lutea</i>	-	-	NT	VU	-
294		クチナシグサ	<i>Monochasma sheareri</i>	-	-	-	NT	-
295		ミカワシオガマ	<i>Pedicularis resupinata</i> ssp. <i>oppositifolia</i> var. <i>microphylla</i>	-	-	VU	EN	-
296		キヨスミウツボ	<i>Phacellanthus tubiflorus</i>	-	-	-	VU	-
297		ヒキヨモギ	<i>Siphonostegia chinensis</i>	-	-	-	NT	-
298		オオヒキヨモギ	<i>Siphonostegia laeta</i>	-	-	NT	-	-
299	タヌキモ科	ノタヌキモ	<i>Utricularia aurea</i>	-	-	-	VU	VU
300		イスタヌキモ	<i>Utricularia australis</i>	-	-	NT	-	-
301		フサタヌキモ	<i>Utricularia dimorphantha</i>	-	-	VU	EX	-
302		ミカワタヌキモ	<i>Utricularia exoleta</i>	-	-	EN	CR	-
303		コタヌキモ	<i>Utricularia intermedia</i>	-	-	-	CR	-

注1) 表中のI～Vは表 3.1.49の番号と対応する。

注2) 種名及び配列については原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(令和7年11月 国土交通省)に準拠した。

表 3.1.51(6) 重要種一覧（植物）

No.	科名	種名	学名	選定基準				
				I	II	III	IV	V
304	タヌキモ科	ヒメミミカキグサ	<i>Utricularia minutissima</i>	-	-	CR	EN	-
305		ムラサキミミカキグサ	<i>Utricularia uliginosa</i>	-	-	NT	NT	-
306		タヌキモ	<i>Utricularia x japonica</i>	-	-	NT	-	-
307	モチノキ科	ミヤマウメモドキ	<i>Ilex nipponica</i>	-	-	-	VU	-
308	キキョウ科	ソバナ	<i>Adenophora remotiflora</i>	-	-	-	NT	-
309		バアソブ	<i>Codonopsis ussuriensis</i>	-	-	VU	EX	-
310		キキョウ	<i>Platycodon grandiflorus</i>	-	-	NT	VU	-
311	ミツガシワ科	ミツガシワ	<i>Menyanthes trifoliata</i>	-	-	-	EX	-
312		ガガブタ	<i>Nymphoides indica</i>	-	-	NT	NT	-
313		アサザ	<i>Nymphoides peltata</i>	-	-	NT	EN	-
314	キク科	イワヨモギ	<i>Artemisia gmelinii</i>	-	-	VU	-	-
315		ヒメヨモギ	<i>Artemisia lancea</i>	-	-	-	CR	-
316		ヒメシオン	<i>Aster fastigiatus</i>	-	-	-	EN	-
317		ヤマジノギク	<i>Aster hispidus</i> var. <i>hispidus</i>	-	-	-	CR	-
318		オオガンクビソウ	<i>Carpesium macrocephalum</i>	-	-	-	EN	-
319		ムラサキトキンソウ	<i>Centipeda</i> sp.	-	-	-	NT	-
320		モリアザミ	<i>Cirsium dipsacolepis</i>	-	-	-	EX	-
321		ヒダアザミ	<i>Cirsium tashiroi</i> var. <i>hidaense</i>	-	-	VU	-	-
322		ワタムキアザミ	<i>Cirsium tashiroi</i> var. <i>tashiroi</i>	-	-	EN	-	-
323		サワアザミ	<i>Cirsium yezoense</i>	-	-	-	CR	-
324		ミズギク	<i>Inula ciliaris</i> var. <i>ciliaris</i>	-	-	-	NT	-
325		カセンソウ	<i>Inula salicina</i> var. <i>asiatica</i>	-	-	-	EN	-
326		ミコシギク	<i>Leucanthemella linearis</i>	-	-	EN	CR	-
327		ヤマタバコ	<i>Ligularia angusta</i>	-	-	EN	EX	-
328		オオモミジガサ	<i>Miricacalia makinoana</i>	-	-	-	VU	-
329		ヤマタイミンガサ	<i>Parasenecio yatabei</i>	-	-	-	VU	-
330		ホクチアザミ	<i>Saussurea gracilis</i>	-	-	-	EN	-
331		ミヤコアザミ	<i>Saussurea maximowiczii</i>	-	-	-	EN	-
332		ミカフトウヒレン	<i>Saussurea nipponica</i> Miq. var.	-	-	-	CR	-
333		ウラギク	<i>Tripolium pannonicum</i>	-	-	NT	VU	-
334	オナモミ	<i>Xanthium strumarium</i> ssp. <i>sibiricum</i>	-	-	VU	CR	-	
335	スイカズラ科	マツムシソウ	<i>Scabiosa japonica</i>	-	-	-	NT	-
	102 科		335 種	0 種	1 種	156 種	293 種	2 種

注1) 表中の I～V は表 3.1.49 の番号と対応する。

注2) 種名及び配列については原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（令和7年11月 国土交通省）に準拠した。

また、重要な植物として、対象事業実施区域及びその周囲の天然記念物及び巨樹・巨木林の分布状況は表 3.1.52 及び表 3.1.53 に、その位置は図 3.1.21 に示すとおりである。

重要な植物としては、東郷町の天然記念物であり、巨樹でもあるアベマキがあげられる。対象事業実施区域内には天然記念物に指定されている植物や巨樹・巨木林は分布していない。

表 3.1.52 重要な植物の分布状況（天然記念物）

番号	名称	所在地	備考
1	アベマキ	東郷町春木字北所屋敷 1042	天然記念物（町）

注）表中の番号は、図 3.1.21 の番号に対応する。

出典：「町内の文化財」（東郷町ホームページ）

表 3.1.53 重要な植物の分布状況（巨樹・巨木林）

番号	樹種	樹高(m)	幹周(m)		樹齢(推定)	所在地
			単木の場合の幹周	株立樹木の総幹周		
1	アベマキ	東側樹:16 西側樹:8.7	東側樹:3.3 西側樹:2.9	-	-	東郷町春木字北所屋敷 1042

注）表中の番号は、図 3.1.21 の番号に対応する。

出典：「巨樹・巨木林調査（第6回）愛知県」（生物多様性センターホームページ）

「町内の文化財」（東郷町ホームページ）

(3) 重要な植物群落

対象事業実施区域及びその周囲には、重要な植物群落は分布していない。

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況
3.1 自然的状況



図 3.1.21 重要な植物の分布状況（天然記念物、巨樹・巨木林）

3.1.8.3 生態系

植生自然度区分基準は表 3.1.54 に、植生自然度図は図 3.1.22 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲は、植生自然度 1～2 の市街地や耕作地、植生自然度 7 の二次林が多く、対象事業実施区域の西側には開放水域も分布している。

対象事業実施区域及びその周囲の環境は、耕作地・水田、ため池、樹林地、市街地・工場地帯に大別でき、下記に示すような生態系が成立していると考えられる。

(1) 耕作地・水田

対象事業実施区域周辺の耕作地や水田は、ネズミ類やノウサギ、タヌキ、キツネ等の乾性～湿潤な草地に生息する小型～中型哺乳類の生息環境となっていると考えられる。

また、耕作地のうち水田については秋季から冬季は草地や土壌を利用する小型哺乳類や鳥類の採餌環境となっていると考えられるが、水田に水が入るとともに湿潤な環境に変わり、水生昆虫類や両生類の生息環境となり、季節の環境変化に応じた生態系が形成されている。

これらのことから、生態系上位種は中型哺乳類が該当し、耕作地や住宅地に順応可能で草地を営巣環境とするセッカ等の鳥類やシマヘビ等の爬虫類、ニホンアマガエル等の両生類といった典型性に該当する種が生息している可能性がある。

(2) ため池

対象事業実施区域西側のため池は、木曾川より水を取り入れている広大な開放水面を有する調整池である。

これらのことから、生態系上位種はカモ科やサギ科等の鳥類が該当し、ニホンイシガメ等の爬虫類、フナ類等の魚類、トンボ目等の昆虫類の典型性に該当する種が生息している可能性がある。

(3) 樹林地

対象事業実施区域周辺には、ケネザサーコナラ群集、アカメガシワーカラスザンショウ群落、モチツツジーアカマツ群集が分布している。

このような植生には、小型～中型哺乳類や鳥類、爬虫類、多くの昆虫類の生息環境となっていると考えられる。また、林内の湿潤な環境は両生類の生息環境となっていると考えられる。

これらのことから、生態系上位種はタヌキ、キツネ等の中型哺乳類やタカ目等の鳥類が該当し、ジムグリ等の爬虫類やニホンアカガエル等の両生類、トンボ目やバツタ目、カメムシ目等の昆虫類の典型性に該当する種が生息している可能性がある。

(4) 市街地・工場地帯

対象事業実施区域周辺の工場地帯や市街地には、基本的には小型哺乳類や鳥類等の限られた種が生息する貧弱な生態系である。

これらのことから、生態系上位種はハシブトガラス等の鳥類が該当し、アブラコウモリ等の典型性に該当する種が生息している可能性がある。

表 3.1.54 植生自然度区分基準

植生自然度	区分	区分基準
10	自然草原	高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区
9	自然林	エゾマツトドマツ群集、ブナ群落等、自然植生のうち低木林、高木林の植物社会を形成する地区
8	二次林 (自然林に近いもの)	ブナーミズナラ群落、シイ・カシ二次林等、代償植生であっても特に自然植生に近い地区
7	二次林	クリーミズナラ群集、コナラ群落等、繰り返し伐採されている一般に二次林と呼ばれている代償植生地区
6	植林地	常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の植林地、アカメガシワ等の低木林
5	二次草原 (背の高い草原)	ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原、伝統的な管理を受けて持続している構成種が多い草原
4	二次草原 (背の低い草原)	シバ群落等の背丈の低い草原、伐採直後の草原、路傍・空地雑草群落、放棄畑雑草群落
3	外来種植林 農耕地(樹園地)	竹林、外来種の植林・二次林・低木林、果樹園、茶畑、残存・植栽樹群をもった公園、墓地等
2	外来種草原 農耕地(水田・畑)	外来種の草原、畑、水田等の耕作地、緑の多い住宅地
1	市街地等	市街地、造成地等の植生のほとんど存在しない地区

出典：「植生自然度区分基準」(生物多様性センターホームページ)

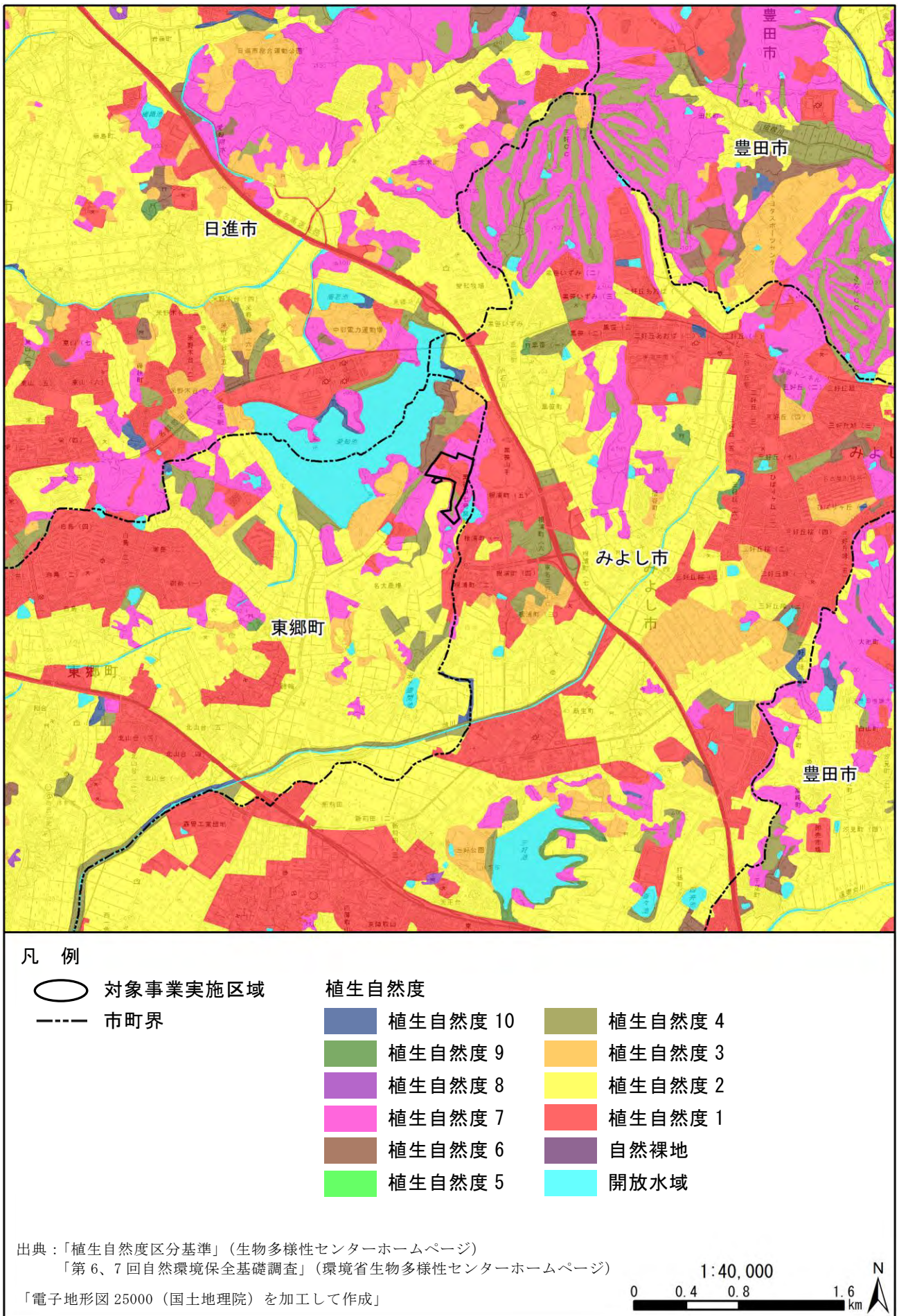


図 3.1.22 植生自然度図

3.1.9 景観、人と自然との触れ合いの活動の状況及び地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況

3.1.9.1 景観

(1) 景観資源

対象事業実施区域及びその周囲の景観資源の状況は表 3.1.55 に、その位置は図 3.1.23 に示すとおりである。

愛知県では、「美しい愛知づくり条例」（平成 18 年愛知県条例第 6 号）に基づき、地域の良好な景観を「美しい愛知づくり景観資源 600 選」に指定しており、対象事業実施区域及びその周囲では、対象事業実施区域西側の愛知池の風景や、南西側の愛知池から見た田園風景が指定されている。

表 3.1.55 景観資源の状況

番号	名 称	所在地	備考
1	愛知池の風景	東郷町諸輪ほか	愛知池の堤体から見た愛知池の様子
2	愛知池から見た田園風景	東郷町諸輪	愛知池の堤体から見た諸輪地区の田園風景
3	境川の源流：長田池	みよし市黒笹町	—
4	三好池	みよし市三好町	—
5	三好稲荷と満福寺境内	みよし市三好町	—
6	開発の波に打ち克った 筋生辰己山の「アベマキ」	みよし市筋生町	—

注) 表中の番号は、図 3.1.23 の番号と対応する。

出典：「美しい愛知づくり景観資源 600 選」（愛知県ホームページ）

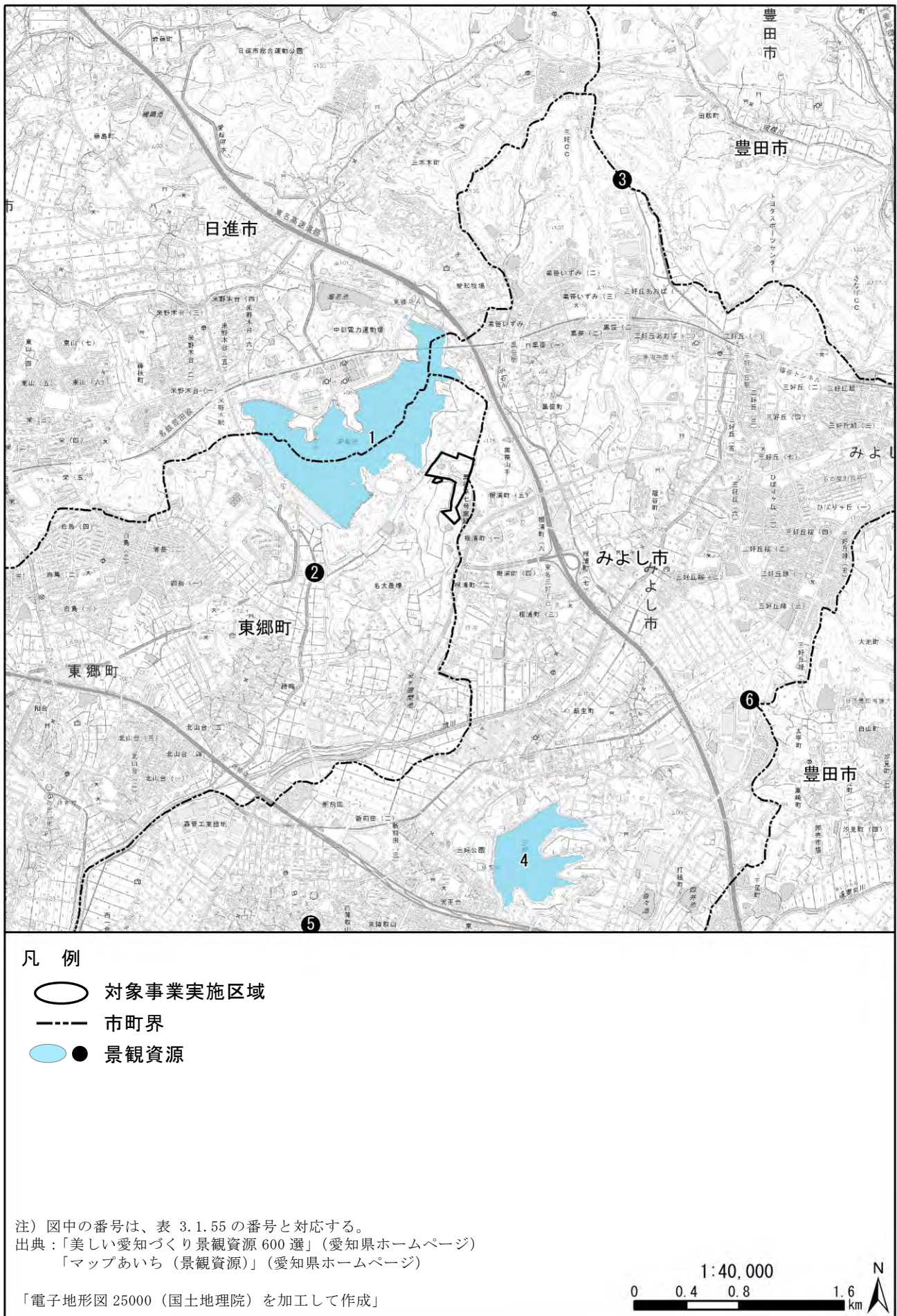


図 3.1.23 景観資源の分布状況

(2) 主要な眺望点等

対象事業実施区域及びその周囲の主要な眺望点の概要は表 3.1.56 に、その位置は図 3.1.24 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲の主要な眺望点としては、西側の愛知池堤体や、東側のほのぼのテラスがあげられる。

表 3.1.56 主要な眺望点の概要

番号	主要な眺望点	概要
1	愛知池	東郷町、日進市、みよし市にまたがり、周辺は緑豊かである。池には周回の遊歩道も整備されているため、多く利用されており、地域の憩いの場となっている。愛知池周辺は昔ながらの風景が残り、自然豊かで、四季折々の表情を楽しむことができる。
2	愛知牧場	愛知池近くに広がる大牧草地。どうぶつ広場や乗馬など動物との触れ合い、バーベキュー等を楽しむことができる。菜の花、ひなげし、ひまわり、コスモスなど季節ごとに違った風景を楽しむことができる。
3	浮き雲の棧橋	名鉄豊田線の三好ヶ丘駅東側にある三好丘緑地の展望台。みよしの街並みの他、恵那山を始め美しい山々を望むことができる。
4	ほのぼのテラス*	黒笹山手緑地4号内の小高いテラス。黒笹山手の住宅街など、周辺の街並みを望むことができる。
5	三好池	外周がトリムコースで、春には3000本程の桜が、初夏には紫陽花が美しく咲き誇る。夏には、三好池まつりで屋形船と華やかな花火が湖面を彩り多くの市民に親しまれている。

注1) 表中の番号は、図 3.1.24 の番号と対応する。

注2) ※：眺望点の概要は現地踏査により確認。

出典：「美しい愛知づくり景観資源600選」（愛知県ホームページ）

「愛知県の公式観光ガイド Aichi Now」（愛知県ホームページ）

「日進市観光マップ」（日進市ホームページ）

3.1.9.2 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

対象事業実施区域及びその周囲の人と自然との触れ合いの活動の場の概要は表 3.1.57 に、その位置は図 3.1.25 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲の人と自然との触れ合いの活動の場としては、対象事業実施区域西側の愛知池や、北側のあいち牧場などがあげられる。

表 3.1.57(1) 人と自然との触れ合いの活動の場の概要

番号	名称	概要
1	愛知池	1周約7.4kmの周回路が整備されている。愛知池百年森公園や、愛知池運動公園（野球場、運動場、テニスコート、ふれあい広場キャンプ場）等も隣接している。
2	上城さくら公園	上城保育園の跡地に造られた公園。春には桜が満開になることから写真映えする公園となっている。また、町内初となる噴水施設が設備しており、夏場は子供たちが水遊びできる。
3	春木川・境川 ウォーキングロード	春木川合流地点から豊明市の境までつづくウォーキングロード。コース上に壁画、東郷町交通児童遊園、マレットゴルフ場、郡界橋、対岸にはみよし市のマレットゴルフ場がある。
4	愛知牧場	愛知池近くに広がる大牧草地。どうぶつ広場や乗馬など動物との触れ合い、バーベキュー等を楽しむことができる。 菜の花、ひなげし、ひまわり、コスモスなど季節ごとに違った風景を楽しむことができる。
5	米野木中央公園	軽運動のほか、遊具施設として複合遊具、ジャングルジム、砂場などを楽しむことができる。
6	相野山小学校区 ウォーキングコース	短距離コースは、日進市総合運動公園入口で折り返し。総合運動公園付近には市の花あじさいが咲いている歩道がある。公園内には桜などの樹木があり、四季を通じて自然を身近に感じて歩くことができる。 長距離コースは、右手に岩崎川・北新田川を眺めながら田園風景の中を歩いていく。途中、長久手のグリーンロードを歩き、古戦場公園前（長久手市）を中間点として帰る。この公園も桜など樹木があり、四季を通じて楽しむことができ、ちょっとした休憩施設もある。
7	北小学校区 ウォーキングコース	北部福祉会館を起点とし標高134mの御嶽神社奥之院へ至る高低差のあるコース。御嶽神社奥之院から北を眺めると眼下に海上の森、愛・地球博記念公園（モリコロパーク）の観覧車、遠くには木曾御嶽山、南アルプスを望む雄大な景色を楽しむことができる。奥之院を下って北小学校から岩崎の御嶽山を望む風景は日進市の原風景とも言えるのどかな田園風景が広がり御嶽山の全貌がきれいに見える。そこから春には桜が咲く岩崎川沿いを歩いて北部福祉会館へ帰るコース。
8	南小学校区 ウォーキングコース	市民会館から出発し、折戸川、天白川を歩き市民会館へ帰るコース。折戸川沿いは、春は桜、夏は蛍、秋は稲穂など四季折々の変化が楽しめる。天白川はバードウォッチングを楽しむこともできる緑豊かなコース。折戸川では6月ごろには蛍を見ることができる。
9	梨の木小学校区 ウォーキングコース	日進駅から出発。途中、右手には特徴のある建物として「梨の木小学校」がある。右手に愛知池を、左手に研究施設に咲くつつじの並木を歩いていく。帰りは愛知池沿いの遊歩道を、自然を身近に感じながら歩くことができる。つつじは5月初旬が見頃。

注) 表中の番号は、図 3.1.25 の番号と対応する。

出典：「美しい愛知づくり景観資源 600 選」（愛知県ホームページ）

「上城さくら公園」（東郷町ホームページ）

「春木川・境川ウォーキングロード」（東郷町ホームページ）

「日進市観光マップ」（日進市ホームページ）

「米野木中央公園」（日進市ホームページ）

「ヘルピーウォーキングマップ」（日進市ホームページ）

「みよし市景観百選」（みよし市ホームページ）

「みよし市健康ウォーキングマップ」（みよし市ホームページ）

「ウォーキングコース お手軽コース（5キロメートル未満）」（豊田市ホームページ）

表 3.1.57(2) 人と自然との触れ合いの活動の場の概要

番号	名称	概要
10	東小学校区 ウォーキングコース	長距離コースは三本木川沿いを歩き、後半は愛知牧場の中を歩くコース。愛知牧場の四季折々の花などが楽しめる。 中距離コースは東部福祉会館を出発し、機織池の周りを歩くコース。蛍を放流できるほどの清流である三本木川沿いは、桜並木もありのどかな風景を眺めながらウォーキングができる。 愛知牧場はお花畑がきれい。5月初旬になるとつつじが見頃になる。
11	三好公園	外周がトリムコースで、春には3000本程の桜が、初夏には紫陽花が美しく咲き誇る。夏には、三好池まつりで屋形船と華やかな花火が湖面を彩り多くの市民に親しまれている。
12	境川緑地	東郷町とみよし市の境を流れる境川の堤外地が緑地として整備され、ウォーキングをする人やマレットゴルフ、サイクリング、こども連れで賑わう憩いの場。
13	三好池・梅の里コース	三好池・苜生周辺のウォーキングコース。芝生広場から梅の里、三好池周回路を巡る。芝生広場からの景色、三好池周辺の四季の景観、春には梅や桜を楽しむことができる。
14	お寺巡りコース	三好上・三好下・西一色地区のウォーキングコース。数々のお寺や神社などを訪ねて歴史にふれることができる。
15	浮き雲棧橋コース	三好丘地区のウォーキングコース。三好丘緑地には自然が残されており、浮き雲の棧橋という展望台からの景色も楽しむことができる。
16	史跡巡りコース	福谷地区のウォーキングコース。城跡や窯跡などの歴史を訪ねて歩くことができる。
17	三好公園トリムコース	三好池の周りを歩くウォーキングコース。
18	境川緑地コース	境川緑地公園から緑地一帯を巡るウォーキングコース。
19	みどりのこみちコース	境川周辺のウォーキングコース。みどりのこみちは自然豊かで、四季に応じて楽しむことができる。
20	前田緑道コース	三好公園総合体育館からみよし八幡社までを歩くウォーキングコース。
21	歴史と桜道をめぐるコース	3つの城跡の横を通り、田靱川沿いの田園風景を眺めながら昔話「鶏石」の伝説の場所へ向かう。 距離：4.6キロメートル 起終点：保見交流館
22	社寺と昔話の里めぐりコース	杉並木が見事な永澤寺を出発し、蛍が出る沢沿いを歩く。 距離：3.9キロメートル 起終点：永澤寺（篠原町）
23	愛知池一周ウォーキングコース	約10kmある愛知池の周囲は、環境に恵まれた緑豊かな散策路とボート競技場として町民に親しまれ、人々の憩いの場所となっている。

注) 表中の番号は、図 3.1.25 の番号と対応する。

出典：「美しい愛知づくり景観資源 600 選」(愛知県ホームページ)

「上城さくら公園」(東郷町ホームページ)

「春木川・境川ウォーキングロード」(東郷町ホームページ)

「日進市観光マップ」(日進市ホームページ)

「米野木中央公園」(日進市ホームページ)

「ヘルピーウォーキングマップ」(日進市ホームページ)

「みよし市景観百選」(みよし市ホームページ)

「みよし市健康ウォーキングマップ」(みよし市ホームページ)

「ウォーキングコース お手軽コース (5キロメートル未満)」(豊田市ホームページ)

「愛知池一周ウォーキングマップ」(独立行政法人水資源機構愛知用水総合管理所ホームページ)

3.1 自然的状況

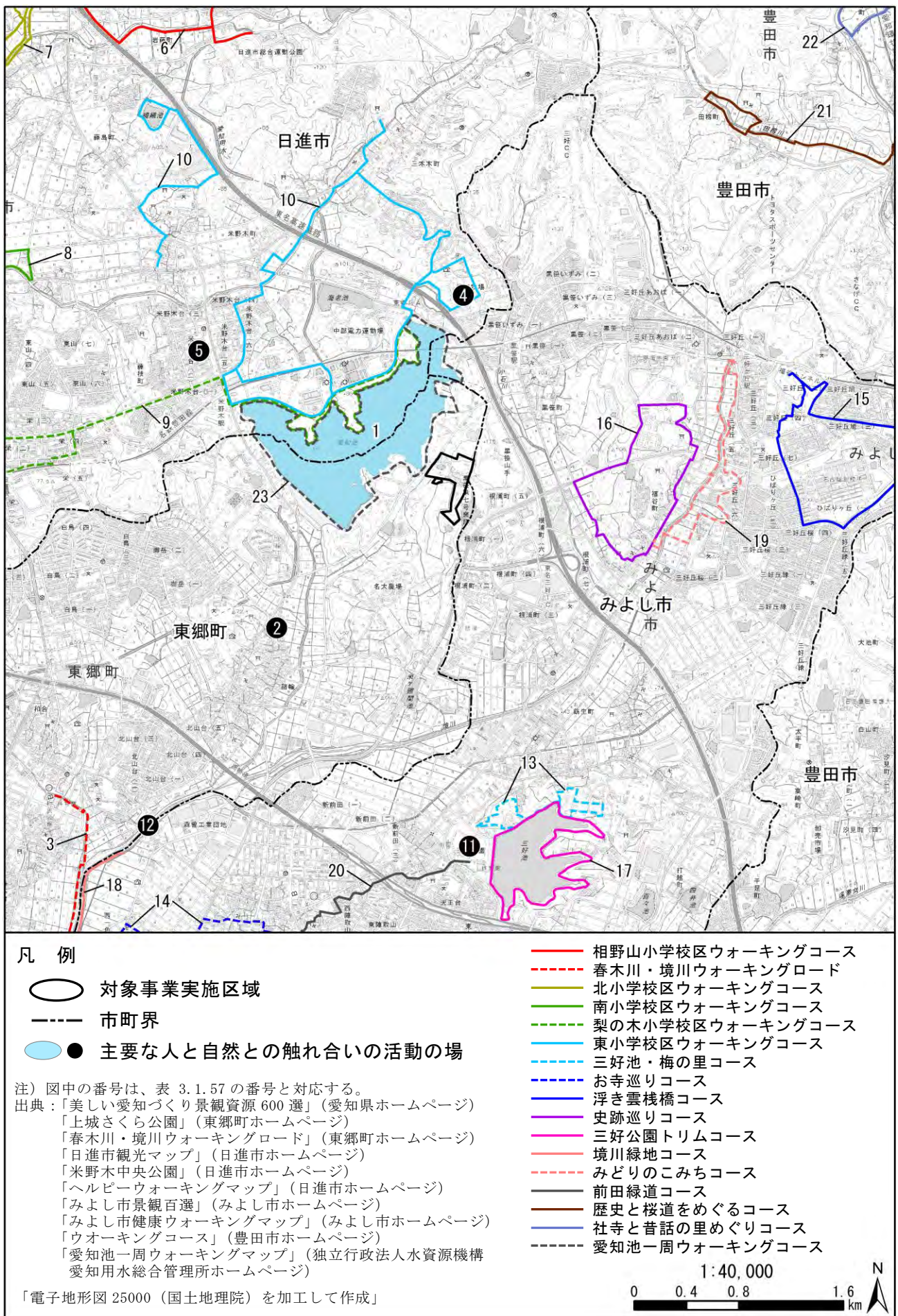


図 3.1.25 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布状況

3.1.9.3 地域の歴史的文化的特性を生かした環境

(1) 指定文化財等

対象事業実施区域及びその周囲における指定文化財等の状況は表 3.1.58 に、その位置は図 3.1.26 に示すとおりである。

対象事業実施区域内には、県指定の史跡である黒笹7号窯が存在している。

また、対象事業実施区域近傍には、みよし市指定の史跡である黒笹90号古窯跡がある。

なお、文化財の状況の把握は、主に野外に存在している有形文化財（建造物）、記念物（史跡、名勝、天然記念物）、登録有形文化財を対象とした。

表 3.1.58 指定文化財等の状況

市町	種別	指定	No.	名称	所在地
東郷町	天然記念物	町	1	アベマキ	東郷町春木字北所屋敷 1042
	史跡	県	2	黒笹7号窯	東郷町諸輪字百々51-271
みよし市	建造物	市	3	石川家住宅	みよし市三好町上 82
	史跡		4	黒笹90号古窯跡	みよし市黒笹町清水 370
			5	黒笹27号古窯跡	みよし市福谷町大坂 49-434

注) 表中の番号は、図 3.1.26 の番号と対応する。

出典：「町内の文化財」（東郷町ホームページ）

「みよし市指定文化財」（みよし市ホームページ）

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況
 3.1 自然的状況

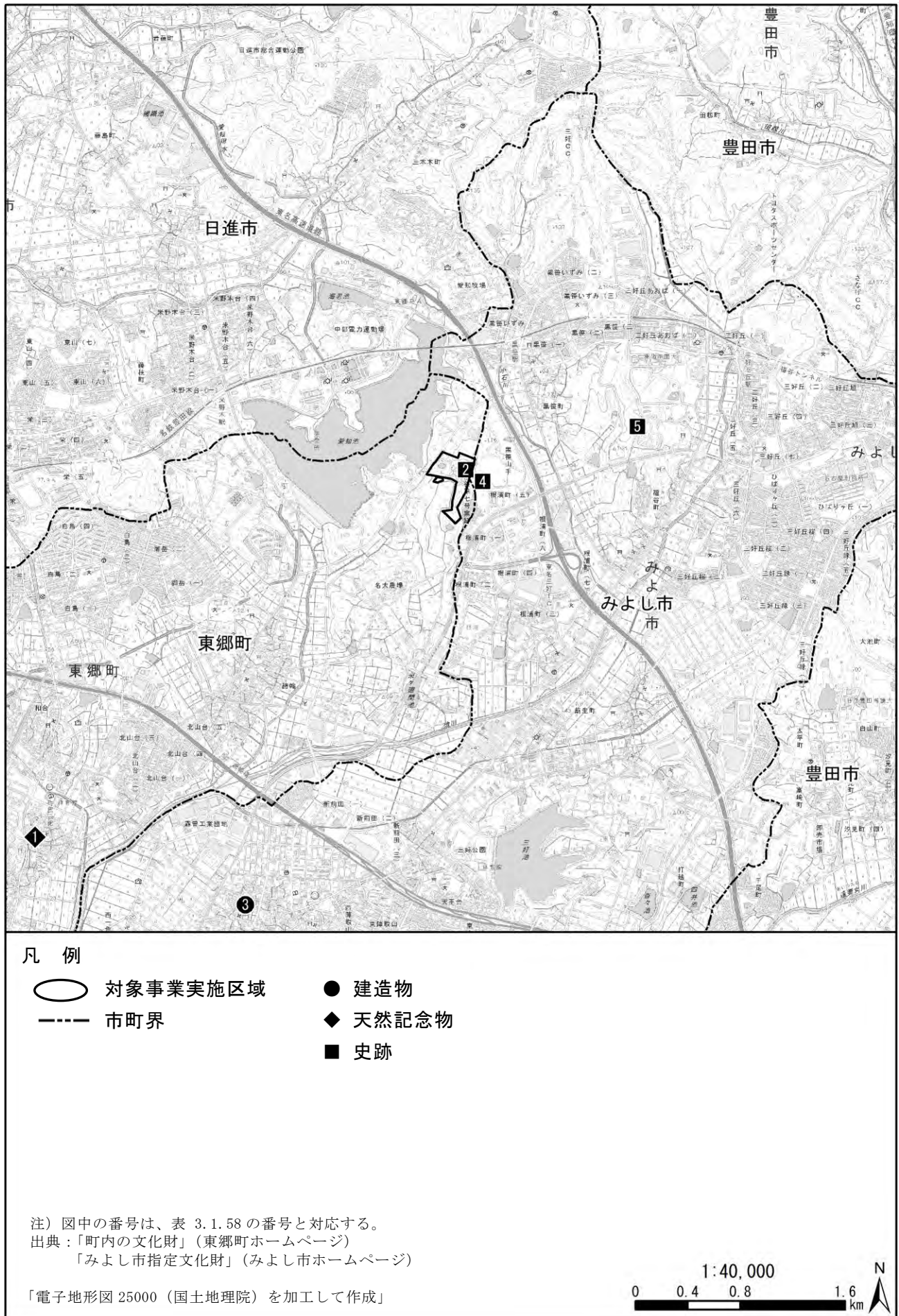


図 3.1.26 指定文化財等の分布状況

(2) 埋蔵文化財包蔵地

対象事業実施区域及びその近傍における周知の埋蔵文化財包蔵地の状況は表 3.1.59 に、その位置は図 3.1.27 に示すとおりである。

対象事業実施区域内には、K-G-30 号窯及び黒笹 7 号窯があり、周辺にも窯業遺跡が多く確認されている。

表 3.1.59(1) 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況

No.	名称	種別	時代	所在地
1	K-112 号窯	窯業遺跡	奈良・平安	東郷町諸輪字吉田 16
2	K-G-19 号窯	—	—	東郷町諸輪字吉田 16
3	K-111 号窯	窯業遺跡	奈良・平安	東郷町諸輪字吉田 63
4	K-G-22 号窯	—	—	東郷町諸輪字篠木
5	K-G-76 号窯	—	—	東郷町諸輪字篠木 78
6	K-6 号窯	—	—	東郷町諸輪字篠木 78、88
7	O-35 号窯	窯業遺跡	奈良・平安	東郷町諸輪字東百々
8	K-G-31 号窯	—	—	東郷町諸輪字畑尻
9	K-G-32 号窯	—	—	東郷町諸輪字畑尻
10	K-G-33 号窯	—	—	東郷町諸輪字畑尻
11	K-92 号窯	窯業遺跡	奈良・平安	東郷町諸輪字畑尻
12	K-10 号窯	窯業遺跡	奈良・平安	東郷町諸輪字畑尻 43
13	O-G-11 号窯	—	—	東郷町諸輪字八王子前
14	O-47 号窯	窯業遺跡	奈良・平安	東郷町諸輪字八王子前
15	K-G-35 号窯	—	—	東郷町諸輪字百々
16	K-G-34 号窯	—	—	東郷町諸輪字百々
17	K-93 号窯	—	奈良・平安	東郷町諸輪字百々
18	百々古窯	窯業遺跡	奈良・平安	東郷町諸輪字百々
19	黒笹 121 号窯跡	窯業遺跡	奈良	東郷町諸輪字百々
20	K-95 号窯	窯業遺跡	奈良・平安	東郷町諸輪字百々
21	K-G-36 号窯	—	—	東郷町諸輪字百々
22	K-G-37 号窯	—	—	東郷町諸輪字百々
23	K-G-38 号窯	—	—	東郷町諸輪字百々
24	K-G-29 号窯	—	—	東郷町諸輪字百々
25	K-G-27 号窯	—	—	東郷町諸輪字百々
26	K-G-30 号窯	—	—	東郷町諸輪字百々
27	K-94 号窯	窯業遺跡	奈良・平安	東郷町諸輪字百々 51
28	K-85 号窯	窯業遺跡	奈良・平安	東郷町諸輪字百々 51
29	K-87 号窯	窯業遺跡	奈良・平安	東郷町諸輪字百々 51
30	K-86 号窯	窯業遺跡	奈良・平安	東郷町諸輪字百々 51
31	K-88 号窯	窯業遺跡	奈良・平安	東郷町諸輪字百々 51
32	K-84 号窯	窯業遺跡	奈良・平安	東郷町諸輪字百々 51

注) 表中の番号は、図 3.1.27 の番号と対応する。

出典：「マップあいち（愛知県文化財マップ 埋蔵文化財 記念物）（2025 年 7 月 25 日更新）」（愛知県ホームページ）

表 3.1.59(2) 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況

No.	名称	種別	時代	所在地
33	K-14 号窯	窯業遺跡	奈良・平安	東郷町諸輪字百々51
34	K-15 号窯	窯業遺跡	奈良・平安	東郷町諸輪字百々51
35	黒笹 7 号窯	窯業遺跡	平安	東郷町諸輪字百々51-271
36	K-G-5 号窯	窯業遺跡	不明	東郷町諸輪字百々51-278
37	K-G-6 号窯	—	—	東郷町諸輪字百々51-278
38	K-G-28 号窯	—	—	東郷町諸輪字米ヶ廻間
39	K-9 号窯	窯業遺跡	奈良・平安	東郷町諸輪字米ヶ廻間 35
40	K-G-39 号窯	—	—	東郷町諸輪字米ヶ廻間 65-1
41	K-G-40 号窯	—	—	東郷町諸輪字米ヶ廻間 65-1
42	O-G-23 号窯	—	—	東郷町諸輪字葎ヶ廻間
43	O-G-24 号窯	—	—	東郷町諸輪字葎ヶ廻間
44	O-43 号窯	窯業遺跡	奈良・平安	東郷町諸輪字葎ヶ廻間 23
45	O-G-38 号窯	窯業遺跡	中世	日進市米野木町南山
46	O-G-7 号窯	窯業遺跡	中世	日進市米野木町南山
47	O-G-8 号窯	窯業遺跡	中世	日進市米野木町南山
48	O-51 号窯	窯業遺跡	平安	日進市米野木町南山
49	O-37 号窯	窯業遺跡	平安	日進市米野木町南山
50	O-G-5 号窯	窯業遺跡	中世	日進市米野木町南山
51	O-52 号窯	窯業遺跡	奈良・平安	日進市米野木町南山
52	O-39 号窯	窯業遺跡	奈良・平安	日進市米野木町南山
53	O-38 号窯	窯業遺跡	平安	日進市米野木町南山
54	O-53 号窯跡	窯業遺跡	平安	日進市米野木町南山 764 番
55	寺山遺跡	窯業遺跡	奈良・平安・中世・近世	みよし市黒笹町寺山・桐山
56	寺山古窯	窯業遺跡	奈良・平安	みよし市大字黒笹字寺山
57	K-90 号窯	窯業遺跡	平安	みよし市大字黒笹字清水 370
58	K-22 号窯	窯業遺跡	平安	みよし市大字黒笹字西新田
59	K-26 号窯	窯業遺跡	奈良・平安	みよし市大字黒笹字唐沢 1157
60	K-115 号窯	窯業遺跡	奈良	みよし市大字黒笹字野田兼
61	K-25 号窯	窯業遺跡	平安	みよし市大字黒笹字野田兼
62	K-1 号窯	窯業遺跡	奈良	みよし市大字黒笹字野田兼 297-1
63	K-8 号窯	窯業遺跡	奈良	みよし市大字黒笹字野田兼 297-1
64	K-66 号窯	窯業遺跡	平安	みよし市大字福谷字下地念古 64-67
65	K-G-94	窯業遺跡	中世	みよし市大字福谷字根浦
66	K-108 号窯	窯業遺跡	奈良・平安	みよし市大字福谷字根浦 128-51
67	K-3 号窯	窯業遺跡	奈良	みよし市大字福谷字根浦 2-1

注) 表中の番号は、図 3.1.27 の番号と対応する。

出典:「マップあいち(愛知県文化財マップ 埋蔵文化財 記念物)(2025年7月25日更新)」(愛知県ホームページ)

表 3.1.59(3) 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況

No.	名称	種別	時代	所在地
68	K-89 号窯	窯業遺跡	平安	みよし市大字福谷字根浦 27
69	K-12 号窯	窯業遺跡	平安	みよし市大字福谷字根浦 27
70	K-G-24 号窯	窯業遺跡	中世	みよし市大字福谷字根浦 27-388
71	K-G-23 号窯	窯業遺跡	中世	みよし市大字福谷字根浦 27-388
72	K-G-21 号窯	窯業遺跡	中世	みよし市大字福谷字根浦 27-84
73	K-G-25 号窯	窯業遺跡	中世	みよし市大字福谷字根浦 331
74	K-G-26 号窯	窯業遺跡	中世	みよし市大字福谷字根浦 331
75	K-4 号窯	窯業遺跡	奈良・平安	みよし市大字福谷字根浦 6
76	K-40 号窯	窯業遺跡	奈良	みよし市大字福谷字根松 27
77	K-13 号窯	窯業遺跡	奈良	みよし市大字福谷字根松 27
78	坂上古窯	窯業遺跡	平安	みよし市大字福谷字坂上 18-7
79	福谷城	城館跡	中世	みよし市大字福谷字市場
80	K-19 号窯	窯業遺跡	平安	みよし市大字福谷字西ノ洞 21-12
81	西荒井遺跡	集落跡	奈良・平安・中世・近世・近現代	みよし市大字福谷字西荒井
82	K-2 号窯	窯業遺跡	奈良・平安	みよし市大字福谷字大坂 142
83	K-G-20 号窯	窯業遺跡	中世	みよし市大字福谷字定一貫
84	K-5 号窯	窯業遺跡	平安	みよし市大字福谷字定一貫 66-6
85	K-G-85 号窯	窯業遺跡	中世	みよし市大字福谷字南井山
86	K-G-84 号窯	窯業遺跡	中世	みよし市大字福谷字南井山
87	大坂遺跡	遺物散布地	中世	みよし市福谷町大坂
88	黒笹 120 号窯跡	窯業遺跡	奈良	みよし市福谷町大坂

注) 表中の番号は、図 3.1.27 の番号と対応する。

出典：「マップあいち（愛知県文化財マップ 埋蔵文化財 記念物）（2025年7月25日更新）」（愛知県ホームページ）

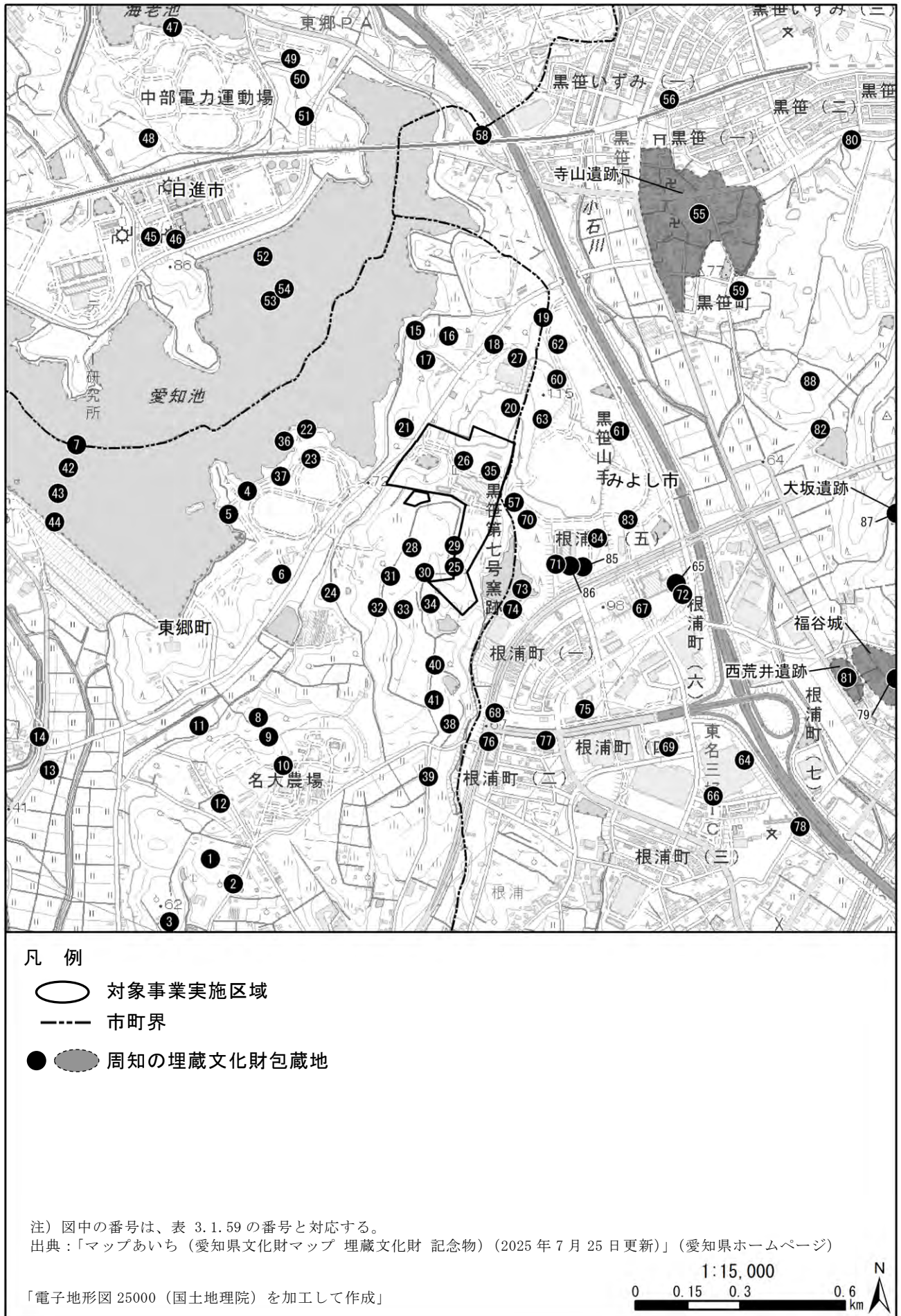


図 3.1.27 周知の埋蔵文化財包蔵地の分布状況

3.2 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

3.2.1.1 人口の状況

対象事業実施区域及びその周囲3市1町における人口及び世帯数の状況は表3.2.1に、人口及び世帯数の推移グラフは図3.2.1に示すとおりである。

対象事業実施区域が位置する東郷町の令和7年の人口は43,903人、世帯数は18,871戸となっている。

また、日進市は人口が94,260人、世帯数が40,417戸、みよし市は人口が61,345人、世帯数が26,197戸、豊田市は人口が415,138人、世帯数が190,271戸となっている。

また、対象事業実施区域及びその周囲3市1町における人口及び世帯数の推移は、概ね横ばいである。

表 3.2.1 人口及び世帯数の状況

東郷町：各年3月31日現在
日進市・みよし市・豊田市：各年4月1日現在

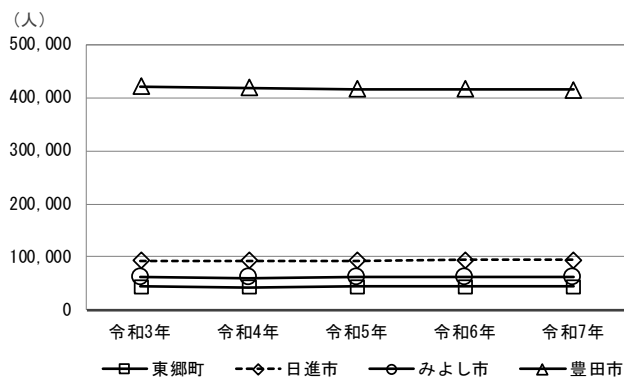
市町 年	東郷町		日進市		みよし市		豊田市	
	人口 (人)	世帯数 (戸)	人口 (人)	世帯数 (戸)	人口 (人)	世帯数 (戸)	人口 (人)	世帯数 (戸)
令和3年	44,003	18,036	92,562	38,239	61,236	24,843	421,280	183,167
令和4年	43,741	17,963	93,042	38,702	61,218	25,104	418,284	183,262
令和5年	43,903	18,296	93,643	39,373	61,375	25,480	416,747	184,884
令和6年	43,903	18,618	93,881	39,848	61,380	25,865	415,853	187,545
令和7年	43,903	18,871	94,260	40,417	61,345	26,197	415,138	190,271

出典：「住民データ」(東郷町ホームページ)

「にっしんの統計書(令和7年版)」(令和7年8月 日進市)

「みよしものしり専科-みよしの統計(令和7年度版)」(令和8年3月 みよし市)

「オープンデータ 豊田市の人口 詳細データ」(豊田市ホームページ)



出典：「住民データ」

(東郷町ホームページ)

「にっしんの統計書(令和7年版)」

(令和7年8月 日進市)

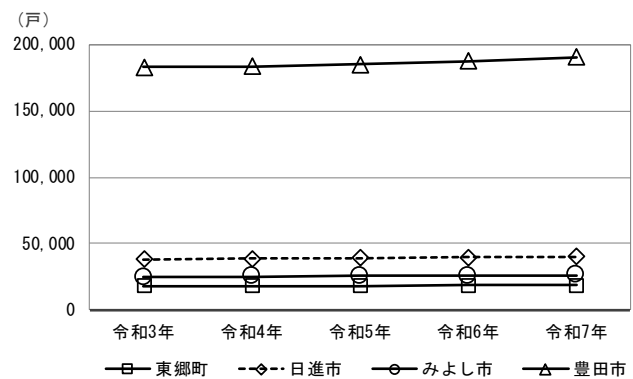
「みよしものしり専科-みよしの統計(令和7年度版)」

(令和8年3月 みよし市)

「オープンデータ 豊田市の人口 詳細データ」

(豊田市ホームページ)

図 3.2.1(1) 人口の推移の状況



出典：「住民データ」

(東郷町ホームページ)

「にっしんの統計書(令和7年版)」

(令和7年8月 日進市)

「みよしものしり専科-みよしの統計(令和7年度版)」

(令和8年3月 みよし市)

「オープンデータ 豊田市の人口 詳細データ」

(豊田市ホームページ)

図 3.2.1(2) 世帯数の推移の状況

3.2.1.2 産業の状況

対象事業実施区域及びその周囲3市1町における産業分類別就業人口及び事業所数の状況は、表3.2.2に示すとおりである。

対象事業実施区域が位置する東郷町は、事業所数が1,364事業所、従業者数が15,421人となっている。業種別の事業所数で見ると、卸売業・小売業が367事業所と最も多くなっている。また、業種別の従業者数で見ると、製造業が4,661人と最も多くなっている。

また、日進市は事業所数が2,593事業所、従業者数が30,868人、みよし市は事業所数が1,798事業所、従業者数が33,410人、豊田市は事業所数が12,721事業所、従業者数が247,911人となっている。

表 3.2.2 産業分類別就業人口及び事業所数の状況

令和3年6月1日現在

市町		東郷町		日進市		みよし市		豊田市	
産業分類	区分	事業所数	従業者数 (人)	事業所数	従業者数 (人)	事業所数	従業者数 (人)	事業所数	従業者数 (人)
	第一次産業	農業・林業	6	67	8	112	9	76	75
漁業		-	-	-	-	-	-	2	12
第二次産業	鉱業・採石業・砂利採取業	-	-	-	-	-	-	11	130
	建設業	152	885	269	2,037	169	945	1,297	10,479
	製造業	196	4,661	197	4,281	290	15,592	1,387	114,018
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	1	1	6	116	-	-	22	508
	情報通信業	9	25	23	378	3	12	108	2,372
	運輸業・郵便業	14	312	37	1,336	65	2,457	341	12,836
	卸売業・小売業	367	3,296	614	6,719	367	5,068	2,725	29,867
	金融業・保険業	12	100	27	252	17	295	172	2,432
	不動産業・物品賃貸業	43	145	204	714	150	427	787	3,446
	学術研究・専門・技術サービス業	47	151	108	850	52	1,445	497	5,980
	宿泊業・飲食サービス業	125	1,136	259	3,037	181	1,876	1,629	14,177
	生活関連・サービス業・娯楽業	102	968	219	1,125	134	849	1,173	6,918
	教育・学習支援業	63	242	150	3,179	72	754	493	6,017
	医療・福祉	117	1,909	299	4,627	156	1,893	919	18,733
	複合サービス業	5	46	14	759	8	151	84	1,313
	サービス業(他に分類されないもの)	105	1,477	159	1,346	125	1,570	1,002	17,728
計		1,364	15,421	2,593	30,868	1,798	33,410	12,721	247,911

出典：「令和7(2025)年度刊愛知県統計年鑑」(愛知県ホームページ)

3.2.2 土地利用の状況

対象事業実施区域及びその周囲3市1町における土地利用の状況は表 3.2.3に、土地利用現況図は図 3.2.2(1)に、対象事業実施区域周辺の空中写真は図 3.2.2(2)、(3)に示すとおりである。

対象事業実施区域が位置する東郷町は、その他の割合が 29.2%と最も多くなっており、次いで住宅地が 19.6%、田が 13.1%となっている。

また、日進市はその他の割合が 24.9%、みよし市はその他の割合が 20.7%、豊田市は森林・原野の割合が 67.9%と最も多くなっている。

対象事業実施区域は既存施設が存在しており、対象事業実施区域周辺の土地利用状況は主に森林や荒地、建物用地、その他の用地等が混在しており、西側は河川地及び湖沼（愛知池）となっている。

表 3.2.3 土地利用の状況

市町	東郷町		日進市		みよし市		豊田市		
	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	
行政面積	1,803	100.0	3,491	100.0	3,219	100.0	91,832	100.0	
宅地	住宅地	354	19.6	748	21.4	560	17.4	4,050	4.4
	その他 ^{注2)}	196	10.9	306	8.8	530	16.5	2,882	3.1
農用地	田	237	13.1	310	8.9	391	12.1	4,740	5.2
	畑	98	5.4	118	3.4	334	10.4	1,450	1.6
森林・原野	129	7.2	609	17.4	180	5.6	62,348	67.9	
道路	194	10.8	387	11.1	400	12.4	3,906	4.3	
水面・河川・水路	68	3.8	142	4.1	159	4.9	2,807	3.1	
その他 ^{注3)}	527	29.2	871	24.9	665	20.7	9,648	10.5	

注1) 市町村名は令和5年4月1日現在で表章してある。

注2) 「宅地」から「住宅地」を除いた工業用地等である。

注3) 行政面積から「宅地」、「農地（農用地）」、「森林・原野等（森林、原野）」、「道路」及び「水面・河川・水路」の各面積を差し引いたものである。

注4) 面積は単位未満を、構成比は小数点第2位以下を四捨五入してあるため、行政面積と内訳の合計が一致しない場合がある。

出典：「令和7（2025）年度刊愛知県統計年鑑」（愛知県ホームページ）

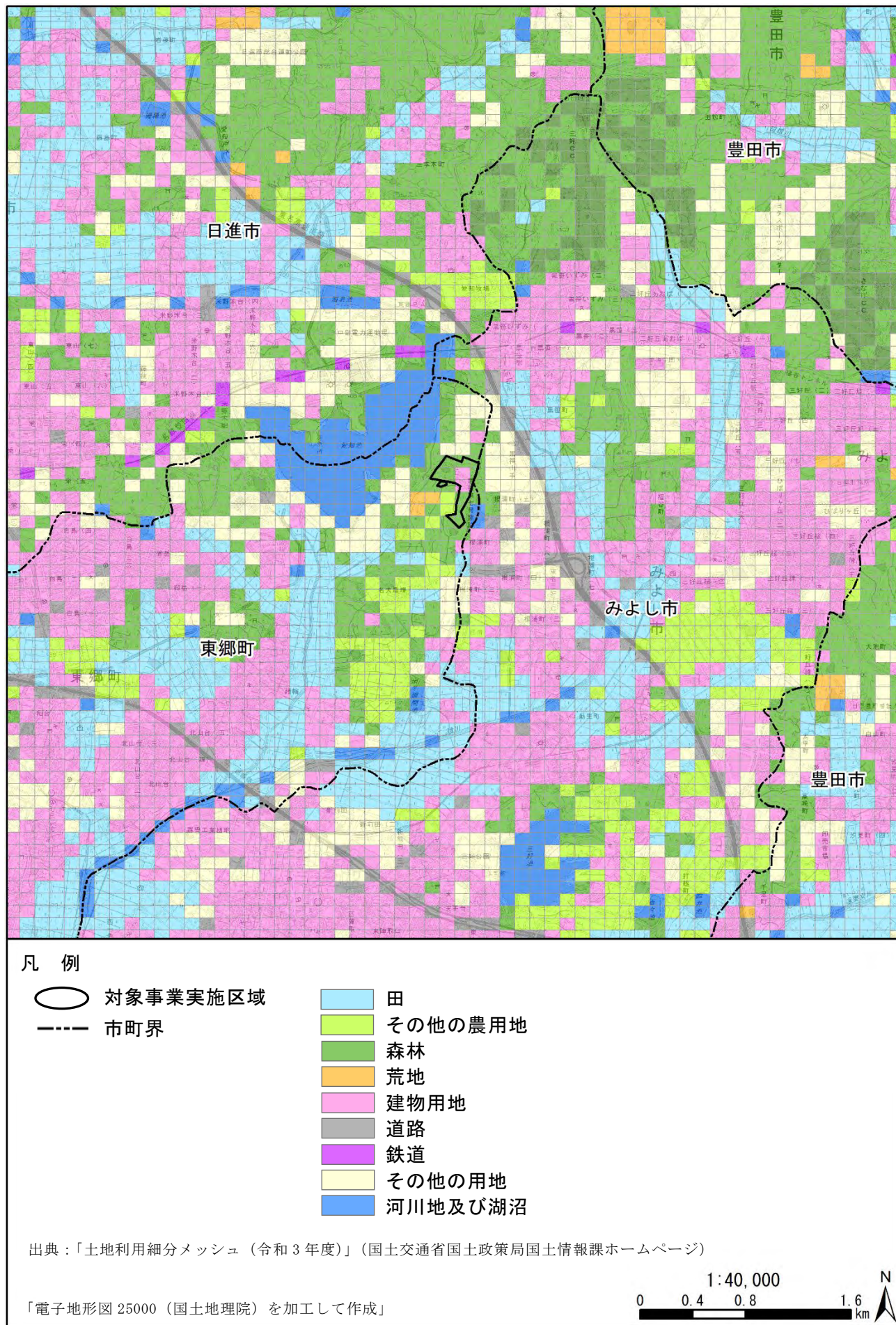


図 3.2.2(1) 土地利用現況図



注) 空中写真の撮影日：令和5年6月17日
出典：「地図・空中写真閲覧サービス」(国土地理院ホームページ)

図 3.2.2(2) 空中写真(対象事業実施区域周辺)



注) 空中写真の撮影日：令和5年6月17日
出典：「地図・空中写真閲覧サービス」(国土地理院ホームページ)

図 3.2.2(3) 空中写真(対象事業実施区域周辺：拡大図)

3.2.3 都市計画の状況

対象事業実施区域及びその周囲3市1町における都市計画（用途地域）の指定状況は、表3.2.4に示すとおりである。

また、対象事業実施区域及びその周囲の都市計画図は、図3.2.3に示すとおりである。

対象事業実施区域は用途地域の定められていない地域である。

表 3.2.4 都市計画（用途地域）の指定状況

令和6年1月1日現在

項目		市町	東郷町	日進市	みよし市	豊田市
都市計画区域 (ha)			1,803	3,491	3,219	35,569
市街化区域	第一種低層住居専用地域	面積 (ha)	241	483	259	1,134
		構成比 (%)	13.4	13.8	8.0	3.2
	第二種低層住居専用地域	面積 (ha)	—	25	19	32
		構成比 (%)	—	0.7	0.6	0.1
	第一種中高層住居専用地域	面積 (ha)	107	102	122	951
		構成比 (%)	5.9	2.9	3.8	2.7
	第二種中高層住居専用地域	面積 (ha)	100	—	33	86
		構成比 (%)	5.5	—	1.0	0.2
	第一種住居地域	面積 (ha)	65	264	137	1,160
		構成比 (%)	3.6	7.6	4.3	3.3
	第二種住居地域	面積 (ha)	22	39	55	99
		構成比 (%)	1.2	1.1	1.7	0.3
	準住居地域	面積 (ha)	4	25	17	50
		構成比 (%)	0.2	0.7	0.5	0.1
	田園住居地域	面積 (ha)	—	—	—	—
		構成比 (%)	—	—	—	—
	近隣商業地域	面積 (ha)	14	47	21	160
		構成比 (%)	0.8	1.3	0.7	0.4
	商業地域	面積 (ha)	—	—	13	108
		構成比 (%)	—	—	0.4	0.3
準工業地域	面積 (ha)	4	106	12	364	
	構成比 (%)	0.2	3.0	0.4	1.0	
工業地域	面積 (ha)	5	33	150	246	
	構成比 (%)	0.3	0.9	4.7	0.7	
工業専用地域	面積 (ha)	—	—	254	934	
	構成比 (%)	—	—	7.9	2.6	
計	面積 (ha)	562	1,124	1,092	5,323	
	構成比 (%)	31.2	32.2	33.9	15.0	
市街化調整区域	面積 (ha)	1,241	2,367	2,127	30,246	
	構成比 (%)	68.8	67.8	66.1	85.0	

注1) 構成比は小数点第2位以下を四捨五入してあるため、計と内訳の合計が一致しない場合がある。

注2) 用途地域面積は、都市計画区域単位で都市計画決定されるため、市町村別の用途地域面積は参考数値である。

出典：「令和7(2025)年度刊愛知県統計年鑑」(愛知県ホームページ)

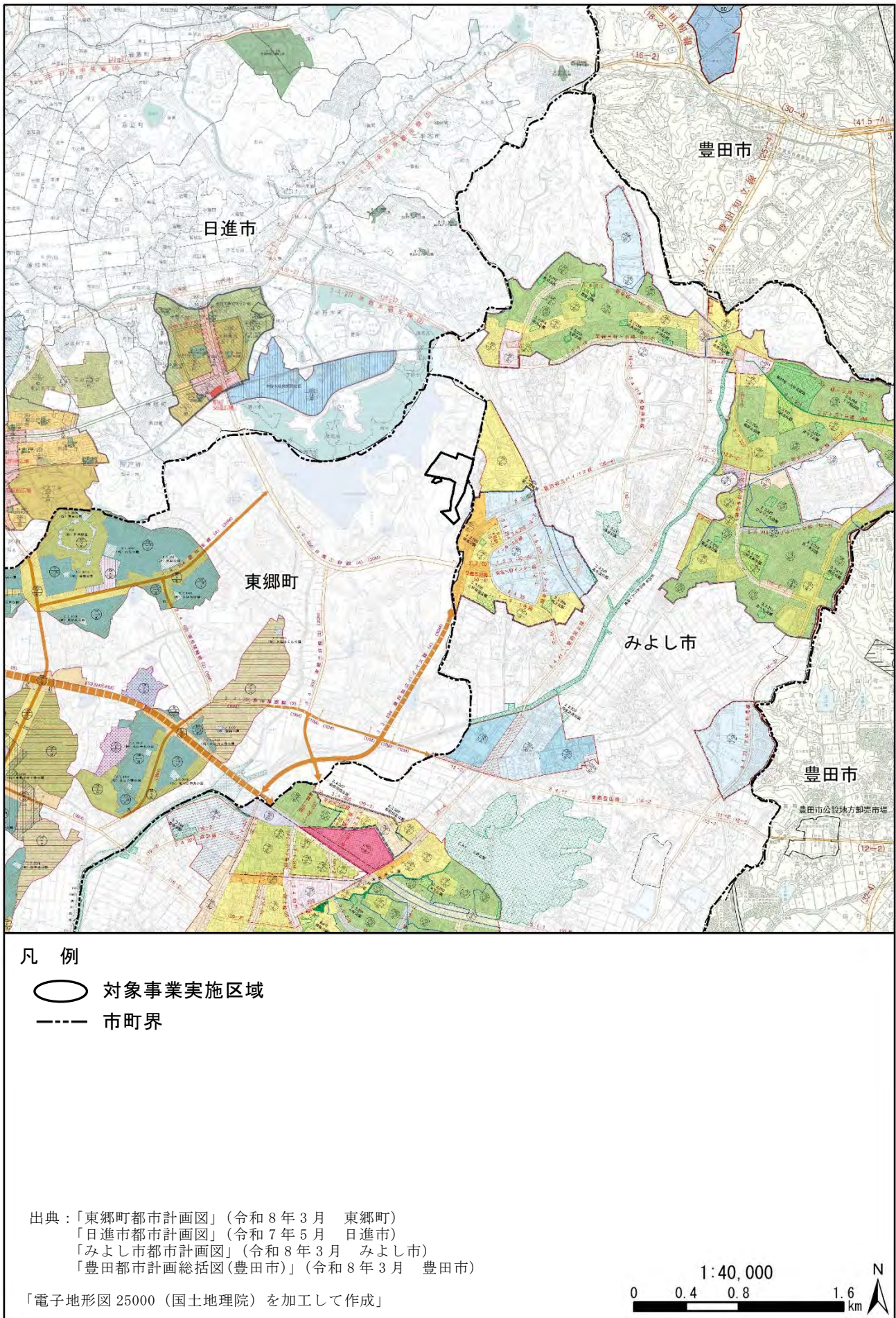


図 3.2.3(1) 都市計画図

凡 例		東郷町	日進市	みよし市	豊田市
市街化区域					
用途地域	第一種低層住居専用地域				
	第二種低層住居専用地域	—			
	第一種中高層住居専用地域				
	第二種中高層住居専用地域		—		
	第一種住居地域				
	第二種住居地域				
	準住居地域				
	近隣商業地域				
	商業地域	—	—		
	準工業地域				
	工業地域				
	工業専用地域	—	—		
特別工業地区		—		—	
高度利用地区		—	—	—	
防火地域	—	—		—	
準防火地域				—	
地区計画区域				—	
地区計画等（地区整備計画等）	—	—	—		
研究開発地区	—		—	—	
都市計画道路		県決定 (改良済) 市決定 (改良済)		改良済	
駅前広場	—		—	—	
広場	—	—		—	
都市計画公園		—		—	
都市計画緑地		—		—	
公園	—		—	—	
土地区画整理事業施行中区域		—	—	—	
土地区画整理事業施行済区域				—	
供給処理施設	—	—	—		

出典：「東郷町都市計画図」（令和8年3月 東郷町）
「日進市都市計画図」（令和7年5月 日進市）
「みよし市都市計画図」（令和8年3月 みよし市）
「豊田都市計画総括図（豊田市）」（令和8年3月 豊田市）

図 3.2.3(2) 都市計画図（凡例）

3.2.4 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

3.2.4.1 漁業権の状況

対象事業実施区域及びその周囲において、漁業権が設定されている水域はない。

3.2.4.2 上水道の普及状況

対象事業実施区域及びその周囲3市1町における上水道の普及状況は、表3.2.5に示すとおりである。

対象事業実施区域が位置する東郷町の水道普及率は99.9%、日進市及び豊田市は100.0%（一部未普及あり）、みよし市は100%（未普及なし）となっている。

東郷町、日進市及びみよし市は愛知中部水道企業団により供給が行われており、水源は愛知県水道用水供給事業からの浄水である。

なお、東郷町、日進市、みよし市、豊田市では簡易水道は設けられていない。

表 3.2.5 上水道の普及状況（令和6年度）

市町	項目 ①行政区域内 総人口 (人)	現在給水人口 (人)				普及率 (%) ②/①×100
		②総数	上水道	簡易水道	専用水道	
東郷町	43,778	43,726	(284,721) 43,726	—	(—) 2,842	99.9
日進市	93,384	93,375	<93,375> 93,375	—	(—) —	100.0
みよし市	62,062	62,062	<61,790> 61,790	—	(272) 1,272	100
豊田市	414,383	414,326	414,280	—	(46) 2,042	100.0

注1) 上水道欄の () の数値は、他の市町村へ区域外給水している人口であり、< > の値は他の市町村等事業体からの区域外給水によって供給されている人口を再掲したものである。

注2) 専用水道欄の () の値は、上水道から受水している施設を除いた自己水源のみで供給している施設の数値であり、普及率の算出には同値を用いている。

注3) 普及率欄の【100.0%】は、小数2位の四捨五入によるものであるため一部未普及があるが、【100%】は未普及が無いものである。

出典：「令和6年度 愛知県の水道（水道年報）」（令和8年3月 愛知県）

3.2.4.3 地下水の利用状況

対象事業実施区域及びその周囲3市1町における地下水の工業用水としての利用状況は表3.2.6に示すとおりである。

対象事業実施区域が位置する東郷町の工業用水として利用されている井戸水の割合は、81.3%となっている。

また、その他の市の工業用水として利用されている井戸水の割合については、日進市は63.6%、みよし市は33.3%、豊田市は16.5%となっている。

なお、対象事業実施区域及びその周囲は、「工業用水法」（昭和31年法律第146号）及び「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成15年愛知県条例第7号。以下、「県条例」という。）により地下水の採取規制はされていないが、「県条例」により揚水機の吐出口の断面積が19平方センチメートルを超える揚水設備（1事業所に2つ以上ある場合はその断面積の合計）を設置している場合は、水量測定器を設置しなければならないとされている。

表 3.2.6 地下水の利用状況

令和2年6月1日現在

項目 市町	工業用水		
	1日当たり水源別用水量 (m^3)	井戸水 (m^3)	井戸水の割合 (%)
東郷町	1,691	1,374	81.3
日進市	2,271	1,445	63.6
みよし市	12,895	4,297	33.3
豊田市	54,152	8,958	16.5

出典：「2020年工業統計調査結果（確報）」（愛知県ホームページ）

3.2.5 交通の状況

3.2.5.1 道路交通の状況

対象事業実施区域及びその周囲の主要な道路の状況は、図 3.2.4 に示すとおりである。また、令和3年度における交通量調査結果は、表 3.2.7 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲の主要な道路としては、東名高速道路、主要地方道豊田知立線及び一般県道豊田東郷線等がある。

令和3年度の調査結果によると、最寄りの調査地点である主要地方道豊田知立線（区間番号：42140）では、12時間交通量は12,555台、大型車混入率は18.9%となっている。また、最も交通量の多い一般国道153号（区間番号：11041）では、30,601台、大型車混入率は10.4%となっている。

表 3.2.7 対象事業実施区域及びその周囲の主要道路の交通量（平日）

路線名		区間番号	交通量観測地点	交通量（台/12時間）			大型車混入率（%）	
				小型車	大型車	合計		
高速自動車国道	東名高速道路	00060	豊田～東名三好	21,428	8,375	29,803	28.1	
		00070	東名三好～日進 JCT	21,554	8,986	30,540	29.4	
一般国道	153号	11010	愛知郡東郷町和合新濁池	25,242	3,024	28,266	10.7	
		11021	愛知郡東郷町諸輪福田	25,403	2,179	27,582	7.9	
		11031	みよし市三好町前田	19,594	2,081	21,675	9.6	
		11041	豊田市本新町5丁目	27,418	3,183	30,601	10.4	
	155号	11410	豊田市保見町上三戸口	6,639	1,321	7,960	16.6	
		11420	豊田市大畑町不流	10,213	1,888	12,101	15.6	
主要地方道 (都道府県道)	諸輪名古屋線	41340	調査対象区間外（非観測）	5,440	292	5,732	5.1	
		43480	データなし	-	-	-	-	
	豊田知立線	42105	みよし市三好町小坂	6,318	640	6,958	9.2	
		42110	調査対象区間外（非観測）	10,758	2,329	13,087	17.8	
		42130	調査対象区間外（非観測）	6,155	1,549	7,704	20.1	
		42140	みよし市福谷町根浦	10,176	2,379	12,555	18.9	
		42150	データなし	-	-	-	-	
	瀬戸大府東海線	42470	調査対象区間外（非観測）	21,115	2,063	23,178	8.9	
	名古屋豊田線	42520	調査対象区間外（非観測）	8,903	1,134	10,037	11.3	
		42530	調査対象区間外（非観測）	7,586	1,381	8,967	15.4	
		42540	調査対象区間外（非観測）	6,639	1,408	8,047	17.5	
	一般都道府 県道	田邰名古屋線	62010	調査対象区間外（非観測）	5,712	1,279	6,991	18.3
			岩藤名古屋線	62030	調査対象区間外（非観測）	7,479	1,414	8,893
和合豊田線		62050	調査対象区間外（非観測）	6,887	583	7,470	7.8	
		62060	みよし市三好町中鯉ヶ池	7,844	571	8,415	6.8	
米野木苧生線		62140	調査対象区間外（非観測）	7,598	807	8,405	9.6	
		62150	調査対象区間外（非観測）	4,293	389	4,682	8.3	
		66330	みよし市苧生町並木	9,539	1,005	10,544	9.5	
駕鴨みよし線		62160	調査対象区間外（非観測）	3,953	2,185	6,138	35.6	
		62190	調査対象区間外（非観測）	5,914	1,756	7,670	22.9	
岩作諸輪線		62210	調査対象区間外（非観測）	7,142	965	8,107	11.9	
		62215	調査対象区間外（非観測）	8,623	1,546	10,169	15.2	
		みよし沓掛線	62220	みよし市明知町根場	3,883	1,473	5,356	27.5
豊田東郷線		66010	豊田市宮上町8丁目	8,005	779	8,784	8.9	
	66020	調査対象区間外（非観測）	7,459	1,124	8,583	13.1		

注1) 斜体で示した交通量及び大型車混入率は推定値であることを示している。

注2) 12時間交通量とは、昼間（7時～19時）における交通量である。

注3) 表中の「-」は、令和3年度道路交通センサスにおいて、交通量観測が行われていないことを示している。

出典：「令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査」（国土交通省ホームページ）

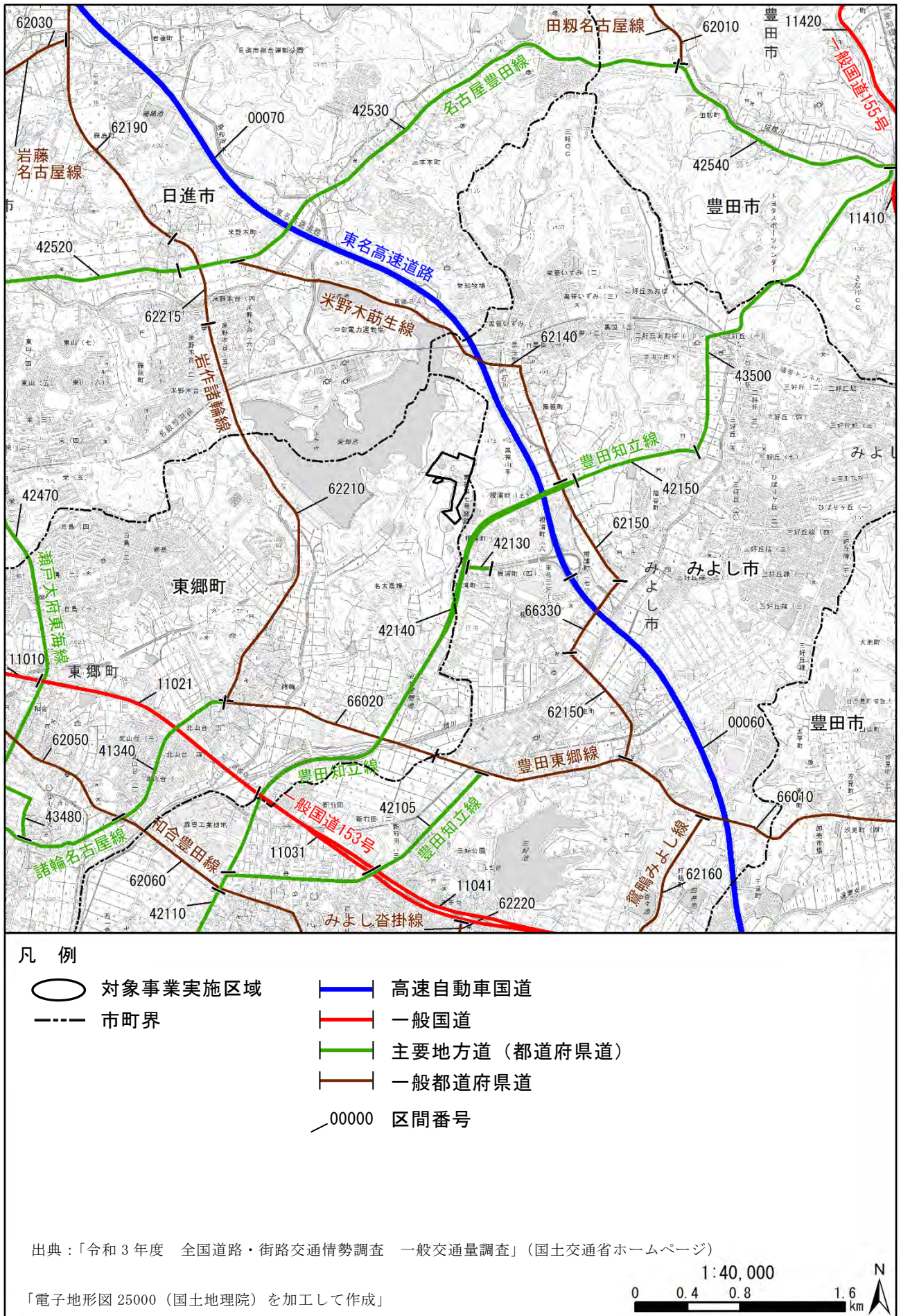


図 3.2.4 主要な道路の状況

3.2.5.2 鉄道の状況

対象事業実施区域及びその周囲の鉄道の状況は図 3.2.5 に、駅別利用者数は表 3.2.8 に示すとおりである。

対象事業実施区域最寄りの駅としては、対象事業実施区域北側約 1.0km に名古屋鉄道豊田線の黒笹駅が存在しており、令和 6 年度における利用者数は乗車 615,594 人、降車 610,964 人となっている。

表 3.2.8 対象事業実施区域周辺の主な駅別利用者数の状況（令和6年度）

路線名	駅名	乗車数 (人)	降車数 (人)
名古屋鉄道豊田線	三好ヶ丘	1,356,589	1,354,824
	黒笹	615,594	610,964
	米野木	1,052,934	1,041,117
	日進	1,585,508	1,597,074

出典：「オープンデータ 各駅利用状況」（令和 8 年 3 月 日進市ホームページ）

「みよしものしり専科ーみよしの統計（令和 7 年度版）」（令和 8 年 3 月 みよし市）

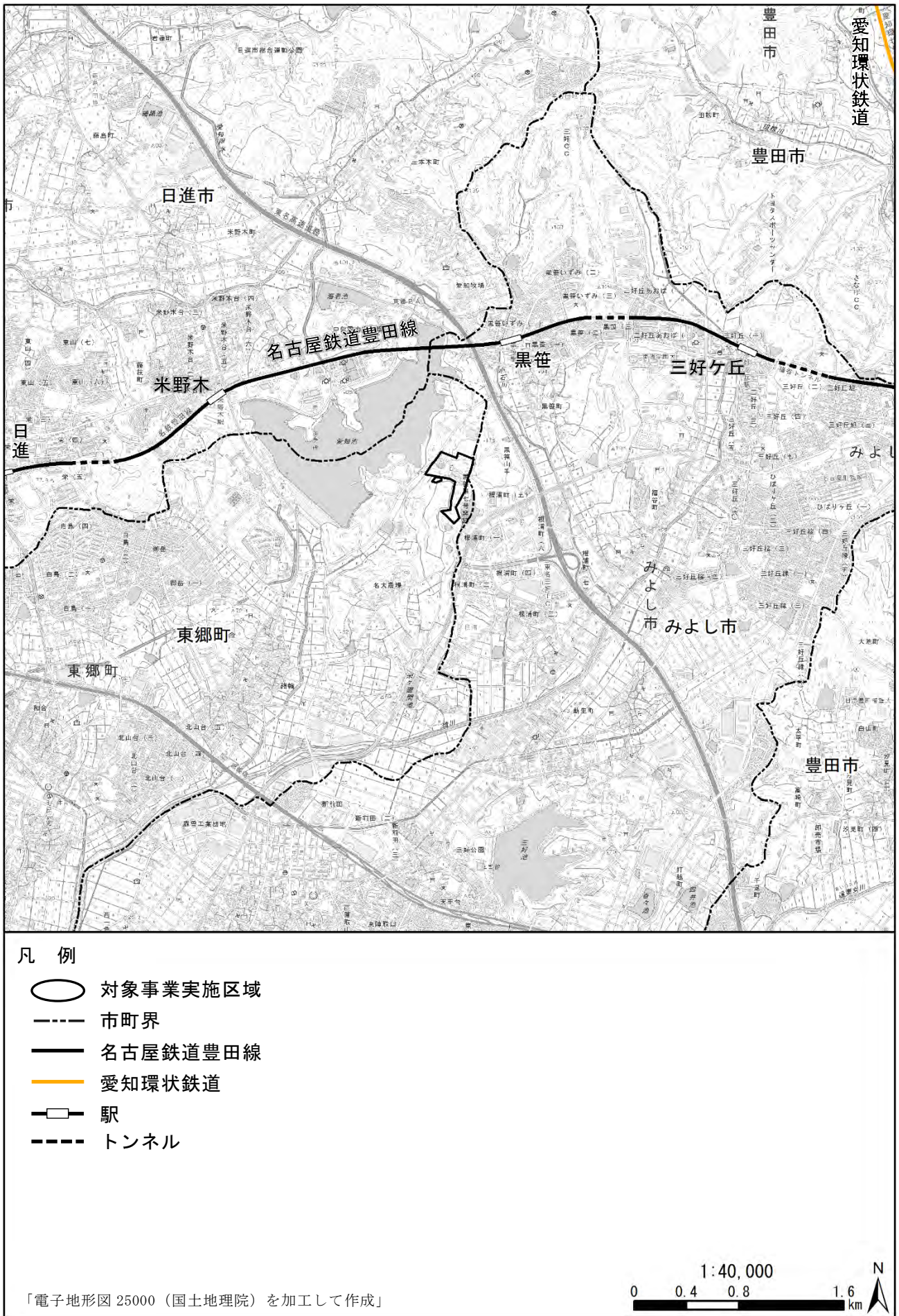


図 3.2.5 鉄道の状況

3.2.6 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

対象事業実施区域及びその周囲における学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設は表 3.2.9 に、配置の状況は図 3.2.6 に示すとおりである。

対象事業実施区域最寄りの環境の保全についての配慮が特に必要な施設としては、南東側約 500m に位置する福祉施設である「シルバーハウスつばめの家みよし」があげられる。

また、住宅の配置の状況について、最寄住居及びまとまった住宅地が存在する最寄りの地区は対象事業実施区域東側約 100m に位置する黒笹山手となっている。

表 3.2.9(1) 環境保全への配慮を要する施設（教育施設）

区分	No.	施設名	住所
小学校	1	東郷小学校	東郷町諸輪北山 112
	2	諸輪小学校	東郷町諸輪大坊池 29-110
	3	高嶺小学校	東郷町白鳥 2-5
	4	東小学校	日進市米野木町北畑 8-3
	5	北小学校	日進市岩崎町芝内 2-1
	6	梨の木小学校	日進市折戸町梨子ノ木 28-31
	7	北部小学校	みよし市根浦町 3-9-47
	8	天王小学校	みよし市三好町天王 51-75
	9	三好丘小学校	みよし市三好丘 7-1
	10	緑丘小学校	みよし市三好丘緑 1-1-1
	11	黒笹小学校	みよし市黒笹いずみ 3-26-1
	12	小清水小学校	豊田市市田町 2-81
中学校	13	東郷中学校	東郷町諸輪北山 126
	14	諸輪中学校	東郷町諸輪後山 60-65
	15	日進東中学校	日進市藤島町相山 77
	16	三好中学校	みよし市三好町宮ノ越 42
	17	北中学校	みよし市三好丘桜 1-1-1
	18	三好丘中学校	みよし市三好丘 2-14-10
高等学校	19	日進高等学校	日進市米野木町三ヶ峯 4-18
	20	中部大学第一高等学校	日進市三本木町細廻間 425
	21	国際高等学校	日進市米野木町三ヶ峯 4-4
	22	衣台高等学校	豊田市太平町平山 5
大学等	23	東海学園大学 三好キャンパス	みよし市福谷町西ノ洞 21-233
	24	東海医療工学専門学校	みよし市三好丘旭 3-1-3
	25	日本赤十字豊田看護大学	豊田市白山町七曲 12-33
幼稚園	26	はくさん幼稚園	日進市藤枝町西外面 35
	27	まこと第二幼稚園	みよし市筋生町池下 8-1
	28	ベル三好幼稚園	みよし市三好丘 4-1-4
	29	東山幼稚園	みよし市三好町東山 435
	30	三好桃山幼稚園	みよし市西陣取山 26-1
	31	三好丘聖マーガレット幼稚園	みよし市三好丘桜 1-9
図書館	32	東郷町立図書館	東郷町春木北反田 14
	33	みよし市立中央図書館	みよし市三好町湯ノ前 114

注) 表中の番号は、図 3.2.6(1)の番号と対応する。

出典：「令和7年度愛知県学校一覧（令和7年5月1日現在）」（愛知県ホームページ）

「マップあいち（学校及び小中学校区）」（愛知県ホームページ）

「幼稚園」（日進市ホームページ）

「幼稚園・こども園（幼稚園部）について」（みよし市ホームページ）

「東郷町立図書館」（東郷町ホームページ）

「みよし市立中央図書館」（みよし市ホームページ）

表 3.2.9(2) 環境保全への配慮を要する施設（医療・福祉施設等）

区分	No.	施設名	住所
病院・診療所	1	医療法人和合会 和合病院	東郷町諸輪字北木戸西 108
	2	医療法人 奥田眼科	東郷町和合ヶ丘 1-15-3
	3	医療法人財団愛泉会 愛知国際病院	日進市米野木町南山 987-31
	4	寺島ファミリアクリニック	日進市折戸町枯木 166
	5	医療法人 寿光会 寿光会中央病院	みよし市三好町石畑 5
	6	花レディースクリニック	みよし市福谷町細田 1-3
	7	たなかマタニティクリニック	みよし市三好丘旭 3-4-3
福祉施設	介護老人福祉施設		
	8	エイジトピア諸輪	東郷町諸輪字後山 60-5
	9	きらめきとうごう	東郷町大字和合字南蚊谷 310
	10	のぞみ	日進市米野木町南山 987-104
	11	きらめきみよし	みよし市西一色町神田 80
	介護老人保健施設		
	12	医療法人財団愛泉会老人保健施設愛泉館	日進市米野木町南山 987-44
	13	介護老人保健施設リハビリス日進	日進市折戸町梨子ノ木 28-650
	14	医療法人寿光会三好老人保健施設	みよし市福谷町下り松 42-1
	軽費老人ホーム		
	15	ケアハウス 寿睦苑	みよし市福谷町寺田 4
	有料老人ホーム		
	16	KANWA PLUS 白鳥	東郷町白鳥 2-17-3
	17	あっとほ一む東郷	東郷町大字諸輪字北山 158-140
	18	住宅型有料老人ホーム ハート・とうごう	東郷町北山台 4-7-8
	19	KANWA PLUS 東郷	東郷町白鳥 1丁目 5-8
	20	有料老人ホームカナン	日進市米野木台 4-801
	21	ホームライフ咲花日進	日進市東山 5-304
	22	みつば	日進市米野木台 2-2421
	23	愛知老人コミュニティセンターシルバーホームまきば	日進市米野木町南山 987-88
	24	シルバーハウスつばめの家みよし	みよし市根浦町 1-8-1
	25	ふくろうの家	みよし市福谷町才戸 40
	26	ゆうゆう未来館 三好	みよし市三好町石畑 40-1
	27	あっとほ一む三好	みよし市三好町石畑 17
	認知症対応型共同生活介護		
	28	グループホーム あいわ	日進市米野木町南山 987-58
	29	グループホームあかり（みよし苑）	みよし市打越町山ノ間 86-2
	小規模多機能型居宅介護		
	30	小規模多機能型介護事業所 サンライフハートネス	日進市米野木町追鳥 47-1

注1) 表中の番号は、図 3.2.6(2)の番号と対応する。

注2) 病院・診療所は有床で入院できる施設を示している。

出典：「病院名簿（令和7年10月1日現在）」（愛知県ホームページ）

「医科診療所名簿（県所管分）」（愛知県ホームページ）

「介護保険・高齢者福祉ガイドブック」（愛知県ホームページ）

「介護事業所・生活関連情報検索 介護サービス情報公表システム」（厚生労働省ホームページ）

表 3.2.9(3) 環境保全への配慮を要する施設（医療・福祉施設等）

区分	No.	施設名	住所
保育施設	31	たかね保育園	東郷町白鳥 4-1-3
	32	留愛東郷保育園	東郷町北山台 3-3-9
	33	しらとり保育園	東郷町御岳 2-1-2
	34	東郷あやめこども園	東郷町大字諸輪字稲場 161
	35	太陽わごうこども園	東郷町和合東蚊谷 129-1
	36	ママントコット	東郷町御岳 1-8-24
	37	託児所たいよう	東郷町大字諸輪字池上 1-1CCR1F
	38	米野木台西保育園（指定管理）	日進市藤枝町廻間 1-1
	39	東部保育園	日進市米野木町仲田 35-14
	40	三本木保育園	日進市三本木町上川田 9
	41	愛知国際プリスクール	日進市折戸町梨子ノ木 46
	42	マミーズ保育園 FEEL 日進	日進市栄一丁目 201「FEEL 日進店」内 1F
	43	ひまわり子ども園	日進市藤島町長塚 74-15 2F
	44	ヤクルト日進センター保育ルーム	日進市栄 3-1004
	45	ひよこ託児所	日進市藤島町長塚 74-22
	46	蒔生保育園	みよし市蒔生町仲田 48-1
	47	天王保育園	みよし市三好町天王 51-20
	48	みどり保育園	みよし市三好丘桜四丁目 11-1
	49	城山保育園	みよし市福谷町市場 61-2
	50	すみれ保育園	みよし市三好町八和田 108
	51	わかば保育園	みよし市三好町大坪 54
	52	黒笹保育園	みよし市福谷町西大山 1-31
	53	キッズハウスみよし	みよし市三好丘 1 丁目 11-5
	54	グレース三好ヶ丘園	みよし市三好丘二丁目 6-4
	55	ちびっこランド三好中央園	みよし市三好町上 75-1
	56	みよしの森ほいくえん	みよし市打越町新池浦 110-4

注) 表中の番号は、図 3.2.6(2)の番号と対応する。

出典：「保育所一覧」（愛知県ホームページ）

「認可外保育施設一覧（令和8年1月30日時点）」（愛知県ホームページ）

「保育園・認定こども園」（東郷町ホームページ）

「令和8年度日進市の保育・教育施設案内」（日進市ホームページ）

「子ども・子育て支援法の規定に基づき確認した施設について」（みよし市ホームページ）

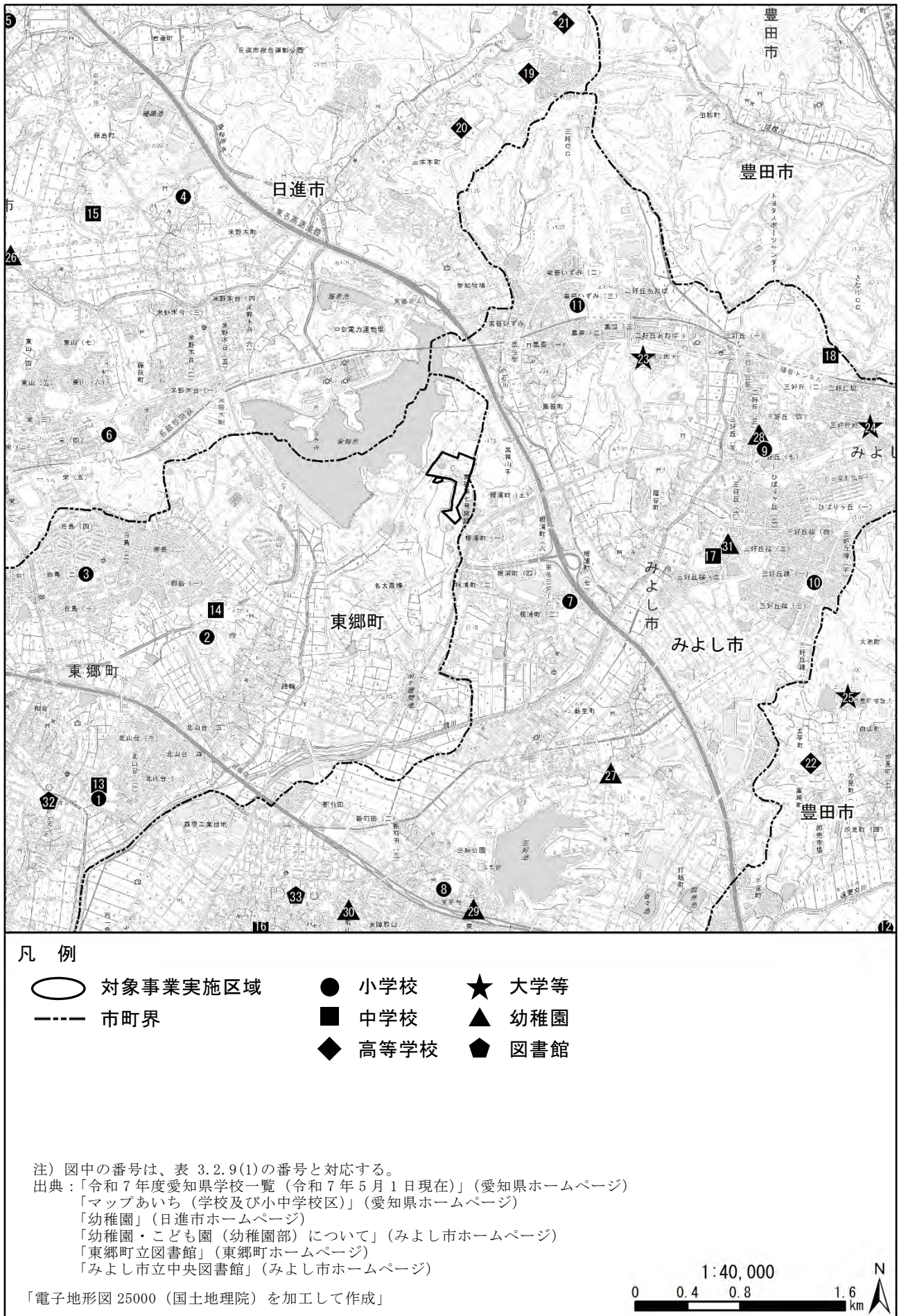


図 3.2.6(1) 環境保全への配慮を要する施設（教育施設）

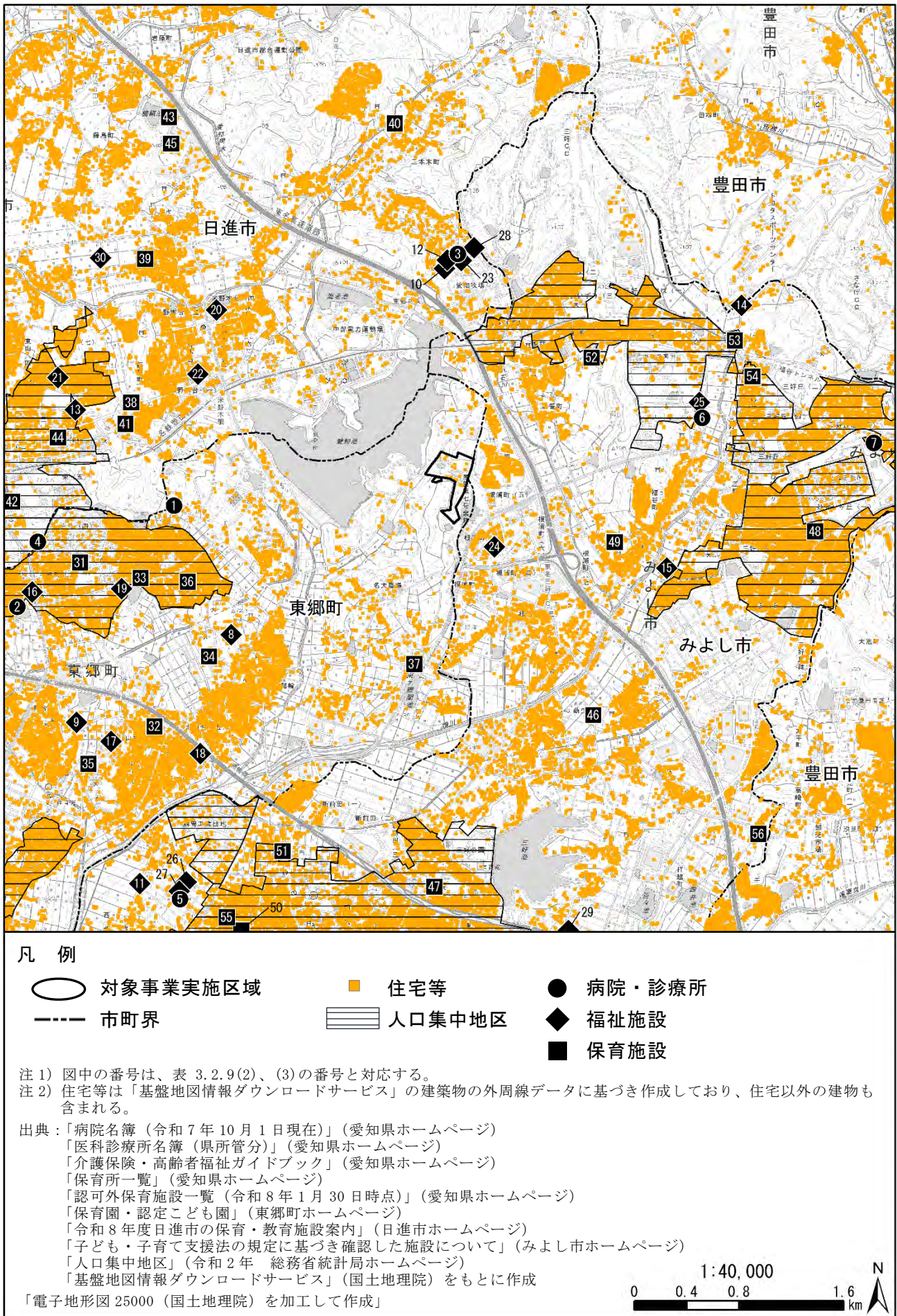


図 3.2.6(2) 環境保全への配慮を要する施設（医療・福祉施設等）

3.2.7 下水道の整備の状況

対象事業実施区域及びその周囲3市1町における公共下水道の普及状況は、表3.2.10に示すとおりである。

対象事業実施区域が位置する東郷町の令和6年度における下水道処理人口普及率は、83.3%となっている。

また、その他の市の下水道処理人口普及率については、日進市は79.1%、みよし市は84.1%、豊田市は78.6%となっている。

表 3.2.10 公共下水道普及状況（令和6年度）

令和7年3月31日現在

市町	項目	住民基本 台帳人口 (人)	汚水処理人口 (人)	汚水処理人口 普及率 (%)	下水道	
					下水道処理 人口 (人)	下水道処理 人口普及率 (%)
東郷町		43,903	39,258	89.4	36,559	83.3
日進市		94,260	86,785	92.1	74,560	79.1
みよし市		61,345	60,809	99.1	51,617	84.1
豊田市		415,138	384,385	92.6	326,171	78.6

出典：「令和7（2025）年度刊愛知県統計年鑑」（愛知県ホームページ）

3.2.8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

3.2.8.1 大気質

(1) 大気汚染に係る環境基準等

「環境基本法」（平成5年法律第91号）に基づく大気汚染に係る環境基準及び有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年法律第105号）に基づく環境基準は、表 3.2.11に示すとおり定められている。なお、環境基準は工業専用地域、車道その他一般公衆が生活していない地域又は場所については適用されない。

表 3.2.11(1) 大気汚染に係る環境基準

項目	物質名 二酸化硫黄 (SO ₂)	二酸化窒素 (NO ₂)	一酸化炭素 (CO)	浮遊粒子状 物質 (SPM)	光化学 オキシダント (Ox)
環境基準	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	オゾンとして8時間値が0.07ppm以下であり、かつ、日最高8時間値の1年平均値が0.04ppm以下であること。
長期的評価	年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。	年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値が、0.06ppm以下であること。	年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。	年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、0.10mg/m ³ 以下であること。ただし、1日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続しないこと。	日最高8時間値の1年平均値を長期基準（年平均値0.04ppm以下）と比較する。
短期的評価	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。	—	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.2mg/m ³ 以下であること。	日最高8時間値の年間99パーセントイル値を短期基準（8時間値0.07ppm以下）と比較する。

出典：「大気汚染に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第25号）

「大気汚染に係る環境基準について」（昭和48年環大企第143号）

「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環境庁告示第38号）

「二酸化窒素に係る環境基準の改定について」（昭和53年環大企第262号）

「光化学オキシダントに係る環境基準の改定について」（令和8年環水大管発第2601301号）

表 3.2.11(2) 有害大気汚染物質に係る環境基準

物質名 項目	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境基準	年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。	年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
評価方法	同一地点における年平均値と認められる値との比較によって評価を行う。			

出典：「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第4号）

表 3.2.11(3) 微小粒子状物質に係る環境基準

物質名 項目	微小粒子状物質
環境基準	1年平均値が15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35 μg/m ³ 以下であること。
評価方法	1年平均値が15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値の年間98%値が35 μg/m ³ 以下であること。

出典：「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成21年環境省告示第33号）

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について（通知）」（平成21年環水大総発第090909001号）

表 3.2.11(4) ダイオキシン類に係る環境基準

物質名 項目	ダイオキシン類
環境基準	年間平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。
評価方法	同一地点における1年間のすべての検体の測定値の算術平均値により評価する。

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」

（平成11年環境庁告示第68号）

(2) 大気汚染に係る規制基準

計画施設は、「大気汚染防止法」（昭和43年法律第97号）及び「県条例」に定めるばい煙発生施設（廃棄物焼却炉）、「大気汚染防止法」に定める水銀排出施設（廃棄物焼却炉）、「ダイオキシン類対策特別措置法」に定める特定施設（廃棄物焼却炉）に該当する。

① 硫黄酸化物

a) 排出基準

「大気汚染防止法」及び「県条例」では、K値規制として、ばい煙発生施設ごとに排出口（煙突）の高さに応じて、硫黄酸化物の許容排出量を次式により定めている。東郷町における排出基準（K値）は、表 3.2.12に示すとおりである。

$$q = K \times 10^{-3} \times He^2$$

q：硫黄酸化物の許容排出量（m³N/時）

K：法施行規則第3条及び県条例施行規則第9条で定められた値

He：補正された排出口の高さ（m）

表 3.2.12 硫黄酸化物の排出基準（K値）

地域区分	区域	法			県条例	
		設置年月日			設置年月日	
		～ S 47. 1. 4	S 47. 1. 5 ～ S 49. 3. 31	S 49. 4. 1 ～	～ S 49. 9. 29	S 49. 9. 30 ～
法52号 県条例4	瀬戸市、春日井市、豊田市（平成17年3月31日における豊田市の区域に限る。）、小牧市、知立市、尾張旭市、豊明市、日進市、みよし市、長久手市及び東郷町	9.0			9.0	

出典：「大気汚染防止法施行令」（昭和43年政令第329号）

「大気汚染防止法施行規則」（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）

「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成15年愛知県規則第87号）

b) 総量規制

「大気汚染防止法」では、地域により硫黄酸化物の総量規制基準が定められているが、対象事業実施区域が位置する東郷町は指定地域には含まれていない。

c) 総排出量規制

対象事業実施区域が位置する東郷町は、「県条例」に基づく硫黄酸化物の総排出量規制の対象地域となっている。総排出量規制は次式により定められており、総排出量規制の算出に用いる定数は、表 3.2.13に示すとおりである。

$$Q = R_3 \{0.7 \alpha S_3 (a W_2 + b) + Q''\}$$

Q : 硫黄酸化物の排出許容量 (m³N/時)

W₁ : 昭和49年9月29日現在の大气指定施設の燃焼能力の合計値 (L/時)

W₂ : 大气指定施設の燃焼能力の合計値 (L/時)

Q'' : 昭和49年9月30日以降に設置される大气指定施設から燃料以外のものの燃焼によって排出される硫黄酸化物の量 (m³N/時)

a : 定数 (表3.2.13参照)

b : 定数 (表3.2.13参照)

R₃ : 定数 (東郷町を含む内陸地域=1.0)

αS_3 : 定数 (= (0.480 - 0.041 log y₂) / 100)
 $y_2 = | (a W_2 + b) - (a W_1 + b) |$

表 3.2.13 総排出量規制の定数 (廃棄物焼却炉)

対象規模	大气指定工場等における大气指定施設の燃焼設備の燃料の燃焼能力の合計 (重油の量に換算した1時間当たり)	a	b
火格子面積2m ² 以上 又は焼却能力200kg/時以上 又は焼却設備の燃焼能力が重油 換算50L/時以上	500L 以上 1,000L 未満	0.643	16
	1,000L 以上 5,000L 未満	0.743	-84
	5,000L 以上 10,000L 未満	0.606	620
	10,000L 以上	0.861	-1,930

出典：「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成15年愛知県規則第87号)

② ばいじん

「大気汚染防止法」では、施設の種類等による基準が定められている。廃棄物焼却炉に係るばいじんの排出基準は、表 3.2.14に示すとおりであり、計画施設は0.08g/m³Nが該当する。

表 3.2.14 ばいじんの排出基準（廃棄物焼却炉）

施設名	焼却能力 (t/時)	規模 (万m ³ N/時)	上乗せ基準 (g/m ³ N)	一般排出基準 (g/m ³ N)		
			設置年月日 S48.4.1~	設置年月日		0n (%)
				~H10.6.30	H10.7.1~	
廃棄物焼却炉	4以上	—	—	0.08	0.04	12
	2以上4未満	—	—	0.15	0.08	12
	2未満	—	—	0.25	0.15	12
廃棄物 焼却炉	連続炉	4以上	0.10	—	—	0s
		1以上4未満	0.20	—	—	0s
		1未満	—	—	—	—

注1) この表に掲げるばいじんの量は、日本産業規格（以下、「規格」という。）Z 8808に定める方法により測定される量として表示されたものとし、当該ばいじんの量には、燃料の点火、灰の除去のための火屑整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん（1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。

注2) ばいじんの量が著しく変動する施設にあつては一工程の平均の量とする。

注3) ばいじん量の補正は次の算式により換算するものとする。

$$C = \{(21 - 0n) / (21 - 0s)\} \times Cs$$

C : ばいじん量 (g/m³N)
Cs : 測定時のばいじん量 (g/m³N)
0n : 施設ごとに定められた標準酸素濃度 (12%)
0s : 測定時の酸素濃度 (%)

注4) 一般排出基準と上乗せ基準の両方に該当する施設については、いずれかの厳しい基準が適用される。

出典：「大気汚染防止法施行規則」（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）

「大気汚染防止法第4条第1項に基づく排出基準を定める条例」（昭和48年愛知県条例第4号）

③ 窒素酸化物

a) 排出基準

「大気汚染防止法」では、施設の種類、規模及び設置年月日により排出基準が定められており、廃棄物焼却炉に係る窒素酸化物の排出基準は、表 3.2.15に示すとおりであり、計画施設は250ppmが該当する。

表 3.2.15 窒素酸化物の排出基準（廃棄物焼却炉）

施設名	規模 (万m ³ N/時)	0n (%)	排出基準 (ppm)		
			設置年月日		
			~S52.6.17	S52.6.18~ S54.8.9	S54.8.10~
廃棄物焼却炉 (連続炉)	4以上	12	300	250	250
	4未満		300	300	250

注) 窒素酸化物量の補正は次の算式により換算するものとする。

$$C = \{(21 - 0n) / (21 - 0s)\} \times Cs$$

C : 窒素酸化物濃度 (ppm)
0n : 施設ごとに定められた標準酸素濃度 (12%)
Cs : 測定時の窒素酸化物濃度 (ppm)
0s : 測定時の酸素濃度 (%)

出典：「大気汚染防止法施行規則」（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）

b) 工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導要領

愛知県では、工場・事業場に対し窒素酸化物排出量の削減の指導が行われており、計画施設については指導対象ばい煙発生施設にあたる。窒素酸化物の指導要領は、表 3.2.16に示すとおりである。

表 3.2.16 窒素酸化物に係る指導要領

指導対象工場・事業場	指導対象施設 (大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設)	指導内容	
		新增施設 (昭和58年6月15日以後に設置されるばい煙発生施設)	既設施設 (昭和58年6月14日までに設置されたばい煙発生施設)
大気指定工場等 (県条例施行規則第26条)	廃棄物焼却炉 (火格子面積が2m ² 以上又は焼却能力が200kg/時以上)	1. 表 3.2.15に示す窒素酸化物の排出基準の20%以上の低減。 ただし、削減されるべき窒素酸化物排出量と同等以上の量が他の施設で削減される場合は、この限りでない。 2. 1.の規定にかかわらず、新設に伴う既設施設の廃止の場合、新設の施設から排出される窒素酸化物の量は、当該廃止施設の量を下回ること。 ただし、新設施設に対する指導は、1.の規定による濃度の低減を限度とする。	表 3.2.15に示す窒素酸化物の排出基準(昭和60年3月31日において当該施設に適用される基準)の5%以上の低減。 ただし、削減されるべき窒素酸化物排出量と同等以上の量が他の施設で削減される場合は、この限りではない。

出典：「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導要領」(平成18年4月 愛知県)

④ 塩化水素

「大気汚染防止法」では、廃棄物焼却炉について塩化水素の排出基準が表 3.2.17に示すとおり定められている。

表 3.2.17 塩化水素の排出基準(廃棄物焼却炉)

施設名	排出基準
廃棄物焼却炉	700mg/m ³ N (430ppm)

注) 廃棄物焼却炉に係る塩化水素量の補正は次の算式により換算するものとする。

$$C = \{(21 - 0n) / (21 - 0s)\} \times Cs$$

C : 塩化水素の量 (mg/m³N)

Cs : 排出ガス中の塩化水素の量 (mg/m³N)

0n : 施設ごとに定められた標準酸素濃度 (12%)

0s : 排出ガス中の酸素濃度 (%)

出典：「大気汚染防止法施行規則」(昭和46年厚生省・通商産業省令第1号)

「廃棄物焼却炉に係る塩化水素及び窒素酸化物の排出規制について」(昭和52環整54号)

⑤ 水銀

「大気汚染防止法」では、廃棄物焼却炉について水銀の排出基準が、表 3.2.18に示すとおり定められており、計画施設では30 μg/m³Nが該当する。

表 3.2.18 水銀の排出基準（廃棄物焼却炉）

施設名	排出基準 (μg/m ³ N) 注2)		On (%)
	～H30.3.31 注3)	H30.4.1～	
廃棄物焼却炉 注1)	50	30	12

注1) 火格子面積2m²以上又は焼却能力が200kg/時以上について適用される。

注2) 廃棄物焼却炉に係る水銀量の補正は次の算式により換算するものとする。

$$C = \{(21 - 0n) / (21 - 0s)\} \times Cs$$

C : 水銀の量 (μg/m³N)

Cs : 排出ガス中の水銀の量 (μg/m³N)

0n : 施設ごとに定められた標準酸素濃度 (12%)

0s : 排出ガス中の酸素濃度 (%)

注3) 「大気汚染防止法の一部を改正する法律」(平成27年法律第41号)の施行(平成30年4月1日)において設置されている施設(設置の工事が着工されているものを含む。)を指す。

出典 : 「大気汚染防止法施行規則」(昭和46年厚生省・通商産業省令第1号)

⑥ ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」では、廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類の排出基準が表 3.2.19に示すとおり定められており、計画施設では1ng-TEQ/m³Nが該当する。

表 3.2.19 廃棄物焼却炉に係るダイオキシン類の排出基準

規模 (焼却能力 注1)	排出基準 (ng-TEQ/m ³ N) 注2) 注3)			On (%)
	設置年月日			
	～H9.12.1	H9.12.2～ H12.1.14	H12.1.15～	
4t/時以上	1	0.1	0.1	12
2t/時以上～4t/時未満	5	1	1	
火格子面積2m ² 以上又は 焼却能力0.2t/時以上2t/時未満	10	5	5	
上記以外	10	10	5	

注1) 火床面積0.5m²以上又は焼却能力が50kg/時以上について適用される。

注2) ダイオキシン類の濃度の補正は次の算式により換算するものとする。

$$C = \{(21 - 0n) / (21 - 0s)\} \times Cs$$

C : ダイオキシン類の濃度 (ng-TEQ/m³N)

Cs : 測定時のダイオキシン類の濃度 (ng-TEQ/m³N)

0n : 施設ごとに定められた標準酸素濃度 (12%)

0s : 測定時の酸素濃度 (%)

注3) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

出典 : 「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」(平成11年総理府令第67号)

3.2.8.2 騒音

(1) 騒音に係る環境基準

「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準は、表 3.2.20に示すとおり定められている。対象事業実施区域は都市計画区域で用途地域の定められていない地域となっており、B類型に該当する。

表 3.2.20(1) 騒音に係る環境基準

地域の類型		時間の区分	
		昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～翌日の午前6時
AA	該当なし	50デシベル以下	40デシベル以下
A	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、田園住居地域 ^{注)}	55デシベル以下	45デシベル以下
B	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、都市計画区域で用途地域の定められていない地域	55デシベル以下	45デシベル以下
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	60デシベル以下	50デシベル以下

注) 日進市、みよし市については田園住居地域は含まれない。

表 3.2.20(2) 道路に面する地域の騒音に係る環境基準

地域の区分	時間の区分	
	昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～翌日の午前6時
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考 車線とは1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。幹線交通を担う道路に近接する空間は、特例として表 3.2.20(3)の基準による。

表 3.2.20(3) 幹線交通を担う道路に近接する空間の騒音に係る環境基準（特例）

基準値	
昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～翌日の午前6時
70デシベル以下	65デシベル以下

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては45デシベル以下、夜間にあつては40デシベル以下）によることができる。

注1) 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

- ① 高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は4車線以上の区間）
- ② 一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1号に定める自動車専用道路

注2) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ、道路端からの距離により、特定された範囲をいう。

- ① 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
- ② 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）

「騒音に係る環境基準の地域の類型」（平成11年愛知県告示第261号）

「環境基本法の規定に基づく騒音に係る環境基準の地域の類型」（平成24年日進市告示第79号）

「騒音に係る環境基準について」（平成24年みよし市告示第11号）

「環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の地域の指定」（平成24年豊田市告示第121号）

(2) 騒音に係る規制基準

① 特定工場等に係る騒音の規制基準

「騒音規制法」（昭和43年法律第98号）及び「県条例」等に基づく特定工場等に係る規制基準は、表 3.2.21に示すとおりである。

対象事業実施区域は都市計画区域で用途地域の定められていない地域に該当する。

表 3.2.21 特定工場等に係る騒音規制基準

時間の区分 地域の区分		昼 間	朝・夕	夜 間
		午前8時から 午後7時まで	午前6時から午前8時 まで 午後7時から午後10時 まで	午後10時から 翌日の午前6時まで
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 田園住居地域	45デシベル	40デシベル	40デシベル
第2種区域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第3種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
	都市計画区域で用途地域の 定められていない地域	60デシベル	55デシベル	50デシベル
第4種区域	工業地域	70デシベル	65デシベル	60デシベル
	工業専用地域	75デシベル	75デシベル	70デシベル
	都市計画区域以外の地域	60デシベル	55デシベル	50デシベル

1 第3種区域、第4種区域、工業専用地域及び都市計画区域以外の地域内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の周囲50mの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする。

2 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域又は田園住居地域に接する工業地域又は工業専用地域の当該接する境界線から当該工業地域又は工業専用地域内へ50mの範囲内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする。（1の適用を受ける区域は除く。）

出典：「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第1号）

「特定工場等において発生する騒音の規制基準」（昭和46年愛知県告示第800号）

「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成15年愛知県規則第87号）

② 特定建設作業に係る騒音の規制基準

「騒音規制法」及び「県条例」等に基づき、特定建設作業に係る騒音の基準が定められている。

特定建設作業に係る規制基準は、表 3.2.22に示すとおりである。

対象事業実施区域は、都市計画区域で用途地域の定められていない地域となっており、①地域の基準が適用される。

表 3.2.22 特定建設作業に係る騒音の規制基準

規制の種別	地域の区分	基準等
基準値	①②③	85デシベルを超えないこと
作業時間	①	午後7時～翌日の午前7時の時間内でないこと
	②	午後10時～翌日の午前6時の時間内でないこと
*1日あたりの作業時間	①	10時間を超えないこと
	②	14時間を超えないこと
作業期間	①②③	連続6日を超えないこと
作業日	①②③	日曜日その他の休日でないこと

注1) 基準値は、騒音特定建設作業の場所の敷地の境界線での値。

注2) 基準値を超えている場合、騒音の防止の方法の改善のみならず1日の作業時間を4時間以上*欄に定める時間未満の間において短縮させることを勧告・命令することができる。

注3) 地域の区分

①地域：ア 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域の定められていない地域及び都市計画区域以外の地域

イ 工業地域及び工業専用地域のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80mの区域

②地域：工業地域（①地域のイの区域を除く。）

③地域：工業専用地域（①地域のイの区域を除く。）

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年厚生省・建設省告示第1号）

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準により指定する区域」（昭和46年愛知県告示第801号）

「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成15年愛知県規則第87号）

③ 自動車騒音に係る要請限度

「騒音規制法」に基づく自動車騒音に係る要請限度は表 3.2.23に示すとおり定められている。

表 3.2.23 自動車騒音に係る要請限度

区域区分	時間区分		道路に面する地域		幹線交通を担う道路に近接する空間
			1車線	2車線以上	
a	昼間	6時～22時	65デシベル	70デシベル	昼間 75デシベル 夜間 70デシベル
	夜間	22時～翌日6時	55デシベル	65デシベル	
b	昼間	6時～22時	65デシベル	75デシベル	
	夜間	22時～翌日6時	55デシベル	70デシベル	
c	昼間	6時～22時	75デシベル		
	夜間	22時～翌日6時	70デシベル		

※区域区分

a 区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域及び田園住居地域

b 区域：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域

c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

(日進市、みよし市については田園住居地域は含まれない。)

注1) 要請限度とは、「騒音規制法」第17条第1項の規定に基づく「自動車騒音がその限度を超えていることにより、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときに、市町村長が県公安委員会に「道路交通法」(昭和35年法律第105号)の規定による措置を執るべきことを要請するものとする」際の限度をいう。

注2) 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

① 高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道は4車線以上の区間)

② 一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1号に定める自動車専用道路

注3) 「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、次の車線数の区分に応じ、道路端からの距離により、特定された範囲をいう。

① 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル

② 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」

(平成12年総理府令第15号)

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令による区域の区分」

(平成12年愛知県告示第312号)

「騒音規制法に基づく特定工場・特定建設作業・特定工場の規制基準、自動車騒音の限度を定める区域の区分」

(平成24年日進市告示第80号)

「騒音規制法に基づく騒音の規制地域の指定」(平成24年みよし市告示第12号)

「騒音規制法に基づく騒音の規制地域等の指定及び規制基準の設定」(平成10年豊田市告示第62号)

3.2.8.3 振動

(1) 振動に係る規制基準

① 特定工場等に係る振動の規制基準

「振動規制法」（昭和51年法律第64号）及び「県条例」等に基づき、著しい振動を発生する施設を設置する工場等に係る規制基準は表 3.2.24に示すとおり定められている。

対象事業実施区域は都市計画区域で用途地域の定められていない地域となっており、第2種区域の1の基準が適用される。

表 3.2.24 特定工場等に係る振動規制基準

地域区分			時間区分		
			昼間 午前7時から 午後8時まで	夜間 午後8時から 翌日の午前7時まで	
第1種区域	1	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 田園住居地域	60デシベル	55デシベル	
	2	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	65デシベル	55デシベル	
第2種区域	1	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域	65デシベル	60デシベル	
	2	工業地域	70デシベル	65デシベル	
			工業専用地域	75デシベル	70デシベル
			都市計画区域以外の地域	65デシベル	60デシベル

- 工業地域及び工業専用地域のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50mの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする。
- 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域又は田園住居地域に接する工業地域又は工業専用地域の当該接する境界線から当該工業地域又は工業専用地域内へ50mの範囲内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする（1の適用を受ける区域は除く。）。

出典：「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」（昭和51年環境庁告示第90号）
「特定工場等において発生する振動の規制基準」（昭和52年愛知県告示第1047号）
「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成15年愛知県規則第87号）

② 特定建設作業に係る振動の規制基準

「振動規制法」及び「県条例」等に基づき、建設工事として行われる作業のうち著しい振動を発生する作業及び振動の規制基準は表 3.2.25に示すとおり定められている。

対象事業実施区域は都市計画区域で用途地域の定められていない地域となっており、①地域の基準が適用される。

表 3.2.25 特定建設作業に係る振動の規制基準

規制の種別	地域の区分	基準等
基準値	①②③	75デシベルを超えないこと
作業時間	①	午後7時～翌日の午前7時の時間内でないこと
	②	午後10時～翌日の午前6時の時間内でないこと
*1日あたりの作業時間	①	10時間を超えないこと
	②	14時間を超えないこと
作業期間	①②③	連続6日を超えないこと
作業日	①②③	日曜日その他の休日でないこと

注1) 基準値は、振動特定建設作業の場所の敷地の境界線での値。

注2) 基準値を超えている場合、振動の防止の方法の改善のみならず1日の作業時間を4時間以上*欄に定める時間未満の間において短縮させることを勧告・命令することができる。

注3) 地域の区分

①地域：ア 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域の定めのない地域及び都市計画区域以外の地域

イ 工業地域及び工業専用地域のうち学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域

②地域：工業地域（①地域のイの区域を除く。）

③地域：工業専用地域（①地域のイの区域を除く。）

出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年総理府令第58号）

「振動規制法施行規則別表第1 付表第1号の規定に基づく区域の指定」（昭和52年愛知県告示第1048号）

「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成15年愛知県規則第87号）

③ 道路交通振動に係る要請限度

「振動規制法」に基づく道路交通振動に係る要請限度は、表 3.2.26に示すとおりである。

表 3.2.26 道路交通振動に係る要請限度

区域区分	要請限度	
	昼間 午前7時から午後8時まで	夜間 午後8時から翌日の午前7時まで
第1種	65デシベル	60デシベル
第2種	70デシベル	65デシベル

※区域の区分

第1種区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び田園住居地域

第2種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域

注) 要請限度とは、「振動規制法」第16条第1項の規定に基づく「道路交通振動がその限度を超えていることにより、道路の周辺の生活環境が著しく損われていると認められるときに、市町村長が道路管理者に対し該当道路の部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は県公安委員会に道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請するものとする」際の限度をいう。

出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年総理府令第58号）

「振動規制法施行規則別表第2備考1の規定に基づく区域の区分及び同表備考2の規定に基づく時間の区分の指定」

（昭和52年愛知県告示第1049号）

「振動規制法の規定に基づく特定工場・特定建設作業、道路交通振動の区域の区分及び時間の区分」

（平成24年日進市告示第81号）

「振動規制法に基づく振動の規制地域の指定」（平成24年みよし市告示第13号）

「振動規制法に基づく振動の規制地域等の指定及び規制基準の設定」（平成10年豊田市告示第63号）

3.2.8.4 悪臭

愛知県は県内全域が「悪臭防止法」（昭和46年法律第91号）の規制地域であり、対象事業実施区域が位置する東郷町においても臭気指数による規制が行われている。「悪臭防止法」に基づく臭気指数による規制基準及び規制区分は表 3.2.27に示すとおりである。

対象事業実施区域は、第2種地域に該当する。

表 3.2.27 悪臭防止法に基づく臭気指数による規制基準

規制区分	敷地境界 (1号基準)	気体排出口 (2号基準)	排水 (3号基準)
第1種地域	臭気指数12	規制地域の区分に従い、それぞれの欄に掲げる規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第6条の2に定める方法により算出した値	臭気指数28
第2種地域	臭気指数15		臭気指数31
第3種地域	臭気指数18		臭気指数34

注1) 臭気指数は、試料を人間の嗅覚で臭気を感じられなくなるまで無臭の空気（試料が水の場合は無臭の水）で希釈したときの希釈倍率（臭気濃度）から次式により算定される。

$$(\text{臭気指数}) = 10 \times \log_{10} (\text{臭気濃度})$$

(参考) 臭気指数10：ほとんどの人が気にならない臭気

臭気指数12～15：気をつければ分かる臭気（希釈倍率16～32倍）

臭気指数18～21：らくに感知できる臭気（希釈倍率63～126倍）

注2) 「悪臭防止法施行規則」において気体排出口の高さが15m以上と15m未満の施設に分けて設定方法が定められている。

・15m未満 指標：臭気指数

大気拡散式：流量を測定しない簡易な方法

・15m以上 指標：臭気排出強度

大気拡散式：建物の影響による拡散場の乱れを考慮した大気拡散式

出典：「悪臭防止法施行規則」（昭和47年総理府令第39号）

「悪臭防止法による規制地域の指定及び規制基準の設定」（平成18年愛知県告示第378号）

3.2.8.5 水質

(1) 水質汚濁に係る環境基準

① 人の健康の保護に関する環境基準

「環境基本法」に基づく人の健康の保護に関する環境基準は表 3.2.28に示すとおりである。
人の健康の保護に関する環境基準は全公共用水域について定められている。

表 3.2.28 人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
P C B	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下		

注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注2) 「検出されないこと。」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。

注3) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと、規格K0102-2 14.2、14.3又は14.4により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示59号）

② 生活環境の保全に関する環境基準

生活環境の保全に関する環境基準は、河川、湖沼、海域について利用目的に応じて水域類型を設定してそれぞれの基準が定められている。河川に適用される環境基準は表 3.2.29に、湖沼に適用される環境基準は表 3.2.30に示すとおりである。

対象事業実施区域東側を流れる境川は、B類型に指定されている。

表 3.2.29 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目（河川））

ア

項目 類型	利用目的の適応性 ^{注)}	水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL以下
A	水道2級 水産1級 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L 以上	—

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。）とする（湖沼、海域もこれに準ずる。））とする。
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる。）
- 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）
- 4 水道1級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。
- 5 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数300CFU/100ml 以下とする。
- 6 水産1級、水産2級及び水産3級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）
- 7 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の散歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	全垂鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸 及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

備考 基準値は、年間平均値とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示59号）

表 3.2.30 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目（湖沼））

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級、水産1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	1mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/ 100ml以下
A	水道2、3級、水産2級及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/ 100ml以下
B	水産3級、工業用水1級、農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	15mg/L以下	5mg/L以上	—
C	工業用水2級、環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L以上	—

備考：水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
II	水道1、2、3級（特殊なものを除く。）、水産1種及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下
III	水道3級（特殊なもの）及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
V	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下

備考1 基準値は年間平均値とする。

備考2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。

備考3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。

注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
- 3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
水産3種：コイ、フナ等の水産生物用
- 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/以下

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上

備考1 基準値は、日間平均値とする。

備考2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいたことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示59号）

③ ダイオキシン類に係る環境基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づくダイオキシン類の環境基準は表 3.2.31に示すとおりである。

ダイオキシン類の環境基準は公共用水域及び底質について定められている。

表 3.2.31 ダイオキシン類に係る環境基準（水質及び水底の底質）

項目	基準値
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下

備考1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

備考2 基準値（水底の底質を除く。）は、年間平均値とする。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」

（平成11年環境庁告示第68号）

(2) 水質汚濁に係る規制基準

① 一律排水基準

一般廃棄物処理施設である焼却施設は、「水質汚濁防止法」（昭和45年法律第138号）に定める特定施設に該当する。特定施設を設置する事業場（特定事業場）は、排水量に関わらず有害物質に係る排水基準が適用される。有害物質に係る排水基準は、表 3.2.32に示すとおりである。

また、特定事業場からの排水が50m³/日以上の場合には、表 3.2.33に示す排水基準が適用される。なお、対象事業実施区域は窒素含有量及び燐含有量の排水基準の適用地域となっている。

表 3.2.32 排水基準（有害物質）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L
シアン化合物	1mg/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る）	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L
六価クロム化合物	0.2mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外10mg/L 海域230mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外8mg/L 海域15mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L（アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量）
1,4-ジオキサン	0.5mg/L

備考 「検出されないこと。」とは、「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号）第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号）

表 3.2.33 排水基準（生活環境項目）

項目	許容限度				
水素イオン濃度	海域以外 5.8以上8.6以下 海域5.0以上9.0以下				
生物化学的酸素要求量	160mg/L（日間平均120mg/L）				
化学的酸素要求量	160mg/L（日間平均120mg/L）				
浮遊物質	200mg/L（日間平均150mg/L）				
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	<table border="1"> <tr> <td>鉱油類</td> <td>5mg/L</td> </tr> <tr> <td>動植物油脂類</td> <td>30mg/L</td> </tr> </table>	鉱油類	5mg/L	動植物油脂類	30mg/L
鉱油類	5mg/L				
動植物油脂類	30mg/L				
フェノール類含有量	5mg/L				
銅含有量	3mg/L				
亜鉛含有量	2mg/L				
溶解性鉄含有量	10mg/L				
溶解性マンガン含有量	10mg/L				
クロム含有量	2mg/L				
大腸菌数	日間平均800 CFU/mL				
窒素含有量	120mg/L（日間平均60mg/L）				
燐含有量	16mg/L（日間平均8mg/L）				

備考

「日間平均」による許容限度は、1日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。

この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。

生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。

窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。

燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号）

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく排出水の排出基準は、表 3.2.34に示すとおりである。

表 3.2.34 廃棄物焼却炉に係るダイオキシン類の排出基準（排水水）

特定施設種類	排出基準 (pg-TEQ/L)
廃棄物焼却炉（火床面積0.5m ² 以上又は焼却能力50kg/h以上）に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、汚水又は廃液を排出する灰の貯留施設	10

注) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

出典：「ダイオキシン類対策特別措置法施行令」（平成11年政令第433号）

「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」（平成11年総理府令第67号）

② 総量規制基準

対象事業実施区域は、「水質汚濁防止法」に基づく総量規制の指定地域内にあり、排水が50m³/日以上の場合、COD（化学的酸素要求量）、窒素含有量、りん含有量について、以下に示すとおり、総量規制基準が適用される。なお、総量規制基準値の算出に用いる定数は、表 3.2.35 に示すとおりである。

○COD（化学的酸素要求量）に係る総量規制基準

$$L_{c} = (C_{c j} \cdot Q_{c j} + C_{c i} \cdot Q_{c i} + C_{c o} \cdot Q_{c o}) \times 10^{-3}$$

- L_{c} : 排出が許容される汚濁負荷量（単位 1日につきキログラム）
- $C_{c j}$: 表 3.2.35に掲げる化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）
- $C_{c i}$: 表 3.2.35に掲げる化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）
- $C_{c o}$: 表 3.2.35に掲げる化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）
- $Q_{c j}$: 平成3年7月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量（単位 1日につき立方メートル）
- $Q_{c i}$: 昭和55年7月1日から平成3年6月30日までの間に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量。（単位 1日につき立方メートル）
- $Q_{c o}$: 特定排水の量（ $Q_{c j}$ 及び $Q_{c i}$ を除く。）（単位 1日につき立方メートル）

○窒素含有量に係る総量規制基準

$$L_{n} = (C_{n i} \cdot Q_{n i} + C_{n o} \cdot Q_{n o}) \times 10^{-3}$$

- L_{n} : 排出が許容される汚濁負荷量（単位 1日につきキログラム）
- $C_{n i}$: 表 3.2.35中に掲げる窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）
- $C_{n o}$: 表 3.2.35中に掲げる窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）
- $Q_{n i}$: 平成14年10月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量（単位 1日につき立方メートル）
- Q_{n} : 特定排水の量（ $Q_{n i}$ を除く。）（単位 1日につき立方メートル）

○りん含有量に係る総量規制基準

$$L_{p} = (C_{p i} \cdot Q_{p i} + C_{p o} \cdot Q_{p o}) \times 10^{-3}$$

- L_{p} : 排出が許容される汚濁負荷量（単位 1日につきキログラム）
- $C_{p i}$: 表 3.2.35中に掲げるりん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）
- $C_{p o}$: 表 3.2.35中に掲げるりん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）
- $Q_{p i}$: 平成14年10月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量（単位 1日につき立方メートル）
- $Q_{p o}$: 特定排水の量（ $Q_{p i}$ を除く。）（単位 1日につき立方メートル）

表 3.2.35 総量規制基準の定数

区分		化学的酸素要求量 (mg/L)			窒素含有量 (mg/L)		りん含有量 (mg/L)	
		Ccj	Cci	Cco	Cni	Cno	Cpi	Cpo
ごみ処理業	日平均排水量 400m ³ 以上	30	30	30	20	25	1	1
	日平均排水量 400m ³ 未満						1.5	2.5

出典：「水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づく化学的酸素要求量に係る総量規制基準」

(平成29年愛知県告示第286号)

「水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づく窒素含有量に係る総量規制基準」

(平成29年愛知県告示第287号)

「水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づくりん含有量に係る総量規制基準」

(平成29年愛知県告示第288号)

③ 上乗せ基準

愛知県では、「水質汚濁防止法第三条第三項に基づく排水基準を定める条例」(昭和47年愛知県条例第4号)に基づき、県内全体を7水域に分け、業種や排水量の規模等に応じて上乗せ排水基準が定められている。

対象事業実施区域及びその周囲は衣浦湾境川等水域に分類され、表 3.2.36に示す項目の上乗せ基準が適用される。

表 3.2.36 上乗せ排水基準 (新設の工場又は事業場 (衣浦湾境川等))

項目	許容限度				
生物化学的酸素要求量	25mg/L (日間平均20mg/L)				
化学的酸素要求量	25mg/L (日間平均20mg/L)				
浮遊物質量	30mg/L (日間平均20mg/L)				
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	<table border="1"> <tr> <td>鉱油類</td> <td>2mg/L</td> </tr> <tr> <td>動植物油脂類</td> <td>10mg/L</td> </tr> </table>	鉱油類	2mg/L	動植物油脂類	10mg/L
鉱油類	2mg/L				
動植物油脂類	10mg/L				
フェノール類含有量	1mg/L				
銅含有量	1mg/L				
溶解性鉄含有量	5mg/L				
溶解性マンガン含有量	5mg/L				

注1) 新設の工場又は事業場にあつては1日当たりの平均的な排水の量が20m³以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。ただし、非金属鉱業及び窯業原料精製業に係る工場又は事業場にあつては、すべての工場又は事業場に係る排水について適用する。

注2) 溶解性鉄含有量及び溶解性マンガン含有量についての上乗せ排水基準は、刈谷市の上水道水源よりも上流の境川に排出される排水について適用する。

出典：「水質汚濁防止法第三条第三項に基づく排水基準を定める条例」(昭和47年愛知県条例第4号)

3.2.8.6 地盤、地下水及び土壌

(1) 地盤

対象事業実施区域が位置する東郷町は、「工業用水法」及び「県条例」による揚水規制の規制区域には該当していないが、「県条例」による水量測定器設置義務区域に該当することから、揚水設備のうち、揚水機の吐出口の断面積が19平方センチメートルを超える揚水設備（1事業所に2つ以上ある場合はその断面積の合計）を設置している場合は、水量測定器を設置し、地下水の揚水量を測定し、その結果を知事に報告しなければならない。

(2) 地下水及び土壌

① 地下水及び土壌に係る環境基準

「環境基本法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく地下水の水質汚濁並びに土壌の汚染に係る環境基準は、表 3.2.37及び表 3.2.38に示すとおり定められている。

表 3.2.37 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L以下

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと。」とは、測定結果が平成9年環境庁告示第10号別表に定められた方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと、規格K0102-2 14.2、14.3又は14.4により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
- 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。
- 5 ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第10号）

「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準」

（平成11年環境庁告示第68号）

表 3.2.38 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g以下であること。

備考

- 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものについては、平成3年環境庁告示第46号付表に定められた方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値については、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
- 3 「検液中に検出されないこと。」とは、測定結果が平成3年環境庁告示第46号別表に定められた方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。
- 5 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。
- 6 ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

出典：「土壌汚染に係る環境基準について」（平成3年環境庁告示第46号）

「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」

（平成11年環境庁告示第68号）

② 土壌汚染対策法及び農用地の土壌の汚染防止等に関する法律

「土壌汚染対策法」においては、使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地、一定規模（3,000m²（有害物質使用特定施設を有する事業所等の敷地においては900m²））以上の形質の変更が行われる土地、土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地について、以下に示す特定有害物質による汚染の可能性のある場合に、土壌汚染状況調査、区域の指定及び健康被害防止のための措置を行うことが定められている。

「土壌汚染対策法」で定める特定有害物質

カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、クロロエチレン、シマジン、シアン化合物、チオベンカルブ、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、テトラクロロエチレン、チウラム、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ベンゼン、ほう素及びその化合物、PCB、有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPN）

また、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和45年法律第139号）においては、以下に示す特定有害物質による農用地の汚染がある場合、農用地土壌汚染対策地域として指定し、農用地土壌汚染対策計画を策定することが定められている。

「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」で定める特定有害物質

カドミウム及びその化合物、銅及びその化合物、砒素及びその化合物

対象事業実施区域は、「土壌汚染対策法」に基づく形質変更時要届出区域及び要措置区域、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」に基づく農用地土壌汚染対策地域のいずれにも指定されていない。

③ 土壌汚染等対策基準

「県条例」において、特定有害物質による土壌汚染等の有無を判断する基準である土壌汚染等対策基準は、表 3.2.39に示すとおり定められている。

表 3.2.39 土壌汚染等対策基準

特定有害物質の種類	土壌溶出量基準	土壌含有量基準	地下水基準
カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	45mg/kg以下	0.003mg/L以下
六価クロム化合物	0.05mg/L以下	250mg/kg以下	0.05mg/L以下
クロロエチレン	0.002mg/L以下	—	0.002mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下	—	0.003mg/L以下
シアン化合物	検出されないこと	50mg/kg以下 (遊離シアンとして)	検出されないこと
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	—	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	—	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	—	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	—	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	—	0.04mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	—	0.002mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	—	0.02mg/L以下
水銀及びその化合物	水銀が0.0005mg/L以下、 かつアルキル水銀が検出 されないこと	15mg/kg以下	水銀が0.0005mg/L以下、か つアルキル水銀が検出され ないこと
セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	150mg/kg以下	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	—	0.01mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下	—	0.006mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	—	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	—	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	—	0.01mg/L以下
鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	150mg/kg以下	0.01mg/L以下
砒素及びその化合物	0.01mg/L以下	150mg/kg以下	0.01mg/L以下
ふっ素及びその化合物	0.8mg/L以下	4,000mg/kg以下	0.8mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下	—	0.01mg/L以下
ほう素及びその化合物	1mg/L以下	4,000mg/kg以下	1mg/L以下
P C B	検出されないこと	—	検出されないこと
有機りん化合物	検出されないこと	—	検出されないこと

出典：「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成15年愛知県条例第7号）

「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成15年愛知県規則第87号）

3.2.8.7 日照阻害

「建築基準法」（昭和25年法律第201号）及び「愛知県建築基準条例」（昭和39年愛知県条例第49号）では、表 3.2.40に示すとおり、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）の用途地域に応じた日影規制が設定されている。

対象事業実施区域は、都市計画区域で用途地域の定められていない地域の日影規制が適用される。

表 3.2.40 建築基準法に基づく日影規制

地域又は区域	制限を受ける建築物	測定面高さ ^{注1)}	容積率(%)	日影時間	
				敷地境界線からの水平距離が10m以内の範囲 ^{注2)}	敷地境界線からの水平距離が10mを超える範囲
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	軒の高さが7mを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物	1.5m	50の場合	3時間	2時間
			100・150の場合	4時間	2.5時間
第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	高さが10mを超える建築物	4m	150の場合	3時間	2時間
			200の場合	4時間	2.5時間
第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	高さが10mを超える建築物	4m	200の場合	4時間	2.5時間
近隣商業地域 準工業地域	高さが10mを超える建築物	4m	200の場合	5時間	3時間
都市計画区域で用途地域の指定のない区域	高さが10mを超える建築物	4m	200の場合	4時間	2.5時間

注1) 当該建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面からの高さをいうものとする。

注2) 敷地境界線からの水平距離が5mを超える範囲に対する規制である。

出典：「建築基準法」（昭和25年法律第201号）

「愛知県建築基準条例」（昭和39年愛知県条例第49号）

3.2.8.8 その他の関係法令に基づく指定状況

対象事業実施区域及びその周囲におけるその他の関係法令に基づく指定状況は、表 3.2.41に示すとおりである。

表 3.2.41 その他の関係法令に基づく指定状況

区分	関係法令等	地域地区等の名称	指定等の有無	
			対象事業実施区域	対象事業実施区域周辺
土地利用関連	都市計画法	風致地区	該当なし	該当なし
	土地区画整理法 (昭和29年法律第119号)	土地区画整理事業の 施行地区	該当なし	該当あり
	都市再開発法 (昭和44年法律第38号)	市街地再開発事業の 施行地区	該当なし	該当なし
	都市緑地法(昭和48年法律第72号)	特別緑地保全地区	該当なし	該当なし
	生産緑地法(昭和49年法律第68号)	生産緑地地区	該当なし	該当あり
	農地法(昭和27年法律第229号)	農地	該当なし	該当あり
	農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)	農業振興地域	該当なし	該当あり
	河川法(昭和39年法律第167号)	河川区域	該当なし	該当あり
		河川保全区域	該当なし	該当なし
	道路法(昭和27年法律第180号)	認定道路	該当なし	該当あり
航空法(昭和27年法律第231号)	制限表面	該当なし	該当なし	
自然環境保全関連	自然公園法 (昭和32年法律第161号)	国立公園	該当なし	該当なし
		国定公園	該当なし	該当なし
	都市公園法(昭和31年法律第79号)	都市計画公園	該当なし	該当あり
	自然環境保全法 (昭和47年法律第85号)	原生自然環境保全地域 及び自然環境保全地域	該当なし	該当なし
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化 に関する法律 (平成14年法律第88号)	鳥獣保護区	該当なし	該当あり
		鳥獣保護区特別保護地区	該当なし	該当なし
		特定猟具使用禁止区域	該当あり	該当あり
	都市の美観風致を維持するための樹木の 保存に関する法律 (昭和37年法律第142号)	保存樹及び保存樹林	該当なし	該当なし
景観法(平成16年法律第110号)	景観計画区域、景観重点地 区、都市景観形成地区等	該当なし	該当あり	
森林法(昭和26年法律第249号)	保安林	該当なし	該当あり	
防災関連	土砂災害警戒区域等における土砂災害防 止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号)	土砂災害警戒区域	該当あり	該当あり
		土砂災害特別警戒区域	該当あり	該当あり
	地すべり等防止法 (昭和33年法律第30号)	地すべり防止区域	該当なし	該当なし
	砂防法(明治30年法律第29号)	砂防指定地	該当あり	該当あり
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関す る法律(昭和44年法律第57号)	急傾斜地崩壊危険区域	該当なし	該当あり
	宅地造成及び特定盛土等規制法 (昭和36年法律第191号)	宅地造成等規制区域	該当あり	該当あり
特定盛土等規制区域		該当なし	該当なし	

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

対象事業実施区域及びその周囲における、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害警戒区域（土石流、急傾斜地の崩壊）及び土砂災害特別警戒区域（土石流、急傾斜地の崩壊）の指定状況は、図 3.2.7に示すとおりである。

対象事業実施区域には、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）及び土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）が存在している。

(2) 砂防指定地

対象事業実施区域及びその周囲における、「砂防法」に基づく砂防指定地の指定状況は、図 3.2.8に示すとおりである。

対象事業実施区域の全体が、砂防指定地に該当する。

(3) 急傾斜地崩壊危険区域

対象事業実施区域及びその周囲における、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定状況は、図 3.2.8に示すとおりである。

対象事業実施区域には、急傾斜地崩壊危険区域の指定はない。

(4) 洪水浸水想定区域

対象事業実施区域周辺の洪水浸水想定区域は図 3.2.9に示すとおりである。対象事業実施区域の位置する東郷町には、洪水浸水想定区域はない。

なお、「東郷町防災マップ」（令和2年 東郷町ホームページ）に示される「東郷町ハザードマップ」は図 3.2.10に示すとおりであり、過去の被害で浸水した区域や冠水した箇所、1時間あたり52mmの降雨があった場合に想定される浸水箇所、ため池が満水時に決壊した場合の浸水想定区域が示されており、対象事業実施区域はこれらに該当しないとされている。なお、対象事業実施区域南西側の道路には、過去に冠水した箇所がある。

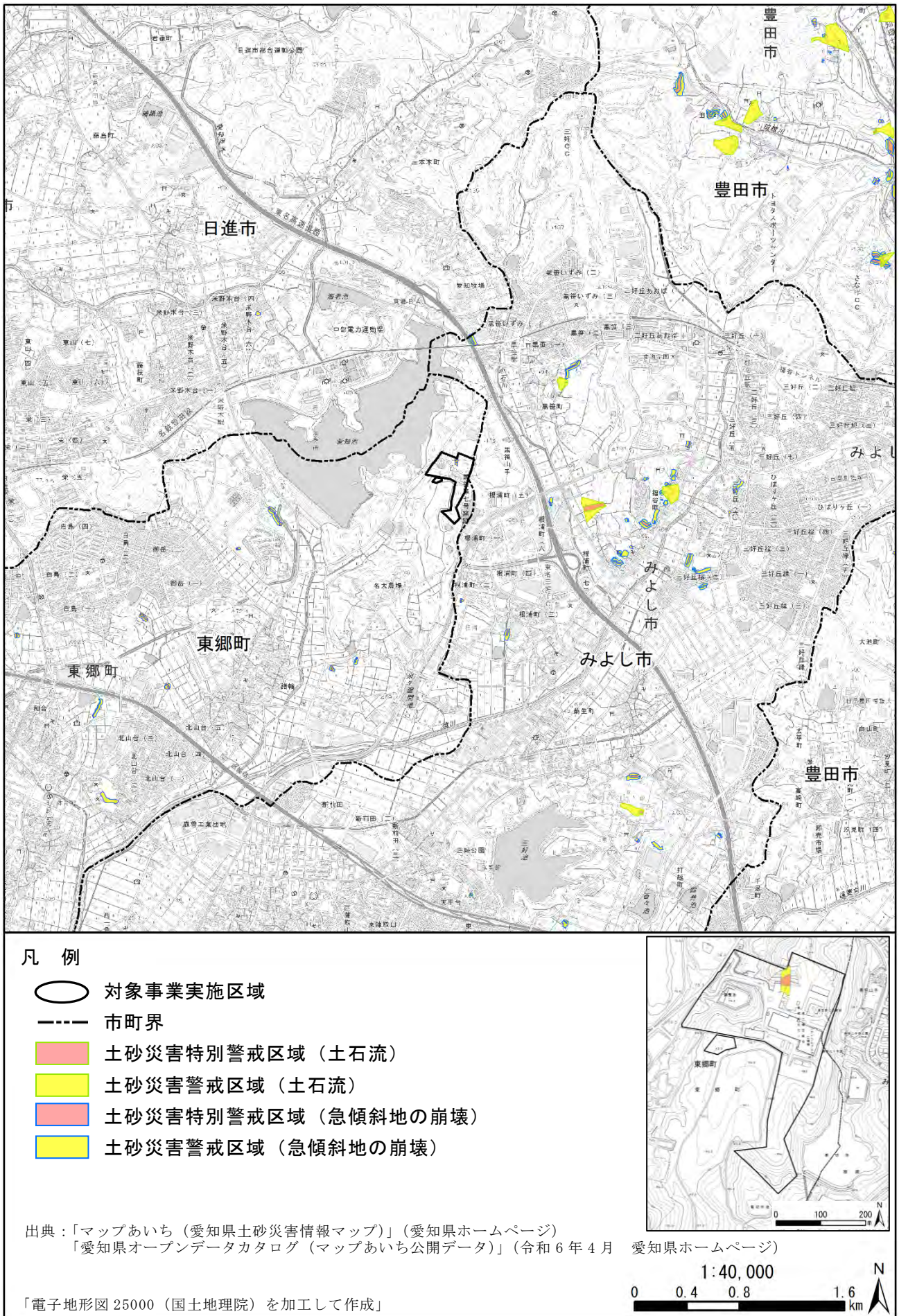


図 3.2.7 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の状況

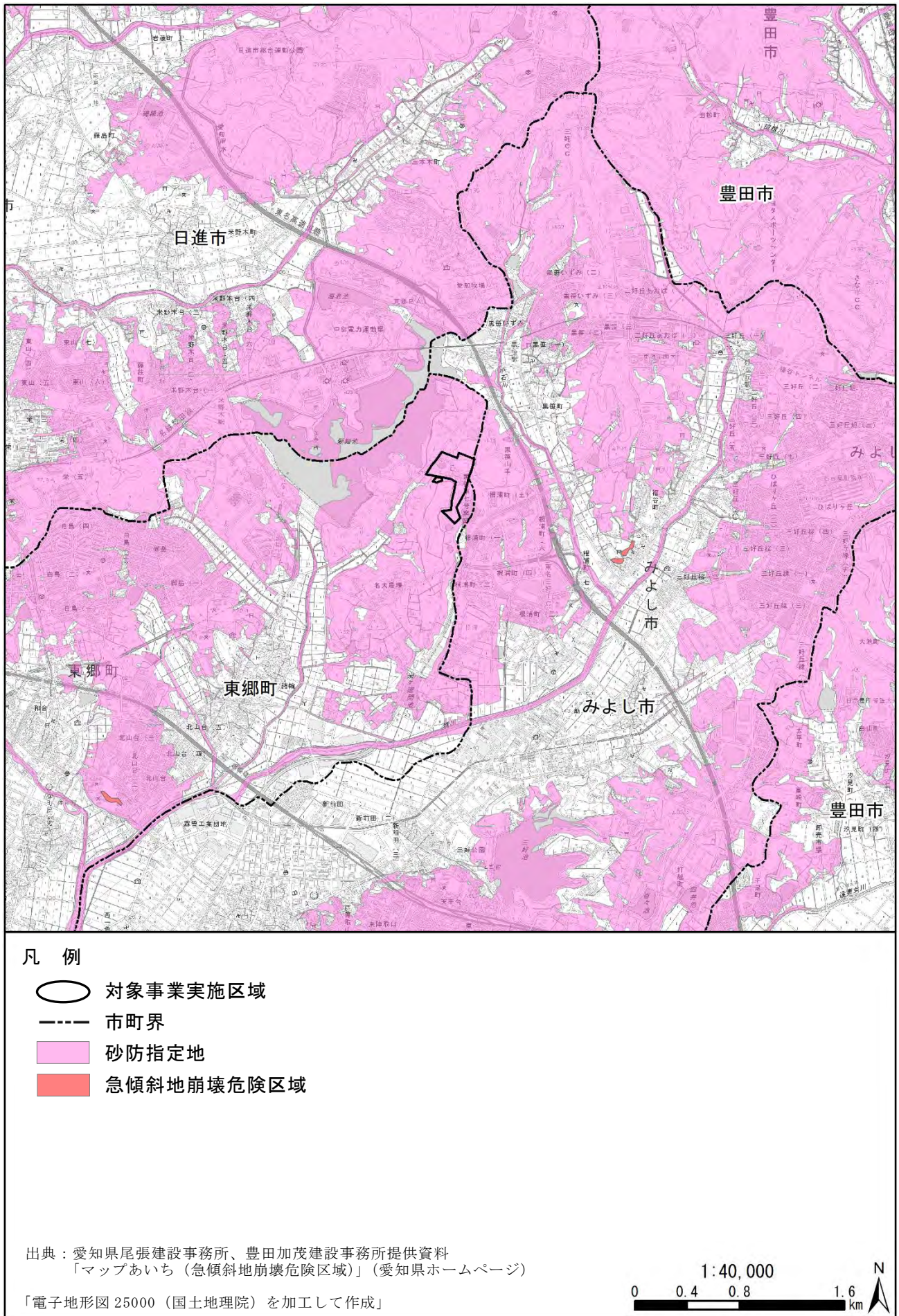


図 3.2.8 砂防指定地及び急傾斜地崩壊危険区域の状況

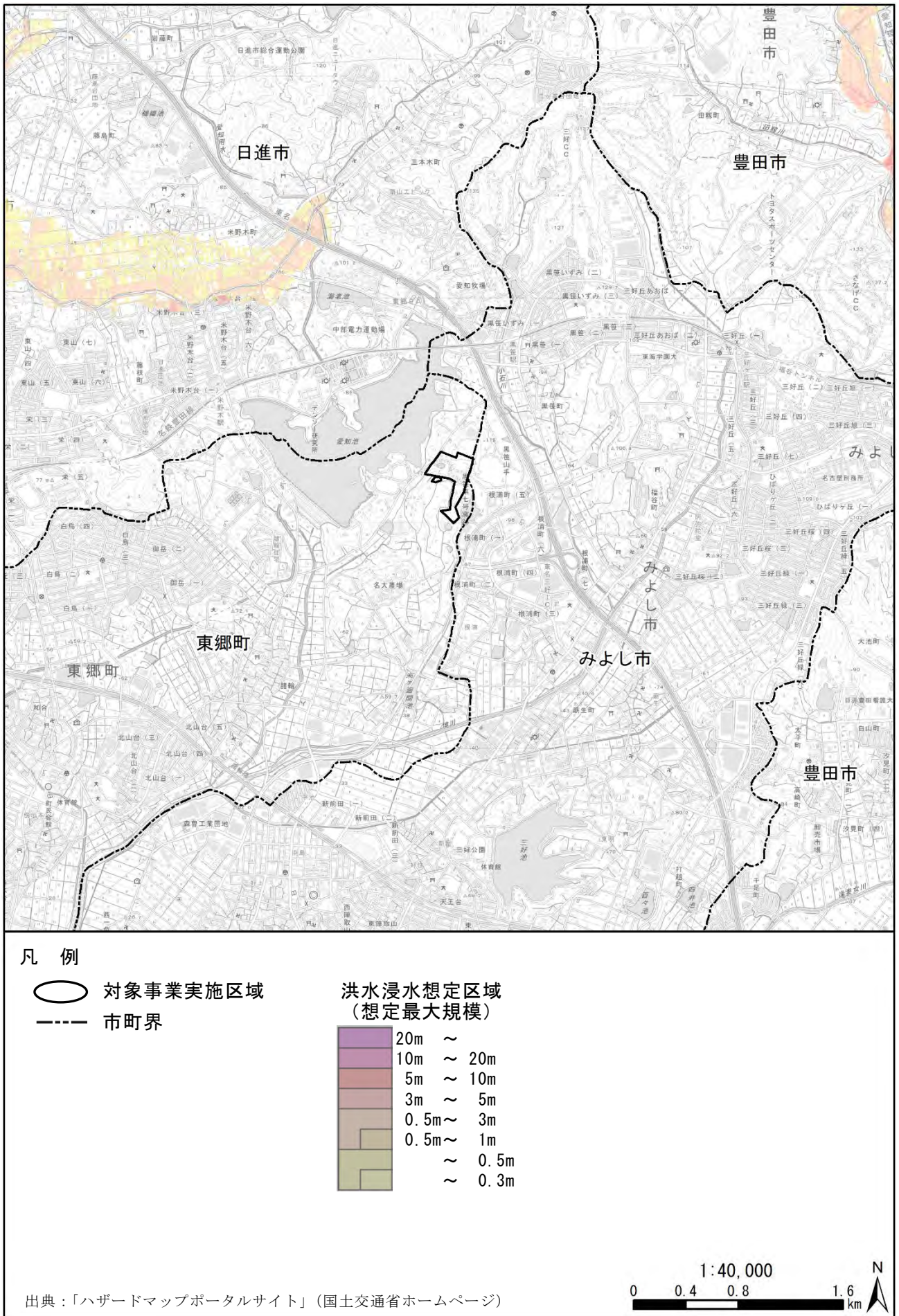
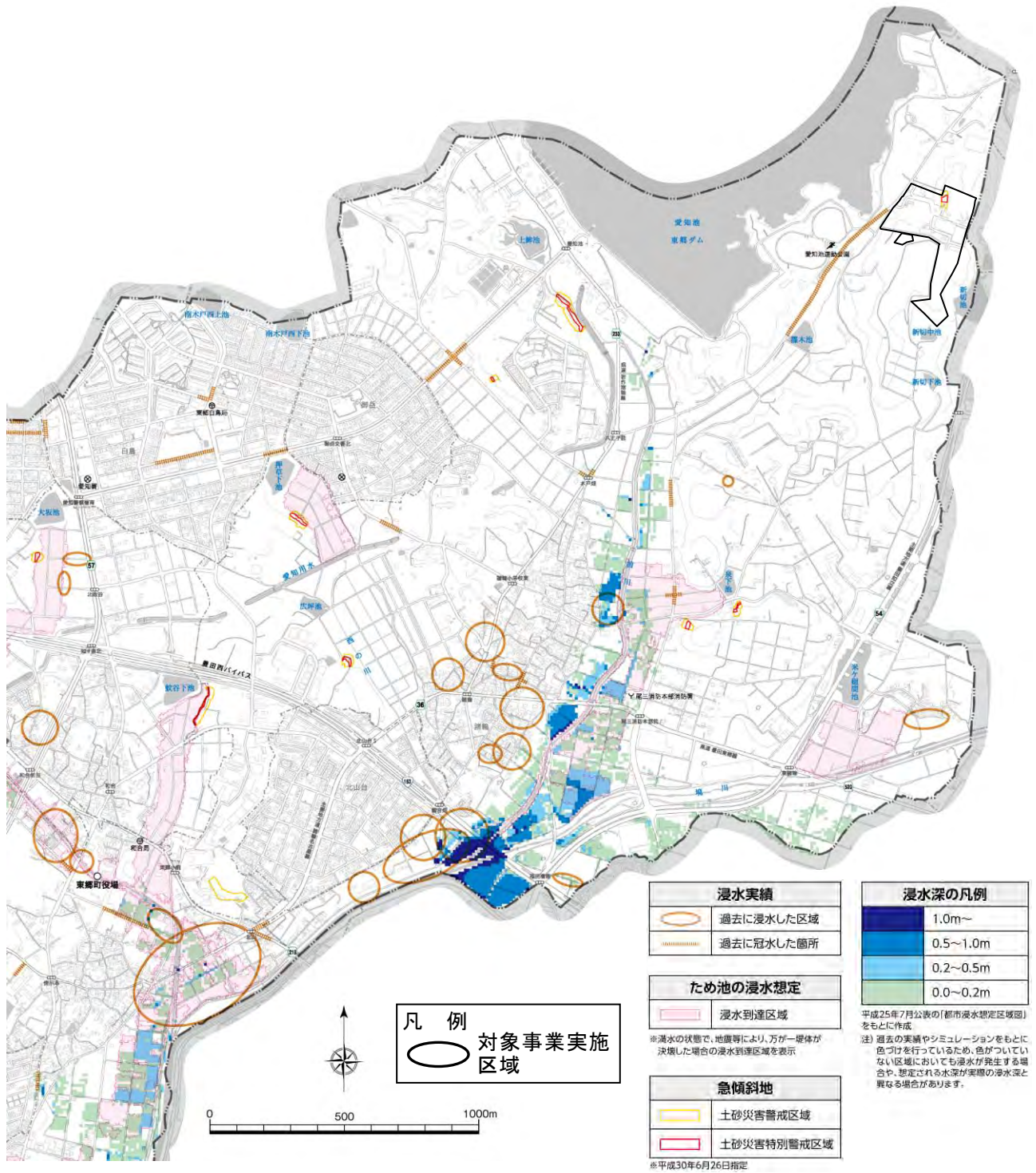


図 3.2.9 洪水浸水想定区域の状況



出典：「東郷町防災マップ」（令和2年 東郷町ホームページ）

図 3.2.10 東郷町ハザードマップ

3.2.8.9 環境基本計画等

(1) 第5次愛知県環境基本計画

愛知県では、「愛知県環境基本条例」（平成7年愛知県条例第1号）に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成9年8月に第1次の「愛知県環境基本計画」が策定された。その後、環境政策の更なる展開を図るため、5年を目安に見直しが行われ、令和3年2月に2040年頃までの長期を展望した上で、2030年度までの間に取り組むべき施策の方向を示す「第5次愛知県環境基本計画」が策定された。

概要については、表 3.2.42に示すとおりである。

表 3.2.42 「第5次愛知県環境基本計画」の概要

策定の趣旨	愛知県環境基本条例第9条に基づき、環境の保全に関する長期的な目標及び施策の方向を示すもので、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものである。
期間	2021年度から2030年度まで（10年間）
目標	SDGs達成に向け、環境を原動力に経済・社会が統合的に向上する「環境首都あいち」
環境施策の方向性	SDGsの達成を加速するため、「地球温暖化対策」、「自然との共生」、「資源循環」、「安全・安心の確保」の各分野について、新たな課題への対応も含め取り組むとともに、SDGsを理解・認識した「行動する人づくり」やパートナーシップによる連携・協働を推進する。
特徴	<ul style="list-style-type: none"> (1) 目指すべき3つのあいちの姿の設定 <ul style="list-style-type: none"> ・日本一環境にやさしいあいち ・環境と経済成長が好循環しているあいち ・地域が活性化している魅力あるあいち (2) 環境の各分野の関連性及び経済・社会との関わりの明示 <ul style="list-style-type: none"> ・環境の各分野間の関連を示すとともに、経済や社会との関わりも記載 (3) SDGsとの主な関連性の明示 <ul style="list-style-type: none"> ・施策の方向とSDGsの17のゴールとの関連について、アイコンを利用して分かりやすく記載 (4) 重点施策の設定 <ul style="list-style-type: none"> ・複数の課題（経済・社会分野含む）を総合的に解決する施策のうち、特にSDGsの多くのゴールに貢献する9つの施策を重点施策として位置づけを推進 (5) 数値目標の設定 <ul style="list-style-type: none"> ・環境の各分野に数値目標（合計21項目）を設定

出典：「第5次愛知県環境基本計画」（令和3年2月 愛知県）

(2) 第3次東郷町環境基本計画（2023-2032）

東郷町では、東郷町環境基本条例第8条の規定に基づき、平成15年に「東郷町環境基本計画」を策定し、平成25年の見直しを経て、令和5年3月に現在運用されている「第3次東郷町環境基本計画」を策定した。

本計画は、環境の保全及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくことを目的とし、町民・事業者・行政それぞれが主体的に環境活動に取り組むための計画である。

本計画の計画期間は、令和5年度からの10年間であり、目標年度は令和14年度である。

概要については表 3.2.43に示すとおりである。

表 3.2.43 「第3次東郷町環境基本計画（2023-2032）」の概要

将来の望ましい環境像	基本目標	施策方針
持続可能な“まち・暮らし” ずっと暮らしたい とうごう	基本目標①：脱炭素を目指したまちづくり 地球温暖化の要因である温室効果ガスの排出を抑制し、脱炭素社会を目指します。	地球温暖化防止対策の推進
		環境負荷の少ない交通の推進
	基本目標②：循環型社会を目指したまちづくり 資源の有効利用、廃棄物の適正処理を推進し、循環型社会を目指します。	6Rの推進
		廃棄物の適正処理の徹底
		生活雑排水対策の推進
	基本目標③：自然との共生を目指したまちづくり 豊かな水資源とそれらを中心とした農地・樹林地等の緑で構成される自然環境との共生を目指します。	生物多様性の保全
		身近な緑の保全と創出
		環境に配慮した農業の推進
	基本目標④：安全・安心を目指したまちづくり 公害対策や良好な景観の保全等により、快適な暮らしを営むための安全・安心なまちの維持に努めます。	良好な生活環境の保全
	基本目標⑤：あらゆる主体の参画・協働を目指したまちづくり 基本目標①～④の達成に向けて、あらゆる主体の参画・協働を推進します。	環境配慮行動の推進
環境教育・環境学習の推進		
あらゆる主体の連携		

出典：「第3次東郷町環境基本計画」（令和5年3月 東郷町）

(3) 第2次日進市環境基本計画

日進市では、日進市環境まちづくり基本条例第14条に基づき、平成16（2004）年度に「第1次日進市環境基本計画」を策定し、平成20（2008）年度と平成25（2013）年度の見直しを経て、第1次計画の課題を踏まえ令和6（2024）年3月に、「第2次日進市環境基本計画」を策定している。

たゆまぬ“日進月歩”の取組によって、わがまち日進を将来世代にわたって「住環境と自然が調和するまち」にし、だれもが豊かな生活環境を享受し、健やかで心豊かに暮らしていけるまちを目指すとしている。

計画期間は令和6（2024）年度から令和12（2030）年度の7年間とし、目標年次を令和12（2030）年度としている。

概要については、表 3.2.44に示すとおりである。

表 3.2.44 「第2次日進市環境基本計画」の概要

都市の将来像	目指す環境都市像	環境目標	施策の展開	協働の取組	
ともに暮らす 私たちがつないで創る 人とみどりを大切にするまち 日進 (第6次日進市総合計画)	日進月歩 住環境と自然が調和するまち につしん	環境目標1：脱炭素社会づくり 温室効果ガス排出量の削減を推進します。	1-1 さらに省エネルギーを進めます。 ①省エネ性能の高い設備・機器の導入／②建物の省エネ化の促進／③自動車の省エネ化の促進／④暮らしの省エネ化の促進／⑤市役所における率先した取組	行動する人づくり・地域づくり 行動する人を増やし、ともに活動する	
			1-2 再生可能エネルギーの利用を進めます。 ①太陽光発電設備の導入／②再生可能エネルギーの利用促進		
			1-3 脱炭素型のまちへの転換を進めます。 ①公共交通等の利用促進／②ごみの減量／③地産地消の推進／④緑の保全・創出		
		環境目標2：循環型社会づくり ごみの発生を抑え、資源の循環利用を高めます。	2-1 ごみの発生を抑えます。 ①生ごみの減量化の促進／②食品ロス削減の促進／③事業所等におけるごみ減量化の促進		
			2-2 さらに再利用・資源化を進めます。 ①紙・プラスチックリサイクルの促進／②資源回収機会の充実／③民間サービス等を活用した資源化の促進		
			2-3 ごみを適正に処理します。 ①DXを利用したごみの適時・適正な排出・分別・収集の促進／②事業所等における適正な処理の徹底		
		環境目標3：自然共生社会づくり 身近な自然を大切に、自然の恵みを将来に継承します。	3-1 生態系・生物多様性への関心を高めます。 ①生態系・生物多様性の重要性についての理解促進（啓発活動、ESD 講座等）／②希少野生動物種の保全と外来種の対策		(1) につしん ESD 事業の推進 (2) 学校における環境教育の推進 (3) 一人ひとりの環境行動の推進 (4) マルチパートナーシップの推進
			3-2 水・緑・自然を保全します。 ①自然環境調査（水生生物調査）／②生態系の保全／③農地・ため池の保全／④東部丘陵地等の保全		
		環境目標4：安全が確保される社会づくり 安全・安心で、良好な生活環境を守り育てます。	4-1 良好な生活環境を保全します。 ①環境調査・監視等の実施／②地域の環境衛生の向上／③産業型公害と生活型公害の防止（指導・助言・啓発等）／④不法投棄の防止（指導・啓発等）／⑤生活排水対策の推進		
			4-2 まちの環境美化を進めます。 ①市民参加による環境美化活動の促進／②ポイ捨て等の防止のための暮らしのマナー向上		

出典：「第2次日進市環境基本計画」（令和6年3月 日進市）

(4) 第2次みよし市環境基本計画

みよし市では、みよし市環境基本条例第12条に基づき、平成23（2011）年3月に「みよし市環境基本計画」を策定し、令和3（2021）年3月には複雑・多様化する環境問題や環境を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、「第2次みよし市環境基本計画」を策定している。

本計画の将来像に「循環・共生する持続可能なずっと住みたいまち」を掲げている。

計画期間は令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間としている。

概要については、表 3.2.45に示すとおりである。

表 3.2.45 「第2次みよし市環境基本計画」の概要

環境像	施策分野	目指すまちの姿	施策
循環・共生する持続可能なずっと住みたいまち	1 脱炭素のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> 創・省エネルギーなどの技術革新やビジネス創出により経済が活性化している。 太陽光発電などの導入により、無理のない低炭素型の暮らしが定着している。 	<ul style="list-style-type: none"> ①地球温暖化対策への対応 ②環境負荷の少ない交通の推進
	2 自然共生のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> 多様な自然と風土を適切に保全するとともに、豊かな生態系ネットワークがまちの中に息づいている。 	<ul style="list-style-type: none"> ①豊かな自然の保全・再生 ②身近な緑の保全・創出 ③公害対策の推進 ④快適で人にやさしい都市空間の形成
	3 循環型のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物減量化がさらに進み、小型家電など資源の有効利用が実現している。 ごみ出し・収集での高齢者対策、有害物質対策や、災害廃棄物対策などの仕組みが構築されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ①資源の循環利用の推進 ②資源の地域循環
	4 安全・安心のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> 生活環境が汚染されることなく健全に維持され、起こりうる気候変動や災害に備えたまちづくりによって、市民の健康と安全が守られている。 	<ul style="list-style-type: none"> ①環境汚染の防止とリスク管理 ②良好な生活環境 ③災害に強いまちづくり
	5 協働による環境行動のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> 市民一人一人が環境に対する関心や自覚を高め、環境に配慮した選択ができている。 	<ul style="list-style-type: none"> ①環境学習の推進 ②環境保全行動の推進

出典：「第2次みよし市環境基本計画」（令和3年3月 みよし市）

(5) 豊田市環境基本計画（2026-2035）

豊田市では、「豊田市環境基本条例」に基づき「豊田市環境基本計画」を策定している。平成7（1995）年3月に初めて策定されて以降、平成14（2002）年3月、平成20（2008）年12月、平成30（2018）年3月に改定しており、令和8（2026）年3月に新たな環境基本計画を策定した。

「WE LOVE とよた」を合言葉に、一人ひとりの環境行動の促進、共働による相乗効果の創出、環境行動を下支えする仕組みづくりを進めることで、持続可能な社会を目指すこととしている。

計画期間は令和8（2026）年度から令和17（2035）年度までとしている。

概要については、表 3.2.46に示すとおりである。

表 3.2.46 「豊田市環境基本計画（2026-2035）」の概要

将来都市像	基本理念	めざす環境像	基本方針		施策の柱
つながる つくる 暮らし楽しむまち・とよた	豊田、私豊かな自然の恵み、WE LOVE とよたを合言葉に、豊田市の未来にわたって環境にやさしく、多様で豊かな	豊かな心を育む、人と自然にやさしいまち・とよた	気候変動対策	基本方針1 気候変動に適応しながら脱炭素社会を実現するまち	①再生可能エネルギーの利用促進 ②省エネ化と電化の促進 ③新たなエネルギーや技術の普及促進 ④多分野連携によるまちの脱炭素化 ⑤気候変動への適応
			自然共生	基本方針2 豊かな自然と人がつながり、ミライへつなぐまち	①豊かな自然環境の保全と再生 ②生物多様性保全への理解・行動の促進 ③多様な主体の参画の促進
			循環型社会形成	基本方針3 ミライにつながる循環型のまち	①廃棄物の発生抑制の促進 ②資源の循環利用の促進 ③廃棄物処理の脱炭素化 ④廃棄物の適正処理の推進 ⑤持続可能な廃棄物処理体制の構築
			生活環境保全	基本方針4 良好な生活環境をミライにつなぐまち	①環境汚染の防止とリスク低減 ②事業者の自主的取組の促進

出典：「豊田市環境基本計画（2026-2035）」（令和8年3月 豊田市）

3.2.8.10 地球温暖化防止に関する取組状況

(1) あいち地球温暖化防止戦略2030（改定版）

愛知県では、令和4（2022）年12月に「あいち地球温暖化防止戦略2030（改定版）」を策定した。本戦略では、「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指し、令和12（2030）年度までに愛知県の温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減する目標を掲げ、取り組むべき施策の方向を示している。なお、新たに特に注力する6つの重点施策を柱として、これまで進めてきた「徹底した省エネルギー」と「創エネルギーの導入拡大」を加速するとともに、「愛知発の脱炭素イノベーションの推進」や「水素利用のさらなる拡大」等により、目標の実現を目指すこととしている。

重点施策は、表 3.2.47に示すとおりである。

表 3.2.47 「あいち地球温暖化防止戦略2030（改定版）」における重点施策

重点施策	取組指標と主な施策
1. 脱炭素プロジェクトの創出・支援～愛知からのイノベーションを実現～	<p>■取組指標 カーボンニュートラル戦略会議の選定事業者数 2030年度までに10件</p> <p>■主な施策 ・プロジェクトの選定・事業化の支援 ・既選定プロジェクトの推進 ・革新事業創造提案プラットフォームの運用</p>
2. 意識改革・行動変容	<p>■取組指標 脱炭素社会の実現に向け日常的に取り組んでいることの数 一人当たり平均4.0項目</p> <p>■主な施策 ・「あいち COOL CHOICE」県民運動の強化 ・全世代に向けた情報発信・行動促進 ・行動変容につながる各種施策の実施 ・あいちエコアクション・ポイント</p>
3. 建築物の脱炭素化の推進	<p>■取組指標 住宅用太陽光発電設備・太陽熱利用システムの設置基数 40万基</p> <p>■主な施策 ・住宅用地球温暖化対策設備導入促進のための支援 ・あいちエコ住宅ガイドラインによる周知 ・建築物のZEB化の促進 ・県有施設の率先ZEB化</p>
4. 脱炭素型事業活動の促進	<p>■取組指標 計画書制度に基づく事業者の総排出量 35%削減（2019年度比）</p> <p>■主な施策 ・地球温暖化対策計画書制度の強化 ・事業者の再生可能エネルギーの導入、設備の省エネ化の促進 ・中小事業者等による脱炭素経営の支援</p>
5. ゼロエミッション自動車の普及加速	<p>■取組指標 EV・PHV・FCVの保有割合 20%</p> <p>■主な施策 ・ゼロエミッション自動車導入促進のための支援 ・公用車へのゼロエミッション自動車（EV・PHV・FCV）の率先導入 ・充電インフラ、水素ステーション設置の促進</p>
6. 水素社会の構築	<p>■取組指標 低炭素水素認証制度による認定事業数 2030年度までに20件</p> <p>■主な施策 ・大規模水素サプライチェーンの構築及び利活用 ・低炭素水素サプライチェーンの構築 ・水素利用の更なる拡大（水素ステーションの設置等）</p>

出典：「あいち地球温暖化防止戦略2030（改定版）」（令和4年12月 愛知県）

(2) 第4次東郷町エコプラン 東郷町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号）により、地方公共団体は自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出量の削減等のための措置に関する計画の策定が義務付けられている。

東郷町では、平成19年10月から「東郷町エコプラン（東郷町地球温暖化対策実行計画・職員環境保全率先計画）」を策定し取組を行っており、令和6年3月には「第4次東郷町エコプラン 東郷町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）令和6年度～令和12年度」を策定している。

計画期間は令和6（2024）年度から令和12（2030）年度までの7年間としている。削減目標は政府実行計画「業務その他の部門」における削減目標に準じ、平成25（2013）年度を基準年度とし、令和12（2030）年度までに温室効果ガス排出量を51%削減することを目指すとしている。

概要については、表 3.2.48に示すとおりである。

表 3.2.48 「第4次東郷町エコプラン」の概要

目的	「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づき、町が事務事業に係る環境に配慮した取組を率先して実行し、温室効果ガス排出量を削減することを目的に策定。
期間	令和6年度から令和12年度までの7年間
適用範囲	役場庁舎、保育園及び児童館の事務及び事業、町民会館、総合体育館、いこまい館、愛知池運動公園、町民運動広場、ゲートボール場、資源回収ステーション、中部老人憩いの家
削減目標	平成25年度の削減目標施設のCO ₂ 総排出量（537,513kg）から51%削減
主な取組	<p>空調：室温は夏は高め（28℃）、冬は低め（19℃）にする。空調の運転時間を適正化する。</p> <p>給湯等：給湯温度をこまめに調整する。</p> <p>照明：外光等を利用し、必要な場所・時間帯のみ点灯し、無駄をなくす。</p> <p>エレベーター：出来るだけ使用しないように努め、階段を積極的に利用する。</p> <p>OA機器：可能な範囲で省電力モードを採用する。退庁時は電源を切る。</p> <p>公用車：アクセル調整等のエコドライブに努める。出張等は公共交通機関を積極的に利用する。</p> <p>用紙類：両面コピー、裏面活用を徹底する。ミスコピーをしないよう努める。庁内情報システムを有効利用し、紙の使用を減らす</p> <p>廃棄物、リサイクル：ごみの分別を徹底し、資源化を促進する。割り箸・紙コップ等の使用を自粛する。封筒、ファイルなどの再利用を促進する。プリンタのトナーカートリッジの回収、リサイクルを推進する。昼食等の食べきりを推進する。個人のごみは持ち帰る。</p> <p>物品購入：グリーン購入を推進する。</p>

出典：「第4次東郷町エコプラン 東郷町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）令和6年～令和12年度」（令和6年3月 東郷町）

(3) 第2次日進市環境基本計画・地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

日進市では、令和6（2024）年3月に「第2次日進市環境基本計画」を策定しており、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を包括し一体的に作成している。

計画期間は、令和6（2024）年度から令和12（2030）年度までとしている。

削減目標は、二酸化炭素排出量について令和12（2030）年度に平成25（2013）年度比46%削減とする。

また、日進市では、令和4（2022）年2月には温室効果ガスの排出を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を宣言している。

概要については、表 3.2.49に示すとおりである。

表 3.2.49 「第2次日進市環境基本計画・地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の概要

対象とする温室効果ガス	愛知県内の温室効果ガスの94.1%（2019年度）が二酸化炭素であることや発生要因等を勘案して、本計画が対象とする温室効果ガスは二酸化炭素のみとする。	
対象とする主体の範囲	市域の二酸化炭素の排出の削減を図るためには、すべての主体の積極的な関与が必要である。したがって、市民、事業者、市（行政）の三者を対象とする。	
計画期間	令和6（2024）年度から令和12（2030）年度まで	
削減目標	2030年度に2013年度比46%削減を目標とする。	
主な取組	(1) 緩和策の推進	1-1 さらなる省エネルギー化を進める。 ① 省エネ性能の高い設備・機器の導入 ② 建物の省エネ化の促進 ③ 自動車の省エネ化の促進 ④ 暮らしの省エネ化の促進 ⑤ 市役所における率先した取組 1-2 再生可能エネルギーの利用を進めます。 ① 太陽光発電設備の導入 ② 再生可能エネルギーの利用促進 1-3 脱炭素型のまちへの転換を進めます。 ① 公共交通等の利用促進 ② ごみの減量 ③ 地産地消の推進 ④ 緑の保全・創出
	(2) 適応策の推進	①農業 ・気候変動による農作物への影響に関する情報収集 ・農業関連団体と協力・連携し、日照不足、高温といった気象条件や自然災害に対する管理・技術対策（適応技術導入や品種転換など）、病虫害発生予報などの農業者への周知 ②水環境・水資源 ・河川などの水質調査の継続的な実施 ③自然生態系 ・気候変動に伴う外来種の定着による在来種への影響などの分布の変化を把握するため、市民・市民団体とともに情報収集やモニタリング、外来種の駆除活動を実施 ④自然災害 ・ハザードマップの周知や防災情報の提供、避難所や災害時の備蓄品の整備など、災害に強いまちづくり、地域防災力の強化 ・老朽化した側溝や雨水排水施設の計画的改修 ・雨水を貯留し洪水被害を軽減するグリーンインフラとしての機能を発揮できるようにするための農地の保全 ⑤健康 ・イベント・市広報・市ホームページなどで熱中症の注意喚起や熱中症の予防・対処法に関する情報提供 ・暑熱を回避する休憩所などの確保 ・都市公園をはじめとするまちなかの緑の適正な維持・管理による緑陰の確保

出典：「第2次日進市環境基本計画」（令和6年3月 日進市）

(4) 日進市環境保全・創出のための行動計画（地球温暖化対策実行計画 事務事業編）

日進市では、令和6（2024）年3月に第2次日進市環境基本計画・地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定したことにあわせ、「日進市環境保全・創出のための行動計画（地球温暖化対策実行計画 事務事業編）」を策定している。

計画期間は、令和6（2024）年度から令和12（2030）年度までとしている。

削減目標は、二酸化炭素排出量を平成25（2013）年度比で55%削減し、3,624t-CO₂以下に抑えることを目標として掲げている。

概要については、表 3.2.50に示すとおりである。

表 3.2.50 「日進市環境保全・創出のための行動計画
（地球温暖化対策実行計画 事務事業編）」の概要

計画の目的	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策推進法第21条第1項で、市町村は自らの事務及び事業に関し、温室効果ガス排出量を削減するための措置に関する計画を策定するものとされている。 この行動計画は、同規定に基づき、国の策定する地球温暖化対策計画に即し、第6次日進市総合計画と日進市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）との整合を図って策定する。
対象とする事務の範囲と温室効果ガス	<ul style="list-style-type: none"> この行動計画の対象は、本市の全事務及び事業とする。 対象とする温室効果ガスは、県内の温室効果ガスの94.1%（2019年度）が二酸化炭素であることや発生要因等を考慮し、二酸化炭素のみとする。
計画期間	2024年度から2030年度末まで。
削減目標	<ul style="list-style-type: none"> 国、愛知県は、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で46%減らすことを目標とし、2050年度までに総排出量を実質ゼロとする計画を掲げている。本市の地球温暖化対策実行計画（区域施策編）では、5つの分野ごとに削減目標を立て、全体として2030年度の二酸化炭素排出量を2013年度比で46%削減することを目標としている。 この行動計画では、本市の地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の「業務その他部門」の削減目標値である2013年度比53.4%を上回る目標として、二酸化炭素排出量を2013年度比で55%削減し、3,624t-CO₂以下に抑えることを目標として掲げる。
主な取組	<ol style="list-style-type: none"> 設備・機器の省エネ化 <ul style="list-style-type: none"> 空調機器、照明設備、電気機器について、LED照明、高効率空調機器など、省エネ効果が高い設備・機器への切り替えを進める。 次世代自動車（EV、PHV、FCV）の導入 <ul style="list-style-type: none"> 公用車について、次世代自動車への切り替えを順次進める。 次世代自動車の公用車台数に応じ、公共施設へのEV充電スタンド設置を進める。 再生可能エネルギーの導入 <ul style="list-style-type: none"> 公共施設の新設・更新時は、太陽光発電設備の設置を可能な範囲で検討する。 既存施設については、大規模改修時等に劣化度、建物（屋根）形状、残存耐用年数などを勘案し、効果が高い施設への設置を検討する。 環境配慮電力の導入 <ul style="list-style-type: none"> 財政面の影響を考慮しつつ、カーボンフリー電力など、二酸化炭素排出係数が低い電力の使用に努める。 環境配慮行動の推進 <ul style="list-style-type: none"> 事務のペーパーレス化、エコ通勤、時差勤務や在宅勤務の活用、業務効率化による時間外勤務の削減に取り組み、事務処理で生じるエネルギーの節減に努める。 施設の省エネ化・緑化 <ul style="list-style-type: none"> 公共施設の空調管理を徹底する他、公共施設の更新、大規模改修時におけるZEB方式建築の導入を検討し、建物内のエネルギー消費を抑制できる施設への転換を検討する。 二酸化炭素の吸収源となるよう、公共施設や敷地の緑化を推進する。

出典：「日進市環境保全・創出のための行動計画（地球温暖化対策実行計画 事務事業編）」（令和6年3月 日進市）

(5) みよし市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）

みよし市では、平成12（2000）年3月に「三好町地球温暖化対策実行計画、庁内環境保全率先行動計画」を策定し、平成23（2011）年3月には「地球環境にやさしい 低炭素型都市づくり」を含む基本目標を定めた「みよし市環境基本計画」を策定し、これを市の地球温暖化対策実行計画（区域施策編）と位置づけた。「三好町地球温暖化対策実行計画、庁内環境保全率先行動計画」は平成27（2015）年3月に、「みよし市環境基本計画」は平成29（2017）年3月にそれぞれ計画の中間見直しを実施した。その後、令和3（2021）年3月に、市の地球温暖化対策の現状を踏まえるとともに、国の「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく計画として、「みよし市地球温暖化対策実行計画」を策定している。

計画期間は、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間としている。

削減目標は、平成25（2013）年度を基準年とし令和12（2030）年度までに、区域施策編においては26%削減、事務事業編においては40%削減としている。

また、みよし市では令和元（2019）年12月に「ゼロカーボンシティ宣言」を表明している。

概要については、表 3.2.51に示すとおりである。

表 3.2.51 「みよし市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）」の概要

目的	「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、市域全体から排出される温室効果ガスの排出抑制（区域施策編）および市の事務事業に起因する温室効果ガスの排出抑制（事務事業編）の実行のために、市民・事業者・市（行政）の各主体の役割を明確にし、地球温暖化対策に関する施策や取り組みを総合的かつ計画的に推進することを目的とする。
計画期間	令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間
削減目標	<p>【区域施策編における削減目標】</p> <p>みよし市全体での温室効果ガス（CO₂）排出量を令和12（2030）年度までに平成25（2013）年度比で26%削減</p> <p>【事務事業編における削減目標】</p> <p>みよし市の事務事業に起因する温室効果ガス（CO₂）排出量を令和12（2030）年度までに平成25（2013）年度比で40%削減</p>
施策展開	<p>本計画は、第2次みよし市環境基本計画のうち、「脱炭素のまちづくり」を担う重要分野であるため、環境基本計画の「脱炭素のまちづくり」における施策展開を本計画でも実行する。</p> <p>【施策】</p> <p>①地球温暖化対策への対応</p> <p>②環境負荷の少ない交通の推進</p> <p>【主な取り組み】</p> <p>1. ①.1 省エネルギーの推進</p> <p>1. ①.2 再生可能エネルギーの推進</p> <p>1. ②.1 環境にやさしい自動車利用促進</p> <p>1. ②.2 公共交通機関の整備と利用促進</p>

出典：「みよし市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）」（令和3年3月 みよし市）

(6) 豊田市地球温暖化防止行動計画2026-2035

豊田市では、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編・事務事業編）として、令和8（2026）年3月に「豊田市地球温暖化防止行動計画2026-2035」を策定しており、第4章については気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応計画」（別冊）としている。

また、本計画は「豊田市環境基本計画」における気候変動対策分野のうち、気候変動対策に関連する施策等を定める個別計画として位置づけられている。

計画期間は、令和8（2026）年度から令和17（2035）年度までの10年間としている。

削減目標は、平成25（2013）年度比で2030目標（令和12年度）として50%削減、2035目標（令和17年度）として63%削減としているほか、2050年度（長期目標）はカーボンニュートラルの実現を目指すとしている。

また、豊田市では令和元（2019）年11月に「ゼロカーボンシティ宣言」を表明している。

概要については、表 3.2.52に示すとおりである。

表 3.2.52 「豊田市地球温暖化防止行動計画2026-2035」の概要

位置付け	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編・事務事業編）、気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画（別冊）、及び「豊田市環境基本計画」における気候変動対策に関連する施策等を定める個別計画。
計画期間	令和8（2026）年度から令和17（2035）年度までの10年間
対象範囲	区域施策編：市全体 事務事業編：市の全職員が実施する事務事業及び施設
対象とする温室効果ガス	<ul style="list-style-type: none"> ・区域施策編 二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン類（ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素）。 ・事務事業編 二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素
削減目標	<ul style="list-style-type: none"> ・2030年度 温室効果ガス削減目標 2013年度比 50%減 ・2035年度 温室効果ガス削減目標 2013年度比 63%減 ・2050年度 温室効果ガス排出量実質0
再生可能エネルギー導入率目標	<ul style="list-style-type: none"> ・2030年度 30% ・2035年度 34%
施策の柱（区域施策編）	<ol style="list-style-type: none"> 1 再生可能エネルギーの利用促進 2 省エネ化と電化の促進 3 新たなエネルギーや技術の普及促進 4 多分野連携によるまちの脱炭素化
削減に向けた取組（事務事業編）	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設でのハード対策 ・公用車への対策 ・職員の環境配慮行動

出典：「豊田市地球温暖化防止行動計画2026-2035」（令和8年3月 豊田市）

3.2.8.11 景観計画等

(1) 美しい愛知づくり基本計画

愛知県では、平成18年3月に「美しい愛知づくり基本方針」を策定し、同時に景観への取組を積極的に進めるため、「美しい愛知づくり条例」を制定した。また、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成19年3月に「美しい愛知づくり基本計画」を策定し、その計画における目標は表 3.2.53に示すとおりである。

平成21年3月には、愛知県職員を始め公共事業に携わる者が、公共事業の景観に対する影響や効果、責務を十分認識し、県民が望む良好な景観を形成するための基礎知識や指針、配慮事項等を示した「愛知県公共事業景観整備指針」を策定し、令和5年8月には、公共事業の種類別に景観設計の進め方の例示を加筆するなどの一部改訂が行われた。

表 3.2.53 「美しい愛知づくり基本計画」の目標

基本目標	分野別の目標
未来につなぐ 緑豊かな“美しい愛知”	多様な生物が共存する『自然景観』 ～変化に富んだ地形と生物多様性を支える自然環境を守ります～
	武家文化や近代化遺産が伝える『歴史景観』 ～先人達が築いてきた尾張や三河の歴史・文化を伝え残します～
	心の豊かさを映し出す『生活景観』 ～身近な文化を守り、育て、潤いと安らぎのある生活環境を創出します～
	「モノづくり」の活力が創り出す『産業景観』 ～産業により創出される特色ある景観を守り、育みます～

出典：「美しい愛知づくり基本計画」（平成19年3月 愛知県）

(2) みよししみどりと景観計画

みよし市では、「緑の基本計画」と「景観計画」が一体となった「みどりと景観計画」を策定し、平成23年4月に公表、同年7月に発効した。その後、上位関連計画の改定や社会情勢の変化に対応した緑地の保全及び緑化の推進を図っていくため、令和6年7月に改定が行われている。

本計画は、市の緑と景観の総合的指針となるもので、環境基本計画等の部門別計画と整合を図りつつ、都市緑地法、景観法の考えにのっとり、策定されている。

基本理念として、「～みよし市の目指す景観のために～みよしらしい水と緑の豊かさを守り、育み、楽しむ」が掲げられ、景観計画区域はみよし市全域、目標年次は令和15（2033）年度となっている。

概要については、表 3.2.54に示すとおりである。

表 3.2.54 「みよししみどりと景観計画」の概要

基本理念	基本目標	施策
みよしらしい水と緑の豊かさを守り、育み、楽しむ （みよし市の目指す景観のために）	<p>「まもる」 地域性緑地（地域に残る貴重な緑）の保全や都市公園及び緑道、街路樹等の維持管理に市民協働で取り組みながら生物多様性に配慮し緑をまもりまします。また、自然景観や歴史・文化景観といった景観についても地域特性を踏まえて保全していきます。</p>	<p>① 里山・樹林地の保全 ② 河川やため池の保全、水質浄化 ③ 田園・果樹園等の農地の保全、有効活用 ④ 都市景観の保全・整備の推進 ⑤ 都市公園及び都市緑地の維持管理</p>
	<p>「つくる・つなぐ」 都市公園や緑道等の施設緑地や街路樹等の道路植栽の整備や改修により連続する緑をつくり、緑のネットワークを形成するように緑をつないでいきます。</p>	<p>⑥ 都市公園及び都市緑地の整備 ⑦ 親水空間の整備 ⑧ 緑のネットワークの充実</p>
	<p>「ふやす」 公共空間とともに民有地における緑化の推進やこれらの取組の規制により、豊かで快適な暮らしに有効なグリーンインフラに資する新たな緑をふやします。</p>	<p>⑨ 公共施設の緑化の推進 ⑩ 住宅地の緑化の推進 ⑪ 工場、事務所等の緑化の推進</p>
	<p>「はぐくむ」 市民・活動団体・事業者・行政それぞれが緑に関する理解を深め、さらに関心を高めて、緑化や維持管理・運営等の活動により人のつながりや緑をはぐくみます。また、市街地等における生活景観についても協働の取組を行いながら、愛着や誇りの持てる身近な景観をはぐくんでいきます。</p>	<p>⑫ 環境学習の推進 ⑬ 市民参加による緑・景観まちづくりの仕組みづくり ⑭ 緑・景観に関する効果的な情報の発信</p>

出典：「みよししみどりと景観計画」（令和6年7月 みよし市）

(3) 豊田市景観計画

豊田市では、平成20年3月に景観法に基づく「豊田市景観計画」を策定し、平成30年3月に見直しを行っている。

目指すべき景観像として「人と自然と産業が響きあういちばん美しいまち・豊田」を設定しており、景観計画区域は豊田市全域である。

概要については、表 3.2.55に示すとおりである。

表 3.2.55 「豊田市景観計画」の概要

目指すべき景観像	人と自然と産業が響きあう いちばん美しいまち・豊田
基本目標	<ol style="list-style-type: none"> 1 生命を育み環境を守る自然景観づくり ～豊かな水と森を守り育み、人と生き物にやさしい環境を持った景観をつくります～ 2 豊かな心を育む生活景観づくり ～快適性と安全性を基盤に、愛着と誇りが持てる景観をつくります～ 3 活力を生み出す産業景観づくり ～モノづくり産業の活気が感じられ、また、交流と賑わいが見られる景観をつくります～ 4 文化を培う歴史景観づくり ～地域の伝統を受け継ぎ、歴史と文化の香り高い景観をつくります～
景観形成の基本方針(ゾーン別)	<ul style="list-style-type: none"> ●市街地ゾーン <ul style="list-style-type: none"> ・水と緑で繋ぐうおい豊かな景観を形成する ・人とクルマからの視線に配慮した美しいまちなみ景観を形成する ・市の「顔」にふさわしい質の高い市街地景観を形成する ・地域の歴史文化を活かした魅力的な景観を形成する ・緑豊かで広がりを感じられる工場景観を形成する ●都市・田園共生ゾーン <ul style="list-style-type: none"> ・広がりのある田園景観と山並みへの眺望景観を保全する ・落ち着いた感じられる住宅地内の景観を守り育む ●都市近郊自然共生ゾーン <ul style="list-style-type: none"> ・多様な生物が生息できる環境を有した景観を形成する ・心和む美しい住宅地景観を保全する ・周囲の里山などの自然景観と調和した住宅及び工場の景観を形成する ・地域の歴史を物語る景観資源を保全・活用する ●森林環境共生ゾーン <ul style="list-style-type: none"> ・森林の適切な維持管理により美しい山並み景観を保全する ・山村に残る地域文化を継承したまちなみ景観を形成する ・地域の拠点にふさわしいまちなみ景観を形成する ・歴史的な趣を際立たせる資源を活用し、魅力あるまちなみ景観を形成する
重点的に取り組む景観施策	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民活動の推進 <ol style="list-style-type: none"> ①民間活動の促進 ②建築物の修景 2 景観学習の推進 <ol style="list-style-type: none"> ①市民の自主的な景観学習の推進 ②学校教育への景観学習の導入支援 3 重点地区の整備 中心市街地地区、国道248号地区、足助地区 4 屋外広告物の規制 <ol style="list-style-type: none"> ①屋外広告物の掲出に関する意識啓発 ②現行規制の見直しと取組の拡充 5 道路の整備 <ol style="list-style-type: none"> ①無電柱化の推進 ②舗装の美装化、ガードレール・照明柱のデザイン向上 ③サイン案内板のデザイン向上 ④緑化の推進 6 水と緑の整備 <ol style="list-style-type: none"> ①公園の整備 ②親水空間の整備 ③民有地の緑化の推進 7 公共建築物の整備 <ol style="list-style-type: none"> ①質の高い施設の建設と適切な維持管理 ②敷地内の緑化 8 行政による景観誘導に関する仕組みづくり <ol style="list-style-type: none"> ①規制区域の指定 ②景観誘導の仕組みの実施

出典：「豊田市景観計画」（平成30年3月 豊田市）

3.2.9 その他都市計画対象事業に関し必要な事項

3.2.9.1 廃棄物の状況

(1) ごみの処理状況

対象事業実施区域及びその周囲3市1町における令和6年度のごみの処理状況は、表 3.2.56(1)に示すとおりである。

対象事業実施区域が位置する東郷町のごみの総排出量は、11,770t/年となっている。また、その他の市におけるごみの総排出量は、日進市が25,092t/年、みよし市が19,290t/年、豊田市が125,400t/年となっている。

また、尾三衛生組合の構成市町である2市1町におけるごみ処理合計量の推移は、表 3.2.56(2)及び図 3.2.11に示すとおりであり、総排出量は緩やかな減少傾向となっている。

表 3.2.56(1) ごみの処理状況（令和6年度）

単位：t/年

項目	東郷町	日進市	みよし市	豊田市
総排出量	11,770	25,092	19,290	125,400
焼却処理量	9,764	19,888	16,276	99,825
直接焼却量	9,302	19,040	15,675	98,933
焼却以外の中間処理量	700	1,291	3,398	18,702
最終処分量	518	1,024	2,132	7,485
総資源化量	2,547	6,754	2,885	17,797

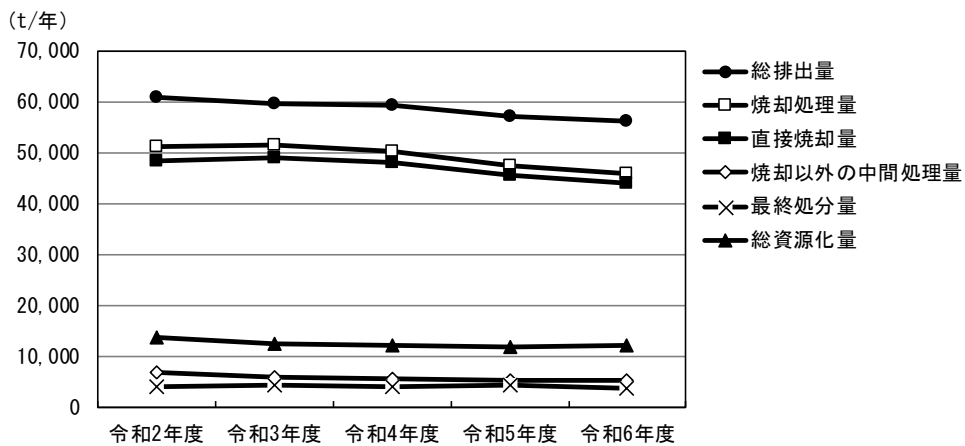
出典：「令和6年度 一般廃棄物処理事業実態調査」（令和8年3月 愛知県）

表 3.2.56(2) 組合構成市町におけるごみ処理合計量の推移

単位：t/年

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総排出量	60,912	59,604	59,400	57,087	56,152
焼却処理量	51,275	51,542	50,354	47,474	45,928
直接焼却量	48,556	49,138	48,129	45,495	44,017
焼却以外の中間処理量	6,697	5,959	5,690	5,280	5,389
最終処分量	3,962	4,347	4,158	4,315	3,674
総資源化量	13,682	12,613	12,297	11,917	12,186

出典：「令和2年度～令和6年度 一般廃棄物処理事業実態調査」（愛知県）



出典：「令和2年度～令和6年度 一般廃棄物処理事業実態調査」（愛知県）

図 3.2.11 組合構成市町におけるごみ処理合計量の推移

(2) し尿及び浄化槽汚泥の処理状況

対象事業実施区域及びその周囲3市1町における令和6年度のし尿及び浄化槽汚泥の処理状況は、表 3.2.57(1)に示すとおりである。

対象事業実施区域が位置する東郷町のし尿等の処理量の合計は、7,462kL/年となっている。また、その他の市のし尿等の処理量の合計は、日進市が12,237kL/年、みよし市が5,508kL/年、豊田市が102,822kL/年となっている。

また、3市1町におけるし尿等の処理量の推移は、表 3.2.57(2)及び図 3.2.12に示すとおりである。

し尿等の処理量の推移は、概ね減少傾向となっている。

表 3.2.57(1) し尿及び浄化槽汚泥の処理状況（令和6年度）

単位：kL/年

項目	東郷町	日進市	みよし市	豊田市
し尿処理量	206	319	396	4,839
浄化槽汚泥処理量	7,256	11,918	5,112	97,983
自家処理量	-	-	-	-
合計	7,462	12,237	5,508	102,822

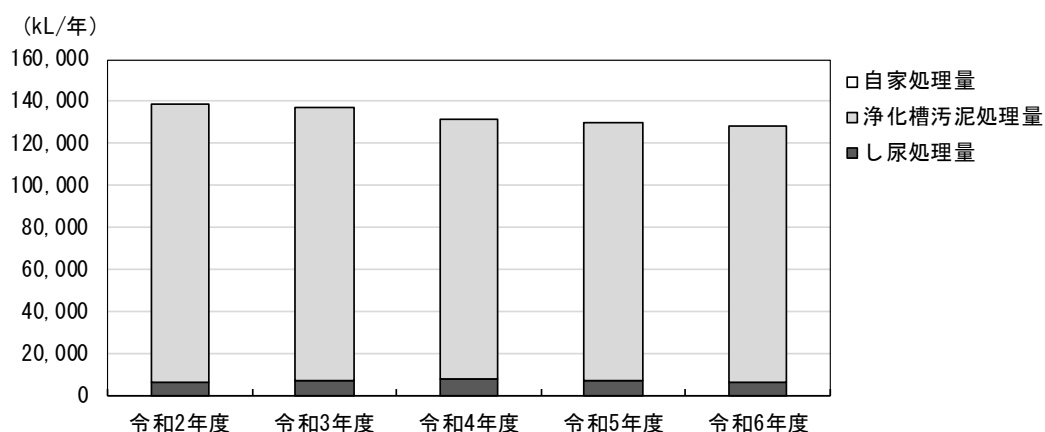
出典：「令和6年度 一般廃棄物処理事業実態調査」（令和8年3月 愛知県）

表 3.2.57(2) 3市1町におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理量の推移

単位：kL/年

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
し尿処理量	6,215	7,052	7,403	7,171	5,760
浄化槽汚泥処理量	132,784	130,145	124,181	122,581	122,269
自家処理量	-	-	-	-	-
合計	138,999	137,197	131,584	129,752	128,029

出典：「令和2年度～令和6年度 一般廃棄物処理事業実態調査」（愛知県）



出典：「令和2年度～令和6年度 一般廃棄物処理事業実態調査」（愛知県）

図 3.2.12 3市1町におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理量の推移

3.2.9.2 公害苦情の状況

対象事業実施区域及びその周囲3市1町における令和5年度の公害苦情の状況は、表 3.2.58及び図 3.2.13に示すとおりである。

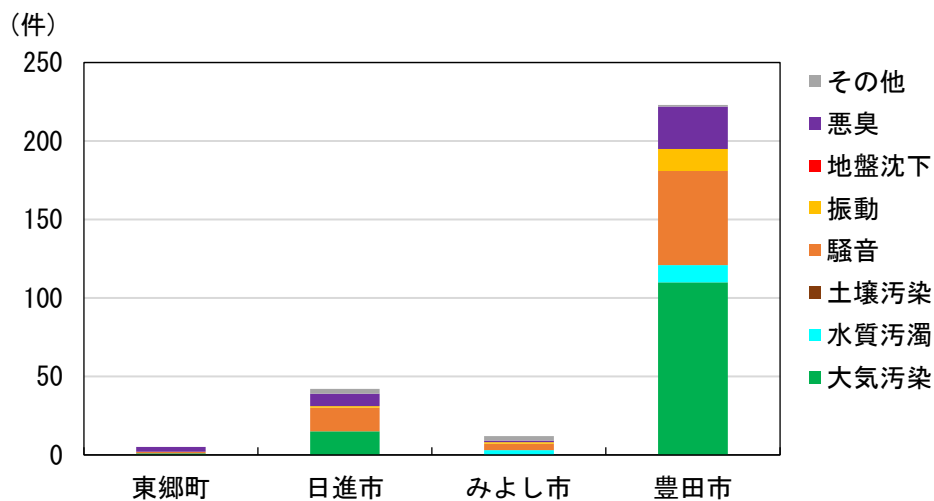
対象事業実施区域が位置する東郷町の公害苦情の総数は5件となっており、その他の市の公害苦情の総数は、日進市は42件、みよし市は12件、豊田市は223件となっている。

表 3.2.58 公害苦情の状況（令和5年度）

単位：件

区分	東郷町	日進市	みよし市	豊田市
大気汚染	1	15	-	110
水質汚濁	-	-	3	11
土壌汚染	-	-	-	-
騒音	1	15	4	60
振動	-	1	1	14
地盤沈下	-	-	-	-
悪臭	3	8	1	27
その他	-	3	3	1
総数	5	42	12	223

出典：「令和7（2025）年度刊愛知県統計年鑑」（愛知県ホームページ）



出典：「令和7（2025）年度刊愛知県統計年鑑」（愛知県ホームページ）

図 3.2.13 公害苦情の状況（令和5年度）

3.2.9.3 維持管理の状況

既存施設の令和7年度の維持管理の状況は、表 3.2.59に示すとおりである。

測定結果は、すべての項目で規制値を下回っていた。

表 3.2.59(1) 維持管理の状況（令和7年度）

		測定位置	測定日	結果報告日	測定結果	施設基準値
ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³)	1号炉	1号炉煙突測定口	7月18日	8月26日	0.000088	1
	2号炉	2号炉煙突測定口	6月13日	7月22日	0.0077	
全水銀 (μg/m ³ N)	1号炉	1号炉煙突測定口	7月18日	8月26日	1.2	50
		〃	10月21日	11月25日	1.2	
		〃	2月4日	3月4日	0.87	
	2号炉	2号炉煙突測定口	5月16日	6月11日	0.56	
		〃	8月19日	9月18日	0.23	
		〃	1月16日	2月13日	0.74	
ばいじん (g/m ³ N)	1号炉	1号炉煙突測定口	4月11日	5月7日	<0.004	0.08
		〃	7月18日	8月26日	<0.004	
		〃	9月30日	10月31日	<0.004	
		〃	10月21日	11月25日	<0.004	
		〃	12月16日	1月19日	<0.004	
		〃	2月4日	3月4日	<0.003	
	2号炉	2号炉煙突測定口	5月16日	6月11日	<0.004	
		〃	6月13日	7月22日	<0.004	
		〃	8月19日	9月18日	<0.004	
		〃	11月28日	12月23日	<0.004	
		〃	1月16日	2月13日	<0.004	
		〃	3月17日	3月30日	<0.004	
硫黄酸化物 (ppm)	1号炉	1号炉煙突測定口	4月11日	5月7日	11.0	30 組合基準値
		〃	7月18日	8月26日	9.0	
		〃	9月30日	10月31日	5.3	
		〃	10月21日	11月25日	12.0	
		〃	12月16日	1月19日	10.0	
		〃	2月4日	3月4日	13.0	
	2号炉	2号炉煙突測定口	5月16日	6月11日	10.0	
		〃	6月13日	7月22日	9.3	
		〃	8月19日	9月18日	5.7	
		〃	11月28日	12月23日	3.6	
		〃	1月16日	2月13日	4.0	
		〃	3月17日	3月30日	7.2	
塩化水素 (mg/m ³ N)	1号炉	1号炉煙突測定口	4月11日	5月7日	48.0	700
		〃	7月18日	8月26日	32.0	
		〃	9月30日	10月31日	16.0	
		〃	10月21日	11月25日	24.0	
		〃	12月16日	1月19日	31.0	
		〃	2月4日	3月4日	34.0	
	2号炉	2号炉煙突測定口	5月16日	6月11日	37.0	
		〃	6月13日	7月22日	28.0	
		〃	8月19日	9月18日	8.0	
		〃	11月28日	12月23日	10.0	
		〃	1月16日	2月13日	2.0	
		〃	3月17日	3月30日	28.0	

出典：「尾三衛生組合 一般廃棄物処理施設維持管理の状況（令和7年度）」（尾三衛生組合ホームページ）

表 3.2.59(2) 維持管理の状況（令和7年度）

		測定位置	測定日	結果報告日	測定結果	施設基準値
窒素酸化物 (v/vppm)	1号炉	1号炉煙突測定口	4月11日	5月7日	70.0	250
		〃	7月18日	8月26日	78.0	
		〃	9月30日	10月31日	79.0	
		〃	10月21日	11月25日	81.0	
		〃	12月16日	1月19日	83.0	
	2号炉	〃	2月4日	3月4日	85.0	
		2号炉煙突測定口	5月16日	6月11日	82.0	
		〃	6月13日	7月22日	90.0	
		〃	8月19日	9月18日	90.0	
		〃	11月28日	12月23日	89.0	
		〃	1月16日	2月13日	87.0	
		〃	3月17日	3月30日	75.0	

出典：「尾三衛生組合 一般廃棄物処理施設維持管理の状況（令和7年度）」（尾三衛生組合ホームページ）

第4章 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果

本章は、令和8年1月に公表した「計画段階環境配慮書」の第5章の内容を基本的に抜粋したものである。

4.1 大気質

4.1.1 調査

4.1.1.1 調査方法

(1) 大気質の状況

文献及び他の資料調査結果により、対象事業実施想定区域周辺の一般環境大気測定局における過去5年間の測定結果（二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類）を調査・整理した。

各測定局の位置は、前掲図 3.1.5（3-9頁参照）に示したとおりである。

(2) 気象の状況

文献及び他の資料調査結果により、対象事業実施想定区域から北西に約12.2kmの位置にある名古屋地方気象台の測定結果（風向・風速）を調査・整理した。

なお、対象事業実施想定区域の最寄りの気象観測所として、対象事業実施想定区域から東北東約8.3kmの位置に豊田地域気象観測所が位置するが、周辺の地形や対象事業実施想定区域における過去の測定データ等から、より類似性の高いと考えられる名古屋地方気象台の観測結果により把握することとした。

4.1.1.2 調査結果

(1) 大気質の状況

一般環境大気測定局等における測定結果は、「3.1.1.2 大気質」（3-8～15頁参照）に記載したとおりである。

測定結果は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及びダイオキシン類ともに環境基準を達成していた。

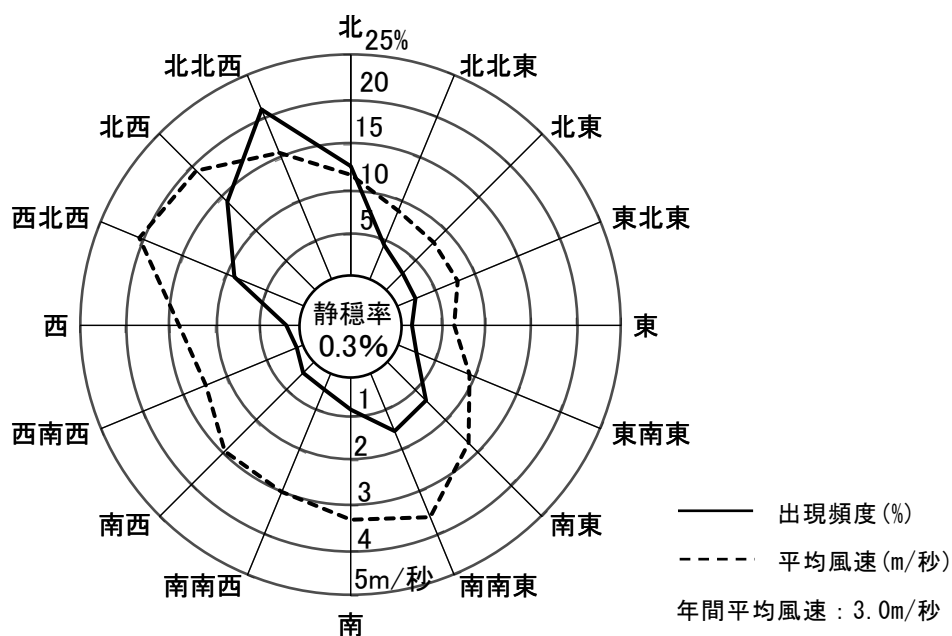
(2) 気象の状況

名古屋地方気象台における令和6年の風向及び風速の測定結果は表4.1.1に、風配図は図4.1.1に示すとおりである。

観測結果は、最多風向は北北西（年間出現頻度：20.9%）、年間平均風速は3.0m/秒となっている。

表 4.1.1 風向・風速の観測結果（令和6年）

風向	北	北北東	北東	東北東	東	東南東	南東	南南東
出現頻度 (%)	12.6	4.7	3.1	2.8	1.8	2.9	6.8	7.7
平均風速 (m/秒)	2.3	1.7	1.6	1.6	1.3	1.9	2.7	3.6
風向	南	南南西	南西	西南西	西	西北西	北西	北北西
出現頻度 (%)	4.3	2.7	2.4	1.5	2.2	9.0	14.4	20.9
平均風速 (m/秒)	3.3	3.0	3.0	2.5	2.8	4.1	3.8	3.1



出典：「過去の気象データ検索」（気象庁ホームページ）

図 4.1.1 名古屋地方気象台における風向・風速及び出現頻度（令和6年）

4.1.2 予測

4.1.2.1 予測方法

(1) 予測項目

予測項目は、計画施設からのばい煙の排出に係る大気質への影響の程度とし、長期平均濃度（年平均値）を予測することとし、項目は既存の一般環境大気測定局の結果からバックグラウンド濃度の把握ができる二酸化窒素（窒素酸化物）、浮遊粒子状物質（ばいじん）、ダイオキシン類とした。

(2) 予測地域

予測地域は、計画施設から排出される煙突排ガスに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、図 4.1.2 に示すとおり、対象事業実施想定区域から半径約 3km の範囲とした。3km 範囲の設定の考え方は、「第3章 配慮書対象事業実施想定区域及びその周囲の概況」（3-1 頁）参照。また、予測点高さは地上 1.5m とした。

(3) 予測対象時期

予測対象時期は、計画施設の稼働が定常の状態になる時期とした。

第4章 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果
4.1 大気質

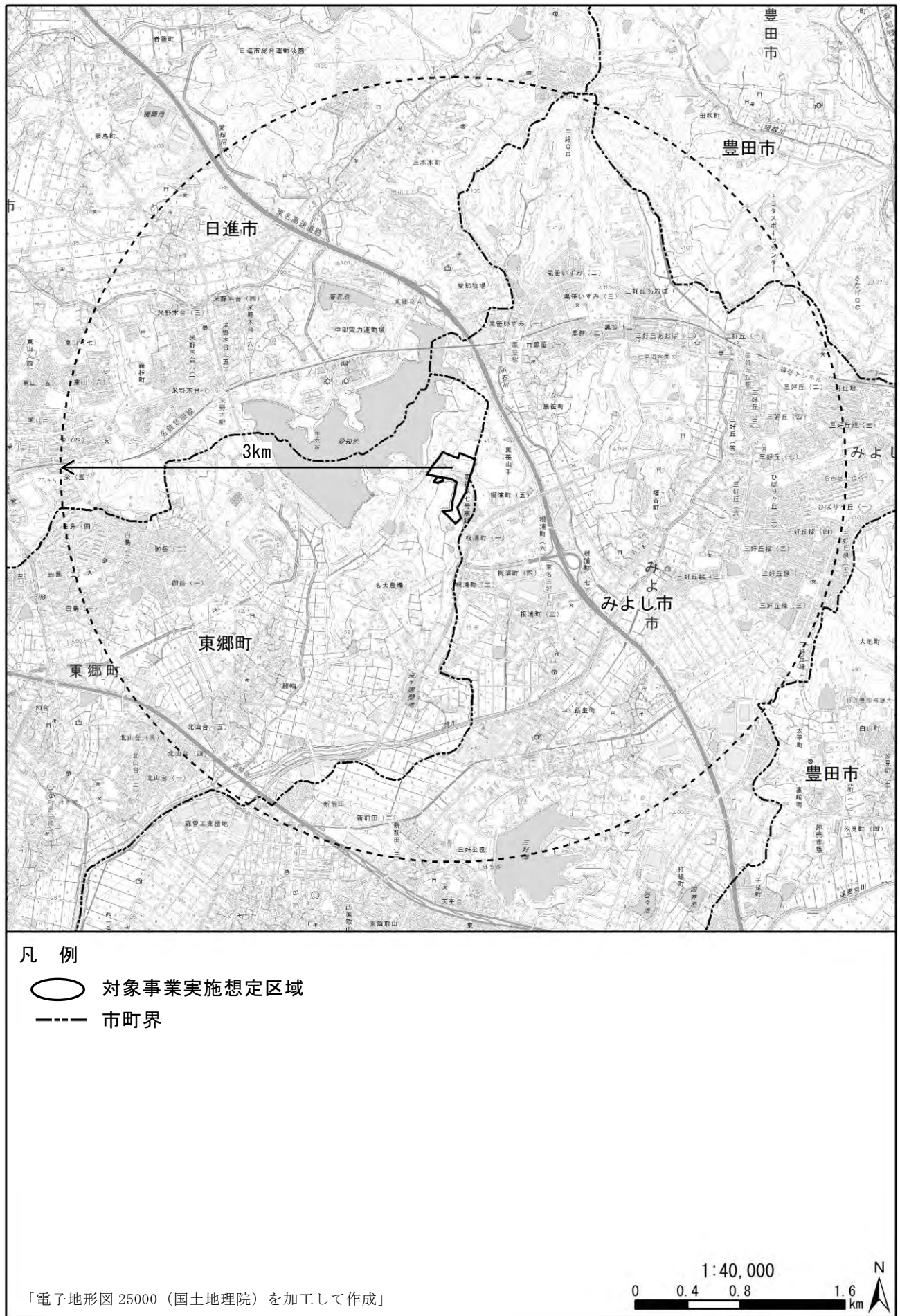


図 4.1.2 大気質の予測地域

(4) 予測方法

① 予測手法

現地での詳細な気象データがないことから、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」(平成18年9月 環境省)に記載された長期平均濃度を求めるための手法のうち簡易的な手法を参考に年平均値に相当する値を求めた。

② 予測式

a) 有風時寄与濃度計算 (風速: 1.0m/秒以上)

拡散式は以下の点煙源ブルーム式を用いた。

$$C(x,y,z) = \frac{Q_p}{2\pi\sigma_y\sigma_z u} \cdot \exp\left(-\frac{y^2}{2\sigma_y^2}\right) \left[\exp\left\{-\frac{(z-H_e)^2}{2\sigma_z^2}\right\} + \exp\left\{-\frac{(z+H_e)^2}{2\sigma_z^2}\right\} \right] \cdot 10^6$$

ここで、

$C(x, y, z)$: 予測地点の濃度 (ppm、mg/m³)

x : 予測地点までの風下距離 (m)

y : 予測地点までの水平距離 (m)

z : 予測地点の高さ (=1.5m)

Q_p : 排出強度 (m³/秒、kg/秒)

u : 風速 (m/秒)

H_e : 有効煙突高 (m)

σ_y : 有風時の水平方向の拡散パラメータ (m)

(大気安定度Cでの値: 表 4.1.2(1)参照)

σ_z : 有風時の鉛直方向の拡散パラメータ (m)

(大気安定度Cでの値: 表 4.1.2(2)参照)

有風時の最大着地濃度 (C_m) に主風向出現比率 (F_w: %) を乗じて、有風時年平均寄与濃度 (C_w) を算出した。

$$C_w = C_m \times F_w / 100$$

b) 静穏時寄与濃度計算 (風速: 1.0m/秒未満)

拡散式は以下の簡易パフ式を用い、静穏時の寄与濃度を計算した。

$$C(R,z) = \frac{Q_p}{(2\pi)^{3/2}\gamma} \left\{ \frac{1}{R^2 + (\alpha^2/\gamma^2) \cdot (H_e - z)^2} + \frac{1}{R^2 + (\alpha^2/\gamma^2) \cdot (H_e + z)^2} \right\} \cdot 10^6$$

ここで、

$C(R, z)$: 予測地点の濃度 (ppm、mg/m³)

R : 予測地点までの水平距離 (m)

z : 予測地点の高さ (=1.5m)

Q_p : 排出強度 (m³/秒、kg/秒)

H_e : 有効煙突高 (m)

α 、 γ : 拡散パラメータ (大気安定度Cでの値: 表 4.1.3参照)

静穏時の濃度 (C) に静穏時出現比率 (F_c:%) を乗じて、静穏時年平均寄与濃度 (C_c) を算出した。

$$C_c = C \times F_c / 100$$

c) 拡散パラメータ

有風時の拡散パラメータとして、表 4.1.2 に示すパスキル・ギフォード (Pasquill・Gifford) 図に基づく近似関数を用いた。

表 4.1.2(1) パスキル・ギフォード図 (有風時) の近似関数 (σ_y)

$$\sigma_y(\chi) = \gamma_y \cdot \chi^{\alpha_y}$$

安定度	α_y	γ_y	風下距離 χ (m)
A	0.901	0.426	0 ~ 1,000
	0.851	0.602	1,000 ~
B	0.914	0.282	0 ~ 1,000
	0.865	0.396	1,000 ~
C	0.924	0.1772	0 ~ 1,000
	0.885	0.232	1,000 ~
D	0.929	0.1107	0 ~ 1,000
	0.889	0.1467	1,000 ~
E	0.921	0.0864	0 ~ 1,000
	0.897	0.1019	1,000 ~
F	0.929	0.0554	0 ~ 1,000
	0.889	0.0733	1,000 ~
G	0.921	0.0380	0 ~ 1,000
	0.896	0.0452	1,000 ~

出典：「窒素酸化物総量規制マニュアル (新版)」(平成 12 年 公害研究対策センター)

表 4.1.2(2) パスキル・ギフォード図 (有風時) の近似関数 (σ_z)

$$\sigma_z(\chi) = \gamma_z \cdot \chi^{\alpha_z}$$

安定度	α_z	γ_z	風下距離 χ (m)
A	1.122	0.0800	0 ~ 300
	1.514	0.00855	300 ~ 500
	2.109	0.000212	500 ~
B	0.964	0.1272	0 ~ 500
	1.094	0.0570	500 ~
C	0.918	0.1068	0 ~
D	0.826	0.1046	0 ~ 1,000
	0.632	0.400	1,000 ~ 10,000
	0.555	0.811	10,000 ~
E	0.788	0.0928	0 ~ 1,000
	0.565	0.433	1,000 ~ 10,000
	0.415	1.732	10,000 ~
F	0.784	0.0621	0 ~ 1,000
	0.526	0.370	1,000 ~ 10,000
	0.323	2.41	10,000 ~
G	0.794	0.0373	0 ~ 1,000
	0.637	0.1105	1,000 ~ 2,000
	0.431	0.529	2,000 ~ 10,000
	0.222	3.62	10,000 ~

出典：「窒素酸化物総量規制マニュアル (新版)」(平成 12 年 公害研究対策センター)

なお、 σ_y については、次のとおり時間希釈の補正を行った。

$$\sigma_y = \sigma_{yp} \cdot (t/t_p)^r$$

ここで、

σ_y : 評価時間 t における水平方向の拡散パラメータ (m)

σ_{yp} : パスキル・ギフォード図の近似関数における水平方向の拡散パラメータ (m)

t : 評価時間 (=60分)

t_p : パスキル・ギフォード図の評価時間 (=3分)

r : べき指数 (=0.2)

また、無風時の拡散パラメータとして、表 4.1.3 に示すパスキル安定度に対応した拡散パラメータを使用した。

表 4.1.3 無風時の拡散パラメータの近似関数

大気安定度	α	γ
A	0.948	1.569
A-B	0.859	0.862
B	0.781	0.474
B-C	0.702	0.314
C	0.635	0.208
C-D	0.542	0.153
D	0.470	0.113
E	0.439	0.067
F	0.439	0.048
G	0.439	0.029

出典：「窒素酸化物総量規制マニュアル（新版）」

（平成12年12月 公害研究対策センター）

d) 年平均値の計算

上記で算出した有風時、静穏時の年平均寄与濃度を合計したものを簡易的年平均濃度推定値(Cn)とした。

$$C_n = C_w + C_c$$

e) 有効煙突高の計算式

有効煙突高は、有風時はCONCAWE（コンケイウ）式を、無風時はBriggs（ブリッグス）式を用いて求めた値とした。

$$H_e = H_0 + \Delta H$$

$$\text{CONCAWE式} : \Delta H = 0.0855 \cdot Q_H^{1/2} \cdot u^{-3/4}$$

$$\text{Briggs式} : \Delta H = 0.979 \cdot Q_H^{1/4} \cdot (d\theta/dz)^{-3/8}$$

[記号]

H_e : 有効煙突高 (m)

H_0 : 煙突実体高 (m)

ΔH : 排煙上昇高 (m)

Q_H : 排出熱量 (J/秒)

$$Q_H = \rho \cdot C_p \cdot Q \cdot \Delta T$$

ρ : 0°Cにおける排出ガス密度 (1.293×10³g/m³)

C_p : 定圧比熱 (1.0056J/(K・g))

Q : 排出ガス量(湿り) (m³/秒)

ΔT : 排出ガス温度と気温との温度差(°C)

u : 煙突頂部の風速(m/秒)

$d\theta/dz$: 温位勾配 (°C/m)

③ 予測条件

a) 煙突排ガスの諸元

予測に用いる煙突排ガスの諸元は、表 4.1.4 に示すとおりである。

排ガス量は同規模の類似事例を参考とし、排出濃度は既存施設の自主基準値とした。なお、計画施設の排出濃度については、今後検討を行い、項目の精査と併せて同等又は排出濃度をさらに低減した値を自主規制値とする計画である。

表 4.1.4 予測に用いる煙突排ガスの諸元

項目		設定値
煙突高		59m
湿りガス量		40,500m ³ /h×2 炉
乾きガス量		33,800m ³ /h×2 炉
排出ガス温度		175℃
排出濃度	ばいじん	0.02g/m ³ N
	窒素酸化物 (NO _x)	100ppm
	ダイオキシン類	1ng-TEQ/m ³ N

注) 排出濃度は、酸素濃度 12%換算値

b) 気象条件

名古屋地方気象台の令和 6 年の測定結果を用いて、煙突実体高における年間の主風向の風速（北北西：4.0m/秒）、出現頻度（北北西：20.7%）、静穏時（1m/秒未満）の出現頻度（3.5%）を設定した。大気安定度については「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」に基づく簡易的予測の手法を用いる場合は、大気安定度「C」とすることとされているため、「C」とした。

c) バックグラウンド濃度

バックグラウンド濃度は、対象事業実施想定区域周辺の一般環境大気測定局における令和 6 年度の測定結果（年平均値）のうち、最も高い値を用いた。

設定したバックグラウンド濃度は、表 4.1.5 に示すとおりである。

表 4.1.5 バックグラウンド濃度

項目	バックグラウンド濃度	測定局
二酸化窒素	0.008ppm	東郷町春木測定局
浮遊粒子状物質	0.013mg/m ³	東郷町春木測定局
ダイオキシン類	0.029pg-TEQ/m ³	東郷町春木測定局

④ 変換式

a) 窒素酸化物濃度から二酸化窒素濃度への変換

窒素酸化物濃度から二酸化窒素濃度への変換は、環境への影響が大きくなる設定とし、窒素酸化物がすべて二酸化窒素に変換するものとした。

b) 日平均値の2%除外値又は年間98%値への換算

大気拡散計算により得られるのは年平均値であるため、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については環境基準と対比するために、日平均値の2%除外値又は年間98%値へ換算する必要がある。

変換は、対象事業実施想定区域周辺の一般環境大気測定局（東郷町春木測定局、日進市五色園測定局、中部局（三軒町））における過去5年間の測定データを用いて、年平均値と年間98%値又は2%除外値の関係を統計的に求める方法によった。

・二酸化窒素 : $y = 2.1684x + 0.0017$

・浮遊粒子状物質 : $y = 2.1479x + 0.001$

4.1.2.2 予測結果

(1) 二酸化窒素等の長期予測結果

ばい煙の排出による大気質への影響の予測結果は、表 4.1.6 に示すとおりである。

最大着地濃度地点における将来濃度は、バックグラウンド濃度と同程度になると予測される。なお、A 案(煙突東側配置)、B 案(煙突中央配置)ともに同等の値となり、施設配置の複数案による違いはない。

表 4.1.6 予測結果

項目	バックグラウンド濃度 (年平均値) ①	寄与濃度 (年平均値) ②	将来濃度 (年平均値) ①+②	日平均値の 2%除外値 又は 年間98%値	最大着地 濃度 出現距離
二酸化窒素 (ppm)	0.008	0.0009	0.0089	0.0209	約 1.3km
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.013	0.0002	0.0132	0.0293	約 1.3km
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	0.029	0.0087	0.0377	—	約 1.3km

(2) 予測の不確実性

計画施設における煙突排ガスの諸元が現時点で決定していないこと、また、気象条件及びバックグラウンド濃度について、既存資料データを用いて予測を行っていることから、予測の不確実性があり、方法書以降の手続きにおいて、気象の現地調査の実施や計画施設の計画諸元について十分検討したデータに基づいた予測を行う。

4.1.3 評価

4.1.3.1 評価方法

予測結果に基づき、環境保全に関する基準との整合性及び重大な環境影響の程度について評価した。

4.1.3.2 評価結果

二酸化窒素、浮遊粒子状物質及びダイオキシン類の予測結果と環境基準との比較結果は、表4.1.7に示すとおりである。

予測結果（寄与濃度）にバックグラウンド濃度を加えた将来濃度は、いずれの対象計画案においても同様の値となり、すべての項目において環境基準を下回っていることから、重大な影響が生じることはないと評価する。

表 4.1.7 予測結果と環境基準の比較

項目	最大着地濃度地点の将来濃度 (年平均値)	日平均値の2% 除外値又は 年間98%値	環境基準
二酸化窒素 (ppm)	0.0089	0.0209	1時間値の1日平均値が0.04 から0.06までのゾーン内又 はそれ以下
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.0132	0.0293	1時間値の1日平均値が0.10 以下
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	0.0377	—	年間平均値が0.6以下

4.2 景観

4.2.1 調査

4.2.1.1 調査方法

文献その他の既存資料調査結果及び現地踏査により、対象事業実施想定区域より概ね3kmの範囲における景観資源、主要な眺望点等及び眺望景観の状況について調査・整理した。3km範囲の設定の考え方は、「第3章 配慮書対象事業実施想定区域及びその周囲の概況」（3-1頁）参照。

4.2.1.2 調査結果

(1) 既存資料調査

① 景観資源の状況

対象事業実施想定区域周辺における景観資源の状況は、「3.1.9.1 景観」（3-86、87頁参照）に示したとおりである。対象事業実施想定区域周辺の景観資源としては、「美しい愛知づくり条例」に基づく「美しい愛知づくり景観資源600選」に指定されている長田池、三好池などが挙げられる。また、対象事業実施想定区域の西側約0.1kmには愛知池が存在している。

② 主要な眺望点等の状況

対象事業実施想定区域周辺における主要な眺望点等の状況は、「3.1.9.1 景観」（3-88、89頁参照）に示したとおりである。対象事業実施想定区域周辺における主要な眺望点等としては、愛知池堤体、愛知牧場などが挙げられる。

(2) 現地踏査

① 踏査時期

令和7年5月13日（火）

② 踏査地点

踏査地点には、対象事業実施想定区域周辺における主要な眺望点や不特定多数の人が利用すると考えられる日常生活における視点の場を設定した。

設定した踏査地点は、表4.2.1及び図4.2.1に示すとおりである。

表 4.2.1 設定した踏査地点

踏査地点	設定理由
景観1 北側道路	日常生活における視点の場として設定
景観2 ほのぼのテラス	主要な眺望点として設定
景観3 南側住宅地	日常生活における視点の場として設定
景観4 愛知池運動公園	主要な眺望点として設定

③ 踏査方法

踏査地点における対象事業実施想定区域方向の眺望の状況について、写真撮影により把握した。撮影は、地上高さ約1.5mより、35mmフィルム換算で35mm相当のレンズを使用して行った。

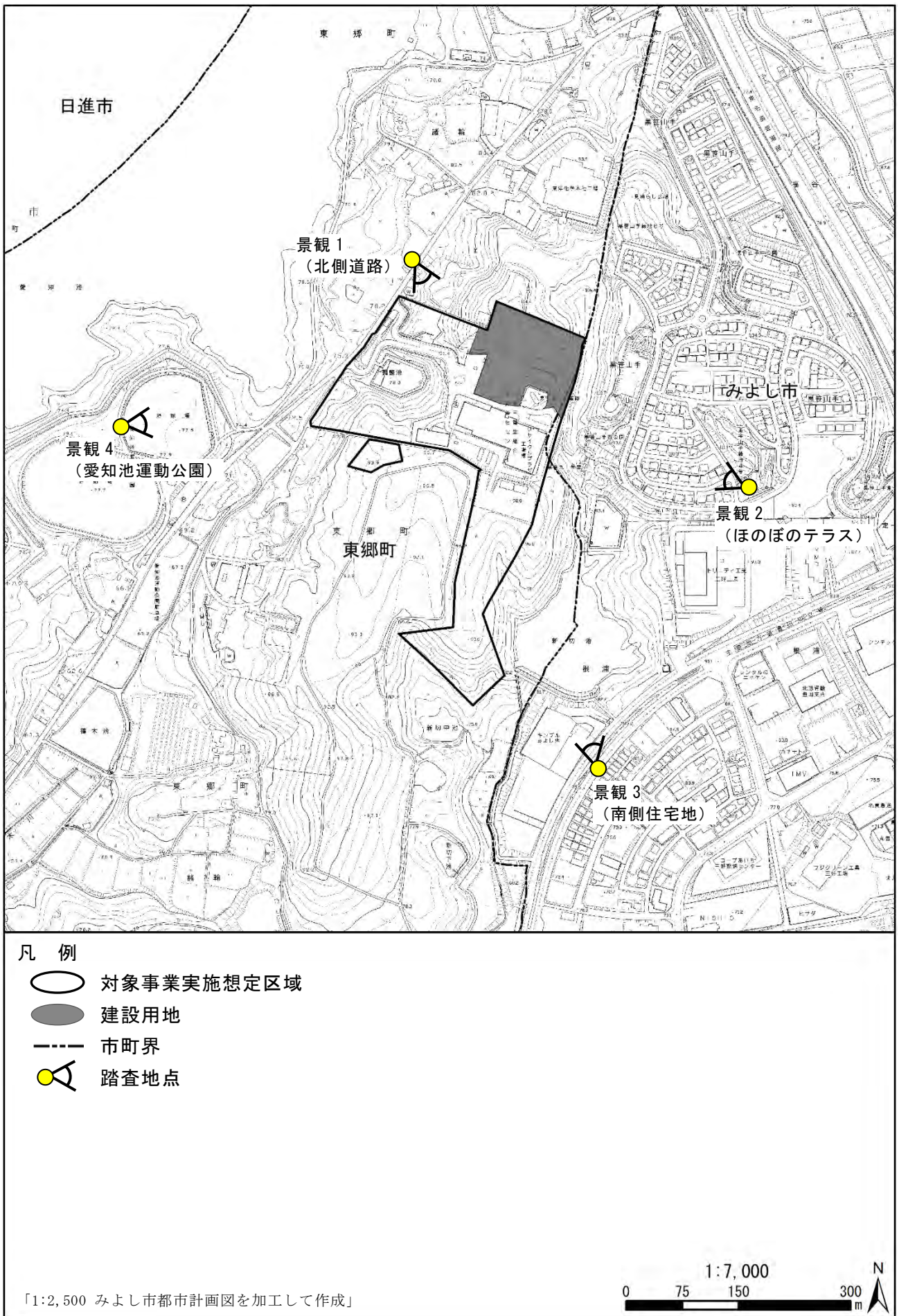


図 4.2.1 設定した踏査地点

④ 踏査結果

各踏査地点における視点の状況及び眺望の状況は、表 4.2.2 に示すとおりである。

表 4.2.2(1) 踏査結果

踏査地点	景観1 北側道路
視点の状況	対象事業実施想定区域（建設用地）の北西側約120mに位置する地点で、周辺には事業所等が存在する。
眺望の状況	<p>手前には土砂の仮置き場や樹林が視認され、樹林の奥に対象事業実施想定区域方向を望むことができる。</p> 

表 4.2.2(2) 踏査結果

踏査地点	景観2 ほのぼのテラス
視点の状況	対象事業実施想定区域（建設用地）の東側約270mに位置する地点で、周辺には住宅や事業所、樹林等が存在する。
眺望の状況	<p>手前には住宅や樹林等が視認され、その奥に対象事業実施想定区域方向を望むことができる。</p> 

表 4.2.2(3) 踏査結果



踏査地点	景観3 南側住宅地
視点の状況	対象事業実施想定区域（建設用地）の南側約470mに位置し、周辺には住宅や事業所、樹林等が存在する。
眺望の状況	<p>手前には道路や事業所の構造物、樹林等が視認され、その奥に対象事業実施想定区域方向を望むことができる。</p> 

表 4.2.2(4) 踏査結果

踏査地点	景観4 愛知池運動公園
視点の状況	対象事業実施想定区域（建設用地）の西側約470mに位置し、愛知池運動公園内の地点で、周辺には愛知池や野球場、グラウンド等が存在する。
眺望の状況	<p>手前には野球場、樹林等が視認され、樹林の奥に対象事業実施想定区域方向を望むことができる。</p> 

4.2.2 予測

4.2.2.1 予測方法

(1) 予測項目

予測項目は、景観資源及び主要な眺望点の改変の状況並びに計画施設の存在による眺望景観への影響の程度とした。

(2) 予測地域及び予測地点

① 予測地域

予測地域は、計画施設の存在による景観への影響が及ぶと想定される範囲とし、対象事業実施想定区域より約3kmの範囲とした。3km範囲の設定の考え方は、「第3章 配慮書対象事業実施想定区域及びその周囲の概況」(3-1 頁) 参照。また、予測地点は景観資源及び主要な眺望点とした。

② 予測地点

予測地点は、主要な眺望点や不特定多数の人が利用すると考えられる日常生活における視点の場を設定し、表 4.2.3 に示すとおり、踏査の結果、対象事業実施想定区域を視認できる4地点とした。

表 4.2.3 予測地点

予測地点	設定理由
景観1 北側道路	日常生活における視点の場として設定
景観2 ほのぼのテラス	主要な眺望点として設定
景観3 南側住宅地	日常生活における視点の場として設定
景観4 愛知池運動公園	主要な眺望点として設定

(3) 予測対象時期

予測対象時期は、計画施設の供用開始後とした。

(4) 予測方法

① 予測手法

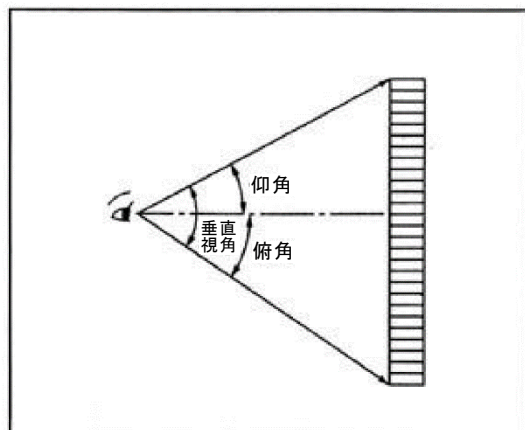
a) 景観資源及び主要な眺望点の改変の状況

景観資源及び主要な眺望点と対象事業実施想定区域の位置関係について整理することにより、事業の実施による景観資源及び主要な眺望点の改変の状況について予測を行った。

b) 施設の存在による眺望景観への影響

予測地点からの現況写真に計画施設を合成したフォトモンタージュを作成し、視覚的に表現することにより予測を行った。

また、予測地点から計画施設を望む仰角を算出し、定量的な予測を行った。仰角の概要は、図 4.2.2 に示すとおりである。



出典：「環境アセスメント技術ガイド自然とのふれあい」
(2002年10月 財団法人自然環境研究センター)

図 4.2.2 仰角の概要

② 予測式

a) 仰角

仰角については、以下のとおり算出した。

$$\text{仰角}^\circ = \tan^{-1} \left(\frac{\text{対象物高 (m)} - \text{眺望点高 (m)}}{\text{水平距離 (m)}} \right) \times 180 / \pi$$

π : 円周率

注) 眺望点高については、視点の高さ(1.5m)とした。

③ 予測条件

予測にあたって設定した計画施設の規模は、表 4.2.4 に示すとおりである。なお、煙突の配置に関する複数案については、「2.2.5 複数案の設定」(2-14~16 頁参照)で示したとおりである。

表 4.2.4 設定した計画施設の規模

項目		規模等
建屋	縦 (短辺)	65m (40m+25m)
	横 (長辺)	80m
	高さ	39m
煙突高さ		59m
煙突の配置		A 案：煙突東側配置 B 案：煙突中央配置

4.2.2.2 予測結果

(1) 予測結果

① 景観資源及び主要な眺望点の改変の状況

景観資源及び主要な眺望点は対象事業実施想定区域内にないことから、直接改変による影響はないと予測する。なお、対象事業実施想定区域から景観資源又は主要な眺望点までの距離は、表 4.2.5 に示すとおりである。

表 4.2.5 対象事業実施想定区域から景観資源又は主要な眺望点までの距離

項目	地点	距離
景観資源	愛知池の風景	約 0.1km
	愛知池から見た田園風景	約 1.1km
	境川の源流：長田池	約 2.4km
	三好池	約 2.5km
	三好稲荷と満福寺境内	約 3.6km
	開発の波に打ち克った蒔生辰己山の「アベマキ」	約 2.8km
主要な眺望点	愛知池堤体	約 0.9km
	愛知牧場	約 1.4km
	浮き雲の栈橋	約 2.5km
	ほのぼのテラス	約 0.3km
	三好池堤体	約 2.9km

② 施設の存在による眺望景観への影響

予測地点からの眺望景観の予測結果は、表 4.2.6 及び表 4.2.7 に示すとおりである。

景観 1 及び景観 3 については、計画施設の建屋及び煙突が周辺の住宅、樹林等に遮られることから、眺望景観の変化は小さいと予測する。景観 2 及び景観 4 については、計画施設を遮る遮蔽物等が少ないことから、眺望景観の変化は大きいと予測する。

表 4.2.6 眺望景観の予測結果

予測地点	対象計画案	
	A 案（煙突東側配置）	B 案（煙突中央配置）
景観 1 北側道路	樹林の奥に計画施設の建屋及び煙突の一部が視認できるものの、眺望景観の変化は小さいと予測する。複数案による眺望景観の変化の程度の差としては、A 案では建屋のみが視認されるが、B 案では建屋及び煙突が視認され、B 案のほうが変化の程度が大きいと予測する。	
景観 2 ほのぼのテラス	住宅や樹林等の奥に計画施設の建屋及び煙突が視認され、眺望景観の変化が大きいと予測する。複数案による眺望景観の変化の程度の差としては、B 案よりも煙突が手前にくる A 案のほうが変化の程度が大きいと予測する。	
景観 3 南側住宅地	樹林等の奥に計画施設の建屋及び煙突の一部が視認できるものの、眺望景観の変化は小さいと予測する。複数案による眺望景観の変化の程度の差としては、B 案よりも煙突が東側となり横に広がって見える A 案のほうが変化の程度が大きいと予測する。	
景観 4 愛知池運動公園	樹林の奥に計画施設の建屋及び煙突が視認され、眺望景観の変化が大きいと予測する。複数案による眺望景観の変化の程度の差としては、A 案よりも煙突が手前にくる B 案のほうが変化の程度が大きいと予測する。	

表 4.2.7(1) 眺望景観の予測結果



予測地点	景観1 北側道路
<p>現況の眺望の状況</p>	
<p>A案 (煙突東側配置)</p>	 <p>土砂の仮置き場や樹林の奥に計画施設の建屋の一部が視認される。</p>

表 4.2.7(2) 眺望景観の予測結果



予測地点	景観1 北側道路
<p>現況の眺望の状況</p>	
<p>B案 (煙突中央配置)</p>	 <p>土砂の仮置き場や樹林の奥に計画施設の建屋及び煙突の一部が視認される。</p>

表 4.2.7(3) 眺望景観の予測結果

予測地点	景観2 ほのぼのテラス
<p>現況の 眺望の状況</p>	
<p>A案 (煙突東側配置)</p>	 <p>住宅や樹林等の奥に計画施設の建屋及び煙突が視認される。</p>

表 4.2.7(4) 眺望景観の予測結果

予測地点	景観2 ほのぼのテラス
現況の眺望の状況	
B案 (煙突中央配置)	 <p data-bbox="411 1888 1193 1921">住宅や樹林等の奥に計画施設の建屋及び煙突が視認される。</p>

表 4.2.7(5) 眺望景観の予測結果



予測地点	景観3 南側住宅地
<p>現況の眺望の状況</p>	
<p>A案 (煙突東側配置)</p>	 <p>樹林等の奥に計画施設の建屋及び煙突の一部が視認される。</p>

表 4.2.7(6) 眺望景観の予測結果



予測地点	景観3 南側住宅地
現況の眺望の状況	
B案 (煙突中央配置)	 <p data-bbox="416 1888 1193 1921">樹林等の奥に計画施設の建屋及び煙突の一部が視認される。</p>

表 4.2.7(7) 眺望景観の予測結果




予測地点	景観4 愛知池運動公園
<p>現況の 眺望の状況</p>	
<p>A案 (煙突東側配置)</p>	 <p>樹林の奥に計画施設の建屋及び煙突が視認される。</p>

表 4.2.7(8) 眺望景観の予測結果

予測地点	景観4 愛知池運動公園
<p>現況の 眺望の状況</p>	
<p>B案 (煙突中央配置)</p>	 <p>樹林の奥に計画施設の建屋及び煙突が視認される。</p>

4.2 景観

予測地点からの仰角を算出した結果は、表 4.2.8 に示すとおりである。

予測地点から計画施設を望む仰角は、景観 1 では B 案、景観 2 及び景観 3 では A 案のほうが大きく、景観 4 ではほぼ同等となっている。

また、景観 1 の A 案及び B 案、景観 2 の A 案では、圧迫感を受ける目安である 10 度（表 4.2.9 参照）を上回っている。ただし、景観 1、2 ともに前述のとおり土砂の仮置き場や樹林、住宅等が手前にあり、建屋や煙突は一部が遮られ視認されないため、実際の圧迫感は小さいものと予測する。

表 4.2.8 仰角の予測結果

予測地点	A 案（煙突東側配置）			B 案（煙突中央配置）		
	対象物高 ^{注)} (m)	水平距離 ^{注)} (m)	仰角 (度)	対象物高 ^{注)} (m)	水平距離 ^{注)} (m)	仰角 (度)
景観 1 北側道路	59	233	13.9	59	200	16.0
景観 2 ほのぼのテラス	59	311	10.5	59	342	9.5
景観 3 南側住宅地	59	527	6.2	59	554	5.9
景観 4 愛知池運動公園	59	581	5.7	59	562	5.8

注) 対象物高は煙突高さ、水平距離は予測地点と計画施設の煙突との距離とした。

表 4.2.9 垂直視角と鉄塔の見え方

視角	距離	鉄塔の場合の見え方
0.5°	8,000m	輪郭がやっとわかる。季節と時間（夏の午後）の条件は悪く、ガスのせいもある。
1°	4,000m	十分見えるけれど、景観的にはほとんど気にならない。ガスがかかって見えにくい。
1.5° ~2°	2,000m	シルエットになっている場合にはよく見え、場合によっては景観的に気になり出す。シルエットにならず、さらに環境融和塗色がされている場合には、ほとんど気にならない。光線の加減によっては見えないこともある。
3°	1,300m	比較的細部までよく見えるようになり、気になる。圧迫感を受けない。
5° ~6°	800m	やや大きく見え、景観的にも大きな影響がある（構図を乱す）。架線もよく見えるようになる。圧迫感はあまり受けない（上限か）。
10° ~12°	400m	眼いっぱいになり、圧迫感を受けるようになる。平坦なところでは垂直方向の景観要素としては際立った存在になり、周囲の景観とは調和しえない。
20°	200m	見上げるような仰角になり、圧迫感も強くなる。

出典：「環境アセスメント技術ガイド自然とのふれあい」（2002年10月 財団法人自然環境研究センター）

(2) 予測の不確実性

計画段階であるため予測の不確実性はあるが、計画施設の大きさは現時点における最大条件で予測しており、今後、出来る限り影響を低減するように計画諸元を検討する。方法書以降の手続きにおいて、計画施設の計画諸元について十分検討したデータに基づいた予測を行う。

4.2.3 評価

4.2.3.1 評価方法

予測結果をもとに、対象計画案ごとに主要な眺望点、景観資源及び眺望景観への影響について、計画施設との位置関係等から比較整理し、重大な環境影響の程度について評価した。

4.2.3.2 評価結果

(1) 景観資源及び主要な眺望点の改変の状況

いずれの対象計画案においても景観資源及び主要な眺望点の直接改変はないことから、計画施設が存在が重大な環境影響を及ぼすことはないと評価する。

(2) 施設存在による眺望景観への影響

予測地点からの眺望景観について、景観1及び景観3については、眺望景観の変化は小さく、景観2及び景観4については、眺望景観の変化は大きいと予測する。

予測地点から計画施設を望む仰角は、景観1ではB案、景観2及び景観3ではA案のほうが大きく、景観4ではほぼ同等となっている。また、景観1のA案及びB案、景観2のA案では、圧迫感を受ける目安である10度（表4.2.9参照）を上回っている。ただし、景観1、2ともに前述のとおり土砂の仮置き場や樹林、住宅等が手前にあり、建屋や煙突は一部が遮られ視認されないため、実際の圧迫感は小さいものと予測する。

施設の詳細な計画にあたっては、出来る限り影響を低減するように計画諸元を検討することから、いずれの対象計画案についても、眺望景観に重大な影響が生じることはないと評価する。

4.3 総合評価

大気質及び景観に係る総合評価は、表 4.3.1 に示すとおりである。

4.3.1 大気質

大気質については、予測結果（寄与濃度）にバックグラウンド濃度を加えた将来濃度は、いずれの対象計画案においても同等の値となり、すべての項目において環境基準を下回っていることから、重大な影響が生じることはないと評価する。

4.3.2 景観

いずれの対象計画案においても景観資源及び主要な眺望点の直接改変はないことから、計画施設が存在が重大な環境影響を及ぼすことはないと評価する。

また、予測地点からの眺望景観について、景観 1 及び景観 3 については、眺望景観の変化は小さく、景観 2 及び景観 4 については、眺望景観の変化は大きいと予測する。

予測地点から計画施設を望む仰角は、景観 1 では B 案、景観 2 及び景観 3 では A 案のほうが大きく、景観 4 ではほぼ同等となっている。また、景観 1 の A 案及び B 案、景観 2 の A 案では、圧迫感を受ける目安である 10 度を上回っている。ただし、景観 1、2 ともに前述のとおり土砂の仮置き場や樹林、住宅等が手前にあり、建屋や煙突は一部が遮られ視認されないため、実際の圧迫感は小さいものと予測する。

施設の詳細な計画にあたっては、出来る限り影響を低減するように計画諸元を検討することから、いずれの対象計画案についても、眺望景観に重大な影響が生じることはないと評価する。

表 4.3.1 総合評価

計画段階 配慮事項	項目		予測結果		総合評価
			A案 (煙突東側配置)	B案 (煙突中央配置)	
大気質	最大着地濃度 地点の 将来濃度 (年平均値) (寄与濃度+ バックグラウ ンド濃度)	二酸化窒素 (ppm)	0.0089		【対象計画案による比較】 いずれの対象計画案においても、予測結果は概ね同等の値となる。 【重大な影響の有無】 環境基準を下回っていることから、重大な影響が生じることはないと評価する。
		浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.0132		
		ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	0.0377		
景観	景観資源及び 主要な眺望点の改変の状況		なし		【重大な影響の有無】 直接改変はないことから、計画施設 の存在が重大な環境影響を及ぼすこ とはないと評価する。
	眺望景観への 影響(仰角)	景観1 北側道路 (度)	13.9	16.0	【対象計画案による比較】 予測地点から計画施設を望む仰角 は、景観1ではB案、景観2及び景 観3ではA案のほうが大きく、景観 4ではほぼ同等となっている。 【重大な影響の有無】 景観1及び景観3については、眺望 景観の変化は小さく、景観2及び景 観4については、眺望景観の変化は 大きいと予測する。 予測地点から計画施設を望む仰角 は、景観1のA案及びB案、景観2 のA案では、圧迫感を受ける目安で ある10度を上回っている。ただ し、景観1、2ともに前述のとおり 土砂の仮置き場や樹林、住宅等が手 前にあり、建屋や煙突は一部が遮ら れ視認されないため、実際の圧迫感 は小さいものと予測する。 施設の詳細な計画にあたっては、出 来る限り影響を低減するように計画 諸元を検討することから、いずれの 対象計画案についても、眺望景観に 重大な影響が生じることはないと評 価する。
		景観2 ほのぼのテラス (度)	10.5	9.5	
		景観3 南側住宅地 (度)	6.2	5.9	
		景観4 愛知池運動公園 (度)	5.7	5.8	

第5章 配慮書の案についての意見書の意見の概要及び配慮書事業者の見解

5.1 配慮書の案についての縦覧状況及び意見書の提出状況

5.1.1 縦覧状況

- ・縦覧期間：令和7年10月29日（水）～11月27日（木）
- ・意見書提出期限：令和7年11月27日（木）

表 5.1.1 計画段階環境配慮書の案についての縦覧状況

縦覧場所		閲覧者数
—	尾三衛生組合	1
東郷町	東郷町役場	0
	東郷町諸輪公民館	0
日進市	日進市環境課	0
	日進市米野木区民会館	0
みよし市	みよし市生活環境課	0
	みよし市黒笹公民館	0
	みよし市福谷区民会館	0
豊田市	豊田市環境保全課	0
合 計		1

5.1.2 意見書の提出状況

計画段階環境配慮書の案を上記の期間において縦覧し、意見書提出期限までに提出された環境の保全の見地からの意見書は計0通（0件）であり、その意見書に記載された意見の分類は、表 5.1.2 に示すとおりである。

表 5.1.2 計画段階環境配慮書の案についての意見書の意見の分類

分 類	意見数
第1章 配慮書事業者の名称	0
第2章 配慮書対象事業の目的及び内容	0
第3章 配慮書対象事業実施想定区域及びその周囲の概況	0
第4章 計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法	0
第5章 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果	0
第6章 総合評価	0
第7章 計画段階環境配慮書に関する業務を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	0
その他の事項	0
合 計	0

第6章 配慮書についての縦覧状況並びに愛知県知事の意見及び 配慮書事業者の見解

6.1 配慮書についての縦覧状況

・縦覧期間：令和8年1月9日（金）～2月9日（月）

表6.1.1 計画段階環境配慮書についての縦覧状況

縦覧場所		閲覧者数
—	尾三衛生組合	1
東郷町	東郷町役場	0
	東郷町諸輪公民館	0
日進市	日進市環境課	0
	日進市米野木区民会館	0
みよし市	みよし市生活環境課	0
	みよし市黒笹公民館	0
	みよし市福谷区民会館	0
豊田市	豊田市環境保全課	0
合 計		1

6.2 配慮書についての愛知県知事の意見及び事業者の見解

配慮書についての愛知県知事の意見及び事業者の見解は、表6.2.1に示すとおりである

表 6.2.1(1) 計画段階環境配慮書についての愛知県知事の意見及び事業者の見解

愛知県知事の意見	事業者の見解
事業者は、以下の事項について十分に検討した上で、事業計画を策定するとともに、環境影響評価方法書(以下、「方法書」という。)以降の図書を作成する必要がある。	配慮書に関する愛知県知事意見を十分に検討した上で、事業計画を策定するとともに、環境影響評価方法書(以下、「方法書」という。)以降の図書を作成します。
1 全般的事項	
(1) 配慮書において設定された複数案を絞り込んだ経緯及びその内容について、方法書において丁寧に記載すること。	配慮書において設定した複数案を踏まえた、施設配置の検討の経緯及びその内容については、第2章に記載しました。
(2) 事業計画の検討に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響をできる限り回避、低減すること。	事業計画の検討に当たっては、高効率な排ガス処理設備の導入など、環境の保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響をできる限り回避、低減するよう努めます。

表 6.2.1(2) 計画段階環境配慮書についての愛知県知事の意見及び事業者の見解

愛知県知事の意見	事業者の見解
2 大気質	
<p>事業実施想定区域周辺には住宅地等が存在しており、事業の実施に伴う排出ガスにより生活環境への影響が懸念される。</p> <p>このため、生活環境に配慮した事業計画とするとともに、事業実施想定区域及びその周辺の大気質及び気象の状況を考慮し、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。</p>	<p>事業実施想定区域周辺には住宅地等が存在することから、周辺の大気質及び気象の状況についての具体的な調査の手法や、大気質についての予測・評価の手法の内容を第7章に記載しました。特に、施設の供用によるばい煙の排出については、配慮書で行った長期予測ではなく、高濃度出現条件下における短期予測も行うことを示しました。</p>
3 動物、植物及び生態系	
<p>動物、植物及び生態系に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。</p>	<p>事業実施想定区域では地形改変等が生じることから、動物、植物及び生態系に関する具体的な調査の手法や、予測・評価の手法の内容を第7章に記載しました。</p>
4 景観	
<p>計画施設及び煙突の存在による景観への影響が懸念されるため、これらの形状等に配慮した事業計画とするとともに、十分な現地踏査を実施した上で、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。</p>	<p>事業実施想定区域の東側には住宅地が存在することから、施設配置の検討にあたっては東側住宅地からの見え方を考慮し、その内容については、第2章に記載しました。また、具体的な調査の手法や、予測・評価の手法の内容を第7章に記載しました。</p>
5 温室効果ガス等	
<p>発電効率の高い廃棄物発電設備の導入、焼却に伴う廃熱の有効利用など、温室効果ガスの低減に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。</p>	<p>廃棄物発電設備の導入、焼却に伴う廃熱の有効利用など、温室効果ガスの低減に配慮した事業計画を検討してまいります。また予測・評価については、施設で使用するエネルギーにより発生する温室効果ガスとともに、廃棄物発電により発生する電力等による温室効果ガスの削減効果についても予測・評価を行うこととし、その内容を第7章に記載しました。</p>
6 その他	
<p>方法書以降の図書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともに、分かりやすい図書となるよう努めること。</p>	<p>方法書以降の図書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともに、分かりやすい図書となるよう努めます。</p>

第7章 対象事業に係る環境影響評価の項目 並びに調査、予測及び評価の手法

7.1 対象事業に係る環境影響評価の項目の選定及び選定理由

環境影響評価項目は、「環境影響評価指針」（平成11年 愛知県告示第445号）（以下「指針」という。）の別表第1の参考項目を勘案しつつ、事業特性及び地域特性を踏まえ選定した。

本事業に伴う一連の諸行為等のうち、指針別表第1に掲げられている環境影響を及ぼすおそれのある要因（以下「影響要因」という。）を、「工事の実施」（既存の工作物等の除去を含む）、「土地又は工作物の存在」（以下「施設の存在」という。）及び「土地又は工作物の供用」（以下「施設の供用」という。）の各段階について抽出し、指針別表第1に掲げられている環境の構成要素（以下「環境要素」という。）のうち、抽出した影響要因により影響を受けるおそれがあり、調査、予測及び評価を行う必要があると考えられる項目として、大気質、騒音及び超低周波音、振動、悪臭、水質、地盤・土壌、地下水の状況及び地下水質、日照障害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況、廃棄物等、温室効果ガス等を選定した。

影響要因と環境要素の関連及び環境影響評価の項目は表7.1.1に、環境影響評価の項目を選定した理由及び指針の参考項目であっても非選定とした理由は、表7.1.2に示すとおりである。

表 7.1.1 環境影響評価の項目の選定

環境要素の区分			影響要因の区分		工事の実施		施設の存在	施設の供用				
			資材等の搬入及び搬出	建設機械の稼働等	掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去	地形変化並びに施設の存在	ばい煙の排出	機械等の稼働	汚水の排出	搬出	廃棄物等の搬入及び	施設からの悪臭の漏洩
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	硫黄酸化物					○					
		窒素酸化物	○	○			◎				○	
		浮遊粒子状物質	○	○			◎				○	
		粉じん等	○	○	○							
		有害物質等			○		◎					
	騒音及び超低周波音	建設作業等騒音		○								
		施設からの騒音						○				
		道路交通騒音	○								○	
		低周波音						○				
	振動	建設作業等振動		○								
		施設からの振動						○				
		道路交通振動	○								○	
	悪臭	特定悪臭物質、臭気指数										○
	水質	水素イオン濃度			○							
		水の汚れ(生物化学的酸素要求量等)										
		水の濁り(浮遊物質)			○							
		富栄養化										
		有害物質等										
地形及び地質	重要な地形及び地質											
地盤・土壌	土壌環境			○								
地下水の状況及び地下水質	地下水の状況			○	○							
	地下水質			○								
日照阻害					○							
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地		○	○	○						
	植物	重要な種及び群落			○	○						
	生態系	地域を特徴付ける生態系		○	○	○						
人と自然との豊かな触れ合いの確保及び地域の歴史的・文化的特性を生かした快適な環境の創造を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観				◎						
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	○			○					○	
	地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況		○			○					○	
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物					○	○				
		残土その他の副産物			○							
	温室効果ガス等	温室効果ガス等	○	○			○	○			○	

注1) 表中の「○」は選定した項目、「◎」は配慮書においても選定した項目を示す。

注2) 工事の実施には、既存施設の解体工事を含む。

注3) 網掛けは指針別表第1(点的開発)の参考項目を示す。

表 7.1.2(1) 環境影響評価の項目の選定・非選定理由

項目		選定 非選定	選定する理由または選定しない理由		
環境要素の区分	影響要因の区分				
大 気 質	硫黄酸化物	ばい煙の排出	○	ごみ処理施設の供用時において、施設の稼働に伴い排出される排出ガス中に含まれる硫黄酸化物が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。	
	窒素酸化物	資材等の搬入及び搬出		○	工事の実施において、資材等運搬車両等の運行に伴い排出される排出ガス中に含まれる窒素酸化物が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
		建設機械の稼働等		○	工事の実施において、建設機械の稼働に伴い排出される排出ガス中に含まれる窒素酸化物が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
		ばい煙の排出		○	ごみ処理施設の供用時において、施設の稼働に伴い排出される排出ガス中に含まれる窒素酸化物が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
		廃棄物等の搬入及び搬出		○	ごみ処理施設の供用時において、廃棄物運搬車両等の運行に伴い排出される排出ガス中に含まれる窒素酸化物が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
	浮遊粒子状物質	資材等の搬入及び搬出		○	工事の実施において、資材等運搬車両等の運行に伴い排出される排出ガス中に含まれる浮遊粒子状物質が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
		建設機械の稼働等		○	工事の実施において、建設機械の稼働に伴い排出される排出ガス中に含まれる浮遊粒子状物質が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
		ばい煙の排出		○	ごみ処理施設の供用時において、施設の稼働に伴い排出される排出ガス中に含まれる浮遊粒子状物質が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
		廃棄物等の搬入及び搬出		○	ごみ処理施設の供用時において、廃棄物運搬車両等の運行に伴い排出される排出ガス中に含まれる浮遊粒子状物質が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
	粉じん等	資材等の搬入及び搬出		○	工事の実施において、資材等運搬車両等の運行に伴い発生する粉じん等が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
		建設機械の稼働等		○	工事の実施において、建設機械の稼働に伴い発生する粉じん等が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
		掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去		○	工事の実施において、掘削・盛土の土工及び既存の工作物等の除去に伴い発生する粉じん等が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
	有害物質等	掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去		○	工事の実施において、既存の工作物等の除去に伴い発生する有害物質等が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
		ばい煙の排出		○	ごみ処理施設の供用時において、施設の稼働に伴い排出される排出ガス中に含まれる有害物質が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。

注) 表中の「○」は選定した項目を、「-」は非選定とした項目を示す。

表 7.1.2(2) 環境影響評価の項目の選定・非選定理由

項目		選定 非選定	選定する理由または選定しない理由	
環境要素の区分	影響要因の区分			
騒音及び超低周波音	建設作業等騒音	建設機械の稼働等	○	工事の実施において、建設機械の稼働に伴い発生する騒音が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
	施設からの騒音	機械等の稼働	○	ごみ処理施設の供用時において、施設の稼働に伴い発生する機械等の騒音が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
	道路交通騒音	資材等の搬入及び搬出	○	工事の実施において、資材等運搬車両等の運行に伴い発生する道路交通騒音が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
		廃棄物等の搬入及び搬出	○	ごみ処理施設の供用時において、廃棄物運搬車両等の運行に伴い発生する道路交通騒音が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
低周波音	機械等の稼働	○	ごみ処理施設の供用時において、施設の稼働に伴い発生する機械等の低周波音が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。	
振動	建設作業等振動	建設機械の稼働等	○	工事の実施において、建設機械の稼働に伴い発生する振動が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
	施設からの振動	機械等の稼働	○	ごみ処理施設の供用時において、施設の稼働に伴い発生する機械等の振動が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
	道路交通振動	資材等の搬入及び搬出	○	工事の実施において、資材等運搬車両等の運行に伴い発生する道路交通振動が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
		廃棄物等の搬入及び搬出	○	ごみ処理施設の供用時において、廃棄物運搬車両等の運行に伴い発生する道路交通振動が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
悪臭	特定悪臭物質、臭気指数	施設からの悪臭の漏洩	○	ごみ処理施設の供用時において、施設の稼働に伴い施設から漏洩する悪臭が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
水質	水素イオン濃度	掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去	○	工事の実施において、コンクリート工事に伴い発生するアルカリ性排水が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
	水の汚れ(生物化学的酸素要求量等)	汚水の排出	—	場内で発生するプラント系排水については、排水処理を行ったのち場内で使用する計画であり、公共用水域への排水は行わない。また、生活排水は合併処理浄化槽で処理を行ったのちに公共用水域へ放流し、雨水は、調整池に一旦貯留したのちに、雨水管を経て公共用水域へ放流する計画であり、排水先に対する本事業における負荷量はわずかであり、本事業による影響は小さいと考えられるため。
	水の濁り	掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去	○	工事の実施において、掘削、盛土等の土工に伴い降雨時に発生する水の濁り(浮遊物質)が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。

注) 表中の「○」は選定した項目を、「—」は非選定とした項目を示す。

表 7.1.2(3) 環境影響評価の項目の選定・非選定理由

項目		選定 非選定	選定する理由または選定しない理由	
環境要素の区分	影響要因の区分			
水質	富栄養化	—	水の汚れ（生物化学的酸素要求量等）の項目と同様に、本事業による影響は小さいと考えられるため。	
	有害物質等	—	水の汚れ（生物化学的酸素要求量等）の項目と同様に、本事業による影響は小さいと考えられるため。	
地形及び地質	重要な地形及び地質	—	事業実施区域内に重要な地形及び地質が存在しないため。	
地盤・土壌	土壌環境	○	工事の実施において、掘削工事に伴い発生する発生土が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。	
地下水の状況	掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去	○	工事の実施において、ごみピット等の掘削工事に伴い、地下水位が影響を受けるおそれがあるため。	
	地形改変並びに施設の存在	○	ごみピット等地下構造物の設置に伴い、地下水位が影響を受けるおそれがあるため。	
地下水質及び地下水質	掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去	○	本事業実施以前に起因する現地土壌等の汚染があった場合、地下水質が掘削工事の影響を受けるおそれがあるため。	
	地形改変並びに施設の存在	—	ごみピット等の地下構造物はごみ汚水が土壌中へ浸透、流出しない構造とする計画であり、地下水質に影響を及ぼす要因はないと考えられるため。	
日照障害		○	施設の存在に伴い周辺環境が日照障害の影響を受けるおそれがあるため。	
動物	重要な種及び注目すべき生息地	建設機械の稼働等	○	重要な種及び注目すべき生息地が、建設機械の稼働、掘削・盛土等の土工、既存の工作物等の除去及び地形改変並びに施設の存在に伴い影響を受けるおそれがあるため。 また、工事の実施において、工事中の排水による影響を受けるおそれがあるため。
		掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去	○	
		地形改変並びに施設の存在	○	
	汚水の排出	—	場内で発生するプラント系排水については、排水処理を行ったのち場内で使用する計画であり、公共用水域への排水は行わない。また、生活排水は合併処理浄化槽で処理を行ったのちに公共用水域へ放流し、雨水は、調整池に一旦貯留したのちに、雨水管を経て公共用水域へ放流する計画であり、排水先に対する本事業における負荷量はわずかであり、本事業による影響は小さいと考えられるため。	

注) 表中の「○」は選定した項目を、「—」は非選定とした項目を示す。

表 7.1.2(4) 環境影響評価の項目の選定・非選定理由

項目		選定 非選定	選定する理由または選定しない理由	
環境要素の区分	影響要因の区分			
植物	重要な種及び群落	掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去	○	重要な種及び群落が、掘削・盛土等の土工及び地形改変並びに施設の存在に伴い影響を受けるおそれがあるため。
		地形改変並びに施設の存在	○	また、工事の実施において、工事中の排水による影響を受けるおそれがあるため。
		汚水の排出	—	動物の項目と同様に、本事業による影響は小さいと考えられるため。
生態系	地域を特徴付ける生態系	建設機械の稼働等	○	地域を特徴付ける生態系が、建設機械の稼働、掘削・盛土等の土工、既存の工作物等の除去及び地形改変並びに施設の存在に伴い影響を受けるおそれがあるため。 また、工事の実施において、工事中の排水による影響を受けるおそれがあるため。
		掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去	○	
		地形改変並びに施設の存在	○	
		汚水の排出	—	
景観	景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観	地形改変並びに施設の存在	○	地形改変並びに施設の存在に伴い景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観に影響を及ぼすおそれがあるため。
人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	資材等の搬入及び搬出	○	工事の実施において、資材等運搬車両等の運行に伴い主要な人と自然との触れ合いの活動の場に影響を及ぼすおそれがあるため。
		地形改変並びに施設の存在	○	地形改変並びに施設の存在により主要な人と自然との触れ合いの活動の場に影響を及ぼすおそれがあるため。
		廃棄物等の搬入及び搬出	○	ごみ処理施設の供用時において、廃棄物運搬車両等の運行に伴い主要な人と自然との触れ合いの活動の場に影響を及ぼすおそれがあるため。
地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況		資材等の搬入及び搬出	○	対象事業実施区域内に、猿投窯(黒笹7号窯等)が存在し、工事の実施において、資材等運搬車両等の運行により影響を及ぼすおそれがあるため。
		地形改変並びに施設の存在	○	対象事業実施区域内に、猿投窯(黒笹7号窯等)が存在し、地形改変並びに施設の存在により影響を及ぼすおそれがあるため。
		廃棄物等の搬入及び搬出	○	対象事業実施区域内に、猿投窯(黒笹7号窯等)が存在し、ごみ処理施設の供用時において、廃棄物運搬車両等の運行に伴い影響を及ぼすおそれがあるため。

注) 表中の「○」は選定した項目を、「—」は非選定とした項目を示す。

表 7.1.2(5) 環境影響評価の項目の選定・非選定理由

項目		選定 非選定	選定する理由または選定しない理由
環境要素の区分	影響要因の区分		
廃棄物等	ばい煙の排出	○	ごみ処理施設の供用時において、集じん装置によって捕集される排出ガス中の飛灰（ばいじん）等、処理の過程で廃棄物が発生するため。
	機械等の稼働	○	ごみ処理施設の供用時において、機械等の稼働に伴い廃棄物（焼却灰等）が発生するため。
	汚水の排出	—	場内で発生するプラント系排水については、排水処理を行ったのち場内で使用する計画であり、処理の際に発生する廃棄物（汚泥）は焼却処分するため場外に排出しない。 また、生活排水は合併処理浄化槽で処理を行ったのちに公共用水域へ放流し、雨水は、調整池に一旦貯留したのちに、雨水管を経て公共用水域へ放流する計画であり、処理の際に廃棄物（汚泥）が発生するものの少量であり、本事業による影響は小さいと考えられるため。
	残土その他の副産物	○	工事の実施において、掘削工事に伴う残土、建設工事及び既存の工作物等の除去に伴う副産物が発生するため。
温室効果ガス等	資材等の搬入及び搬出	○	工事の実施において、資材等運搬車両等の運行に伴うエネルギーの使用により二酸化炭素等の温室効果ガスが発生するため。
	建設機械の稼働等	○	工事の実施において、建設機械の稼働に伴うエネルギーの使用により二酸化炭素等の温室効果ガスが発生するため。
	ばい煙の排出	○	ごみ処理施設の供用時において、ごみの焼却に伴い二酸化炭素等の温室効果ガスが発生するため。
	機械等の稼働	○	ごみ処理施設の供用時において、施設の稼働に伴うエネルギーの使用により二酸化炭素等の温室効果ガスが発生するため。
	廃棄物等の搬入及び搬出	○	ごみ処理施設の供用時において、廃棄物運搬車両等の運行に伴うエネルギーの使用により二酸化炭素等の温室効果ガスが発生するため。

注) 表中の「○」は選定した項目を、「—」は非選定とした項目を示す。

7.2 調査、予測及び評価の手法の選定並びに選定理由

調査及び予測の手法は、配慮書の内容を踏まえるとともに、配慮書についての知事意見及び指針別表第2に掲げられている参考手法を勘案しつつ、事業特性及び地域特性を踏まえ、選定した。また、評価の手法は、指針第21の規定に留意し選定した。

調査、予測及び評価の手法は、表 7.2.1～表 7.2.17 に示すとおりである。

表 7.2.1(1) 調査、予測及び評価の手法（大気質）

項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
窒素酸化物 浮遊粒子状物質	<工事の実施> 資材等の搬入及び搬出 <施設の供用> 廃棄物等の搬入及び搬出	調査すべき情報	(1) 二酸化窒素及び一酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度の状況 (2) 資材等及び廃棄物等の運搬に使用される道路の状況、交通量及び走行速度の状況 (3) 気象の状況 ① 地上気象 ・風向・風速（地上10m） ・気温（地上1.5m） ・湿度（地上1.5m） ・日射量（地上3m） ・放射収支量（地上1.5m）
		調査の基本的な手法	(1) 二酸化窒素及び一酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度の状況 ① 文献その他の資料調査 大気汚染常時監視測定局等における測定結果の収集、整理及び解析 ② 現地調査 環境基準に規定する測定の方法 (2) 道路の状況、交通量及び走行速度の状況 ① 文献その他の資料調査 「道路交通センサス」における調査結果の収集、整理及び解析 ② 現地調査 ・道路の状況：メジャー等による計測 ・交通量：カウンターによる計測 ・走行速度：ストップウォッチによる計測 (3) 気象の状況 ① 文献その他の資料調査 名古屋地方気象台等における気象観測結果の収集、整理及び解析 ② 現地調査 「地上気象観測指針」（平成14年 気象庁）に準拠した方法
		調査地域	窒素酸化物及び浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及びその周辺で、資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の主要走行経路沿道

表 7.2.1(2) 調査、予測及び評価の手法（大気質）

項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
窒素酸化物 浮遊粒子状物質 (続き)	<工事の実施> 資材等の搬入及び搬出 <施設の供用> 廃棄物等の搬入及び搬出 (続き)	調査地点	(1) 二酸化窒素及び一酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度の状況 ① 文献その他の資料調査 大気汚染常時監視測定局等 ② 現地調査 資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の主要走行経路の沿道4地点（地点A～D） （図 7.2.1 道路沿道大気質の調査地点参照） (2) 道路の状況、交通量及び走行速度の状況 ① 現地調査 資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の主要走行経路の沿道4地点（地点A～D） （図 7.2.1 道路沿道大気質の調査地点参照） (3) 気象の状況 ① 文献その他の資料調査 名古屋地方気象台等 ② 現地調査 対象事業実施区域内1地点（地点1） （図 7.2.2 環境大気質及び気象の調査地点参照）
		調査期間等	(1) 二酸化窒素及び一酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度の状況 ① 文献その他の資料調査 過去5年間程度 ② 現地調査 4季に各7日間連続測定 (2) 道路の状況、交通量及び走行速度の状況 ① 現地調査 平日1日及び休日1日の計2日（各24時間） (3) 気象の状況 ① 文献その他の資料調査 過去5年間程度 ② 現地調査 1年間連続測定

表 7.2.1(3) 調査、予測及び評価の手法（大気質）

項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
窒素酸化物 浮遊粒子状物質 (続き)	<工事の実施> 資材等の搬入及び 搬出	予測の基本的な手法	プルーム式及びパフ式を用いた拡散シミュレーションによる年平均値、1時間値の予測
		予測地域	窒素酸化物及び浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及びその周辺で、資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の主要走行経路の沿道
	<施設の供用> 廃棄物等の搬入及び 搬出 (続き)	予測地点	二酸化窒素及び一酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度の状況の現地調査地点と同じ4地点（地点A～D）
	予測対象時期等	(1) 工事の実施 資材等運搬車両等の運行による窒素酸化物及び浮遊粒子状物質に係る環境影響が最大となる時期 (2) 施設の供用 施設の稼働が定常の状態となる時期	
	評価の手法	資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の運行による窒素酸化物及び浮遊粒子状物質に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。 また、環境基準等と整合が図られているかどうかについても見解を明らかにする。 <基準・目標> ・「二酸化窒素に係る環境基準について」 ・「大気の汚染に係る環境基準について」 ・「二酸化窒素の人の健康影響に係る判定条件等について」(昭和53年3月22日付け中公審第163号)に基づく短期暴露指針値	

表 7.2.1(4) 調査、予測及び評価の手法（大気質）

項目		調査、予測及び評価の手法		
環境要素の区分	影響要因の区分			
窒素酸化物 浮遊粒子状物質	<工事の実施> 建設機械の稼働等	調査すべき 情報	(1) 二酸化窒素及び一酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度の状況 (2) 気象の状況 ① 地上気象 風向・風速（地上10m） 気温（地上1.5m） 湿度（地上1.5m） 日射量（地上3m） 放射収支量（地上1.5m）	
		調査の基本的な手法	(1) 二酸化窒素及び一酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度の状況 ① 文献その他の資料調査 大気汚染常時監視測定局等における測定結果の収集、整理及び解析 ② 現地調査 環境基準に規定する測定の方法 (2) 気象の状況 ① 文献その他の資料調査 名古屋地方気象台等における気象観測結果の収集、整理及び解析 ② 現地調査 「地上気象観測指針」(平成14年 気象庁)に準拠した方法	
		調査地域	窒素酸化物及び浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及びその周辺	
		調査地点	(1) 二酸化窒素及び一酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度の状況 ① 文献その他の資料調査 大気汚染常時監視測定局等 ② 現地調査 対象事業実施区域内1地点（地点1） （図 7.2.2 環境大気質及び気象の調査地点参照） (2) 気象の状況 ① 文献その他の資料調査 名古屋地方気象台等 ② 現地調査 対象事業実施区域内1地点（地点1） （図 7.2.2 環境大気質及び気象の調査地点参照）	
		調査期間等	(1) 二酸化窒素及び一酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度の状況 ① 文献その他の資料調査 過去5年間程度 ② 現地調査 1年間連続測定 (2) 気象の状況 ① 文献その他の資料調査 過去5年間程度 ② 現地調査 1年間連続測定	

表 7.2.1(5) 調査、予測及び評価の手法（大気質）

項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
窒素酸化物 浮遊粒子状物質 (続き)	<工事の実施> 建設機械の稼働等 (続き)	予測の基本的な手法	プルーム式及びパフ式を用いた拡散シミュレーションによる年平均値、1時間値の予測
		予測地域	窒素酸化物及び浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及びその周辺
		予測地点	予測地域における面的な影響濃度分布及び最大着地濃度出現地点
		予測対象時期等	建設機械の稼働による窒素酸化物及び浮遊粒子状物質に係る環境影響が最大となる時期
		評価の手法	建設機械の稼働による窒素酸化物及び浮遊粒子状物質に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内のできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。 また、環境基準等と整合が図られているかどうかについても見解を明らかにする。 <基準・目標> ・「二酸化窒素に係る環境基準について」 ・「大気の汚染に係る環境基準について」 ・「二酸化窒素の人の健康影響に係る判定条件等について」に基づく短期暴露指針値

表 7.2.1(6) 調査、予測及び評価の手法（大気質）

項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
粉じん等	<工事の実施> 資材等の搬入及び搬出 建設機械の稼働等 掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去	調査すべき情報	(1) 降下ばいじん量の状況 (2) 気象の状況 ① 地上気象 風向・風速（地上10m）
		調査の基本的な手法	(1) 降下ばいじん量の状況 ① 現地調査 「衛生試験法・注解2015」（日本薬学会）に基づく方法 (2) 気象の状況 ① 文献その他の資料調査 名古屋地方気象台等における気象観測結果の収集、整理及び解析 ② 現地調査 「地上気象観測指針」（平成14年 気象庁）に準拠した方法
	調査地域	粉じんに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及びその周辺	
	調査地点	(1) 降下ばいじん量の状況 ① 現地調査 対象事業実施区域内1地点（地点1） （図 7.2.2 環境大気質及び気象の調査地点参照） (2) 気象の状況 ① 文献その他の資料調査 名古屋地方気象台等 ② 現地調査 対象事業実施区域内1地点（地点1） （図 7.2.2 環境大気質及び気象の調査地点参照）	
	調査期間等	(1) 降下ばいじん量の状況 ① 現地調査 4季に各1ヵ月間 (2) 気象の状況 ① 文献その他の資料調査 過去5年間程度 ② 現地調査 1年間連続測定	
	予測の基本的な手法	調査結果及び工事計画における環境配慮事項を踏まえた定性的予測	
	予測地域	資材等運搬車両等の運行、建設機械の稼働等、掘削・盛土等の土工及び既存の工作物等の除去による粉じんに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及びその周辺	
	予測地点	予測地域に同じ	
	予測対象時期等	資材等運搬車両等の運行、建設機械の稼働等、掘削・盛土の土工及び既存の工作物等の除去による粉じんに係る環境影響が最大となる時期	
	評価の手法	資材等運搬車両等の運行、建設機械の稼働等、掘削・盛土の土工及び既存の工作物等の除去による粉じんに係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内のできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。	

表 7.2.1(7) 調査、予測及び評価の手法（大気質）

項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
有害物質等	<工事の実施> 掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去	調査すべき情報	有害物質等（ダイオキシン類）による汚染状況
		調査の基本的な手法	(1) 文献その他の資料調査 既存施設の調査結果の整理及び解析
		調査地域	対象事業実施区域
		調査地点	調査地域に同じ
		調査期間等	(1) 文献その他の資料調査 最近年について収集
		予測の基本的な手法	調査結果及び工事計画における環境配慮事項を踏まえた定性的予測
		予測地域	既存施設の解体時におけるダイオキシン類に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域周辺
		予測地点	予測地域に同じ
		予測対象時期等	既存施設の解体工事を行う時期
		評価の手法	既存の工作物等の除去による有害物質等に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。

表 7.2.1(8) 調査、予測及び評価の手法（大気質）

項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
硫黄酸化物 窒素酸化物 浮遊粒子状物質 有害物質等	<施設の供用> ばい煙の排出	調査すべき情報	(1) 二酸化硫黄、二酸化窒素及び一酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質及び有害物質（水銀、塩化水素、ダイオキシン類）の濃度の状況 (2) 気象の状況 ① 地上気象 風向・風速（地上10m） 気温（地上1.5m） 湿度（地上1.5m） 日射量（地上3m） 放射収支量（地上1.5m） ② 上層気象 風向・風速及び気温 （地上1,000mまでの範囲）の鉛直分布
		調査の基本的な手法	(1) 二酸化硫黄、二酸化窒素及び一酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質及び有害物質の濃度の状況 ① 文献その他の資料調査 大気汚染常時監視測定局等における測定結果の収集、整理及び解析 ② 現地調査 ・二酸化硫黄、二酸化窒素及び一酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質：環境基準に規定する測定の方法 ・水銀：「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」（平成23年 環境省）に準拠した方法 ・塩化水素：「大気汚染物質測定法指針」（昭和62年 環境庁）に準拠した方法 ・ダイオキシン類：「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」（令和4年3月 環境省 水・大気環境局 総務課、大気環境課）に準拠した方法 (2) 気象の状況 ① 文献その他の資料調査 名古屋地方気象台等における気象観測結果の収集、整理及び解析 ② 現地調査 ア 地上気象 「地上気象観測指針」（平成14年 気象庁）に準拠した方法 イ 上層気象 「高層気象観測指針」（平成16年 気象庁）に準拠した方法
		調査地域	硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質及び有害物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及び対象事業実施区域から半径約3kmの範囲

表 7.2.1(9) 調査、予測及び評価の手法（大気質）

項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
硫黄酸化物 窒素酸化物 浮遊粒子状物質 有害物質等 （続き）	<施設の供用> ばい煙の排出 （続き）	調査地点	(1) 二酸化硫黄、二酸化窒素及び一酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質及び有害物質の濃度の状況 ① 文献その他の資料調査 大気汚染常時監視測定局等 ② 現地調査 対象事業実施区域内1地点（地点1） 対象事業実施区域周辺4地点（地点2～5） ※微小粒子状物質については対象事業実施区域1地点 （調査地域において主風向の風上側（北北西側）と風下側（南南東側）、これに直交する方向（東北東側、西南西側）を基本として、学校や住居等の保全対象の分布状況等を考慮して設定：図 7.2.2 環境大気質及び気象の調査地点参照） (2) 気象の状況 ① 文献その他の資料調査 名古屋地方気象台等 ② 現地調査 ア 地上気象 対象事業実施区域内1地点（地点1） イ 上層気象 対象事業実施区域内1地点（地点1） （地上1,000mまでの範囲） （図 7.2.2 環境大気質及び気象の調査地点参照）

表 7.2.1(10) 調査、予測及び評価の手法（大気質）

項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
硫黄酸化物 窒素酸化物 浮遊粒子状物質 有害物質等 (続き)	<施設の供用> ばい煙の排出 (続き)	調査期間等	(1) 二酸化硫黄、二酸化窒素及び一酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度の状況 ① 文献その他の資料調査 過去5年間程度 ② 現地調査 対象事業実施区域内1年間連続測定 対象事業実施区域周辺4季に各7日間連続測定 (2) 微小粒子状物質及び有害物質の濃度の状況 ① 文献その他の資料調査 過去5年間程度 ② 現地調査 4季に各7日間連続測定 (塩化水素、水銀は4季に各7日間(1検体/日)、ダイオキシン類は4季に各7日間(1検体/7日)) (3) 気象の状況 ① 文献その他の資料調査 過去5年間程度 ② 現地調査 ア 地上気象 対象事業実施区域内1年間連続測定 イ 上層気象 4季に各7日間(8回/日)
		予測の基本的な手法	(1) 長期予測(年平均値) プルーム式及びパフ式を用いた拡散シミュレーションによる予測 (2) 短期予測(高濃度出現条件下における1時間値) 高濃度発生の可能性がある次の条件を対象とし、プルーム式等を用いた拡散シミュレーションによる予測 ・大気安定度不安定時 ・上層逆転時 ・接地逆転層崩壊時 ・ダウンウォッシュ時(煙突後流) ・ダウンドラフト時(建物後流)
		予測地域	硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質及び有害物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及びその周辺
		予測地点	予測地域における面的な影響濃度分布及び最大着地濃度出現地点
		予測対象時期等	施設の稼働が定常の状態となる時期

表 7.2.1(11) 調査、予測及び評価の手法（大気質）

項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	評価の手法	
硫黄酸化物 窒素酸化物 浮遊粒子状物質 有害物質等 (続き)	<施設の供用> ばい煙の排出 (続き)	評価の手法	ばい煙の排出による硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質及び有害物質に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。 また、環境基準等と整合が図られているかどうかについても見解を明らかにする。 <基準・目標> ・「大気の汚染に係る環境基準について」 ・「二酸化窒素に係る環境基準について」 ・「二酸化窒素の人の健康影響に係る判定条件等について」に基づく短期暴露指針値 ・「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改定等について」(環境庁大気保全局長通達(昭和52年6月16日環大規第136号))による塩化水素の目標環境濃度 ・「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第七次答申)」(平成15年環境省通知 環管総発第03090004号)による水銀の指針値 ・「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について」

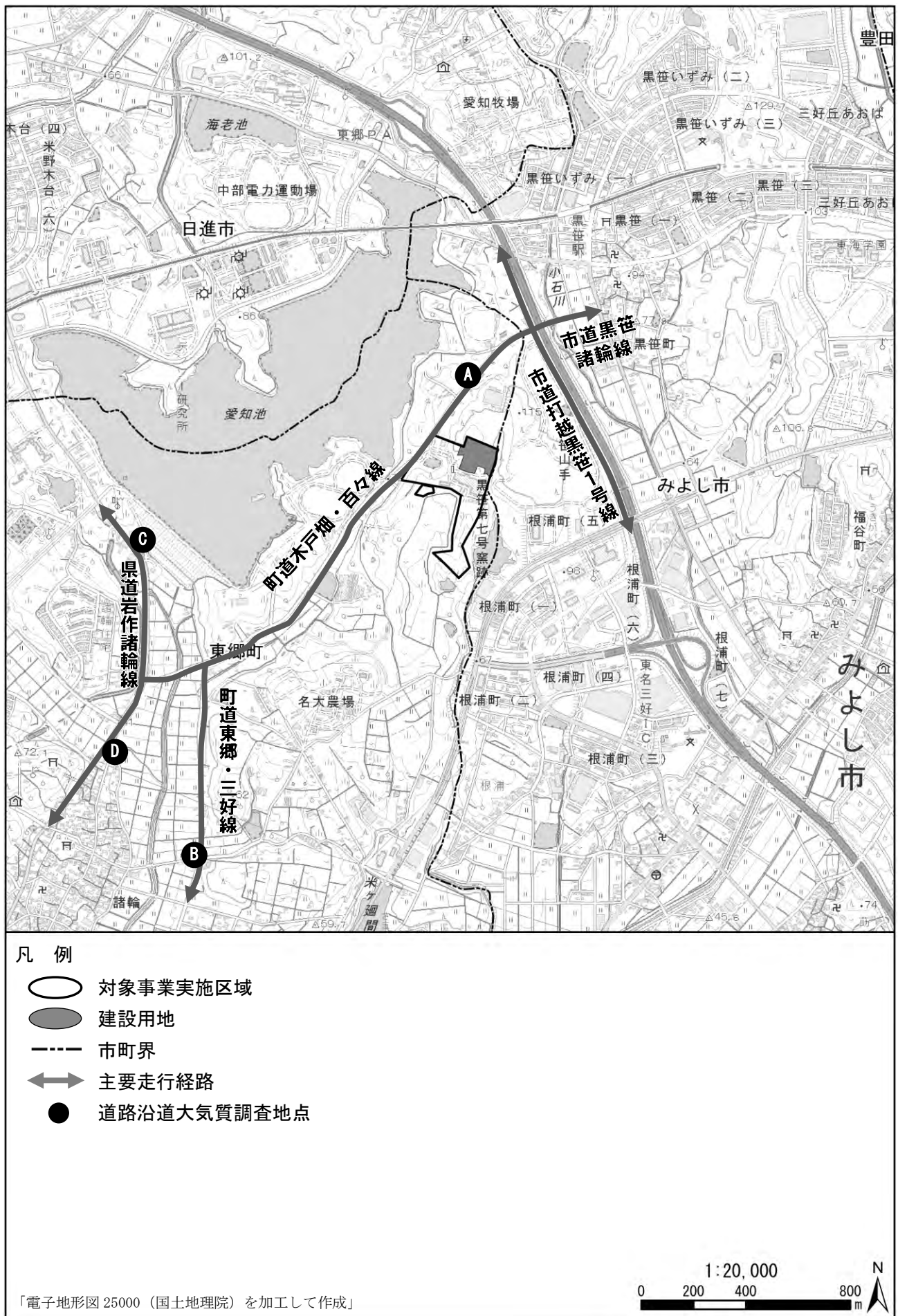


図 7.2.1 道路沿道大気質の調査地点

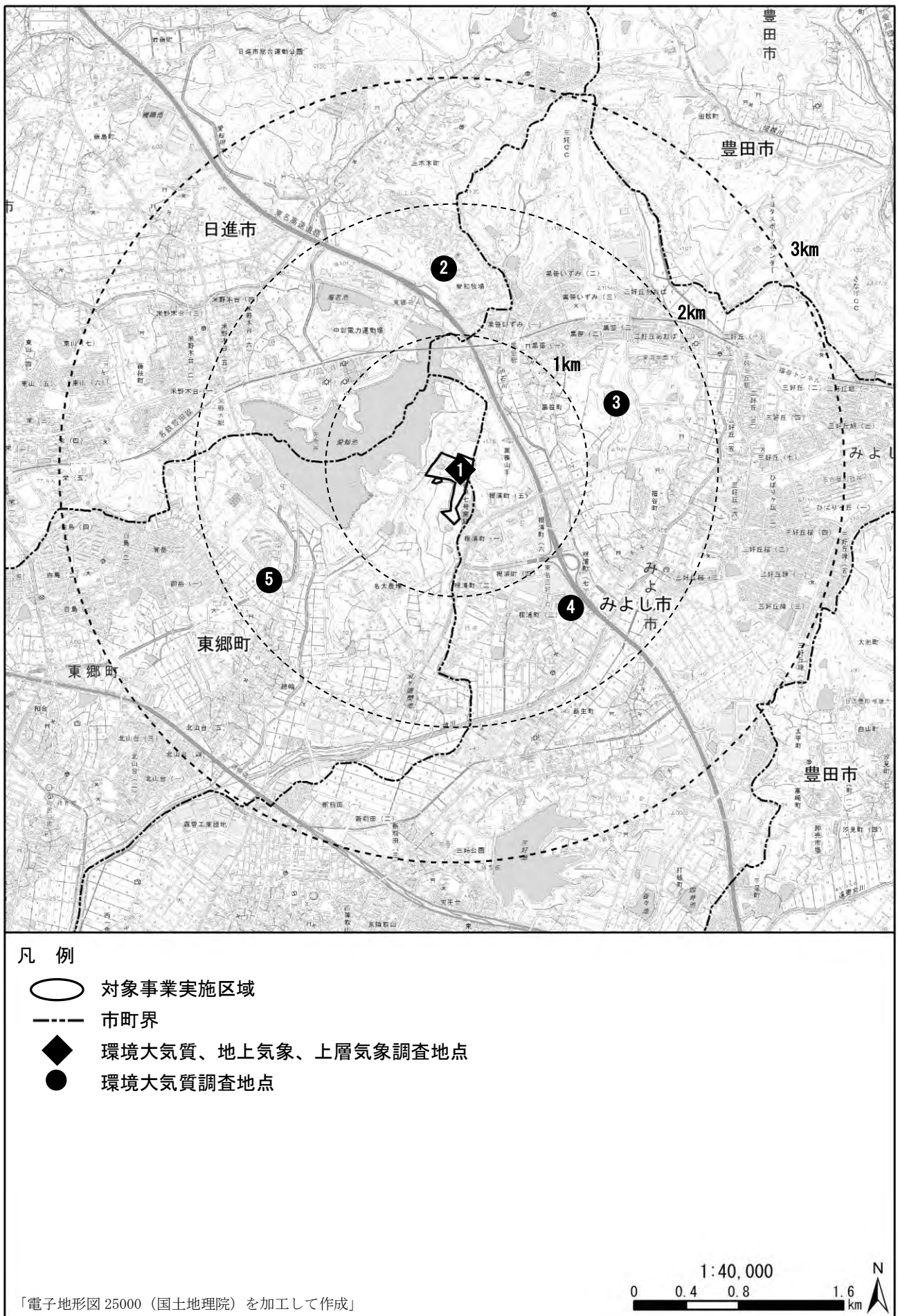


図 7.2.2 環境大気質及び気象の調査地点

表 7.2.2(1) 調査、予測及び評価の手法（騒音及び超低周波音）

項目		調査、予測及び評価の手法		
環境要素の区分	影響要因の区分			
建設作業等騒音	<工事の実施> 建設機械の稼働等	調査すべき情報	(1) 騒音の状況 (2) 地表面の状況	
		調査の基本的な手法	(1) 騒音の状況 ① 現地調査 JIS Z 8731「環境騒音の表示・測定方法」に基づく方法 (2) 地表面の状況 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析	
		調査地域	建設機械の稼働に伴う騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及びその周辺	
		調査地点	(1) 騒音の状況 対象事業実施区域敷地境界付近4地点（地点1～4） （図 7.2.3 環境騒音、低周波音、環境振動の調査地点参照） (2) 地表面の状況 騒音の状況の調査地点の周辺	
		調査期間等	(1) 騒音の状況 ① 現地調査 平日1日及び休日1日の計2日（24時間） (2) 地表面の状況 ① 文献その他の資料調査 最近年について収集 ② 現地調査 騒音の状況の現地調査時	
		予測の基本的な手法	ASJ CN-Model 2007（日本音響学会式）による予測	
		予測地域	音の伝搬特性を考慮して、建設機械の稼働による騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及びその周辺	
		予測地点	予測地域における面的な騒音レベルの分布及び敷地境界上の最大地点	
		予測対象時期等	建設機械の稼働に伴う騒音に係る環境影響が最大となる時期	
		評価の手法	建設機械の稼働に伴う騒音に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。 また、基準等と整合が図られているかどうかについても見解を明らかにする。 <基準・目標> ・「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」 ・「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」	

表 7.2.2(2) 調査、予測及び評価の手法（騒音及び超低周波音）

項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
施設からの騒音	<施設の供用> 機械等の稼働	調査すべき情報	騒音の状況
		調査の基本的な手法	「建設作業等騒音、建設機械の稼働等」の手法に同じ
		調査地域	機械等の稼働に伴う騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及びその周辺
		調査地点	「建設作業等騒音、建設機械の稼働等」の地点に同じ
		調査期間等	「建設作業等騒音、建設機械の稼働等」の期間に同じ
		予測の基本的な手法	騒音伝搬理論式による予測
		予測地域	音の伝搬特性を考慮して、機械等の稼働による騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及びその周辺
		予測地点	予測地域における面的な騒音レベルの分布及び敷地境界上の最大地点
		予測対象時期等	施設の稼働が定常の状態となる時期 なお、既存施設と計画施設が同時に稼働する試運転の時期も参考として予測する。
		評価の手法	機械等の稼働に伴う騒音に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについても見解を明らかにする。 また、基準等と整合が図られているかどうかについても見解を明らかにする。 <基準・目標> ・「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」 ・「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」

表 7.2.2(3) 調査、予測及び評価の手法（騒音及び超低周波音）

項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
道路交通騒音	<工事の実施> 資材等の搬入及び搬出	調査すべき情報	(1) 道路交通騒音の状況 (2) 沿道の状況 (3) 道路構造及び当該道路における交通量及び走行速度の状況
		調査の基本的な手法	(1) 道路交通騒音の状況 ① 文献その他の資料調査 愛知県等による測定結果の収集、整理及び解析 ② 現地調査 環境基準に規定する測定の方法 (2) 沿道の状況 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 (3) 道路構造及び当該道路における交通量及び走行速度の状況 ① 文献その他の資料調査 「道路交通センサス」における調査結果の収集、整理及び解析 ② 現地調査 ・道路構造：メジャー等による計測 ・交通量：カウンターによる計測 ・走行速度：ストップウォッチによる計測
	調査地域	資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の運行に伴う騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域周辺で、資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の主要走行経路の沿道	
	調査地点	(1) 道路交通騒音の状況 ① 文献その他の資料調査 愛知県等の実施の調査地点 ② 現地調査 資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の走行により交通量が相当程度変化すると考えられる主要走行経路のうち、住居等の分布状況等を勘案した4地点（地点A～D） （図 7.2.4 道路交通騒音、振動の調査地点参照） (2) 沿道の状況 道路交通騒音の状況の調査地点の周辺 (3) 道路構造及び当該道路における交通量及び走行速度の状況 ① 現地調査 資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の走行により交通量が相当程度変化すると考えられる主要走行経路のうち、住居等の分布状況等を勘案した4地点（地点A～D） （図 7.2.4 道路交通騒音、振動の調査地点参照）	

表 7.2.2(4) 調査、予測及び評価の手法（騒音及び超低周波音）

項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
道路交通騒音 (続き)	<工事の実施> 資材等の搬入及び搬出 <施設の供用> 廃棄物等の搬入及び搬出 (続き)	調査期間等	(1) 道路交通騒音の状況 ① 文献その他の資料調査 最近年について収集 ② 現地調査 平日1日及び休日1日の計2日（16時間：6時～22時） (2) 沿道の状況 ① 文献その他の資料調査 最近年について収集 ② 現地調査 道路交通騒音の状況の現地調査時 (3) 道路構造及び当該道路における交通量及び走行速度の状況 ① 文献その他の資料調査 最近年について収集 ② 現地調査 道路交通騒音の状況の現地調査時
		予測の基本的な手法	ASJ RTN-Model 2023（日本音響学会式）による予測
		予測地域	音の伝搬特性を踏まえて、資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の運行に伴う騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域周辺で、資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の主要走行経路の沿道住居付近
		予測地点	道路交通騒音の状況の現地調査地点と同じ4地点（地点A～D）
		予測対象時期等	(1) 工事の実施 資材等運搬車両等の運行による騒音に係る環境影響が最大となる時期 (2) 施設の供用 施設の稼働が定常の状態となる時期
		評価の手法	資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の運行による騒音に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。 また、基準等と整合が図られているかどうかについても見解を明らかにする。 <基準・目標> ・「騒音に係る環境基準について」

表 7.2.2(5) 調査、予測及び評価の手法（騒音及び超低周波音）

項目		調査、予測及び評価の手法		
環境要素の区分	影響要因の区分			
低周波音	<施設の供用> 機械等の稼働	調査すべき情報	(1) 低周波音の状況 (2) 地表面の状況	
		調査の基本的な手法	(1) 低周波音の状況 ① 現地調査 「低周波音の測定方法に関するマニュアル」 (平成12年 環境庁) に準拠した方法 (2) 地表面の状況 文献その他の資料及び現地調査による情報の 収集並びに当該情報の整理及び解析	
		調査地域	機械等の稼働に伴う低周波音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及びその周辺	
		調査地点	(1) 低周波音の状況 対象事業実施区域敷地境界付近4地点 (地点1～4) (図 7.2.3 環境騒音、低周波音、環境振動の調査地点参照) (2) 地表面の状況 低周波音の状況の調査地点の周辺	
		調査期間等	(1) 低周波音の状況 ① 現地調査 平日1日(24時間) (2) 地表面の状況 ① 文献その他の資料調査 最近年について収集 ② 現地調査 低周波音の状況の現地調査時	
		予測の基本的な手法	事業計画における環境配慮事項及び類似事例による定性的予測	
		予測地域	低周波音の伝搬特性を考慮して、機械等の稼働による低周波音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及びその周辺	
		予測地点	予測地域と同じ	
		予測対象時期等	施設の稼働が定常の状態となる時期	
		評価の手法	機械等の稼働による低周波音に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。	

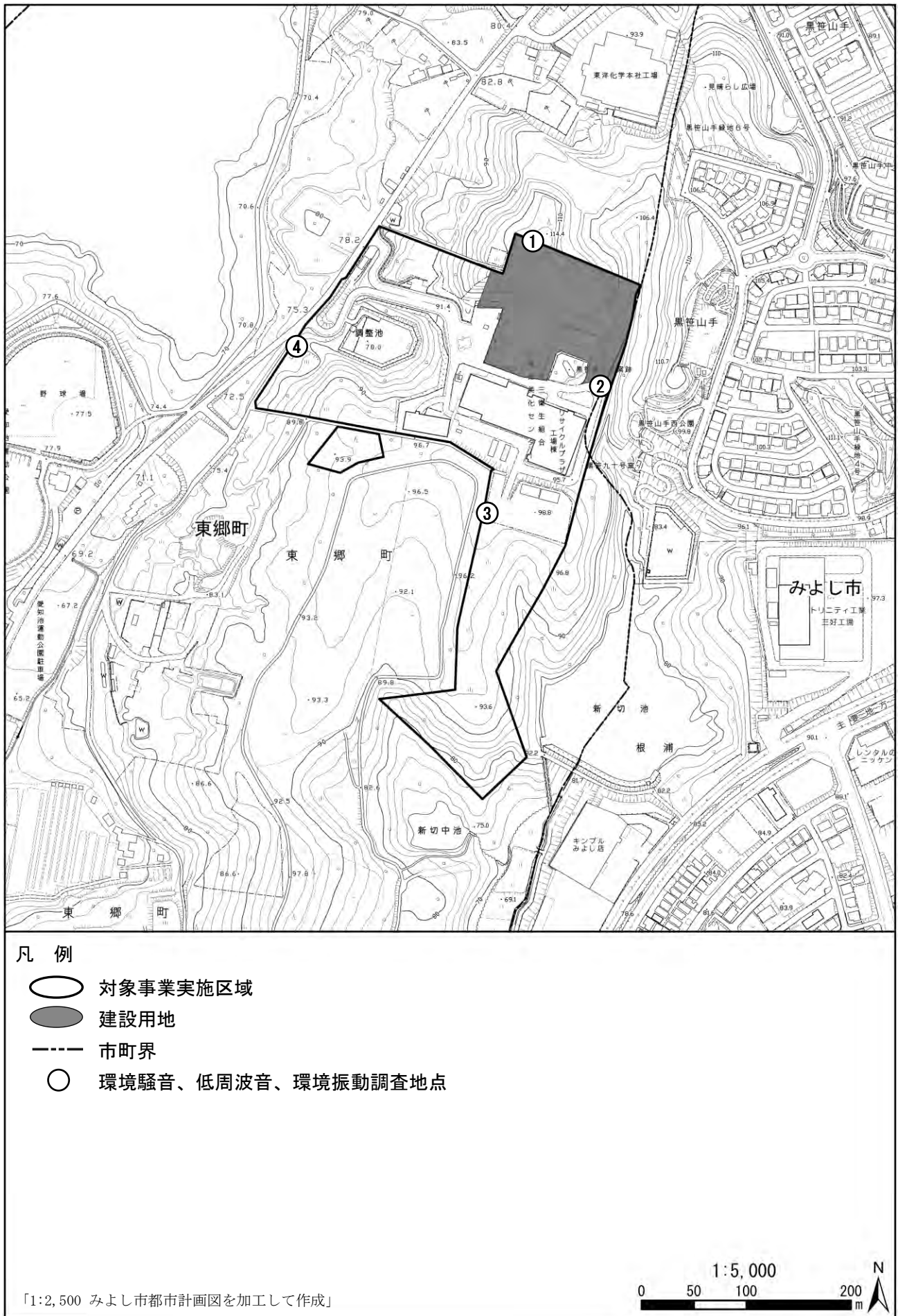


図 7.2.3 環境騒音、低周波音、環境振動の調査地点

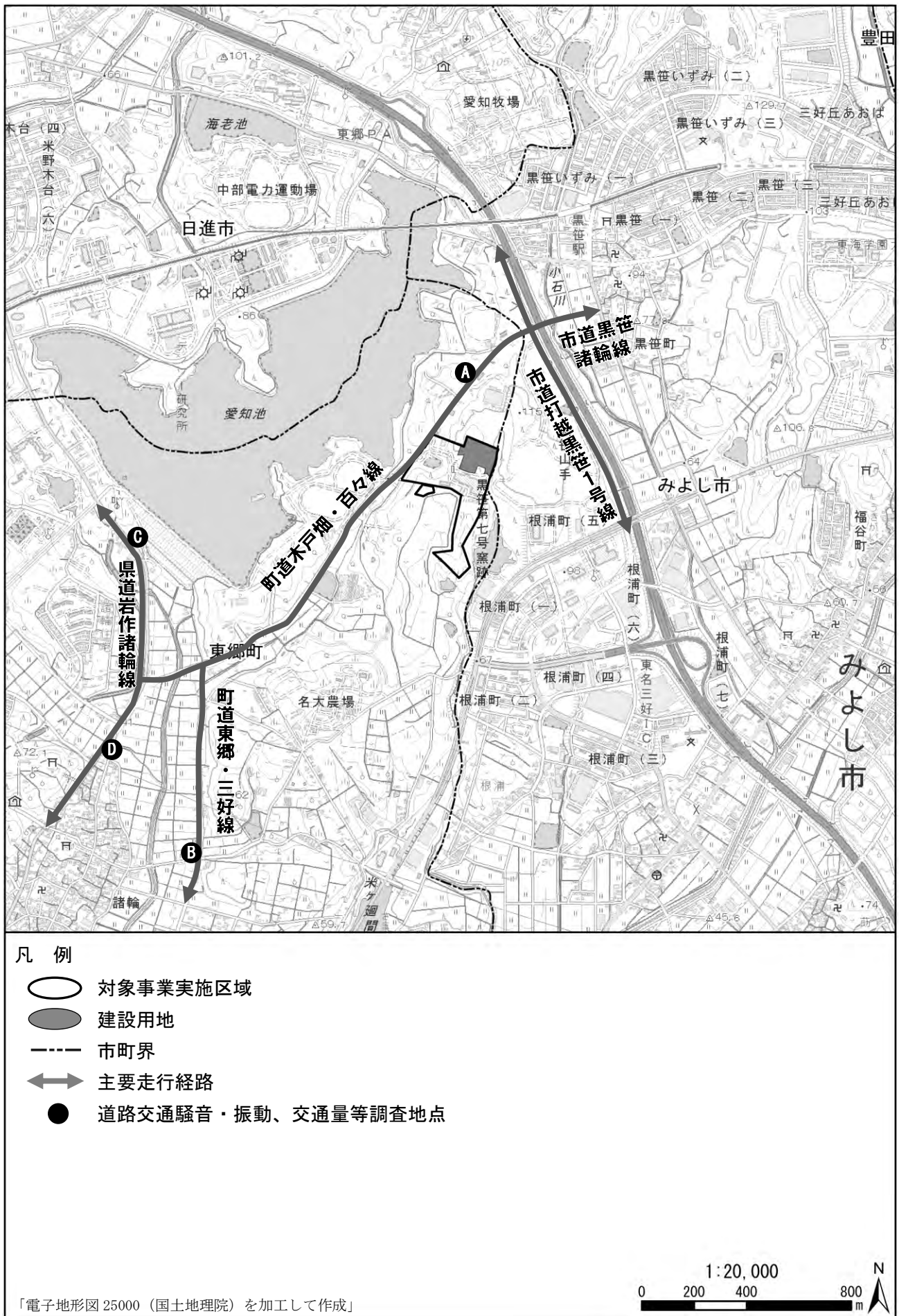


図 7.2.4 道路交通騒音、振動等の調査地点

表 7.2.3(1) 調査、予測及び評価の手法（振動）

項目		調査、予測及び評価の手法		
環境要素の区分	影響要因の区分			
建設作業等振動	<工事の実施> 建設機械の稼働等	調査すべき情報	(1) 振動の状況 (2) 地盤の状況	
		調査の基本的な手法	(1) 振動の状況 ① 現地調査 JIS Z 8735「振動レベル測定方法」に基づく方法 (2) 地盤の状況 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析	
		調査地域	建設機械の稼働に伴う振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及びその周辺	
		調査地点	(1) 振動の状況 対象事業実施区域敷地境界付近4地点（地点1～4） （図 7.2.3 環境騒音、低周波音、環境振動の調査地点参照） (2) 地盤の状況 振動の状況の調査地点の周辺	
		調査期間等	(1) 振動の状況 ① 現地調査 平日1日及び休日1日の計2日（24時間） (2) 地盤の状況 ① 文献その他の資料調査 最近年について収集 ② 現地調査 振動の状況の現地調査時	
		予測の基本的な手法	振動の伝搬理論式による予測	
		予測地域	振動の伝搬特性を踏まえて、建設機械の稼働による振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及びその周辺	
		予測地点	予測地域における面的な振動レベルの分布及び敷地境界上の最大地点	
		予測対象時期等	建設機械の稼働に伴う振動に係る環境影響が最大となる時期	
		評価の手法	建設機械の稼働に伴う振動に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。 また、基準等と整合が図られているかどうかについても見解を明らかにする。 <基準・目標> ・「振動規制法施行規則」 ・「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」	

表 7.2.3(2) 調査、予測及び評価の手法（振動）

項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
施設からの振動	<施設の供用> 機械等の稼働	調査すべき情報	(1) 振動の状況 (2) 地盤の状況
		調査の基本的な手法	「建設作業等振動、建設機械の稼働等」の手法に同じ
		調査地域	機械等の稼働に伴う振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及びその周辺
		調査地点	「建設作業等振動、建設機械の稼働等」の地点に同じ
		調査期間等	「建設作業等振動、建設機械の稼働等」の期間に同じ
		予測の基本的な手法	「建設作業等振動、建設機械の稼働等」の手法に同じ
		予測地域	振動の伝搬特性を踏まえて、機械等の稼働に伴う振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及びその周辺
		予測地点	予測地域における面的な振動レベルの分布及び敷地境界上の最大地点
		予測対象時期等	施設の稼働が定常の状態となる時期
		評価の手法	機械等の稼働に伴う振動に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。 また、基準等と整合が図られているかどうかについても見解を明らかにする。 <基準・目標> ・「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」 ・「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」 ・振動の感覚閾値

表 7.2.3(3) 調査、予測及び評価の手法（振動）

項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
道路交通振動	<工事の実施> 資材等の搬入及び搬出	調査すべき情報	(1) 道路交通振動の状況 (2) 沿道の状況 (3) 道路構造及び当該道路における交通量及び走行速度の状況 (4) 地盤の状況
	<施設の供用> 廃棄物等の搬入及び搬出	調査の基本的な手法	(1) 道路交通振動の状況 ① 文献その他の資料調査 愛知県等による測定結果の収集、整理及び解析 ② 現地調査 振動規制法施行規則に定める測定方法に準拠した方法 (2) 沿道の状況 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 (3) 道路構造及び当該道路における交通量及び走行速度の状況 ① 現地調査 ・道路構造：メジャー等による計測 ・交通量：カウンターによる計測 ・走行速度：ストップウォッチによる計測 (4) 地盤の状況 ① 文献その他の資料調査 文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 ② 現地調査 「道路環境整備マニュアル」に準拠した方法
		調査地域	資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の運行に伴う振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域周辺で、資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の主要走行経路の沿道
		調査地点	(1) 道路交通振動の状況 ① 文献その他の資料調査 愛知県等の実施の調査地点 ② 現地調査 資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の走行により交通量が相当程度変化すると考えられる主要走行経路の沿道のうち、住居等の分布状況等を勘案した4地点（地点A～D） （図 7.2.4 道路交通騒音、振動の調査地点参照） (2) 沿道の状況 道路交通振動の状況の調査地点の周辺 (3) 道路構造及び当該道路における交通量及び走行速度の状況 ① 現地調査 資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の走行により交通量が相当程度変化すると考えられる主要走行経路の沿道のうち、住居等の分布状況等を勘案した4地点（地点A～D） (4) 地盤の状況 道路交通振動の状況の調査地点の周辺

表 7.2.3(4) 調査、予測及び評価の手法（振動）

項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
道路交通振動 (続き)	<工事の実施> 資材等の搬入及び搬出 <施設の供用> 廃棄物等の搬入及び搬出 (続き)	調査期間等	(1) 道路交通振動の状況 ① 文献その他の資料調査 最近年について収集 ② 現地調査 平日1日及び休日1日の計2日（12時間：7時～19時（毎正時後10分間）） (2) 沿道の状況 ① 文献その他の資料調査 最近年について収集 ② 現地調査 道路交通振動の状況の現地調査時 (3) 道路構造及び当該道路における交通量及び走行速度の状況 ① 文献その他の資料調査 最近年について収集 ② 現地調査 道路交通振動の状況の現地調査時 (4) 地盤の状況 ① 文献その他の資料調査 最近年について収集 ② 現地調査 道路交通振動の状況の現地調査時のうち、いずれか1日
		予測の基本的な手法	旧建設省土木研究所提案式による予測
		予測地域	振動の伝搬特性を踏まえて、資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の運行に伴う振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域周辺で、資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の主要走行経路の沿道住居付近
		予測地点	道路交通振動の状況の現地調査地点と同じ4地点（地点A～D）
		予測対象時期等	(1) 工事の実施 資材等運搬車両等の運行による振動に係る環境影響が最大となる時期 (2) 施設の供用 施設の稼働が定常の状態となる時期
		評価の手法	資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の運行による振動に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。 また、基準等と整合が図られているかどうかについても見解を明らかにする。 <基準・目標> ・「道路交通振動の要請限度」

表 7.2.4 調査、予測及び評価の手法（悪臭）

項目		調査、予測及び評価の手法		
環境要素の区分	影響要因の区分			
特定悪臭物質、 臭気指数	<施設の供用> 施設からの悪臭の 漏洩	調査すべき 情報	(1) 悪臭（特定悪臭物質、臭気指数）の状況 (2) 気象（風向・風速、気温、湿度）の状況	
		調査の基本的な 手法	(1) 悪臭の状況 ① 現地調査 ・特定悪臭物質：「特定悪臭物質の測定方法」に 準拠した方法 ・臭気指数：三点比較式臭袋法 (2) 気象の状況 ① 現地調査 「地上気象観測指針」（平成14年 気象庁）に 準拠した方法	
		調査地域	悪臭の拡散の特性を踏まえて、悪臭に係る環境影 響を受けるおそれがあると認められる地域として、 対象事業実施区域及びその周辺	
		調査地点	(1) 悪臭の状況 ・特定悪臭物質、臭気指数 調査当日の風上、風下を考慮した事業実施区 域敷地境界付近2地点（地点1、2） ・臭気指数 周辺の住居を代表する2地点 （地点3、4） （図 7.2.5 悪臭の調査地点参照） (2) 気象の状況 対象事業実施区域1地点（地点1） （図 7.2.2 環境大気質及び気象の調査地点参 照）	
		調査期間等	(1) 悪臭の状況 梅雨期、夏季、冬季に各1日1回（計3回） (2) 気象の状況 1年間連続測定	
		予測の基本的な 手法	事業計画における環境配慮事項及び類似事例に よる定性的予測	
		予測地域	悪臭の拡散の特性を踏まえ、悪臭に係る環境影 響を受けるおそれがあると認められる地域として、対 象事業実施区域及びその周辺	
		予測地点	予測地域に同じ	
		予測対象時 期等	施設の稼働が定常の状態となる時期	
		評価の手法	施設からの悪臭の漏洩による悪臭に係る環境影 響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避 又は低減されているかどうかについて見解を明ら かにする。 また、基準等と整合が図られているかどうかにつ いても見解を明らかにする。 <基準・目標> ・「悪臭防止法施行規則」による敷地境界における規 制基準	

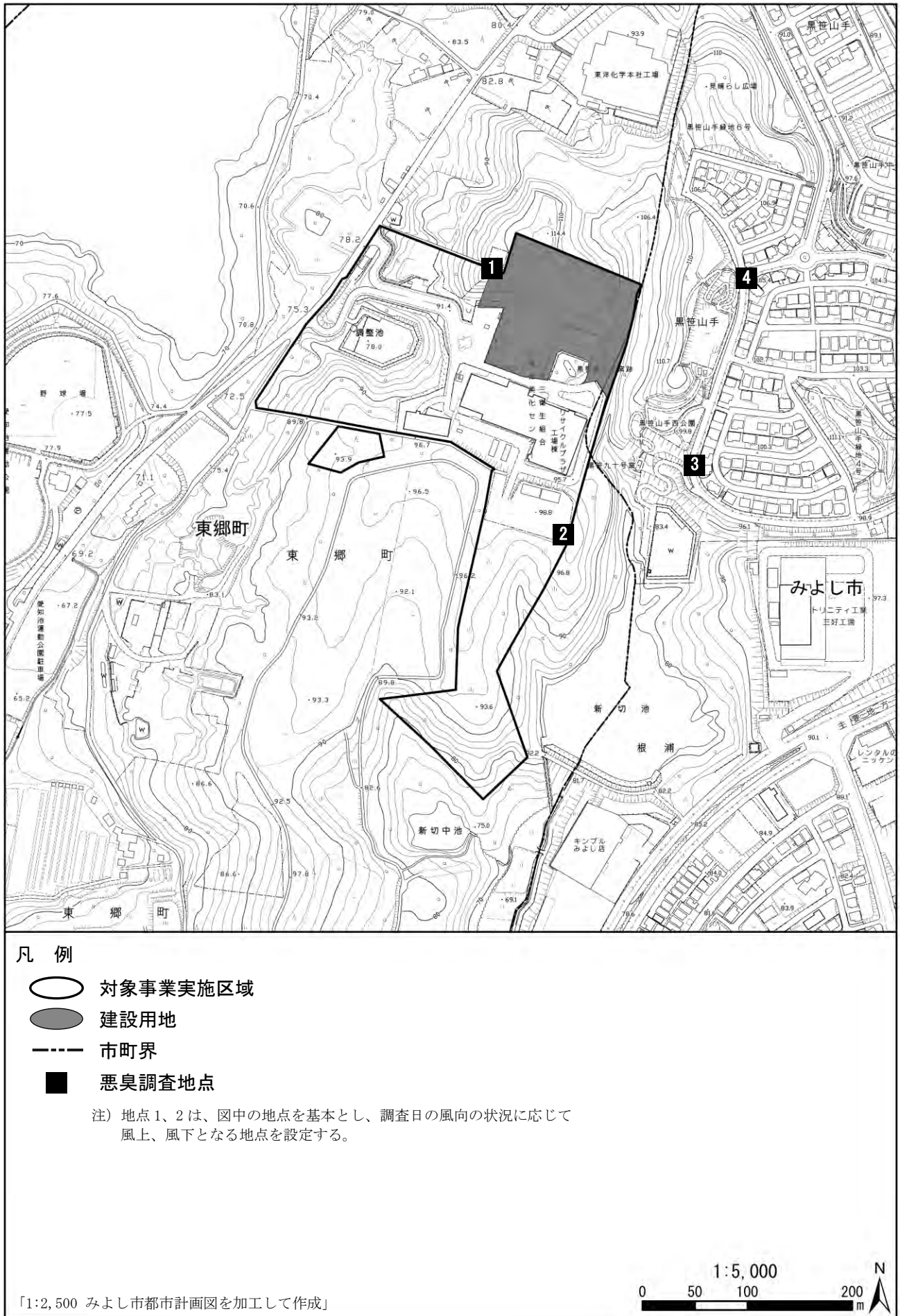


図 7.2.5 悪臭の調査地点

表 7.2.5(1) 調査、予測及び評価の手法（水質）

項目		調査、予測及び評価の手法		
環境要素の区分	影響要因の区分			
水素イオン濃度	<工事の実施> 掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去	調査すべき情報	水素イオン濃度及びその調査時における流量の状況	
		調査の基本的な手法	(1) 文献その他の資料調査 公共用水域の測定結果の収集、整理及び解析 (2) 現地調査 ・水素イオン濃度：環境基準に規定する測定の方法 ・流量：JIS K 0094	
		調査地域	コンクリート打設等による水素イオン濃度に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及びその周辺で、予測・評価に必要な情報を把握できる地域	
		調査地点	(1) 文献その他の資料調査 公共用水域の水質汚濁調査地点 (2) 現地調査 放流先となる前川の3地点 (図 7.2.6 水質の調査地点参照)	
		調査期間等	(1) 文献その他の資料調査 過去5年間程度 (2) 現地調査 4季に各1日1回	
		予測の基本的な手法	調査結果及び工事計画における環境配慮事項を踏まえた定性的予測	
		予測地域	流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて、コンクリート打設等による水素イオン濃度に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及びその周辺	
		予測地点	現地調査地点と同じ	
		予測対象時期等	コンクリート打設等による公共用水域の水素イオン濃度に係る環境影響が最大となる時期	
		評価の手法	コンクリート打設等による水素イオン濃度に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内のできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。 また、環境基準と整合が図られているかどうかについても見解を明らかにする。 <基準・目標> ・「水質汚濁に係る環境基準について」	

表 7.2.5(2) 調査、予測及び評価の手法（水質）

項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
水の濁り (浮遊物質量)	<工事の実施> 掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去	調査すべき情報	(1) 水の濁り(浮遊物質量)、濁度及びその調査時における流量の状況 (2) 土質の状況
		調査の基本的な手法	(1) 浮遊物質量、濁度及び流量の状況 ① 文献その他の資料調査 公共用水域の測定結果の収集、整理及び解析 ② 現地調査 ・浮遊物質量：環境基準に規定する測定の方法 ・濁度：JIS K 0102-1 ・流量：JIS K 0094 (2) 土質の状況 沈降試験
		調査地域	土砂による水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及びその周辺で、予測・評価に必要な情報を把握できる地域
		調査地点	(1) 浮遊物質量、濁度及び流量の状況 ① 文献その他の資料調査 公共用水域の水質汚濁調査地点 ② 現地調査 放流先となる前川の3地点 (図 7.2.6 水質の調査地点参照) (2) 土質の状況 対象事業実施区域の代表的な1地点
		調査期間等	(1) 浮遊物質量、濁度及び流量の状況 ① 文献その他の資料調査 過去5年間程度 ② 現地調査 降雨時1回 (ピーク時を含む10回程度採水) (2) 土質の状況 1回
		予測の基本的な手法	調査結果及び工事計画における環境配慮事項を踏まえた定性的予測
		予測地域	流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて、土砂による水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及びその周辺
		予測地点	浮遊物質量、濁度及び流量の状況については放流先となる前川、土質の状況については対象事業実施区域の代表的な地点
		予測対象時期等	工事の実施による公共用水域の水の濁りに係る環境影響が最大となる時期
		評価の手法	工事の実施による水の濁りに係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。



図 7.2.6 水質の調査地点

表 7.2.6 調査、予測及び評価の手法（地盤・土壌）

項目		調査、予測及び評価の手法		
環境要素の区分	影響要因の区分			
土壌環境	<工事の実施> 掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去	調査すべき情報	(1) 土地利用及び居住状況 (2) 有害物質（土壌の汚染に係る環境基準項目及びダイオキシン類）による汚染状況	
		調査の基本的な手法	(1) 土地利用及び居住の状況 文献その他の資料及び現地踏査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 (2) 有害物質による汚染状況 ① 文献その他の資料調査 土壌汚染対策法等に基づく地歴調査結果等 ② 現地調査 「土壌の汚染に係る環境基準について」、「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」（平成21年 環境省）等に記載の方法	
		調査地域	掘削・盛土等の土工に伴う土壌汚染に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及びその周辺	
		調査地点	(1) 土地利用及び居住状況 対象事業実施区域及びその周辺 (2) 有害物質による汚染状況 ① 文献その他の資料調査 対象事業実施区域内 ② 現地調査 土地利用の状況等を考慮して設定した対象事業実施区域内の1地点 (図 7.2.7 土壌環境の調査地点参照)	
		調査期間等	(1) 土地利用及び居住状況 ① 文献その他の資料調査 最近年について収集 ② 現地調査 有害物質による汚染状況の現地調査時 (2) 有害物質による汚染状況 ① 文献その他の資料調査 別途実施する土壌汚染対策法等に基づく地歴調査等の結果の整理 ② 現地調査 1回	
		予測の基本的な手法	調査結果及び事業計画における環境配慮事項を踏まえた定性的予測	
		予測地域	工事計画を踏まえて、土壌汚染に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及びその周辺	
		予測地点	予測地域と同じ	
		予測対象時期等	掘削・盛土等の土工時期	
		評価の手法	掘削・盛土等の土工による土壌環境に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。 また、環境基準と整合が図られているかどうかについても見解を明らかにする。 <基準・目標> ・「土壌の汚染に係る環境基準について」 ・「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」	

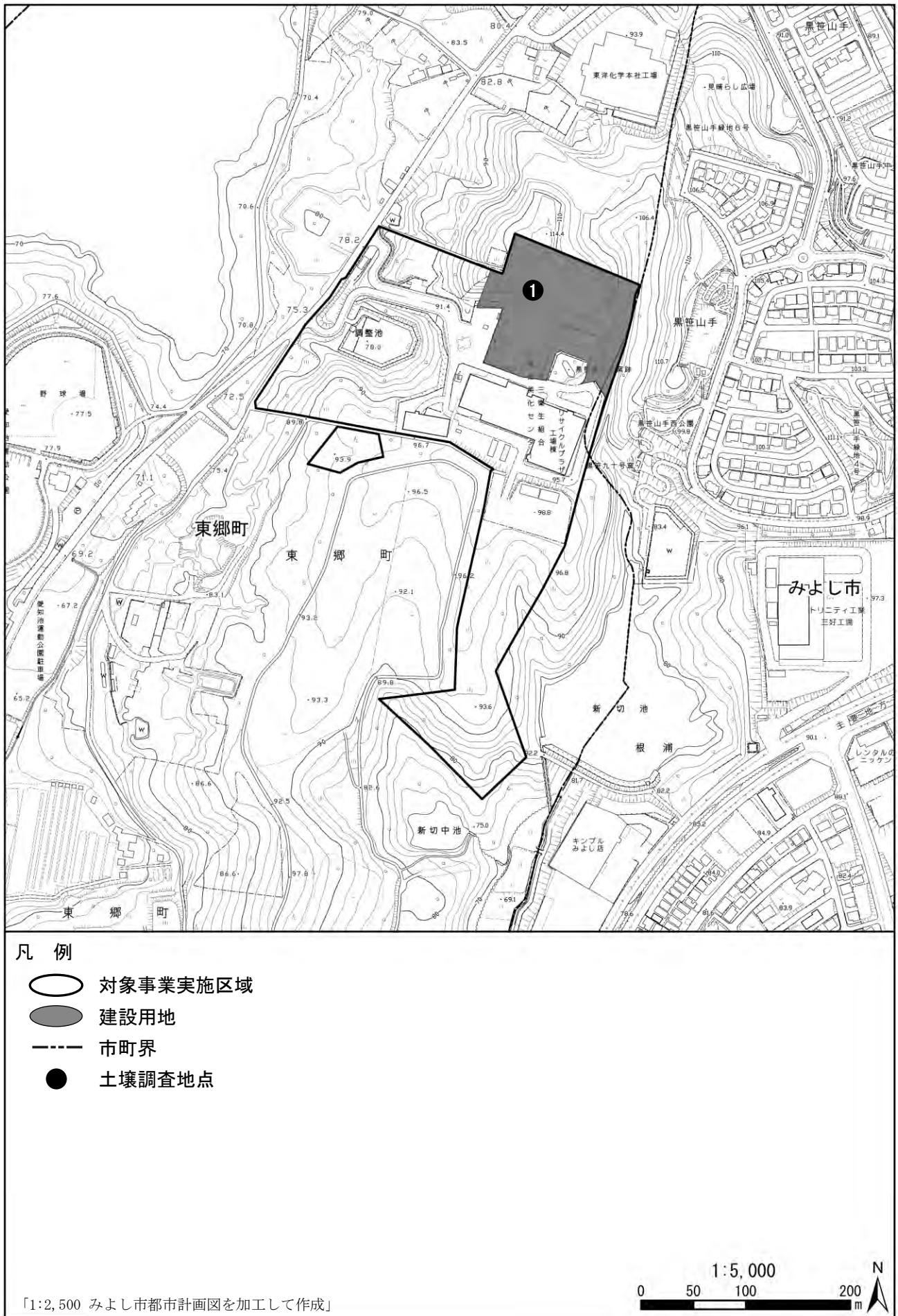


図 7.2.7 土壌環境の調査地点

表 7.2.7(1) 調査、予測及び評価の手法（地下水の状況及び地下水質）

項目		調査、予測及び評価の手法		
環境要素の区分	影響要因の区分			
地下水の状況	<工事の実施> 掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去 <施設の存在> 地形改変並びに施設の存在	調査すべき情報	(1) 地形、地質及び地盤の状況 (2) 地下水の水位の状況 (3) 地下水の利用の状況	
		調査の基本的な手法	(1) 地形、地質及び地盤の状況 対象事業実施区域及びその周辺でのボーリング調査結果や既存資料を基にした当該情報の整理及び解析 (2) 地下水の水位の状況 ① 文献その他の資料調査 対象事業実施区域でのボーリング調査結果や既存資料を基にした当該情報の整理及び解析 ② 現地調査 対象事業実施区域内1地点での測定 (3) 地下水の利用の状況 既存資料等による情報の収集による当該情報の整理及び解析	
		調査地域	地形、地質及び地盤の特性を踏まえて、掘削・盛土等の土工、施設の存在による地下水の水位に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及びその周辺	
		調査地点	(1) 地形、地質及び地盤の状況 対象事業実施区域及びその周辺 (2) 地下水の水位の状況 ① 文献その他の資料調査 対象事業実施区域及びその周辺 ② 現地調査 対象事業実施区域のうち、掘削深さが最も深くなると想定されるごみピット付近で1地点 (図 7.2.8 地下水位、地下水質の調査地点参照) (3) 地下水の利用の状況 対象事業実施区域及びその周辺	
		調査期間等	(1) 地形、地質及び地盤の状況 最近年について収集 (2) 地下水の水位の状況 ① 文献その他の資料調査 過去5年間程度 ② 現地調査 1年間に各月1回 (3) 地下水の利用の状況 過去5年間程度	
		予測の基本的な手法	調査結果及び工事計画・事業計画に基づいた定性的予測	
		予測地域	工事計画・事業計画を踏まえて、掘削・盛土等の土工、施設の存在による地下水の水位に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及びその周辺	
		予測地点	予測地域と同じ	

表 7.2.7(2) 調査、予測及び評価の手法（地下水の状況及び地下水質）

項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
地下水の状況 (続き)	<工事の実施> 掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去	予測対象時期等	(1) 工事の実施 掘削工事による環境影響が最大となる時期 (2) 施設の存在 施設の存在による環境影響を的確に把握できる時期
	<施設の存在> 地形改変並びに施設の存在 (続き)	評価の手法	掘削・盛土等の土工、施設の存在に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。

表 7.2.7(3) 調査、予測及び評価の手法（地下水の状況及び地下水質）

項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
地下水質	<工事の実施> 掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去	調査すべき情報	(1) 地下水質（地下水環境基準項目及びダイオキシン類）の状況 (2) 地形、地質及び地盤の状況 (3) 地下水の利用の状況
		調査の基本的な手法	(1) 地下水質の状況 ① 文献その他の資料調査 文献その他の資料による当該情報の整理及び解析 ② 現地調査 ・地下水環境基準項目：環境基準に規定する測定の方法 ・ダイオキシン類：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準」に規定する測定の方法 (2) 地形、地質及び地盤の状況 対象事業実施区域及びその周辺でのボーリング調査結果や既存資料を基にした当該情報の整理及び解析 (3) 地下水の利用の状況 既存資料等による情報の収集による当該情報の整理及び解析
		調査地域	地形、地質及び地盤の特性を踏まえて、掘削・盛土等の土工による地下水質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及びその周辺
		調査地点	(1) 地下水質の状況 ① 文献その他の資料調査 対象事業実施区域及びその周辺 ② 現地調査 対象事業実施区域のうち、掘削深さが最も深くなると想定されるごみピット付近で1地点 (図 7.2.8 地下水位・地下水質の調査地点参照) (2) 地形、地質及び地盤の状況 対象事業実施区域及びその周辺 (3) 地下水の利用の状況 対象事業実施区域及びその周辺
		調査期間等	(1) 地下水質の状況 ① 文献その他の資料調査 最近年について収集 ② 現地調査 4季に各1日1回 (2) 地形、地質及び地盤の状況 最近年について収集 (3) 地下水の利用の状況 過去5年間程度

表 7.2.7(4) 調査、予測及び評価の手法（地下水の状況及び地下水質）

項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
地下水質 (続き)	<工事の実施> 掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去 (続き)	予測の基本的な手法	調査結果及び工事計画に基づいた定性的予測
		予測地域	工事計画・事業計画を踏まえて、掘削・盛土等の土工による地下水質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及びその周辺
		予測地点	予測範囲と同じ
		予測対象時期等	掘削工事による環境影響が最大となる時期
		評価の手法	掘削・盛土等の土工に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。



図 7.2.8 地下水位・地下水質の調査地点

表 7.2.8 調査、予測及び評価の手法（日照阻害）

項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
日照阻害	<施設の存在> 地形改変並びに施設の存在	調査すべき情報	(1) 土地利用及び居住の状況 (2) 地形の状況
		調査の基本的な手法	文献その他の資料及び現地踏査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析
		調査地域	土地利用の状況及び地形の状況を踏まえて日照阻害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及びその周辺
		調査地点	対象事業実施区域及びその周辺
		調査期間	土地利用及び居住の状況並びに地形の状況を適切に把握できる時期
		予測の基本的な手法	時刻別日影図及び等時間日影図の作成による予測
		予測地域	調査地域のうち、土地利用の状況及び地形の状況を踏まえて日照阻害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及びその周辺
		予測地点	土地利用の状況及び地形の状況を踏まえて予測地域における日照阻害に係る環境影響を的確に把握できる地点
		予測対象時期等	施設の設置が完了した時期の冬至日
		評価の手法	施設の存在による日照阻害に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。 また、基準等と整合が図られているかどうかについても見解を明らかにする。 <基準・目標> ・「建築基準法」及び「愛知県建築基準条例」に基づく日影規制

表 7.2.9(1) 調査、予測及び評価の手法（動物）

項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
重要な種及び注目すべき生息地	<工事の実施> 建設機械の稼働等掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去 <施設の存在> 地形改変並びに施設の存在	調査すべき情報	(1) 脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況 (2) 動物の重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況 (3) 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況 (4) 代償措置を検討する場合における対象となる動物の特性や現生息地及び代償措置実施場所の環境条件、類似事例等の状況
		調査の基本的な手法	(1) 文献その他の資料調査 文献、既存資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 (2) 現地調査 ・哺乳類：目撃法、フィールドサイン法、トラップ法、自動撮影法 ・鳥類：任意観察法、ラインセンサス法、ポイントセンサス法 ・猛禽類：定点調査 ^{注1)} ・昆虫類：任意採集法、ベイトトラップ法、ライトトラップ法 ・両生類、爬虫類：任意観察法 ・魚類：任意採集法 ・底生動物：任意採集法 ・クモ類：任意観察法 ・陸産貝類：任意観察法
		調査地域	動物の生息の特性を踏まえて、重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及び周囲約200mの範囲（猛禽類については周囲約1kmの範囲）
		調査地点	動物の生息の特性を踏まえて、調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路 （図 7.2.9 動植物の調査地点（魚類、底生動物、猛禽類、水生植物相を除く全種）、図 7.2.10 動植物の調査地点（魚類、底生動物、水生植物相）及び図 7.2.11 動物の調査地点（猛禽類）参照）
		調査期間等	(1) 文献その他の資料調査 最近年について収集 (2) 現地調査 ・哺乳類：春季、夏季、秋季、冬季に各1回 ・鳥類：春季、繁殖期、夏季、秋季、冬季に各1回 ・猛禽類：2営巣期（令和8年2月～8月及び令和9年2月～8月に各月1回、2日） ^{注2)} ・昆虫類：春季、夏季、秋季に各1回 ・両生類、爬虫類：早春季、春季、夏季、秋季に各1回 ・魚類：春季、夏季、秋季に各1回 ・底生動物：早春季、夏季、冬季に各1回 ・クモ類：春季、夏季、秋季に各1回 ・陸産貝類：初夏、秋季に各1回 ※必要に応じて調査時期を追加・調整する。

注1) 猛禽類については、営巣の可能性がある場合は踏査を交えた調査を行うことで、営巣地の確認にも努める。

注2) 事前踏査において、対象事業実施区域周辺でオオタカが生息及び繁殖している可能性が考えられたことから、マニュアルに基づき、1営巣期目の調査を令和8年2月から8月の期間で先行実施している。

表 7.2.9(2) 調査、予測及び評価の手法（動物）

項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
重要な種及び注目すべき生息地（続き）	<工事の実施> 建設機械の稼働等掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去 <施設の存在> 地形改変並びに施設の存在（続き）	予測の基本的な手法	重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた定性的予測
		予測地域	調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて、重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及び周囲約200mの範囲
		予測対象時期等	動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期
		評価の手法	工事の実施及び施設の存在による動物の重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内のできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。

表 7.2.10 有識者への聞き取り結果概要（猛禽類）

聞き取り実施日	結果概要
第1回 令和7年12月11日	<p>【対象者：日本鳥類保護連盟 評議員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業による影響については、大学所有の農場や愛知池など、東側の餌場となる環境が開発等により変化する可能性は低いと考えられることから、事業により採餌場や餌量などの質が変わることは少ないと考えられる。 ・現地調査計画のうち、古巣調査（事前踏査）の実施時期は12月が良い。調査範囲は問題ない。定点調査の定点1、2は組合建物屋上で広い範囲を見渡せるが、上から見下ろす形のため、樹林が背景になると個体の確認が難しくなる。このため、定点位置は空が背景となるような観察定点を設けて補足すること。定点調査時期は2月から8月で問題ない。
第2回 令和8年4月1日	<p>【対象者：日本鳥類保護連盟 評議員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3月調査で営巣木を確認したため、4～5月の営巣地確認調査は延期し、雛が飛べるようになった7月に実施するとよい。 ・環境影響評価手続き中の大気質、動植物調査では、計画地内の現在利用している施設や舗装された道路、平場等の敷地での調査はすでに慣れているため、オオタカへの影響はない。 ・大気質のうち、上昇気象調査でバルーンを揚げる場所は計画地横の平場（組合建物北側）の場合、オオタカが警戒する恐れがあるため、南側の平場（東郷フィールド側）で実施する方がよい ・営巣地が特定されている場合は、2繁殖期の調査終了前でも環境保全措置検討のための調査を開始したほうが良い。 ・回避・低減・代償の考え方があるため、回避・低減ができない場合に代償措置検討となる。代償措置しか対策がない場合の対策は代替巣の設置となる。代替巣は基本的に3箇所程度を設置しており、今回も3箇所程度が良いと考えられる。 ・環境保全措置として代替巣の設置を検討する場合は、工事開始時点で代替巣設置後2繁殖期が経過していることが望ましい。

表 7.2.11 調査、予測及び評価の手法（植物）

項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
重要な種及び群落	<工事の実施> 掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去 <施設の存在> 地形改変並びに施設の存在	調査すべき情報	(1) 維管束植物その他主な植物に関する植物相及び植生の状況 (2) 重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況 (3) 特に重要で、なおかつ大きな影響を受けるおそれがある種が存在する場合におけるその種の集団構造及び繁殖特性 (4) 代償措置を検討する場合における対象となる植物の特性、現生育地及び代償措置実施場所の環境条件、類似事例等の状況
		調査の基本的な手法	(1) 文献その他の資料調査 文献、既存資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 (2) 現地調査 ・植生：植生図作成調査、コドラート法 ・植物相：任意観察調査 ・水生植物相：任意観察調査
		調査地域	植物の生育及び植生の特性を踏まえて、重要な種及び群落に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及び周囲約200mの範囲（図 7.2.9 動植物の調査地点（魚類、底生動物、猛禽類、水生植物相を除く全種）及び図 7.2.10 動植物の調査地点（魚類、底生動物、水生植物相）参照）
		調査地点	植物の生育及び植生の特性を踏まえて、調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路
		調査期間等	(1) 文献その他の資料調査 最近年について収集 (2) 現地調査 ・植生：秋季1回 ・植物相：早春季、春季、夏季、秋季に各1回 ・水生植物相：春季、夏季、秋季に各1回
		予測の基本的な手法	重要な種及び群落について、分布又は生育環境の改変の程度を踏まえた定性的予測
		予測地域	調査地域のうち、植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及び周囲約200mの範囲
		予測対象時期等	植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る環境影響を的確に把握できる時期
		評価の手法	工事の実施及び施設の存在による植物の重要な種及び注目すべき生育地に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。

表 7.2.12 調査、予測及び評価の手法（生態系）

項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
地域を特徴付ける生態系	<p><工事の実施> 建設機械の稼働等掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去</p> <p><施設の存在> 地形改変並びに施設の存在</p>	調査すべき情報	<p>(1) 動植物その他の自然環境に係る概況</p> <p>(2) 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況</p> <p>(3) 代償措置を検討する場合における注目される動植物の種又は生物群集の特性、現生息・生育地及び代償措置実施場所の環境条件、類似事例等の状況</p>
		調査の基本的な手法	文献その他の資料及び動物、植物の現地調査結果を踏まえた定性的、定量的情報の収集並びに当該情報の整理及び解析
		調査地域	動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて、注目種等に係る環境が環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及び周囲約200mの範囲（図 7.2.9 動植物の調査地点（魚類、底生動物、猛禽類、水生植物相を除く全種）参照）
		調査地点	動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて、調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路
		調査期間等	動植物の調査時期に準じた時期
		予測の基本的な手法	注目種（上位性・典型性・特殊性の視点から生態系を特徴付ける生物種）等の分布、生息又は生育環境の改変の程度を踏まえた定性的予測
		予測地域	動植物の調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて、注目種等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及び周囲約200mの範囲
		予測対象時期等	動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を的確に把握できる時期
		評価の手法	工事の実施及び施設の存在による地域を特徴付ける生態系の注目種等に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。

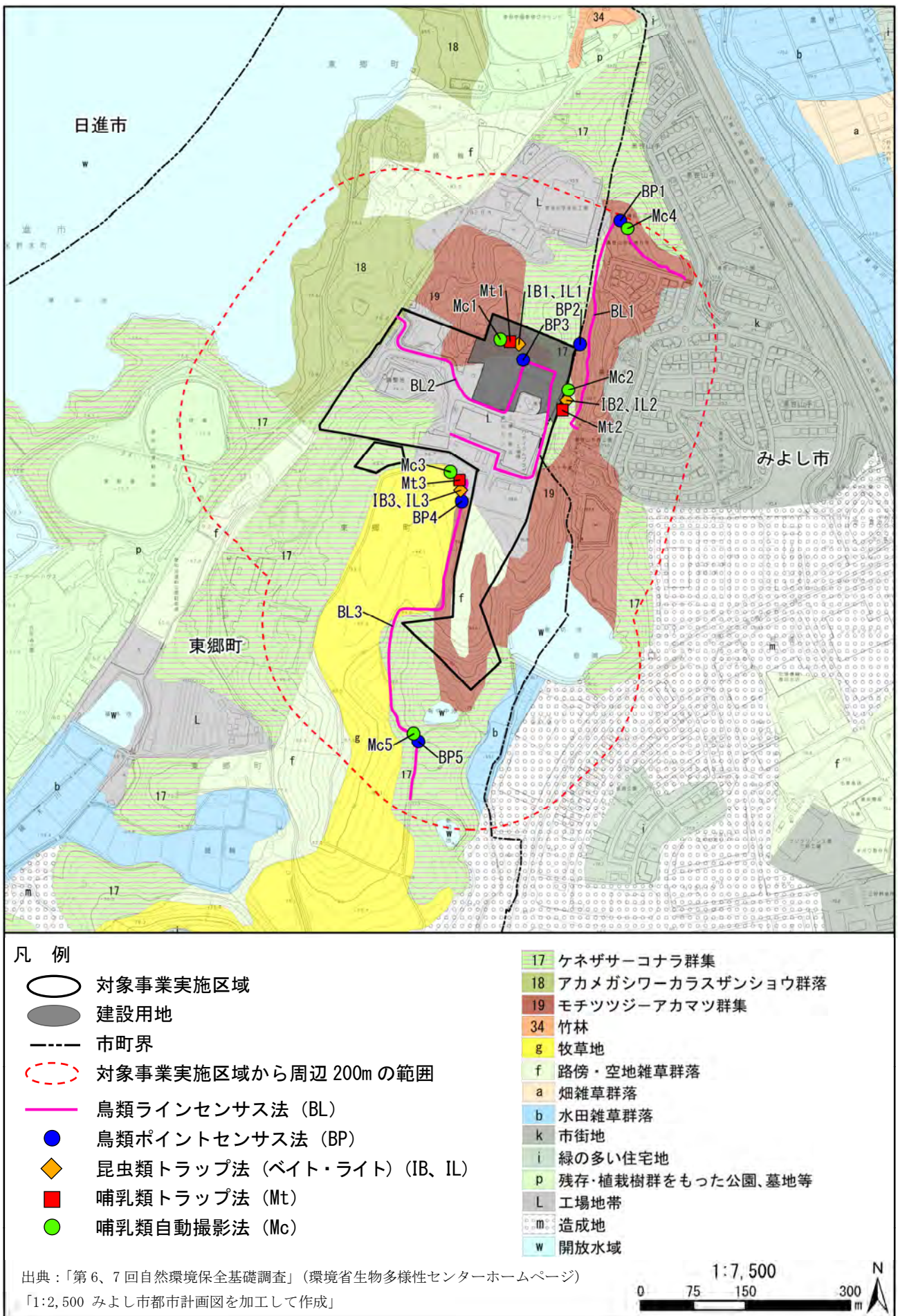


図 7.2.9 動植物の調査地点（魚類、底生動物、猛禽類、水生植物相を除く全種）



図 7.2.10 動植物の調査地点 (魚類、底生動物、水生植物相)

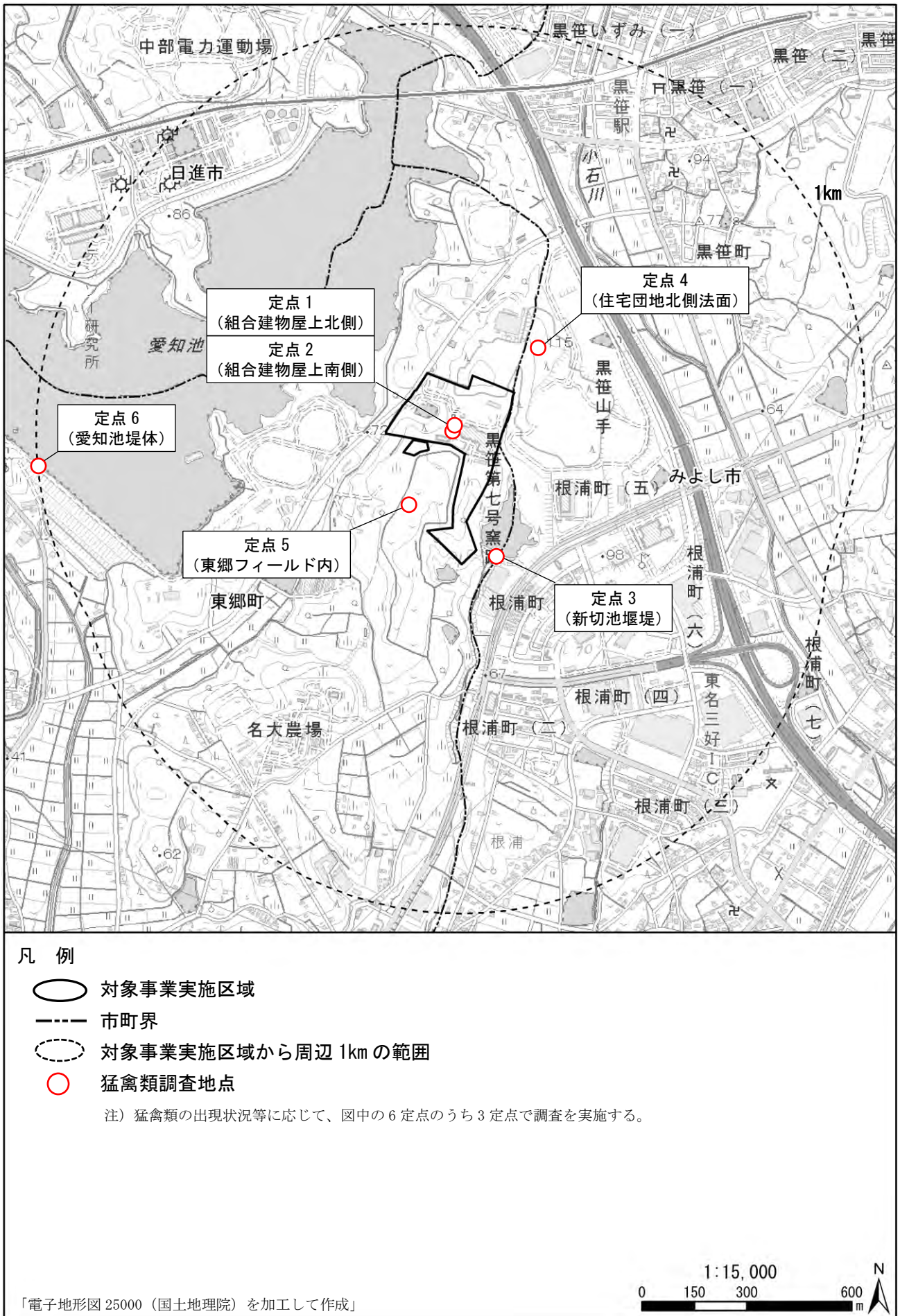


図 7.2.11 動物の調査地点(猛禽類)

表 7.2.13 調査、予測及び評価の手法（景観）

項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観	<施設の存在> 地形改変並びに施設の存在	調査すべき情報	(1) 景観資源の状況 (2) 主要な眺望点の状況 (3) 主要な眺望景観の状況
		調査の基本的な手法	(1) 景観資源の状況 資料等による情報の収集並びに当該資料の整理及び解析 (2) 主要な眺望点の状況 ① 文献その他の資料調査 資料等による情報の収集並びに当該資料の整理及び解析 ② 現地調査 写真撮影等による情報の収集並びに当該資料の整理及び解析 (3) 主要な眺望景観の状況 ① 現地調査 写真撮影等による情報の収集並びに当該資料の整理及び解析
		調査地域	景観の特性を踏まえて景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域周辺
		調査地点	調査地域における景観に係る影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点として対象事業実施区域周辺の8地点（図7.2.12 景観の調査地点参照）
		調査期間等	①文献その他の資料調査 最近年について収集 ②現地調査 着葉季、落葉季に各1回
		予測の基本的な手法	フォトモンタージュ法等による定性的予測
		予測地点	調査地点に同じ
		予測対象時期等	施設の存在による環境影響を適切に把握できる時期
		評価の手法	地形改変並びに施設の存在による景観に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。

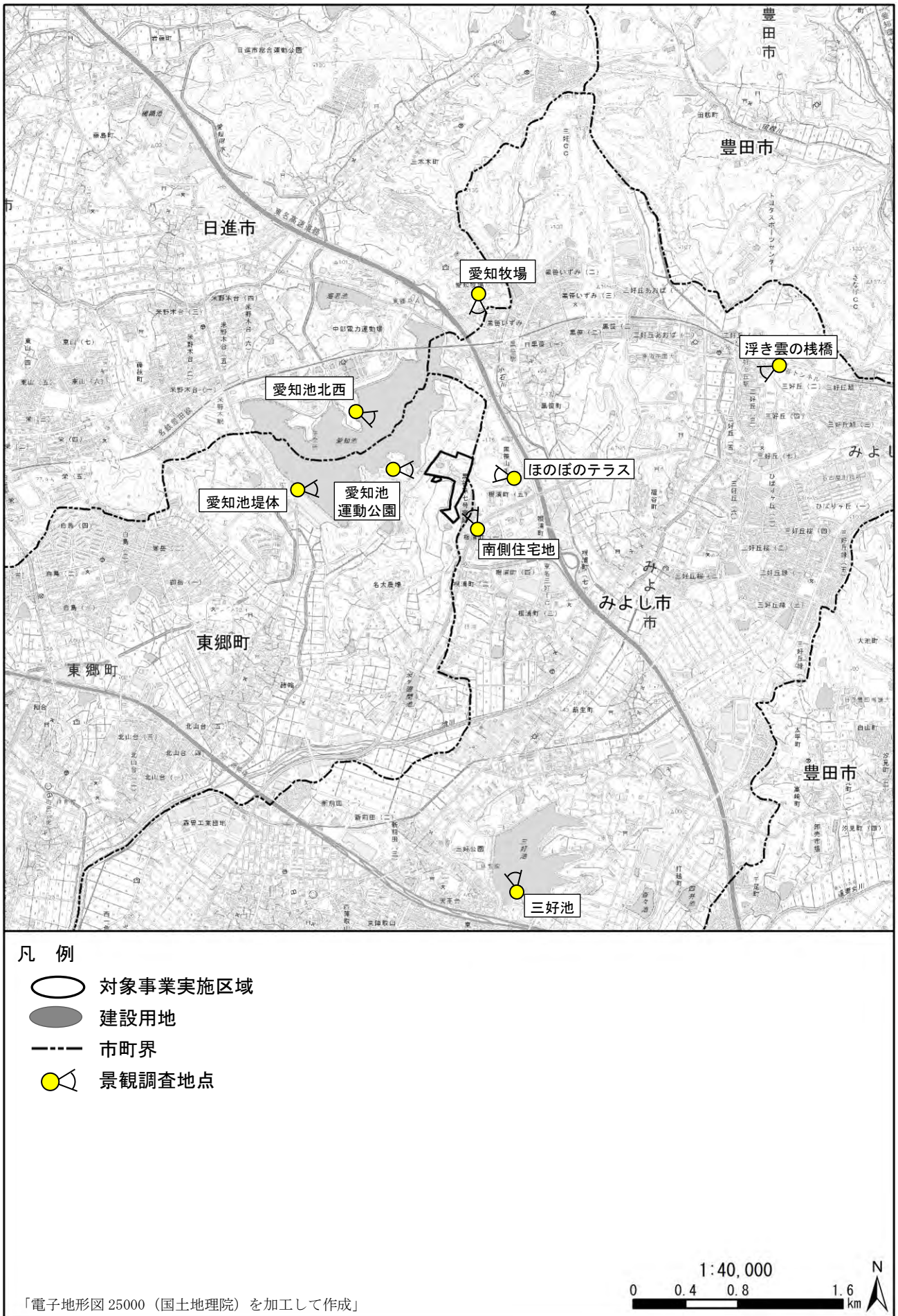


図 7.2.12 景観の調査地点

表 7.2.14 調査、予測及び評価の手法（人と自然との触れ合い活動の場）

項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	<工事の実施> 資材等の搬入及び搬出 <施設の存在> 地形改変並びに施設 の存在 <施設の供用> 廃棄物等の搬入及び搬出	調査すべき情報	(1) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況 (2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況
		調査の基本的な手法	(1) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況 文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 (2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 ① 文献その他の資料調査 文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 ② 現地調査 写真撮影等現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析
		調査地域	人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて、主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる対象事業実施区域周辺
		調査地点	調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる2地点（図 7.2.13 人と自然との触れ合いの活動の場の調査地点参照）
		調査期間等	(1) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況 最近年について収集 (2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 ① 文献その他の資料調査 最近年について収集 ② 現地調査 平日及び休日各1日
		予測の基本的な手法	主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、調査結果、工事計画及び事業計画に基づいた定性的予測
		予測地点	調査地点に同じ
		予測対象時期等	工事の実施及び施設の存在による環境影響を適切に把握できる時期
		評価の手法	資材等運搬車両等、廃棄物運搬車両等の運行及び施設の使用による人と自然との触れ合い活動の場に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。



図 7.2.13 人と自然との触れ合いの活動の場の調査地点

表 7.2.15 調査、予測及び評価の手法（地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況）

項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況	<工事の実施> 資材等の搬入及び搬出	調査すべき情報	(1) 主要な歴史的文化的環境の状況
		調査の基本的な手法	(1) 主要な歴史的文化的環境の状況 ① 文献その他の資料調査 文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 ② 現地調査 写真撮影等現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析
	<施設の存在> 地形改変並びに施設の存在	調査地域	歴史的文化的環境の特性を踏まえて、地域を特徴付ける歴史的文化的環境が影響を受けるおそれがあると認められる対象事業実施区域周辺
		調査地点	調査地域における歴史的文化的環境に係る環境影響を予測及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる2地点（図 7.2.14 歴史的文化的特性を生かした環境の状況の調査地点参照）
	<施設の供用> 廃棄物等の搬入及び搬出	調査期間等	(1) 主要な歴史的文化的環境の状況 ① 文献その他の資料調査 最近年について収集 ② 現地調査 平日及び休日各1日（12時間）
		予測の基本的な手法	主要な歴史的文化的環境について、調査結果、工事計画、事業計画及び類似事例等に基づいた定性的予測
		予測地点	調査地点に同じ
		予測対象時期等	工事の実施及び施設の存在による環境影響を適切に把握できる時期
		評価の手法	資材等運搬車両の運行及び施設の存在による人と歴史的文化的環境に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。



図 7.2.14 歴史的文化的特性を生かした環境の状況の調査地点

表 7.2.16 調査、予測及び評価の手法（廃棄物等）

項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
廃棄物	＜施設の供用＞ ばい煙の排出 機械等の稼働	予測の基本的な手法	事業計画等に基づいた廃棄物の種類ごとの発生量及び最終処分量等の予測
		予測地域	対象事業実施区域
		予測対象時期等	施設の稼働が定常の状態となる時期
		評価の手法	ばい煙の排出及び機械等の稼働に伴う廃棄物に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で行える限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。
残土その他の副産物	＜工事の実施＞ 掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去	予測の基本的な手法	(1) 残土 工事計画による残土の発生量の算定 (2) 建設工事に伴う副産物 工事計画等に基づいた解体工事及び建設工事に伴う副産物の種類ごとの排出量の算定
		予測地域	対象事業実施区域
		予測対象時期等	工事の実施期間
		評価の手法	残土、建設工事及び既存の工作物等の除去に伴う副産物に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で行える限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。

表 7.2.17 調査、予測及び評価の手法（温室効果ガス等）

項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
温室効果ガス等 (二酸化炭素等)	<工事の実施> 資材等の搬入及び搬出 建設機械の稼働等	予測の基本的な手法	工事計画及び「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアルVer6.1」(令和8年3月 環境省・経済産業省)に基づいた工事の実施に伴い発生する温室効果ガス等の排出量の算定による予測
		予測地域	対象事業実施区域及びその周辺
		予測対象時期等	工事の実施期間
		評価の手法	資材等運搬車両等の運行及び建設機械の稼働に伴う温室効果ガス等の排出が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。
	<施設の供用> ばい煙の排出 機械等の稼働 廃棄物等の搬入及び搬出	予測の基本的な手法	事業計画及び「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアルVer6.1」(令和8年3月 環境省・経済産業省)に基づき、施設の供用による温室効果ガス等の排出量及び廃棄物発電により発生する電力等による削減量の程度を予測
		予測地域	対象事業実施区域及びその周辺
		予測対象時期等	施設の稼働が定常の状態となる時期
		評価の手法	ばい煙の排出、機械等の稼働及び廃棄物運搬車両等の運行に伴う温室効果ガス等の排出が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。

第8章 方法書に関する業務を委託した事業者の名称、 代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

環境影響評価方法書に関する業務は、以下に示す者に委託して実施した。

名 称 : 八千代エンジニアリング株式会社 名古屋支店
代 表 者 : 執行役員支店長 磯部 滋
所 在 地 : 愛知県名古屋市中区新栄町 2-9